

(第二類 第二号)(附屬の二)

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会 内閣委員会 地方行政委員会 大蔵委員会 連合審査会議録 第一号(その一)

昭和四十六年十二月七日(火曜日)

午前十時七分開議

出席委員

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君 理事 國場 幸昌君

理事 二階堂 進君 理事 渡 徹郎君

理事 毛利 松平君 理事 久保 三郎君

理事 細谷 治嘉君 理事 中川 嘉美君

理事 門司 亮君 理事 池田 清志君

理事 天野 光晴君 理事 宇田 國榮君

理事 石井 一君 理事 大石 八治君

理事 小淵 惠三君 理事 大村 襄治君

理事 大野 明君 理事 佐藤 文生君

理事 加藤 陽三君 理事 田中 龍夫君

理事 正示啓次郎君 理事 谷川 和穂君

理事 谷垣 專一君 理事 三ツ林 弥太郎君

理事 藤波 孝生君 理事 武藤 嘉文君

理事 箕輪 登君 理事 豊 永光君

理事 森 喜朗君 理事 石川 次夫君

理事 井上 善方君 理事 木島 喜兵衛君

理事 川俣 健二君 理事 美濃 政市君

理事 武部 文君 理事 伊藤 惣助君

理事 山口 鶴男君 理事 桑名 義治君

理事 岡本 富夫君 理事 二見 伸明君

理事 斎藤 実君 理事 田畑 金光君

理事 小平 忠君 理事 米原 昶君

理事 東中 光雄君

内閣委員会

委員長 伊能 繁次郎君

理事 佐藤 文生君 理事 坂村 吉正君

理事 堀谷 一夫君 理事 渡 徹郎君

理事 大出 俊君 理事 和田 耕作君

理事 加藤 陽三君 理事 笠岡 喬君

理事 中山 利生君 理事 葉梨 信行君

地方行政委員会

理事 上村 千一郎君 理事 大石 八治君

理事 堀川 正十郎君 理事 中村 弘海君

理事 豊 永光君 理事 山本 弥之助君

理事 吉田 久之君 理事 國場 幸昌君

理事 菅 太郎君 理事 宮澤 喜一君

理事 高島 修君 理事 下平 正一君

理事 村田 敬次郎君 理事 中井 徳次郎君

理事 土井 たか子君 理事 山口 鶴男君

理事 中谷 鉄也君 理事 門司 亮君

理事 桑名 義治君 理事 青柳 盛雄君

大蔵委員会

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君 理事 丹羽 久章君

理事 藤井 勝志君 理事 山下 元利君

理事 広瀬 秀吉君 理事 松尾 正吉君

理事 上村 千一郎君 理事 奥田 敬和君

理事 木村 武子代君 理事 佐伯 宗義君

理事 坂元 親男君 理事 中島 源太郎君

理事 村上 信二君 理事 毛利 松平君

理事 森 美秀君 理事 山口 シン二君

理事 吉田 重延君 理事 阿部 助哉君

理事 平林 剛君 理事 堀 昌雄君

理事 貝沼 次郎君 理事 伏木 和雄君

理事 二見 伸明君 理事 津川 武一君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾 繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣 水田 三喜男君

厚生大臣 斎藤 昇君

運輸大臣 丹羽 喬四郎君

建設大臣 西村 英一君

自治大臣 渡部 元三郎君

総務大臣 山中 貞則君

官務大臣 中村 實太君

官務大臣 江崎 真澄君

官務大臣 木村 俊夫君

官務大臣 大石 武一君

官務大臣 高辻 正巳君

官務大臣 林 信一君

官務大臣 茨木 広君

官務大臣 岡田 勝二君

官務大臣 島 四男雄君

官務大臣 砂田 重民君

官務大臣 高松 敬治君

官務大臣 片岡 誠君

官務大臣 鶴崎 敏君

官務大臣 安戸 基男君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

官務大臣 島田 豊君

官務大臣 銅崎 富司君

官務大臣 久保 卓也君

委員外の出席者

日本専売公社総裁

北島 武雄君

綿貫 敏行君

沖繩及び北方問題に関する特別委員会調査室長

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

沖繩及び北方問題に関する特別委員会調査室長

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

第二類第二号(附屬の二)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会内閣委員会連合審査会議録 第一号(その一) 昭和四十六年十二月七日

内閣委員会調査 本田 敬信君
地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長 大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

本日の会議に付した案件

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)
沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)
沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)
沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)
国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)
沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号)
沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案(川俣健二君外十六名提出、衆法第三号)

〔床次沖繩及び北方問題に関する特別委員長、委員長席に着く〕

○床次委員長 これより沖繩及び北方問題に関する特別委員会内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会連合審査会を開会いたします。

内閣提出にかかる沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、及び川俣健二君外十六名提出にかかる沖繩

における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案
沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

沖繩振興開発特別措置法案

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件
沖繩平和開発基本法案
沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案
〔本号(その二)に掲載〕

○床次委員長 質疑の申し出があります。順次これを許します。丹羽久章君。

○丹羽(久)委員 委員長のお許しを得ましたので、総理府、大蔵省、防衛庁、環境庁、厚生省の各大臣にお尋ねをいたしたいと思いますが、与えられた時間が三十分よりありませんから、要点についての簡単な質問をいたしたいと思っております。ぜひ簡明にお答えをいただきたいと思っております。

まず、総理府総務長官にお尋ねをいたしたいと思っておりますが、政府は、去る十月八日の閣議で、沖繩における通貨交換について、沖繩百万県民の切なる要望を考慮いたしまして、県民の長年にわたる労苦に報いるために、実質的に一ドル三百六十円レートによる交換を保証する措置を講ずることとされました。これによりまして、琉球政府は、通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急措置を講じたのであります。十月八日現在の沖繩県民の現金あるいは預貯金を確認または調査をして、三百六十円と復帰時の交換比率の差額は給付金として支払うこととされたのでありますが、そこで

総理府総務長官にお尋ねをいたしたいと思っております。

この措置によって、三百六十円で交換する現金、預貯金は幾らになっているか、この点をひとつお答えいただきたいと思っております。

○山中国務大臣 個人の現金通貨については、たゞたび明確にいたしておりますが、六千八百八十八万三千ドル、預貯金については現在集計中でありますが、これは推計方式をとらざるを得ませんが、五億五千九百九十九万五千ドルであります。これの推計の方法は、銀行、信託については、沖繩銀行の実質総預金の五六・九六%の推計をいたしたし、相互銀行、信用金庫については、中央相互の七八・八〇%の実績をとりました。農漁協、郵貯等については、すべて個人預金とみなして、一〇〇%これをとることにしてはじき出した数字であります。しかしながら、これは今後相当時間をかけて、コンピュータ等にかねがね個人別の相殺をしてまいりますので、一応、来年度予算には、二・五%の復帰時の幅というところを、これは架空の想定として置きまして、二百四十億円ほど交付金として要するものと、一応の想定であります。要求をいたしております。

○丹羽(久)委員 ただいま二・五%とおっしゃいましたが、これに要する予算額、すなわち、円の切り上げがいま問題になっておりますが、対米ドルとの幅が一五%あるは一〇%、どこできまるかまだ決定いたしませんけれども、もし一〇%、一五%の場合にはどんな程度になるのでしょうか。もう計算は済んでおりますか。

○山中国務大臣 これは、現在の実勢レートよりも二・五%の予算要求をしておるということは、思想としては、復帰時の時点において、切り上げがあつても、変動相場制そのものであつても、その実勢の幅を給付金として交付するわけでありまして、したがって、一〇%の場合にはちよつといまあまり考えなくてもいいと思っておりますが、一五%となりますと二百八十億円、かりに一〇%の場合は、百八十七億円ということであ

ります。

○丹羽(久)委員 琉球政府の屋良主席が十一月十七日に上京されました。政府に提出された「復帰措置に関する建議書」によれば、十月の九日以降交換時までの資産増加分についても補償せよという要望をしておるが、この点について政府はどのようなお考えを持っておりますか。

○山中国務大臣 これは私から答弁するのはちよつと管轄外でありますけれども、大蔵大臣の専管事項であります。そのような手段は、現実に具体的な手段として行使しにくいということでありまして、

○丹羽(久)委員 大蔵大臣は御出席がないようでありまして、大蔵省の考え方はどうでしょうか。

○前田政府委員 お答えいたします。これは、先ほど山中大臣から御答弁がありまして、九日以降のものについてはこれを見ない、こういうこととございまして、それからもう一つは、これは、あの当時現在におきまして蓄積されました県民の通貨性資産に対する措置、こういう趣旨でございまして、そういう観点からいたしますれば、そのときまでに県民の蓄積された資産についての措置、こういう二つの観点から、それ以後の分については見ない、こういうこととござい

○丹羽(久)委員 大蔵省も、総理府も、その後の資産については見ないというふうにお考えになつていて、意見統一の考えのようでありまして、さらに次にお聞きしたいと思っておりますが、返還協定の第七条の対米支払額は三億二千万ドルになっておりますが、そのうちの引き継ぎ資産関係が一億七千万ドルといわれておるが、その積算の内訳をひとつ示していただきたいと思

○前田政府委員 お答えいたします。一億七千万ドルの積算の内訳というところでございますが、琉球電力公社が四千四百九十万ドル、琉球水道公社が四千七百三十万ドル、琉球開

発金公社が五千七百九十万ドル、那覇空港が九百六十万ドル、行政用建築物百万ドル、道路構築物千四百六十万ドル、航空保安施設五十万ドル、航路標識三十万ドル、渡嘉敷陸軍補助施設百九十万ドル、合計いたしまして評価いたしますと一億七千八百万ドルになります。これで先方と話をつきましたのが、一億七千五百万ドル程度ということで話し合いをつけたわけでございます。実際の評価は一億七千八百万ドル、こういうことでございまして。

○丹羽(久)委員 総理府総務長官にお尋ねいたしたいと思いますが、沖縄振興開発特別措置法の第三條の中に「開発計画」がありますが、振興開発のためには、産業の振興と企業の誘致、農業の改良等々が必要であるが、沖縄では、特に問題になりますのは、先日の干ばつでも見られたとおり、水資源が非常に乏しいのであります。復帰前には、地下水をろ過したり、あるいは米軍で供給を受けたりして水飢饉に対処してきたほど、たいへん水資源が乏しい地区であります。豊かな沖縄県をつくる、そのためには、復帰後にどのように水資源の開発を進めていくかが沖縄の振興開発の基本であると思っております。そういう意味から考えましての今後の沖縄開発の具体的なこの開発の構想をひとつ長官にお尋ねいたしたいと思っております。先日の国会でも、豊かないろいろな話を承りましたけれども、さらにもう一度あなたのあの豊かな話をお聞きいたしたいと思っております、この際お尋ねをいたします。

○山中国務大臣 現在米政府の資金で建設をされております福地ダムを、本土政府の予算をつぎ込んで早急に完成させ、その貯水された水を石川浄水場を通じて中南部に給水する計画を、まず一義的に焦眉の急として急ぎます。さらに、本島においては、北部における東部水系、安波川、昔久川等を中心とする多目的ダムの集約的な開発をいたしますと同時に、長期的には、北部の西側水系等についても開発を調査、実施したいと考えておる次第であります。この中には、将来予想される

工業用水というものも念頭に置いてやるわけですが、他方、先島を含む離島においては、飲み水はあっても、今回の干ばつのように、農作物に給水をする施設ができていない島と、それから、飲み水そのものもないという島と、それから、したがって、それらを分類して、宮古、石垣両島においては、飲み水はいつも切れなかったわけではあります。それらの島々について、かんがいの水の確保ということに重点を置いて、ダムの建設、ポンプの建設、井戸の建設等に重点を置いて進めたいと思っております。さらに、離れ島であつて、水も船で運ぶ以外に手はない、しかし、近くの島に水があるという、たとえば新城、黒島等については、西表島から海底送水の工事に着手したいと思っております。さらに、宮古から来間島に至る海底送水、並びに本島の勝連半島から津堅島等についての海底送水も計画いたしておるわけでありまして。さらに、石垣については、表流水を、当然のことながら、ダムあるいは貯水、そういう工事をするにによって不測の場合の畑地かんがいに備える。おおよそ以上の構想を持っております。なお、どうにもならない島については、すでに今年度の予算費あるいは緊急支出等をもって、天水を貯水する貯水槽を逐次各島に全部完成させる予定であります。

○丹羽(久)委員 引き続き大蔵省にお尋ねいたします。大臣がいらっしゃいませんので、審議官あるいは局長からのお答えになるだろうと思っておりますが、時間がありませんのでさらに申し上げておきますけれども、簡単によくわかるようにひとつ説明をしていただきたいと思います。

沖縄の現在における国税の収入は幾らぐらいあるか。また、重要な税、すなわち税収入の最も多い税収としてはどのようなものがあるか。それから、復帰に伴うところの特別措置をすれば、税収の見積もり額は一体どういふような、多くなるのか、少なくなるのか、この点もひとつあわせてお答えをいただきたいと思っております。

○中樞政府委員 琉球政府の最近年度におきまところの税収の見積もりを申し上げます。租税及び印紙収入におきまして、かりに一ドルを三百六十円で換算をいたしますと、四百四億三千二百万円になります。その中で、大體国税に相当するものを若干推計を加えて計算をいたしますと、三百七十五億九千九百万円になります。その中でおもな税目を拾い上げてみますと、やはり一番多いのは所得税でございまして、約二六％、それから物品税、大體これは関税を含んでおるものでございまして、約二〇％、それから法人税一三％、以上がおもなものでございまして。

○丹羽(久)委員 政府は、今度の沖縄復帰に對して、みやげものに對する税金を減税し、また、観光相手の料飲店で飲ませる外国洋酒の酒税を軽減するということであるが、この制度のあらましに對して、減税規模をひとつ示していただきたいと思ひます。

○赤羽政府委員 観光税制關係によります関税の特別措置による減税額は約九億二千八百万円、かように見積もられております。これは本会計年度をベースにして積算したものでございまして、いよいよ本土復帰が実現いたしましたベースの税収に若干の移動がございまして、それに應じて増減をいたす、こういう数字でございまして。

○丹羽(久)委員 いまの説明はともかくとしまして、観光客は、減税してもらふのにいろいろめんどうな手続が必要なようでありますが、それをすると、いままでもおりに物を買わないというよう

なことで、観光収入が落ちると思ひけれども、この点どうですか。

○赤羽政府委員 みやげものに對しまして戻税の手続が少しうるさ過ぎる、こういう御質疑かと存じますけれども、それにつきましては、私らといたしましては、一応、基本的には、各観光品の小売り店におきましては税込みで売っていただく、それから、いよいよ出国のときにおきまして、ある一定の証票を税関に添えて戻税をいたいただくというところを基本的には考えております。しかしながら、顧客と小売り店との間にどういふ方法で物を販売するかというについては、法律には何ら触れておりません。そこら辺のところは、今後予定をいたしております政令段階で考えるつもりでございまして、たとえば、現地からの御要望では、小売り店で直ちに税抜きで売つてくれ、こういうような御要望があるわけでございまして。そういうような御要望につきましては、われわれといたしましては、小売り店の店先で税抜きでそのまま売るといふことは、税抜きで売りましたという証票を、同じくその観光客が出国のときに税関に出していただくかないと、小売り店のほうでは、あとでその分だけの税金をまけてもらえないわけでございまして、そのことと顧客と小売り店との信託關係にあるわけでございまして。そのことを、小売り店のほうで、この人はだいいじょうぶだということでも売分には、われわれのほうは何らタッチするつもりはございません。

○丹羽(久)委員 そこで、沖縄県の住民が家庭で消費する輸入の洋酒は課税をされて、料飲店で飲むのは免税ということになれば、外で飲むことのほうが得だということになるというふうなおそれがあると思ひます。その点と、もう一つは、密輸品の増加、免税品の横流し等々の事態が生ずるのではないかとこの心配感がありますが、これに對する措置は十分にとられていられるでしょうか、どうでしょう。

○赤羽政府委員 戻税の手続が少しうるさ過ぎる、こういう御質疑かと存じますけれども、それにつきましては、私らといたしましては、一応、基本的には、各観光品の小売り店におきましては税込みで売っていただく、それから、いよいよ出国のときにおきまして、ある一定の証票を税関に添えて戻税をいたいただくというところを基本的には考えております。しかしながら、顧客と小売り店との間にどういふ方法で物を販売するかというについては、法律には何ら触れておりません。そこら辺のところは、今後予定をいたしております政令段階で考えるつもりでございまして、たとえば、現地からの御要望では、小売り店で直ちに税抜きで売つてくれ、こういうような御要望があるわけでございまして。そういうような御要望につきましては、われわれといたしましては、小売り店の店先で税抜きでそのまま売るといふことは、税抜きで売りましたという証票を、同じくその観光客が出国のときに税関に出していただくかないと、小売り店のほうでは、あとでその分だけの税金をまけてもらえないわけでございまして、そのことと顧客と小売り店との信託關係にあるわけでございまして。そのことを、小売り店のほうで、この人はだいいじょうぶだということでも売分には、われわれのほうは何らタッチするつもりはございません。

○中樞政府委員 沖繩の税制を本土の税制と一体化するにつぎましては、やはりなるべく早い機会に一体化したいという希望を持っておられます。その際、間接税については、かなりの程度沖繩のほうにおいて安いというものがございまして、いま御指摘の洋酒につきましてはそういう部面が見られるわけですが、いつまでもそういう事態を続けるわけにはまいりませんので、できるだけ早く本土の税制と一体化したいというのが基本原則でございます。そこで、沖繩におきましては、

当分、従来のような観光というものを大きな政策にいたしておきます関係上、そういう部面におきましては、従来どおりの税負担におきまして洋酒その他を飲めるといふことを特別措置として認めたわけでございますので、いま御指摘のような点はございまして、それはやはり本土におきまして洋酒をどういふふうに負担して飲んでおるかというところの均衡を考えなければなりませんから、特別措置として、しばらくの間そういう観光的なものに対する減免措置を講ずることにしたわけでございます。

○丹羽(久)委員 大蔵省は、大蔵大臣が御出席だともっと詰めて話したいと思っておりますけれども、いらつしやいませんし、時間がありませんので、これで終わりたいと思います。

防衛庁に対してお尋ねしたいと思っておりますが、長官はこのたび新任せられて、時局非常に重大なときであり、ほんとうに御苦労さんだとお察し申し上げますが、もうすでに経験済みのあなたでありますから、この重大なときに、きつと満足なお答えをいただき、そうして、何かアメリカに肩がわりする隊員だということもありません、沖繩が返ってきたときには、やはり日本の国としての防衛体制ということにならうと思っております。そういう考え方であらうと思っております。きのうも、新聞なんかでは、から手の自衛隊員になれというような説でありますけれども、最も適したところだと思っております。先輩として尊敬いたしておる

あなたでありますから、これから尋ねていくことについて、皆さんが誤解を持っていらつしやる点をぜひ解いていただくように、簡明率直なお答えをひとついただきたいと思います。

まず、沖繩におけるところの自衛隊の使命と、その配備計画、隊員数について、どの程度になるかということをお答えいただきたいと思います。

○江崎國務大臣 日本に施政権が戻つてまいりましたれば、これは当然日本の国内であります。いま仰せのとおり、当然これは日本で責任を持たなければなりません。安全確保はもとよりでありまして、民生協力とか災害救助、特に沖繩の場合には、災害常襲県というふうな呼称すらある地帯でありますので、自衛隊の救援活動といったようなものも非常に多かるうと思っております。

それから、いまおっしゃるように、自衛隊が戦前はごくわずかしかなかったものが、沖繩に最終は六千八百名、もっとも、この六千八百名の中には、事務的な処理をする人員が九百名含まれておるわけでありまして、こういうものが配置される、多過ぎるではないかという説もあるわけですが、御承知のとおり、戦前は台湾に日本は強大な軍隊を持っておりまして、韓国にも持っていったというふうなことで、当時沖繩にはきわめて配備は手薄であつたわけでありまして、当然、今度は最南端の島ということで、やはりそれ相応の配置をしなければならぬというふうに考えております。

配備の状況はどうか、こういうお尋ねでございますが、これは、時間いですが、申し上げましょうか。陸上自衛隊におきましては、陸上警備と民生協力のため、普通科及び施設科、これは御承知の昔の工兵隊みたいなものです、施設科からなる部隊、それから局地航空輸送のため小規模のヘリコプター部隊、並びに募集とかあるいは広報に当たる地方連絡部、これが約千名名であります。それから海上自衛隊におきましては、沿岸哨戒のための対潜哨戒機部隊、それから港湾防備

及び離島輸送のための小型の艦艇部隊並びにこれらの支援に当たる基地部隊等、人員にして約七百名、航空自衛隊は、領空侵犯等対処のため、これは北海道の千歳、どこでも日本じゅうやつておるわけですが、その要撃戦闘機部隊及びレーダーサイト連絡員等で、合わせて千四百名、これが合計しますと、とりあえず三千二百名を配置するわけでありまして、そして最終的には、さつき申し上げましたように、事務官九百人を含む六千八百人を配置しよう、こういう計画に立っております。

○丹羽(久)委員 沖繩の軍用地を復帰後も円滑に継続使用するために、地代を大幅に引き上げるといふことを聞いておりますが、どのような方向で検討されているのか、また、その上げ幅は、新聞、ラジオ、テレビ等で報道せられておるようですが、六・五倍というふうなことがいわれてはおりますが、事実そのようにお考えになっておるか、どうだということ、この新規契約についての地主との話し合いは現在はどうなところまで進んでおるか、この点について簡単にひとつお答えいただきたいと思います。防衛庁長官にお願いいたします。

○江崎國務大臣 従来の取りきめが非常に低廉でありましたために、われわれのほうはいたしましては、相当大幅に引き上げていくというところで、土地の借料は百五十二億円、その他の関連経費として三十六億、合わせて百八十八億というものが今日までの積算であります。したがって、今後、法律はお通しをいただきたいわけですが、あくまで話し合いをしていくということが根本で、何らか強制的に取り上げるといったようなことのない形で極力進めていきたいということを念願しております。私赴任間もないわけでありまして、先日もいろいろ事情聴取のときに、これからこの法案に基づいていろいろこの契約折衝に当たっていくわけですが、この前線でも、前線というか、出先で直接地主と話し合う人の人柄、これが非常に重要な役割を占めることになるから、いわゆる官僚的にならないよう、押しつけにならないよう、十分話し合いのできる、説得力を持つ

形で、少なくとも特訓をするくらいは決意で臨んだらどうかということに注意喚起したわけでありまして、今後ともよくひとつ話し合っていくということを考えております。もし詳細の数字が必要でしたら、政府委員からお答えさせます。

○丹羽(久)委員 必要ありません。次に、環境庁の大臣、出ていらつしやいましたので、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、沖繩県民の要望が多いと思われまして、ここでも南部戦跡、これは一体今後どのように処理していくかというところをひとつお尋ねいたすと同時に、ここを国定公園に指定すべきであるというふうな答申が出ておられますが、この点もどのようにお考えになっておるかということ。

さらに、これは厚生省の関係にあると思っておりますが、その際、納骨施設や忠霊塔は、厚生大臣、どのようにせられますか。

あわせてお二人の大臣にひとつお尋ねいたしたいと思っております。

○大石國務大臣 現在摩文仁の丘中心の南部地区は、沖繩政府立公園になっております。本土帰還後はわれわれはこれを戦跡国定公園として存置してまいりたいと考えております。

○斎藤國務大臣 その地域にあります納骨堂、忠霊塔というふうなものは、現地のいろいろな御希望もございまして、現地の御希望に沿うようにやつてまいりたい、いまだどこへどうということをはつきり確定はいたしておりませんので、現地の御希望にできるだけ沿うようにしたい、かように考えております。

○丹羽(久)委員 沖繩本島にはまだ収容されていない遺骨が相当あるといわれておるが、その数はどのくらいであるか、推定でよろしいから、ひとつ示していただきたいということをお尋ねいたします。

さらに、未収容の遺骨等は、本島の南部地区に大部分あると聞いておりますが、その収容については非常に多くの労力と多額の費用が必要なことはいやうまでもないが、遺族の方々のことを考えて

みますと、一日も早くこれは国が収容してあげるべきだと思ひますが、その方針に対してどうお考えになつておるか、あるいは収容したあとどのようになつておるか、あるいはお納めになるのか、そうした方針についてひとつ本土復帰のあとのお考えを示していただきたい、こう思ひます。

○斎藤国務大臣 たいだいままだ収容されてないと思ひますが、御遺骨は約三千柱余りございませう。そしてこれらは、御承知のように、防空壕でありまして、あるいは自然壕というところ、非常なところにございまして、南風原のいわゆる陸軍病院と、これを発掘をいたしてまいりたい、三年計画で全部発掘をいたして、そしてこれらの御遺骨は中央の納骨堂にお納めをしたい、かように考へております。

○丹羽(久)委員 いま厚生大臣、遺骨収容が三千ほどございまして、いとおしやいですが、数字的に少し違つていないかと思ひます。しかし、これで論議をしようと思つておりません。もう時間がありませんから、私の知つてゐる範囲だけでも三千や四千ではないと思ひますから、もう一度よく御調査していただくように係官に命じていただきたいと思います。

少し時間が経過いたしましたようでありまして、これで精一ぱいでありまして、お許しをいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○床次委員長 次、横路孝弘君。

○横路委員 初めに総理にお伺いをしたいと思ひます。

今度の沖繩のこの返還交渉というのは、非常に時間がかかりましたし、相手のあることですから、たいへん苦勞されたと思つております。ただ、外交というのは、やはりいさしくも重要な点で秘密の協定とか取りきめというものがあることは、国民の税金に關するやうな問題については、やはりできるだけ国会の手で明らかにすると

いうことでなければならぬと思ひますが、今度の対米交渉の中で、政府としてはそういう基本的な点についてどのようにお考えになつて交渉を進められてきたのか、まずその点について総理大臣明らかにしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 原則としては、ただいまお話しになるようなことを政府も考へております。同感でございます。ただ、相手のあること、ございませう、なかなかその原則を貫くということ、はたいへんむづかしいことである、そこらに相互の歩み寄り等も考へられる、こういうことが實際の問題であります。

○横路委員 今度の沖繩返還の対米交渉の中で、アメリカ側の態度というものは、基本的に言うところ、二つの基本的な態度というものが向う側にあつたと思つてゐる。一つは何かと言ひますと、沖繩を日本に返してやる、しかし、金についてはアメリカ側は一銭も払わない、これが一つ、つのがアメリカ側の基本的な姿勢である。もう一つは、いわゆる在沖繩米軍の基地の機能というものが変化をしない、基地機能の維持という、この二つの点がアメリカ側の態度として明確になつてい

ただらうと思ふ。その辺が皆さん方が苦勞された最大の焦点じゃないかと思ふのですが、この在沖繩米軍の基地機能については非常に大きな問題があるが、皆さん方は一応これは日米安保条約の適用によつて縛られるという答弁を繰り返されてきた。

そこで私が一つ大きく疑問としてゐるのは、從來、アメリカ政府は議院に対して、沖繩返還にあつたて金銭の支払は一切しない、こういう姿勢であつたわけでありまして、この協定の四つの三項によりますと、「土地の原状回復のための自発的支払」という項目があるわけでありまして、そこで尋ねたいのでありますけれども、アメリカ側が交渉の最終段階でこれを認めたいきさつというものは、どういふことになつてゐるのか。これは外務大臣、当時の大蔵大臣でゐるその間の経過も十分御承知だらうと思ひますので、ひとつ

外務大臣からお答えをいただきたい。

○福田田務大臣 アメリカ側は、いわゆる請求権問題、これに対してはきつめて消極的な態度をとつておつたわけでありまして、しかし、請求権問題は、米政府の手によつて解決してもらいたい、こういう要請をいたしまして、まずアメリカの法令、現地の法令に基づくものはこれは支払ひますというところになつたんですが、あと復元補償、海没地の補償、これにつきましては、当時状況がはつきりいたしておりましたので、アメリカ側が支払ひの任に当たる、こういうふうに相なつた次第でございます。

○横路委員 從來はアメリカ側の態度というものは、一切、要するに解決済みだ、講和前のものについては平和条約の十九条の(四)項で放棄されてゐるし、あるいは見舞金の支出によつて、あれは一九六四年でしたか、解決されてゐる、講和後の問題については、外国人損害賠償法とか布令二十号等によつて賠償済みだという基本的な態度だつたと思ふのです。それがアメリカ側が——このこの表現も非常に奇妙な表現でありまして、自発的な支払ひをする、権利としてあるのかないのか、国民の側にあるのかないのかはつきりされないやうな表現になつてゐる。これが出てきたいきさつをひとつ御答弁をいただきたいというのが質問の趣旨なんです。

○福田田務大臣 その折衝に当たりました吉野アメリカ局長から説明いたさせます。——条約局長のほうからお答え申し上げます。

○井川政府委員 原状回復につきましては、復帰までにアメリカ軍が開放する土地につきましては、四二条で解決されるわけでございます。そして復帰後引き続き施設、区域として提供いたしますものにつきましては、三条の二項でございます。そして、資産の引き継ぎの対象になりますものにつきましては六条の四項というふうになつてゐまして、これにあらゆる問題を解決できるかと申しますと、どうしてもそこに穴ができたわけでございます。その穴は、この四二条三項の、一九

五〇年七月一日前に損害を受け、そして一九六一年六月三十日後に開放された土地でございます。

六一年六月三十日前に開放された土地は、御存じのように、布令六十号によりまして見舞金の支払ひの対象となつてゐるわけでございます。したがひまして、私どももいたしましては、アメリカ側に、この原状回復と琉球人の土地につきまする原状回復がどこでほとんど解決されておるのに、この穴だけが解決されてない、これはどうしてアメリカ側の責任をもつて解決してほしいというものを強く——これは最後まで苦しんだ問題でございます。強く申し入れて、この四二条三項という規定になつたわけでございます。そしてそれまでの、一九六一年六月三十日までの間は、御存じのように、布令六十号によりましてい

わゆる見舞金の支払ひ、法律的には講和条約十九条によつて放棄してゐるのだけれども、したがつてアメリカ側に法律的責任はないけれども、という前提でございますので、このような自発的支払ひということになつたわけでございます。

○横路委員 いまも御答弁の中に出たわけですが、アメリカ側は最後まで決つたわけですね。最後の詰めの五月の下旬の段階で、まあ最後にはアメリカ側に断られて肩がわりという話にまでなつた。日本側で肩がわりをする以外にないじゃないかというところまでいつた。ところが、いまお話があつたように、そこだけ抜けつてしまつたというところになると、これはやはり日本の国会対策上まづいというふうなことになる。最後までこれは交渉に持ち込まれたわけですね。

そこで、この四二条三項の支払ひのアメリカ側の国内法の根拠というものは、これは何ですか。

○井川政府委員 これは、この条約の規定に基づきまして、アメリカ側は適当に措置をとるといふことになつてゐるわけでありまして。

○横路委員 アメリカの議会は、この請求権についてはもう補償済みだ、解決済みだという態度なんです。そこで、こういうこの協定上の条項が出てきても、支払ひにはそれなりの根拠がなければ

ならぬということにこれはなつたはずですよ。皆さん十分承知しているはずだ。国内法の根拠は何ですか。ないでしょう。どうですか。

○井川政府委員 本条約もアメリカの上院を通つておりまして、この条約に基づきます四三三項に基づき義務をいたしまして支払いを行なうということになっております。

○横路委員 サンフランシスコ条約の十九条(四)項で解決済みだというのがアメリカ側の態度だったんじゃないんですか。また、日本政府の態度もそういうことで一貫してきたはずですよ、従来の議論の中では、なぜこの条項が入ってきたんですか。

○井川政府委員 それは布令六十号についても同様でございます。講和前提償につきましては、平和条約十九条で放棄されておりますので、アメリカ側に法的な義務はないということでございます。ただし、施政権者としての道義的責任より、布令六十号についての見舞金的な支払いを行なう。今度の場合も、私どもも強く主張いたしましたのは、ほんとうに道義的に見て、この穴というものがどうしてもアメリカ側をいたしまして説明がつかないではないかということ強く主張いたしまして、四三三項の規定となつたわけでございます。

○横路委員 条約局長、十九世紀末の法律があるでしょう。

○井川政府委員 私は存じません。

○横路委員 海外からお金を引き出して、それを基金として国務長官の権限で支出をするという、国務長官の権限に関する法律というのがあつたでしょう、交渉の中で問題になつたでしょう、あなた。知つてゐることをそつとつけてはだめですよ。

○井川政府委員 私たちといたしましては、条約の規定によりましてこの穴をアメリカ側に埋めさせるということが責任でございます、これだけまあ目的を達したと思ひます。それが、向こうがいかなる支払いをいたしますか、いかなる方法

によつて支払いをいたしますかは、私は存じません。

○横路委員 三億二千万ドルの内訳について從來から議論がありました。資産の引き継ぎが一億七千万ドル、軍の勤務者等に関する措置に対する金額が七千万ドル、あとの七千万ドルが核の撤去あるいは特殊部隊の撤去。そこで、この三億二千万ドルの根拠とのからみでここに非常に大きな疑惑というものがあつたわけであります。

五月から六月の調印にかけてアメリカ側との交渉の責任者はどなたでございましたか、アメリカ側、日本側の。

○福田国務大臣 外務大臣と、先方は国務長官であります、そのわが国の外務大臣を補佐する者は、主として条約局長とアメリカ局長であります。

○横路委員 アメリカ側はどうですか。

○吉野政府委員 アメリカ側はマイヤー駐日大使とスナイダー公使でございます。

○横路委員 五月に愛知外務大臣とマイヤー氏との会談というのは、何回、いつ開かれてますか。

○吉野政府委員 正確に調べてお答えいたします。

○横路委員 それをすぐ調べてくださいよ。わかることでしょうか。

○床次委員長 政府が調べておりますが、質問をお続けになりますか。

○横路委員 答弁を待つてから続けます。

○吉野政府委員 とりあえずのお答えといたしまして、昨年六月五日の愛知・マイヤー大使との会談を起点といたしまして、その後、原則として毎月一回ずつ会談を行なつておりました。

○横路委員 その最後の段階の段階の話を聞いています。大詰めの段階の話を聞いています。

の日に一回ぐらゐ会つていたのじゃないかと覚えておりますが、五月ははつきりいたしませんから、いま調べております。

○横路委員 そこをちよつとお伺ひしているわけなので、そこだけはずされて答弁されても、ちよつと先に進めませんか……

○吉野政府委員 われわれのメモで調べますと、五月の十一日、五月の二十四日、五月の二十八日、三回にわたつて五月は会つております。

○横路委員 そこで私がお尋ねをしたいのは、この四三三項が出てきた交渉過程の問題なんです。ここでアメリカ側は、ともかく解決済みだから日本側には一銭もお金を払わない、これがアメリカ政府の基本的態度だった。この四三三項が出てくるにあつたてどういふ操作が行なわれたか、ここが問題。ここでアメリカ側が自発的支払いを行なうということ、一応積算されたのが四百萬ドル。ところが、アメリカの議会で、アメリカ側が日本政府にお金を払うということになれば、これは通らない。そこで、三億二千万ドルの中にこの四百萬ドルを含めて皆さん方は計算をされた。したがつて、これから逐一交渉の過程というものを明らかにしていきたいと思ひますが、そういう話になつて、最初アメリカ側から、四百萬ドルを上回らないという協定上明確にしてくれという要求があつたはずであります。私は、何もかもすべてぶちまけるといふことじゃなくて、アメリカの議会対策と、沖繩県民の憤りというものを静めるためにそういう操作をしているということが非常に問題だと思ひます。非常に問題だ。皆さん方が違つて言うならば、七千万ドルの中身というものを明らかにしてもらいたい。五月の下旬の交渉の煮詰まる段階では、大体三億一千六百萬ドルというところで話がきまつたはずであります。中途はんばだというふうな議論もありまして、ここに四百萬ドル上積みされて三億二千万ドルになつたはずであります。五月の下旬から六月にかけての交渉の焦点というのはこの問題であつた。これはお認めになるでしょう。外務省、

どうですか。

○吉野政府委員 お答えいたします。当時の交渉は、非常にいろいろの懸案がたくさんありまして、それらはいずれもわれわれにとつては重要なものであります。たとえば那覇空港からP3を撤去する、あるいはヴォイス・オブ・アメリカの交渉をするか、その他この補償の問題もありましたが、いずれにせよ、その意味で非常に最終の詰めをやつておつたわけであります。しかしながら、先生のおっしゃる通りに、三億一千六百萬ドルで、あと四百萬ドル上積みしたのだ、こういうふうな経緯は絶対ございません。

○横路委員 それではお伺ひしますけれども、この五月の段階の愛知・マイヤー会談の中身というのを調べてみますと、最初にアメリカ側から、四百萬ドルを上回らないということ協定上明確にしてほしいという要求があつた。それはこの中身からいっておかしいじゃないかということになつて、一応、しかし、財源は日本側が払う、アメリカ側は財源のめんどうを見てもらつたことについては多とするけれども、アメリカの議会対策上、日本側から財源が出たということが明確にならな

い限り議会説得は困難だということやうなやりとりが、皆さん方とアメリカとの間にあつたはずであります。最後は、四百萬ドルを財源として支出をするということについては日本側は了解したけれども、それを文書化するかどうかということが、パリ会議に持ち込まれた一番の焦点になつていたはずであります。どうですか。これは別に役人の方だけじゃなくて、当時の大蔵大臣であつた福田外務大臣だつてそのいきさつは御承知のはずだし、総理大臣だつて御承知のはずのことです。どうですか、総理大臣。何も役人だけがやつてきたことじゃない。

○福田国務大臣 いま三億一千六百萬ドルという数字が交渉の過程であつたという話であります。それは大蔵大臣としての私は承知しております。まして、総理大臣がそういう数字を御存じであるはずがあらうとは思ひません。ござい

なかった。これはまあ吉野局長からよく聞いてもらいたいんです。これは頭の中に一番その記録が保存されておる、こういうふうに存じます。

○床次委員長 大出俊君から関連質疑の申し出があります。この際、これを許します。大出俊君。

○大出委員 関連をして質問を少しさせていたいただきたいのですが、実は私も、これを称して交渉メモというのか、あるいは議事録といっているのか、わかりませんが、日本側の文書というものは私も知っています。これはいかなる官庁であつても、私も官庁育ちの一人だけれども、相手方と話をすると、こちら側はちゃんとその記録を、向こうは何と言った、こっちは何と言ったというものは全部書いてあるものなんだ。それでなければ役人はずとまらぬ。あたりのことだ。琉政でいろいろ話し合つても、この四三三三というものについて、琉政自身が百万民のために非常に大きな責任を感じている。自発的支払いというものは、しかも均衡をこえてあるから、法的根拠を明確にしなければならぬことになる。片や、七千万ドルの内訳というのは、高度の政治判断のつかみ金、こうなっている。ところが、さっきの答弁では四百三十万ドル、四百万ドルと三千万ドルふえた。琉政がそう出したという。それは、七千万ドルの内訳、ないと言っている内訳にからむたいへんな問題。しかもこれを明らかにすると、あなたの方のほうだつて困る。どういふ方が知っているかというところは明らかだから、だから横路君が慎重に質問している。国民が疑惑を持っている。各党が全部質問しているんだから、これはあなた方が、七千万ドルの内訳というものは、むしろ積極的に言えるところまで言うべきなんです。そうでなければ出さざるを得なくなるじゃないですか。私は、皆さんのほうの理事からも、連合審査会から時間を考えてくれと言われているので関連質問していただく。あなたの方で出せるぎりぎりまで出してください。それによってばくら考えるから、いかがですか。出せるぎりぎりまで出してくだ

さい。

○福田国務大臣 七千万ドルの内訳につきましては、しばしばお答えをしたわけでありまして、これはもう高度の政治判断。アメリカ側からかなり多額の要求がありました。それに對してわが国は、なるべく少ない額がよろしい、こういうふうなことで、ぎりぎりの妥協をしたというのが七千万ドルでございます。妥協いたしましたのは、核の問題であります。また、これから米軍が撤退していく、資産を無償で残していく、そういうふうな問題があります。あるいは特殊部隊というものを含めての話です。そういうことを考慮いたします。多額の要求があるのに対して七千万ドルで手を打った、こういう性格のものでございまして、これは何と申しまして、どうも内訳というものを開示したいものだ、そういう性格のものでして御理解願いたい、かように存じます。

○大出委員 いまの外務大臣の答弁によると、高度の政治判断で七千万ドルで手を打ったから、その中身については、内訳については開示したいものとおっしゃった。あなたはぜひ国民に對して無礼千万な答弁だ。国民の税金を使うのだ。中身については、内訳については開示したいもの、言いかえれば、中身、内訳は、横路君が指摘をした問題が入っているけれども、表へ出せない、そういうことになるじゃないですか。表に出さぬで済みますか、国民の税金を四百万ドル使うの。さっきの問題一点取り上げてもらおう。中身については、内訳については開示したいもの、開示するもしないもない。中身があるから、あなたは開示したいと言ふ。なぜそれが出せないのですか。中身については、内訳については開示したいとあなたがおっしゃる。その中身、内訳を出せとばくらは言っている。そうしなければ審議できぬじゃないですか。出してください、それを。出せなければ審議できない。

○福田国務大臣 中身というものを具体的に申し上げるまで固まらないんです。先ほど申し上げましたように、核の問題があります。また、これから米軍が引き揚げていく、その資産を無償で残

していく、こういう問題があります。それらを考慮いたしました。米政府から多額の要求があったのであります。七千万ドルでひとつ手を打ちましょう、こういう高度の政治判断の結果がこの七千万ドルであります。これは、内容と言わなくても、ほんとうにお話しできない。ないんですからお話しできない、こういう次第でございます。

○大出委員 この問題は、外務大臣、わが党の安井さんも一番最初に、七千万ドルの内訳をという質問をした。そこで問題になった。あと、公明党さんにしても、民社党さんにしても、共産党さんなんかも、沖繩特別委員会ではその質問を愛知さんにしている。各党全部が、沖繩出身の無所属の方も含めて全部がこの問題を聞いている。

あなたはいまの発言は、前とあとと二つある。前は、中身については、内訳については開示したいもの、こうあなたはおっしゃっておる。いま答弁をされているのは、多額の要求があった、それを七千万ドルで手を打った、だから中身は固まつていなかったという。固まつていなかったものを払うということをした。これは、これはたいへん重大な問題だが、しからば、一体いかなる要求があつて、いかなる政治的やりとりがあつて、いかなる政治的配慮をあなた方はして、その結果、中身は十分固まり切つてはいないけれども、この辺までのところを話し合つて、この辺までのところを固めて、かくて手を打った、これが経過だと思ふ。それを出してください。

○福田国務大臣 まず第一に、中身があるが開示できない、私はそう言っていないのです。これは開示できない問題、その理由は何か、こう言いますと、これは核の問題、また米軍がこれから無償で資産を残しながら引き揚げていく、そういうようなことを考慮いたしました。高度の政治判断としてきめたんだと、こういうので、これは中身はないんです。具体的な中身を詰めておられない金額である、こういうことを申し上げておるわけであ

ります。

○大出委員 これは取り扱ひの問題として私ども非常に気をつけてしゃべっている。ある程度までのところ、あなたの方から見て、ここに資料があります。ここにある資料がどこまでのものであるかというところについては、あなたの方の判断だと思ふ。だから、それを全部おまけるということになる、これはやはり問題になる。だから私は、あなたの方のほうから出していただきたいと申し上げておる。

もう一べん重ねて言いますが、委員長、聞いていただきたいのだが、さっきの答弁は、議事録を調べていただいてもいいけれども、高度の政治判断で七千万ドルで手を打った、だから中身については、その内訳については開示したいもの、こうお答えになつておる。開示したいもの、こうお答えになつておる。二回目の答弁は、高度の政治判断で、多額の要求があつたんだ、残していく資産もあるのだ、だから七千万ドルで手を打ったので、その中身についてはそこまで固まつていないのだ、だから表に出せない、あなたは言つておる。三回目の質問の答弁はまた変わった。開示したい理由については言いがたいというふうになつた。そうなる三つある。一番最初の答弁からすると、高度の政治判断で七千万ドルで手を打ったから、中身については、内訳については開示したい。これが一つの理由。二番目は、多額の要求があつた、政治判断で七千万ドルで手を打ったが、実は煮詰まつていないからというのがある。あなたの言ひ分。三番目は、開示したい理由が別にある。対アメリカでしよう。さつき横路君が言ったじゃないですか。だからというのが三番目の理由。そうすると、その三つを、あなたのほうは、納得したいのだから、この納得したいというところは、国民が疑惑を持っている。国民自体は納得したいのだから、各党全部が言っている。そうすると、その経過については、どういふ経過があつて、どういふ多額の要求があつて、それがどういふように煮詰まつてきて、何か高度の政

治判断で、何が煮詰まらないで、核の問題云々というのであなた方出したくなければ、そこは伏せた方がいい。四百万ドルの件については核じゃない。そういう経過と、政治判断の根拠と、開示したい対アメリカとの関係の理由と、煮詰まらぬにしても、中身は一体どこまでどうなったのかというところは当然出さなければ、委員長、これ以上審議しようがないじゃないですか。その経過を出してください。まず出せる限りのものを出してください。それをいただいで、こっから出せるものは出しますから、出してください。

○福田国務大臣 これはお話でございますが、私はいろいろなことを言っているわけじゃないのです。非常に多額の要求がありまして、わが国はそれに対して全部応ずるわけにいかぬ、こういうことと、よくそれは交渉においてはあり得ることなぬ、そのためにはどうしても早くこれで手を打たなければならぬ、こういう事情もあります。そこで、多額の要求はありましたが、その中身は具体化はされませんけれども、とにかく七千万ドルというものを上のせいたしませう、これで手を打ちましょう、こういうことです。これを称して私は高度の政治判断だ、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、どうもいろいろいささつたとか、あるいは中身だとか、そういうものについてお尋ねがありまして、なかなかこれはお答えにくい問題である、こう申し上げておるわけでありませう。

○大出委員 これは何と言われても、七千万ドルの内訳についてあなたは開示がたいと言っているから、それはそれとして、経過があつて、かくて政治判断せざるを得なくなつて、上のせとあなたが言っている七千万ドルが出てきたわけだから、その間の経過と、開示がたい理由がもう一つあるわけだから、そこらはあなたのほうでまとめて文書でお出しただかぬと、われわれは納得しがたい。これ以上審議しようがないじゃないですか。何とおっしゃられても出してください。審

議できない。出せる範囲の経過から何からまとめて出してください。——出してください。

○福田国務大臣 これは七千万ドルにつきましては、内容は具体的なものがありません。先ほどから申し上げているとおりであります。ですから、その内容、内訳を出せとおっしゃられましても、これはなかなか出すわけにいかぬ。いささつにつきましては、交渉に当たりました政府委員からお答えはいたしますけれども、中身を出せという点になりますと、これは出すわけにいかぬ。これは高度の政治判断によつてきめたものだ、そういうことで御了承を願うほかはない、かように考へております。

○大出委員 だから、内訳について固まっていなとあなたはおっしゃった。固まっていなければ、その固まる手前まででいいですよ。あなた方に出せる限りの努力をして出していただかなければ……国民に責任を持って私どもは審議して、どこの党もひとしく疑問になつてゐる。一つ間違つたら、最後には、七千万ドルの中身が明確にならなければ、この委員会は審議ができぬということになるかもしれぬ。そういう性格のものなんだから、あなた方の努力の限界までのものは資料で出していただかぬ限りは、これは納得のしようもないじゃないですか。これはまとめようがないですよ。そんなことを言われたらだめです。これは出すまで私は動きません。だめです。——あとの質問できません。経過は言えない、開示できない、理由は言えない、そんなばかな話があるか。——これを出してください。何もかもわからぬで国民の税金を使うような審議ができますか。そんな不誠実な話がありますか。

○福田国務大臣 大出さんの重々のお話でございますが、これは中身は具体的に申し上げるわけにいかぬのです。そこで、先ほどから申し上げておる核の問題もあります。あるいは米軍の引き揚げていくその際に無償でその資産を引き継いでいく、そういうようなことを考慮いたしまして、かなり多額の金額の要求があつた。それに対して

してわがほうはなるべく少ないほうがいい、こういう主張をいたしまして、結局七千万ドルの支払いで手を打つ、こういうことになった次第でございます。

○大出委員 これは何と言われても納得できない。あなた、いま二つしか言っていない。核の問題がある、無償で資産を引き継いでいく、だから多額の要求をした、それを政治的に七千万ドルで手打つた、こう言う。一体それでは、無償で置いていくのは何と何と何で、日本がそれをどれくらいにお考えになつてゐるのか。それだつていままで明確になつてゐない。経過と中身で、核がうまくなければ核は抜いたつていい。あなた方は途中までの経過のメモはある。実はぼくら見ているのですよ。お出しください。無償で置いていくのは何と何と何で、どのくらいにあなた方は考えた、向こうの要求はこれこれだ、それに対してあなた方は政治的判断、その政治的判断とは一体どういう背景で政治的判断をされたのかという点。何にもなくて、七千万ドルはつかみでございませう、だから納得せよ、それはだめです。了解できない。出してください。

○福田国務大臣 政治的判断というものは、とにかく沖繩返還を早期に実現をしたい、これは総理大臣と大統領の声明を早く実現をしたい、こういうことであります。それで、アメリカ側からの要求はある、それに対して全部これはけるといふわけにもいかない、そこで七千万ドル、そこで手を打つた、こういう性格のものでありまして、その内訳を表に出せ、これはなかなかできませんでございます。

○大出委員 これは何と言われても、あなたは経過はあると言っているわけだから、やりとりの経過があつた、そうでしょう。その経過の上に立つて、核の問題がある、無償で引き継ぐものがある、そのほかにもあるかもしれぬ、さっきの四百万ドルの問題もある、こういう経過があつて、幾ら幾ら向こうから要求されて、こういうやりとりをして、結果的に七千万ドルで手を打つた、核は

言えないにしても、引き継ぐ資産はどのくらいのものである、何と何だ、四百万ドルの扱いは一体どうなつた、出せないはずはないじゃないですか。さらにその上に、あなた方がやりとりしたときのぎりぎりまでのメモが、あなた方のほうの外務省にある。それを出していただければ審議のしようがないじゃないですか。ただ単につかみ金の七千万ドル、そんなことを認められますか。何の理屈もない、沖繩は早く返してもらいたかつた、だから七千万ドルのつかみ金、国民の税金を、そんなものを認められますか。だめです、出さなければ。

○福田国務大臣 私は当時大蔵大臣ですから、なるべく内容が詰まつたものが好ましいというふうには考えましたが、そういうふうにはいかない。どうしてもアメリカでは多額の要求をする、当方では少ない方がいい、そういうふうなことで、重ねて申し上げますけれども、手を打つた、政治判断だ、こういう性格のものでありますので、どうも内容を表にしてごらんに入れる、あるいは経過を、合意的というか、組織的に解明できるというふうな性格じゃない。しかし、非常に高度の政治判断で、沖繩を早く返してもらいたかつたというためにこの支払いを行なうのだということ御理解は願えないものか、こういうふうにお考えおる、そういう次第でございます。

○床次委員長 本問題はこゝのまま留保し、今後の取り扱いにつきましては、理事会において協議することといたしまして、質疑を続行します。

○大出委員 では、これで終わります。

○横路委員 留保して、検討の結果に基づいてまた質問を続けさせていただきますと思ひます。

○床次委員長 次に、鬼木勝利君。

○鬼木委員 私は総理に、五分間ばかり、緊急に質問申し上げます。

今朝の新聞報道によりますと、パングラデシュの移動大使といわれるベニ移動大使が、日本政府にパングラデシュの承認を求めて来日しているという報道があつておりましたが、それは事実であ

るか、総理にお尋ねしたい。

○佐藤内閣総理大臣 私はその点存じませんので、外務大臣からお答えいたします。

○福田国務大臣 私、けさ閣議後の記者会見で、新聞社の方からそういう質問がありました。そういうバングラデシュの代表と称すべき者から何らの接触も受けておりません。

○鬼木委員 何らの接触も受けておられぬ。では、それはそのとおり承っております。

ところが、新聞報道によりますと、インドはバングラデシュを承認した。日本政府はこれを承認する意思があるのか、あるいはまた、現在インドとバングラデシュの解決のためにどのような態度、方策をとっていらっしゃるのか、その点を承りたいと思います。

○福田国務大臣 昨日インド政府がバングラデシュ政権を承認するという情報を受けております。わが国は、この印パ紛争につきましても、これが戦争化しない、平和的に収拾されるということをお願いをいたしております。同時に、この戦争の背景にあるものは何だというと、東パキスタンからインドに流入をいたしました一千万人の難民、この難民の問題がこの紛争の大きな直接的原因をなしております、そういうふうな理解を持っておりますのであります。そういう理解に立ちまして、武力紛争、当面これは差し控えてもらわなければならぬ、こういうふうに思いますが、その根源に横たわる難民問題の処理につきまして、力ある世界の国々が相協力をする、こういうことを基本的な方針とし、国連の活動もこの二つの方針に従いまして対処しておる、こういうふうに御理解願います。

○鬼木委員 この問題は緊急問題でございましたので、ちょっとお尋ねをしておきます。

そこで、沖繩問題でございますが、公用地の使用に関する暫定使用法案、これは、本委員会の質疑におきましても、非常に重大な問題として取り上げられておる。この法案が明らかに沖繩県民の正当な権利を制限して、本土との差別を明らかにした。しかもこれまで審議の過程において、これ

は憲法違反の疑いがある。総理は憲法違反でないとおっしゃっておる。これはまたあとでお尋ねしたいのですが、そこで、この法案の提案者でありますところの西村前防衛庁長官は、遺憾ながらおやめになりましたので、江崎防衛庁長官にお尋ねしたいのでありますが、この暫定使用法案の撤回をあなたはなさるお考えはないのか。あとでまたじっくりあなたにお尋ねしたいが、あなたのお考えを承りたい。

○江崎国務大臣 そういう考えはございません。

○鬼木委員 これは私もいたしまして絶対反対です、こういう法案は。たとえ修正されても、私もこれはあくまで反対を続けてまいります。去る一日でございましたが、沖繩で行なわれたところの公聴会で、自民党の推薦者も含めすべての発言者が、この暫定使用法案には不満を示しております。これは総理も御承知のとおり。また、自民党の推薦者の方は期間の短縮なんかということも仰せになっておるようでございます。しかしながら、この暫定使用法案に対してわが党の二見君が質問しましたときに、総理は、短縮する用意があるというふうなことをおっしゃっておったように思いますが、短縮をされていかなるメリットがあるか、その点を総理から私は承りたいと思う。

○佐藤内閣総理大臣 私の発言が問題になっておりますが、当時、短縮するとはっきりは言わなかったと思っておりますが、これはもちろん、ただいま御審議をいただいておりますのでございますから、その御審議の結果を待つというふうな表現はしたであろうと思ひます。もちろん、法律案を提案いたします際に、政府は十分その法律のねらい、目的、さらにまた、どういうような影響を与えるか等々を勘案して、また憲法違反等、関連法案にどういうように抵触するか、それなども検討した上で成案を得るのでありまして、そう簡単に成案を得た法律案を変更すると、こういうように案に言える筋のものではないこと、これは鬼木君も御承知願えるだろうと思ひます。さような立場に

あつて私が発言をしたと、そういうことを御了承願ひたいのであります。

○鬼木委員 これは暫定措置法案は五年というところになっておりますが、私もいたしましては、五年であらうが三年であらうが、二年に修正されようが、一年にされようが、これは反対です。大体この法案は、おのおの性質の違った三つのものが一緒にされておる。で、まず私は、この法案について米軍基地と自衛隊との問題に分けてひとつお聞きしたいと思ひます。これを全部一緒にしてある。米軍基地も自衛隊の基地も、あるいは公用の土地もみな一緒にしてある。非常にこんがらがつております。これは一緒に論ずべきものじゃないのです。全部性質が違つておる。それをあなたの方は無理やりこれを一緒にして通そうとしておる。しかも、いま総理は、自分は短縮するということをはっきり言つた覚えはない。それはそれでいいでしょう。しかしながら、短縮しようがするまいが、本質的にはこれは何ら変わりがない。

そこで、もしこの暫定法案が期限が切れて、その立場に立ったときに、土地所有者との話し合いがつかない場合、あるいは、この法案は五年になっております、総理ははっきりおっしゃらぬけれども、これが伝うところによれば、あるいは三年だとか、いろんな話が出ておるといいます。その時点において話し合いがつかない場合、米軍基地は、いわゆる安保条約第六条を適用するのではないか、これをわれわれは知りましたところなんです。そうすれば、こういう暫定法案なんというふうなもの、これはもうだまかしものであつて、欺瞞であります。今回の暫定法案は五年間だ、あるいはそれを三年にするんだ、どうするんだ、あるするんだと、いかにまことしやかにそういうことを皆さんがおっしゃつて、そしていよいよ話し合いがつかない場合には、安保条約の第六条で強制執行しよう、こういうことがあつておるんじゃないか。その点をはっきりしてもらひたいと思う。

防衛庁長官でいいから……。

○江崎国務大臣 御質問の点であります。もちろん、期限が切れた場合、それまでに全力をあげ、これは従来この内地においてもそうであり、したが、地元民の協力、こういうことが得られない限り、基地としての効用を十分發揮することはできませんから、あらゆる努力をする、こういうことではあります。いま仰せのように、土地収用法にかけていくということも、これはありましよう。ありましようが、そういうことをしないようにいく、これが従来の姿勢でございます。

○鬼木委員 いいですか、これは一番大事なところですよ。ここに欺瞞があるんですよ、欺瞞が。われわれが納得できないところはここなんです。沖繩協定の問題でも、私も私がこうして審議しておりますけれども、私も私がこうして審議しておりますけれども、国民がどうしても納得がいけないところ、全部こういう点に隠し穴があるんです。いま防衛庁長官が、努力をしますとか、一生懸命やりますと言われたが、あたりのこと。ところが、何ぼ努力をしようが、何ぼあなた方が全力をあげてやらせようが、土地所有者が反対して、いやだ、どうしても話し合いがつかない場合には、奥の手があるぞ、安保条約の第六条を適用するから、だからまあ、あなたがそう言うならば、五年は三年と言つておけ、あるいは二年にしておけと、そういうふざけた話はありませんよ。いかがですか。何ぼ努力したってかなわないときにはどうしますか。かなわないときには、それは絶対にこういう第六条は適用いたしませんということがあるんですよ。それを申し上げておるのです。

○江崎国務大臣 御心配の点はよくわかります。しかし、従来防衛庁におきましては、強制収用にかけてやったということ、幸い、なくて済んでおるわけですね。したがって、やはり沖繩が本土と一体になれば、これは内地も沖繩県も同じでありますから、同じ方式で理解を求めていく。これは十分話し合えば理解してもらへるものと思つておりますし、そういうことに最善の力を尽く

あつて私が発言をしたと、そういうことを御了承願ひたいのであります。

○鬼木委員 これは暫定措置法案は五年というところになっておりますが、私もいたしましては、五年であらうが三年であらうが、二年に修正されようが、一年にされようが、これは反対です。大体この法案は、おのおの性質の違った三つのものが一緒にされておる。で、まず私は、この法案について米軍基地と自衛隊との問題に分けてひとつお聞きしたいと思ひます。これを全部一緒にしてある。米軍基地も自衛隊の基地も、あるいは公用の土地もみな一緒にしてある。非常にこんがらがつております。これは一緒に論ずべきものじゃないのです。全部性質が違つておる。それをあなたの方は無理やりこれを一緒にして通そうとしておる。しかも、いま総理は、自分は短縮するということをはっきり言つた覚えはない。それはそれでいいでしょう。しかしながら、短縮しようがするまいが、本質的にはこれは何ら変わりがない。

の説明は一応は通る。これでは全然通らない。た
だ努力する、一生懸命やります、全部これはから
手形だ。だから、自衛隊が土地収用法にひっか
けるというの、これは全然話にならぬ。もしそう
であつたら、はつきり、いたしませんということ
を確約して、私は法にこれを明記していただき
たい。防衛庁長官、いかに。

○江崎国務大臣 これは鬼木さん、やはり交渉と
いうのは姿勢の問題ですから、それからやはりい
ままでの積み重ねというのが重要なですね。あ
のとき強制収用でこういうけしからぬことをし
た、ああいう事例があるというわけではなくて、全
くよく話し合い、納得の上で話を煮詰めてきた、
こういう実績に防衛庁自体が立っておるわけ
です。これは私、ほんとうにいいことだと思つてお
ります。だから、これはひとつ今後そういう姿
勢を続けるということで御信頼をお願いしたいと思
います。

それから、これは高辻法制局長官からいづれ御
答弁があると思いますが、さつき河野さん等々の
話、一両日以來、先日公明党の新井議員からも
そういう質問が出ておりましたが、これは昭和二
十八年十二月十八日、建設省と法制局の間でも解
釈の合意ができておりました、当時は保安庁と
いつておりましたが、保安庁が保安隊の訓練のた
め設置する演習場は、土地収用法第三条第三十一
号にいう、いわゆる国が設置する直接その事務の
用に供する施設に該当するというので、統一見
解をいたしておるわけでありました。したがいまし
て、河野さんの発言等におきまして、やはりそ
の当時は、公共用地の取得に関する特別措置法で
すね、昭和三十六年の御指摘の件でございます
が、これはやはり二条八号の政令について言つて
おられるのでありまして、自衛隊を否定してお
るものではない、このように私も理解しておりま
す。

○鬼木委員 いずれにしても、明らかに高辻
長官の答弁は誤りです。こういう常識問題みたよ
うなことで、だれだつてわかるようなことを――

だつたら、過去におけるところの大臣連中の発言
は、いつからだれがどういふふうに変えたか。こ
れは時間が来たので、大体これで――私もつ
とお話ししたいのですが、最後に申し上げたいこ
とは、沖繩の米軍基地縮小に對しますところの決
議案、これはもう採決になって、すでに皆さん方
御承知のとおりであります。そこで、基地縮小、
整理ということに對しての義務を私は果たして
らいたいと思う。

そこで、総理にお尋ねしたのであります、
これに對してどういふ処置をとられたのか、ま
た、基地縮小に對して、対米交渉という点にお
いて、私は、明らかに佐藤政府には義務があると思
うのですが、総理はどのようなことをなさつたの
か、どのような行動を起こされたのか、また、ど
のようにこの決議に對してはなさろうとしてお
るのか、これをはつきり国民の前に明らかにして
もらいたい。あれは重大なる決議でございますか
ら、簡単に決議をそのまゝ等閑に付せられたので
は、われわれは絶対納得がいけない、許すことは
できない。その点について総理にはつきりお伺い
したいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 過日の衆議院本会議におけ
る皆さま方のなされた決議、これに對する政府の
所感も、当時その決議として政府がお答えしたは
ずであります。私は、国政の最高機関である国会
の本会議でかような決議がなされたこと、これは
当然政府も一体としてその国会の決議の趣旨を尊
重して、その線で行動すべきは議論をまたない、
かように私は思つております。したがいまして、
ただいま基地の整理縮小、こういう方向でこの問
題と取り組む決意であります。

一体どういふことをしたのかと言われますが、
當時も、政府の決意として直ちに今日からもうそ
ういふことに取りかかるといふ、そのためにもで
きただけ早くこの返還協定を承認賜ふよう皆さん
方にお願ひをしたはずでございます。そういうよ
うないまのアメリカの施政権下にあるその状態
は、縮小してくれ、こう申しまして、これは

実現はできない。私どもの祖国に沖繩県の施政権
が返つてきた場合に、真に本土と一体となつたと
きに、また日本人としての当然の権利を主張する
際に、私も、その本会議の決議、これを実施
することに對するわけでありまして、ただいまから用
意しておかないとそういう時期に間に合わないの
だ、かように思つておりますので、そういう点で
外務当局やさらにまた防衛庁等で十分検討してお
る最中でございます。

○床次委員長 鬼木君に申し上げますが、予定し
た時間が過ぎましたので、終わつていただきました
と思ひます。

○鬼木委員 これで終わります。これが最後で
す。

総理に――私はここで政府に強く言つておきた
のですが、それは、将来米軍基地が返還される
場合に、その基地は自衛隊の継続使用でもない、
無条件に返還されることが原則である、またそれ
でなければならぬ。もし自衛隊の継続使用とい
うようなことがあるとするならば、われわれが本
会議において決議をいたしましたことは無意味に
なる。基地の縮小、整理でありますから、あの決
議を無視することになる。あなた方もみな御承知
の上であれ決議されたのですから、その点を私
は皆さま方に、総理並びに政府当局に強くこれを
申し入れをいたしたいと思ひます。

ここで私は、なおさらに強く政府に申し入れて
おきたいことは、基地の共同使用とか……

○床次委員長 時間が過ぎましたので、簡潔にお
願ひします。

○鬼木委員 地位協定第二、四項(b)による基地使
用などは認めてはならないという政府の姿勢を明
らかにしていただきたい、こう思ふのでありま
す。総理は先般も、少々のことばがまんして
きた、こういうことを言われておる。がまん
していただきたいということは、苦しいことじゃ
ないですか。沖繩が返つてくることを喜んで、皆
さんが喜んで喜々として帰つてこられるものなら
いいけれども、少々のことばがまんしてください

ということばは、苦しいということばを総理は認めて
おる証拠である。だれだつて、苦しいとき、苦し
いことを喜んで、にこにこ笑つて帰つてくるわけ
はないじゃないですか。沖繩県民、百万の県民が
帰つてくるならば、喜び勇んで喜々として勇躍本
土に帰つてくるようにするのが、総理の当然の義
務であります。それをがまんして、苦しみがら
帰つてこい、そしてにこにこ笑え――何を言つて
いるのです。冗談じゃありませんよ。

○床次委員長 鬼木君に申し上げますが、時間が
来ましたので、簡潔にお願ひします。

○鬼木委員 最もそれは悪政です。総理は悪政で
すよ。もうやがてあなたも引退しようが、最後
に、みんな喜んで帰つてくるようにするのが、あな
たのつとめですよ。あえて私は、老練心ながら、
あなたに一言呈しておく。総理、いいですか。

○佐藤内閣総理大臣 鬼木君の御意見を交えての
私に對する御要望でございます。これは私も何
つておきます。しかし、私は、この際に、日米安全
保障条約のあること、同時にまた私どもは自衛隊
を持つておること、そのもとにおいてわが国の
国土の安全、国民の生命、財産の確保、これがな
されておる、その事実をやつぱり厳肅に認めていた
だきたい、かように思ひますので、その意味にお
いては国家あるいは政府のなすべき事柄、これに
ついては国民の御協力を心からお願ひする次第で
あります。一言申し上げておきます。

○鬼木委員 時間が参りましたので、これで……

○床次委員長 次に、和田耕作君。

○和田(耕)委員 本質問に入る前に、二つほどお
聞きしておきたいと思ひます。
沖繩返還の返還日ですけれども、日本政府は四
月一日を希望する、アメリカ政府は強く七月一日
を希望する、こういうふう承つておるのですけれ
ども、四月一日ということになりますと、あと三月
でございます。七月一日になりますとも、あと半
年。現在、政府としても予算の編成期であつて、予
算の編成とは相当関係の深い問題だと思ひますの
で、もうそろそろ政府としても基本的な腹がまえ

ができておるのではないか。そうでないと、予算の編成上のいろいろな問題も困るのではないかと
思ふのですけれども、この返還日について、アメリ
カ政府との交渉の段階において、四月一日か七
月一日か、どちらが可能性があるというふうにお
思ひになるか、外務大臣にお伺いしたい。

○福田内務大臣 返還日につきましては、わがほ
うといたしまして、なるべく早く、つまり四月
一日ということを考えてきておるわけであり
ます。ただ問題は、それまでに諸般の円滑な返還
の準備が整いますかどうか、こういう問題であり
ます。山中総務長官の担当する沖縄県内の諸施策
の問題は、これは順調に進んでおるわけなんです
。あとは基地関係、基地で引き継ぐものが相当
出てくるわけでありまして、また、基地は、A表に
よって米軍に提供されますけれども、今度はわが
国が一応一応というか、これは施政権のもと
にある基地の提供ということになりますので、そ
の辺かなり整理をしておかなければならぬ、こ
ういふ問題があります。それから米側に置きま
しては、私が推測をしておる、にらんでおる、こ
ういふに申しておる、核問題、これをきい
にすると、こういう問題もありません。それからP3とい
うような、こういう部隊の撤去、そういう問題も
あるのです。それから日米両国において準備が万
端整うという時点を想定いたしました批准書の交
換をするということになるわけなんです。いま、
もうそろそろ、御指摘のように、そういうめどを
つけなければならぬ時期になってきておりますの
で、二、三週間前から、アメリカ当局に対しまし
て、ぼつぼつめどの検討に入りまして、こうい
うことで取り急いでおります。まだはつきりした
目標を申し上げるまでの段階になりませんけれ
ども、取り急いで見通しをつけなければならぬ問
題だ、そういう意識を持っておるわけでありま
す。ただし、先立つものがありますのは、お
願ひしておきます沖縄返還協定関連の法律案の
成立であります。これが成立いたしましたものと、円
滑なところの沖縄返還の協定ができない、こ
う

いうことに相なりますので、何とぞ関連法案につ
きまして、協定同様、御協力のほどを切にお願
い申し上げる次第でございます。

○和田耕委員 外務大臣のいまの御答弁を拝聴
しておりますと、日本政府としては、総理もよく
お答えになっておられるように、いまだに四月一
日を希望するけれども、七月一日の可能性のほう
がもっと多いというふうな受け取ってよろしゅう
ございますか。

○福田内務大臣 まだその可能性を申し上げるま
でに至っておらないのです。私はなるべく早く
思っています。で、準備万端円滑に整う、こ
ういふことが前提でございますけれども、とにか
く四月一日を目標にして準備を急いでおる、アメリ
カ側にもそうひとつ準備をお願いをしておる、こ
ういふ段階でございます。

○和田耕委員 大蔵大臣にお伺いいたします。
きょうの新聞でしたけれども、まあ円の切り
上げという問題もあるし、今後予算の編成につ
いて、長期の計画というふうな問題は繰り延べに
したいという趣旨の中で、四次防の一年繰り下げ
という報道があるのですけれども、これは大蔵大臣
の主として意向が入ったような報道だったのだ
すけれども、四次防の一年繰り下げという問題
は、もう公式に大蔵省として検討している問題で
あるかどうか、その点をお伺いしたい。

○水田内務大臣 これから検討する問題で、この
計画を繰り下げるとかどうとかというふうな問題
は、一切まだ方針としてきめておらない段階で
ございます。

○和田耕委員 いまの四次防の問題について
は、直接あるいは間接に、沖縄の審議の問題と非
常に関連の深い問題だと思ひます。それで、いま
まで、西村防衛庁長官のときから、これをかなり
大幅に削減をする方針であるというのを公式、
非公式に申されてきました。それで、今回、き
ょうの新聞によりますと、四次防というものを一
年繰り延べをするという趣旨の意見、報道があ
ったわけですね。それも単なる報道ではなくて、水田大

蔵大臣がお帰りになつて、そして、この円の切り
上げ後の状態がちょっと経済的に見当がつか
ない、困難な状態が予想されるということまで入
つてのきょうの報道であるわけですね。こ
ういふ問題につきまして、総理大臣、こ
れによつたら、四次防というものを一年繰り下げを含めて検討する余
地のある問題だ、あるいは大幅削減も含めま
して、四次防をいま申し上げたような意味で検討す
る用意と申しますか、気持ちがある、あるいはな
い、どちらであるか、総理大臣のお気持ちを伺
いたい。

○佐藤内閣総理大臣 大蔵大臣もたいへん忙し
く、海外に出張したりして帰ったばかりでござ
います。しかし、片一方で、年度内に予算を編成し
たいという強い希望を持っております。ただいま
事務的にその問題と取り組んでおる次第でござ
います。ただいまの点が一つのポイントになるだ
ろうとは思ひますけれども、まだその中身につ
いて内示するような段階でもありません。ござ
います。したがって、先ほど大蔵大臣がお答え
したように、繰り下げるとか、あるいは規模がど
くらい適当だとか、こういうことをお尋ねにな
りまして、まだ事務当局でもそこまでする
おきませんし、また、私自身が、全体の予算規模
等についても十分目を通すという段階でござ
いませんから、ただいまはまだその点は少し早
いように思っております。どうも新聞記事がそこ
まで走っているからと、こういうことでござ
います。

○和田耕委員 たいへん失礼いたしました。そ
のことと関係なく副長官と話をしておたわけ
であります。いまおっしゃるとおり、巨額な金
が最終的な査定とれば、私はたいへんうれし
い悲鳴をあげなければならぬのですが、大蔵との折
衝で要求どおり満額とれるとは思ひません。しか
しながら、新生沖縄、その長年の労苦に報ゆる。し
かも、長期計画の初年度の予算にたえ得る内容の
ものでなければ、また私たちは引くことはでき
ません。そうすると、やはり常識上、巨額の金とい
う意味の金額の、相当規模のものが沖縄に對して

う形で、相当多額の金が沖縄に流れていくとい
うふうに思ふのですけれども、一般会計の各省の
積みもりですね、概算要求、それと財投の概算につ
いてお答えをいただきたい。沖縄関連の費用で
す。

○水田内務大臣 各省の概算要求は大体三千億
程度でございますが、財投のほうは事務当局から
お答えいたします。

○平井政府委員 お答え申し上げます。
各省の沖縄関係費の予算要求総額は、当初、九
月で締め切りました段階におきましては、二千
九百九十三億円でございましたが、その後追加要
求がございまして、現在三千二百四十七億とな
っております。それから、財投の要求につきま
しては、総額六百三十七億というふうな概算されて
います。

○和田耕委員 そうしますと、この内訳はあ
とから御質問しますけれども、総額としまして三千
二百億プラス六百三十億ということになりますか
ら、三千七百億を余る金が沖縄に関係費用として
四十七年に出されるということになりますね。し
かも、これは極端に申し上げますと、沖縄と申
しましたも、那覇本島にその三千七百億という金
が、大部分のものが集中するということになりま
すね。こ
ういふふうな問題について、具体的な対
策というものを考えになっておられますかどうか
ということ、これは総務長官でございますか、
お伺いしたい。

○山中国務大臣 たいへん失礼いたしました。そ
のことと関係なく副長官と話をしておたわけ
であります。いまおっしゃるとおり、巨額な金
が最終的な査定とれば、私はたいへんうれし
い悲鳴をあげなければならぬのですが、大蔵との折
衝で要求どおり満額とれるとは思ひません。しか
しながら、新生沖縄、その長年の労苦に報ゆる。し
かも、長期計画の初年度の予算にたえ得る内容の
ものでなければ、また私たちは引くことはでき
ません。そうすると、やはり常識上、巨額の金とい
う意味の金額の、相当規模のものが沖縄に對して

う形で、相当多額の金が沖縄に流れていくとい
うふうに思ふのですけれども、一般会計の各省の
積みもりですね、概算要求、それと財投の概算につ
いてお答えをいただきたい。沖縄関連の費用で
す。

交付されるであろう、このことは事実であると思
います。しかしながら、沖繩は、本土に復帰をい
たしまして沖繩県になるわけでありまして、施
政権の壁の中で政府というものを形づくってそ
の地域内の経済のみに閉じこもるわけではありま
せんで、物資の交流にしても、あるいは資金の流
れにしても、沖繩県内の生活が資金その他の面で
相当潤うという結果が生まれても、それは
沖繩県民の所得の向上であり、あるいは沖繩の社
会資本その他の整備の急速な展開であるというこ
とでありますので、それが沖繩の局地の中におい
て資金にはね返り、あるいは物価にはね返りし
て、回転して、悪循環を続けていくというような
インフレ現象というようなものには、本土に復帰
した沖繩県の形を想定いたしますと、なり得ない
のではないかと、やはり国家の単位としての場合に
全体の現象をインフレと呼ぶべきではなからう
か、こう思います。

○和田(耕)委員 沖繩が四国あるいは九州とい
うところであればその答弁でけっこうですけれど
も、沖繩は本土から離れ離れな島でございま
す。しかも、いまの約三千七百億、それに加えて
民間のいろいろな資本が入っていくと思いたすけ
れども、概算約四千億という金が一年間に、しか
も沖繩本島に集中をするというこの問題は、総務
長官がおっしゃる通りに単純な問題じゃないと思
うのです。こういう問題について、いままでの沖
繩問題についての論議がほとんど頭が向いていな
いということは、私は非常に遺憾に思っています。
沖繩の県民に対して相当多額の金を本土の政府と
して考えるということは歓迎すべきことです。し
かし、政府のこの施策がもし十分でなければ、時
期的に、一時的にインフレ現象が起った場合に、
これは沖繩島民の災害になるわけです。はるかに
洋上離れたところであるということと総務長官は
よくお考えになって、特に、物資の供給計画—
特に労務の問題です。労務の問題の適切な計画な
しには、せっかくの予定された事業が実行されな
いことになる。そういうおそれがあると私は思う

のですけれども、そういう問題も、それはたいし
たことではないのだというふうに総務長官はお考
えになっておられますか。

○山中(國)大臣 インフレということばをめぐ
てのやりとりでなくて、沖繩が祖国に帰りまし
ても完全に物資やその他で閉鎖社会である、いわ
ゆる自給自足でやっておる経済の中に、本土政府
のほうから沖繩県という閉鎖社会に対して巨額の金
がつぎ込まれるということになりますれば、いま
言われたような懸念をしなければならぬかと思
います。しかしながら、それは本土の県としてオ
ブに、要するに開かれた沖繩県になるわけであ
りますから、立地条件がなるほどすべて島嶼から
成り立つ県でありますから、慎重な配慮はしなけ
ればなりませんけれども、やはり本土の県である
ことは、距離が近いという北海道と同じことにも
なるわけでありまして、そういう意味において、
もしそういうことになったらどうするかというこ
とは、検討はしておかなければなりませんけれど
も、そういう事態には立ち至らないであらう、む
しろ沖繩の県民の皆さん、あるいは沖繩の県、市
町村の全体の出発にあたっての大きなドライブを
かけてあげることになるだろうというふうに、私
はいい面からとらえておるわけでありまして、私
も、せっかくの御注意でありますので、その点も
慎重に念頭に置きながら今後の沖繩経済のあり方
というものを考えていきたいと思います。

○和田(耕)委員 北海道等の例が出ましたけれ
ども、北海道は陸続きのようなものです。汽車も
通っております。この問題は、山中長官、もっと
慎重にお考えにならないと、この沖繩の県民に
とっては、お金はたくさんもった——しかもこ
の四千億近いお金が、沖繩百万の人たち一人頭
にして、四千億とすれば、赤字も全部合わせて四十
万円、百万人そのまゝ割っても四十万円というも
のが入っていく。一家族にすれば約百万円以上の
お金が入っていく。平等に分けられればまだしも
ですけれども、おそらく平等に分けられるはずは
ない。たいへんな大きな金が流れ込むところもあ

れば、そうでないところもある。いろいろな問題
がこれはあると思うのですけれども、総務大臣、
この問題については特に注意を喚起しておきたい
のですけれども、この問題について、いま総務長
官のお答えを聞きまして、きわめて安易な考え
方を持っておられる。私は慎重な計画が必要だと
思うのですけれども、総務はどのようにお考えに
なっておりますか。

○佐藤(内閣総理大臣) ただいま総務長官がお答
えしたように、見方によつては、私は、これはあま
り深刻に考えなくてもいい問題もあるかと思いま
す。しかし、同時にまた、逆な方向へいけば、和
田君からいま御指摘になりますように、これはた
いへんな問題だ、かようにも思います。いずれに
しても、実際にどういふように金が入るか、それ
を私は十分監視する必要があるだろうと思いま
す。ことに、ドルから円にかわる、これは諸制
度においてたいへんな問題であります。これが一
体どんな影響を来しますか、そこらにも、ただ
単に消費性向だけが高まるというのでなしに、諸
物価だってみな円計算に変わる、こういうことで
すから、これはたいへんなことだと思えます。た
だ、逆に、この前は円をドルにした、そういう場
合も、なれるまではこれはたいへんたいへん
だったと思えます。日々の日用品、雑貨等の購入
から、バス、賃金までみなドル計算になったの
だ、そこらにたいへん高くなったのじゃないか、
かようにいわれたものであります。しかし、よう
やくそれになれてきたこの際に、円高だとは申し
ながら、これはやはり全部が円の生活に切りかえ
る、これは、ただいま、事態そのものよりも、沖
繩県民にとりましてはたいへんな重大なる変化
だ、かように考えざるを得ない。したがって、私
どもは、これがどういふように推移していくか、
その辺を十分見守る必要がある、かように思っ
ております。

○和田(耕)委員 これは将来どのような状態にな
るか。私は、物価だけの問題から考えまして、
政府の皆さんが考えておるよりはもっと混乱要素

を持つておるといふ感じを持つております。そし
て、せっかくおきめになった事業が、労働者がい
ない、労働賃金がぐつとね上がつていくという
ようなことで、遂行できないような事態が起こっ
てはしないかと私は思います。そういう問題
を、経済企画庁長官あるいは大蔵大臣、そういう
問題の関係のある大臣としてどういふふうにお考
えになっておられるのか。

○水田(國)大臣 いま総務長官が言われましたよ
うに、別に封鎖経済となるわけではございません
ので、やはりその点の心配は薄らぐと思いま
すが、しかし、御指摘のように特に遠隔の地域であ
りますので、特別の地域である以上、国の膨大な
財政支出が地域経済に与える影響というものはあ
る程度考えなければならぬと私は考えてお
ります。たとえば、ドルと円の交換の問題にしま
しても、この差額の交付金の支給というときに
も、そういうことを考えて、私もこれは交
付公債によることはいいいのではないかと
考えました。しかし、沖繩島民の希望は、や
はり現金をもらいたいというような希望が非常
に強かったので、私もやはり現金支給というこ
とにしました。そのかわり、この現金をどうい
うふうに保有してもらうかというふうないろいろ
な御指導もこれから必要になるのじゃないかとい
うふうには私は考えますので、予算編成の過程にお
いては、そういう地域経済への影響というものは十
分これから考慮してやっていきたいと思います。

○木村(國)大臣 いま大蔵大臣からお答えしたよ
うでございすが、ただ、私も想起いたします
のは、かつての万博時代に、関西において相当物
価、賃金が上昇したことがございます。そういう
ような一時的な地域的インフレがないとは限りま
せんので、そういう面においては、もちろん、御承
知のとおり、現在の本土の供給力から申ししまし
ても、これが経済一体化すれば一般的には心配ござ
いせんけれども、そういう地域的かつ一時的な

要因による物価の上昇というものは、やはり慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、こう考えます。

また、労働力の点も、私も実はいろいろ考えておりますが、本土の景気が沈滞しておりますので、昨年までは一万人以上も沖縄から流出しておりました労働人口もいまではとまっております。そういう面と、それから沖縄における企業、これがもっと近代化、合理化して、労働力のやはり流動化をはからなければならぬ、そういう面の施策は当然これは必要になってくる、こう考えております。

○和田(耕)委員 きょうは時間が限られておりますから、立ち入っているいろいろ検討したいと思っております。立ち入ったけれども、内閣委員会との議案もありましたけれども、そのときの場に譲りたいと思っております。ただ、この問題だけは、総理にも、大蔵大臣にも、経済企画庁長官にも、とりわけ責任者としての総務長官には、そう甘く考えないで、この問題に關しては十分慎重な計画が必要である。いま万博の例をあげましたけれども、万博は大阪のど真ん中です。日本の生産力の集中しておるところです。あそこでもああいう問題が起っておりました。いろいろな食料品——今度の四千億近いお金は、その大部分は生産資材ではないのです。主として消費商品に向けられる金なんです、その大部分は、そういう問題を通じて、もっと真剣な考慮を促したいと思っております。

それと関連いたしまして、総理府の中に、この金——もっと上がったかも知れませんが、一千三百二十億という予算の概算の要求がありますけれども、この相当部分が自衛隊の配備の問題と関係してくると私は思います。自衛隊の沖縄への移駐の問題ですね。あの久保・カーチス協定によって、三年、最終には六千八百名ということになるというふうな問題と関連してくるので、この自衛隊の移駐の問題については、私は、やはり日本の本土になるから、日本の自衛隊のメンバーが相当数の人たちが行くのは、これはよくわかりますよ。

特にアメリカ軍が日本の本土の一角におるという状態を考えた場合に、日本の本土の一角にアメリカ軍だけが占めておるという状態は異常だと思えます。したがって、自衛隊の相当数が沖縄に派遣されるということは、私は理解できることだと思っております。しかし、この問題は、私も沖縄に参りましたけれども、沖縄の百万の人たち、その代表者の人たちの共通の感情は、むしろ、アメリカ軍に対してよりも、自衛隊の移駐に對して反対の意向を持っておるという事実があります。那覇の市長とも私は会いました。その問題について議論をいたしました。いま言ったように、日本の領土になるんだから、数は六千八百名というのは多過ぎる、しかし、常識的に考えた数がおるのとはまたまじやないかと言ったら、猛然としてとにかく反撃をされる。あの市長は非常に、沖縄の人たちは、いまこの際に自衛隊が沖縄に返還と同時に入ってくるということに對して、たいへんな拒否反応を持っているという事実がございまして、この事実を、つまり無理やり入っていくということもできるでしょうけれども、将来の問題を考えた場合に、復帰と同時に無理やり自衛隊を入れた場合、復帰と同時に無理やり自衛隊を入れた場合、これは、私は、政府としては相当真剣な考慮が必要だと思えます。特にいまの四千億の問題ですけれども、四千億の金があの小さな沖縄本島に一年間に集中するといふこの問題を考えた場合にも、この予算の執行についてあるいは繰り延べ等の問題を考えるべきではないかと思っております。そのような意味で、沖縄の人たちも望んでいない、これは年数をかけて説得しなければならぬ問題であることは確かです。自衛隊が入ったところで、沖縄百万の人たちが協力しなければ何にもなりはしない。逆の効果が起っておらぬといふ問題ともあわせて、返還と同時に自衛隊が移駐するといふ問題については、一年あるいは二年延期するといふような考慮も必要ではないかと思っております。けれども、この問題について、外務大臣、アメリカとの

交渉の過程でそういうことが今後問題になることができるかどうか、お伺いしたい。

○福田(繁)大臣 自衛隊の配備が、返還協定、この絶対条件であるという理解はしております。しかし、日米は相共同して日本の安全、極東の安全と平和を守る、こういう立場にあり、久保、カーチス、これを代表とする両国の軍事専門家が打ち合わせをした、そういうようなことで、防衛庁当局といたしましてはぜひともこの取りきめの線に従いました配備をしたい、こういうふうに考えておるのであります。したがって、いまそこまでの二国間の軍事関係、これをここで変更するといふことは、実際の両国の関係から見ますと、非常に困難なことじゃあるまいか、そういうふうに考えます。

○和田(耕)委員 今度総理も、一月の上旬、六、七の両日にアメリカへ行かれるそうでございますけれども、そういう問題についても——これは自衛隊を沖縄にやらないというわけではないので、自衛隊を沖縄に派遣するといふことは、沖縄の治安の問題についても、今後の日本の国防の問題についても必要だけれども、こういう事情だからあるいは一年、二年、一年半はおくれるかも知れない、当初の約束した六千八百名という数もいかにも常識的に見て多過ぎるから、その数についても減らすかも知れないといふような趣旨の総理としての意思表示あるいは話し合いといふものを、できると思っておりますけれども、やっぱりいただきたいと思っております。総理はどういうようにお考えになるでしょうか。

○佐藤(栄)内閣総理大臣 新年早々ニクソン大統領と会談を持つことになっておりますので、私はその準備を、いろいろ党内においても、また閣内におきましても意見を十分徴するつもりであります。同時に、各党の党首会談を持ちたいといふことを過般もある委員会で申したように思っております。したがって、各党と話し合った上で実行するものにならぬか、かように思います。ただいま御指摘になりました点は、そういう意味の一

つのポイントだ、かようにも私は理解しておる次第でございます。

○和田(耕)委員 この段階になりますと、実質的な問題を考えてみなければならぬと思っております。過般の衆議院の本会議を開くに關してのあの核兵器の問題、あるいは沖縄の基地の縮小、整理の問題等についてのああいうふうな問題も、私もは心から喜んでおります。最後まではほんとうの核抜き本土並みという実態を備えるように努力していきたいと思っておりますけれども、いまの自衛隊を向こうに置くといふ問題の基本原則については理解ができると申し上げたのですが、置くといふことのメリットが、返還をした、さあといふことで自衛隊を送るということになれば、逆の結果になりかねない問題もあるわけでございます。特にそういうふうな意味での実質的な一つの考慮をしなければならぬ段階にある、私はこういうふうに思っております。そういうことで、一つの例を私はあげました。いま与野党の間で非常に問題になっておる問題についての例をあげましたけれども、これはアメリカ政府に対する公用資産に対する支払いのお金にしても、そういう問題があるかと思っております。いずれにしても、この沖縄といふところが日本に喜んで帰ってきてくれて、しかも将来日本の防衛の問題についても安全の問題についても実質的に役立つような果民の御協力を得られるというためにはどうしたらいいかといふことを、協定で定めた範囲内で検討しようから、全力をあげてそのような努力をしていただきたい。何が何でも、こういう約束をしたんだからというふうなことでは、この問題は果たされぬという感じがいたします。特に先ほどの予算の問題、これは重ねて申し上げましたけれども、小さな島に四千億という金が一年間に流れていくという問題は、特に総理よくお考えになって、いまの自衛隊の配備の問題を含めて御検討いただきたいといふことを要望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤内閣総理大臣 別に和田君は答弁は求められませんが、私は、自衛隊の任務から申しまして、地域住民の理解なくしてその任務が果たせるとは思いません。したがって、最も大事なことは、沖縄地域住民の方々が自衛隊について深い認識を持っていたことだ、かように思っております。お話にもありましたように、本土になつた沖縄、それが米軍だけがいて、そして当方の自衛隊がいない、これはどうも筋が立たない、かように思いますが、ただその理屈だけでなしに、もっと積極的な理解を持つことが必要ではないか、かように私は思っております。ありがとうございました。

○床次委員長 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時三十九分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開きます。

質疑を続行いたします。天野光晴君。

○天野(光)委員 基本的な問題について少し質問したのですが、どんな都合かきの方は断わられ、きょうになつてから総理が断わって、私の時間だけどうしてもつびきならない用事があるという話で、非常に残念でございます。そういう観点で、やむを得ませんから、具体的なもの二、三について大蔵大臣に質問をいたします。

その具体的な問題の質問に入る前に、大蔵大臣の見解をただしておきたいと思うのですが、この臨時国会は、沖縄を本土復帰するという目的のために召集をされました。すでに本会議から委員会を通じて数多くの方々の発言がございまして、御承知のように、沖縄をどうあたたかく迎え入れをするかということに終始しているようでございます。そこで私は、角度を変えて、このあたたかく迎えることには大賛成、できるだけの

政治的な処置をすることも大賛成ではあります。が、受け入れすることによって内地の国民の人たちに反動が起きないかという問題の二、三について質問をいたしたいと思いますが、万が一、沖縄を迎える関係から、内地の各産業あるいは事業、あるいはこまかく言えば個人個人に至るまでの間に、いろいろなトラブルが起きるような事態が起きましたような場合においては、たとえば大蔵省関係の問題で扱いをするならば、それについては将来善処するというお考えでありましょうか。それとも、どんなトラブルが起きようとも、このまま暫定措置の五年なら五年という期間中は内地のものは顧みないというお考えでございましょうか。その点、先にひとつお答えを願いたいと思ひます。

○水田国務大臣 トラブルといふと、制度上の問題でしょうか。ちよつと……

○天野(光)委員 よくわかりにくかつたと思ひますから、わかりやすく申し上げますが、沖縄を処置するためにつくりだされた法律、あるいはその処置によつて、内地のその同じ種類の業界に相当大きな影響を与えるというような問題が具体的に起きてきた場合においては、善処される意思がありますかと、こゝろ聞いているのです。

○水田国務大臣 沖縄の復帰が、内地にも大きな影響のないように、また沖縄自身にも大きな悪影響のないように、この一連の措置をとることに今度いたしておりますので、そういう大きな問題は、私は大体起こらないんじゃないかというふうにしております。もし起こつた場合には、これは当然善処いたします。

○天野(光)委員 そうしますと、起きてはたいへんですから、起きないように法の取り組み等をされた、しかし、万が一そういうような事態が起きれば善処するということを前提条件にして質問に入ります。

時間が三十分、ずいぶん長い時間ちようだいしたものですから、三十分ではとても一つの問題を詰めるだけでも容易でないと思ひますから、ひと

つ答弁のほうも簡略にお願いしたいと思ひます。輸入関税と物品税の扱いですが、現在の本土で施行しておるそのものずばり沖縄に適用されておりましたらどうか。それとも、今度沖縄返還にあたりまして、輸入関税あるいは物品税について、本土と違うというものがあれば、それをまず指摘していただきたいと思います。

○水田国務大臣 本土と沖縄では当然違つておるものが多いのでございまして、たとえば物品税で申しますと、沖縄では現在課税されておらない、しかし本土では物品税の課税対象になつておるといふようなものにつぎましては、復帰後五年間の物品税を免除するというような形で、当面のいろいろな混乱を避けるというような免除措置をとることにしております。また、たとえば嗜好飲料のように、沖縄のほうは税率が高い、内地のほうは低いというようなときに、復帰すれば当然負担が軽くなるというようなものについては、復帰と同時に内地の法令を適用するような措置をとるといふようなことをいたしております。また、関税についても同じような考え方で、復帰後何年間の免税措置をとつたり、あるいはまた、たとえば電力事業のようなもの、これは非常にコストが高くなりますので、沖縄の電力コストを低くするために、輸入燃料について特に関税を免除するといふような措置をとります。また消費者対策として、いろいろな消費物資について、内地の関税のほうが高いというようなものについては、関税の差額を免除するといふような措置をとります。また観光産業については、戻税制度というふうなものを置いて、内地に復帰しても急速にいろいろな変化がない、そうして沖縄が不利をこうむらぬというようない一連の措置を全部考慮してあるつもりでございます。

○天野(光)委員 その考慮してあるのはわかつております。考慮したからこゝういう手続をしたんだらうと思ひますから、そういう点で……二時九分までですから、時間がひどく少なくなつて困ります。それで、そう長く答弁されたいと思ひます。

とたいへんですから、わかりやすく簡単にしてもいいんですが、関税で現在——わかりやすいものでいいんですが、私のほうから提起いたしますから、こまかく大臣が答弁しにければ、政府委員でもけつこうです。

宝石あるいは自動車、時計といった、日本の内地では相当高額の輸入関税をかけておるはずであります。それについては、沖縄関係は今度はどういう扱いをいたしますか。

○赤羽政府委員 まず宝石、時計でございすが、これはもうすでに先生御存じかと思ひますが、今後の特別措置法におきまして、旅行者の携帯品のワケ内におきまして、いままでどおりの関税で据え置くという実態、つまり戻税をいたすわけでございすが、そういうことでやつてまいりたいと思ひます。

で、その宝石、時計でございすが、その関税格差というのを一応申し上げますと、時計につきましては、沖縄では五%。これが本土にまいりますと、関税、物品税両方合わせまして、貴金属製、あるいはまた価格六千円をこえるものといふようなことで、いろいろ細分はございすが、一応一例をあげますと、貴金属製の腕時計は、沖縄は五%、本土が六%、つまり関税が二%、物品税が四%、こゝういうようなことに相なるわけでございまして、その格差を観光客の携帯品に限つては戻税といふかこゝうで安くいたす、こゝういう措置をとることになつております。観光客以外の一般的なものは、これはもう当然かかるわけでございまして。

それから自動車ですが……○天野(光)委員 それじゃいいから、その一つの問題で話を進めましょう。いま局長から話のあつた時計一つでけつこうです。時間がございせんから、具体的にひとつ説明をしてください。関税で二%、物品税四%、合わせて六%かかると、かりに百万円の時計を日本の内地に水揚げする場合は、蔵出し税を入れて、一銭も上げなくて百六十万円である。沖縄は五%といえ

ば、水揚げの状態で百五万円というように、いまの説明だと、なるわけですが、その点、間違っておりませんか。

○赤羽政府委員 百万円の時計という例をおあげになりましたのですけれども、これは三万円以下ということでは一応限っておりますので……。

○天野(光)委員 そうすると、三万円以上のものはどういふ扱いをするのですか。

○赤羽政府委員 三万円以上のものにつきましては、本土と同じ原則、一般原則で税金がかかるということでございます。

○天野(光)委員 そうしますと、店で販売する場合、高級品は日本内地と沖縄と同じ価格である、こう丁承して差しつかえありませんか。

○赤羽政府委員 そう御了解いただいてけっこうでございます。

○天野(光)委員 そこで、戻税というのはどれから出すのですか。

○赤羽政府委員 観光客の戻税のシステムにつきましては、一応原則として考えておりますのは、まず観光客がみやげものを販売している小売り店で一応税込みでウイスキーなり時計なりを買ったわけでございます。そのときに一定の証票を小売り店から観光客のほうに渡す。それを出国の際に税関が検印をいたします。検印をいたしましたら、それを買い戻した小売業者の口座のある銀行、これは出国のところに付くというようになると思いますが、そこで提示をいたしましたので、観光客のほうはそこで差額の金をもらうわけでございます。一方、売り戻した小売業者のほうにその証票が回ってまいりまして、そうして小売業者のほうは戻税に相当する分の還付を受ける、かようなシステムになっております。

それから、いま申し上げましたような方法は、一たん税込みで買ってあとで返すという方法であるわけなんです。これが手続上非常にめんどくさいという現地の御要望がございまして、これにつきましては、最初から小売り店で引きで売っていいという措置をとることにいたしてあります。

してありますが、この措置をとる前提といたしましては、観光客と小売り店との関係が、お互いに非常に顔見知り信用があるというところがございます。と、買ったままその証票を税関に提示することなくすつと帰っちゃう、こういうことになるケースがありますので、その危険負担を小売り店のほうで覚悟と申しますか、信用のある顧客だ、こういうことでいきますならば、そういう方法でもけっこうである。いずれにしても、法律ではそういう方法については何ら規定ございませんので、これは政令段階で今後いろいろ現地とも相談をいたしてきめたいと思っておりますが、そういう方法も考えております。

○天野(光)委員 その戻税をやる場合は、先ほどの説明のあった時計等については、三万円以下のものも三万円以上のものと同じですか。

○赤羽政府委員 観光品の面では、現在、沖縄といたことでなくて外国から皆さんお帰りになるときに、たとえば酒が三本とか、香水が二オンスとか、こういう限定があるわけ、その範囲内で認める。これは沖縄についても全く同様でございます。この範囲内で沖縄からみやげものを買った場合に戻税の制度をとる、こういうこととさせていただきます。品目並びに数量に限定があるわけでございます。その点お含みお願ひしたいと思います。

○天野(光)委員 その限定のある品目は、何と何ですか。限定しておる、その戻税を行なう品目は、何と何ですか。

○赤羽政府委員 まずウイスキーが三本、香水が二オンス、時計三万円以下のもの二個、それからそれ以外の装飾品、身辺細貨というようなものは、これは全体で五万円以下と、価格でこれを押えております。

○天野(光)委員 そうしますと、沖縄に輸入をする場合の措置は、現在東京で行なっているのと同じシステムでやるんです。沖縄に今度外国からたとえばスイスなりあるいは香港から輸入するという品物については、そういう形になりますね。

ね。

○赤羽政府委員 本土から輸入するのと全く同一でございます。

○天野(光)委員 そうしますと、念を押しておきますが、三万円以上の時計——時計にいま仮定しますが、時計の場合は、たとえば五十万でも百万でも、店頭で課税されたその価格以外に割り戻しもしなければ何もしない、それは内地と同じである、こう丁承してけっこうですか。

○赤羽政府委員 そう御了解いただいてけっこうでございます。

○天野(光)委員 そこで、私たちがいままでずいぶんこの問題、物品税で議論をしてきたわけですが、宝石を扱うような場合、その脱税を大蔵省でつかむことが非常に困難だということ、できることなら正直者がばかを見ないような制度をとるためには、要するに、蔵出し課税といった水ぎわで課税をすることのほうがいいかというわけであり、主張をいままでずいぶんしてきたわけであり、主張が、こういう機会にはほんとうはそういう措置を講ずることが一番いいんじゃないかという感じがした。ただし、いま観光客のために、三万円以下の時計でいえば二個である、ウイスキーは三本だ、それをやることで観光客がそれほど多く来るという考え方でこの措置をおとりになられたのですか。これは相当そこに問題があると私は思うのですが、三万円の時計二つ持って帰る、ウイスキー三本持って帰るだけで沖縄が特に観光が盛んになるといふ考え方でこういう施策をおとりになられたのでしょうか、どうですか。

○赤羽政府委員 ただいまの観光税制の特別措置は、これは御存じのとおり、いまの沖縄といたうものは観光対策、外客誘致、特に本土からの観光客が、というのを沖縄の経済振興の一環としてつかまえて、よく先生御存じかと思っております。国際通りあたりにはずらつとそういうみやげものの店が並んでおるわけでございます。全島でいいますと、コザやなんか含めまして百何十軒ぐらゐのみやげもの屋があるわけでございます。

います。これが直ちに本土の関税が適用されましてぐつと上がるというふうなことになるかと、みやげものの屋の存立のほうも、これはちょっとおかしくなるんじゃないかというふうな点と、いま先生がおっしゃいましたが、これはまあこれからという点でございまして、これはまあこれからというふうな点でございまして、どうなつてまいりまして、依然としてますますあえていくかどうかというふうなことは、ちょっとこれはわかりませんが、全然効果がないというふうなことでなくて、やはり向こうへ行けばその程度のもは携えて帰るというところは十分に予想されるわけでございます。一つの要素、誘因になるのではないかと、かように考えております。

○天野(光)委員 私の心配しているのは、一個三万円の時計というものは、一般大衆の使う時計ですね。その時計を観光客が——喜んで買つてくるお客さまもあるでしょうが、そうではないんじゃないか。かえって、この制度をやることによって、沖縄の現地住民は高い時計を買わなければならないということになるのではないかと。一部少数の観光客のためにやる施策が、沖縄現住民の一般大衆が買うのに高いものを売らなければならないというふうな状態になるおそれはないのかということ。——「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり)ありますよ。(「国内と同じにすればだ」と呼ぶ者あり)いや、国内と同じだけれども、結局、沖縄で買って、ほかから来たお客さまだけ戻税だから税金がかからないわけですから、要するに、沖縄でそういう制度がなければ日本内地と同じだから、いま堀君の不規則発言のようにそれは同じでけっこうだと思ふのですが、そうではなくて、沖縄自体で、観光に来たお客さまには税金は返すよ、現住民には税金を返さないよということ、ここで起きているわけなんです。その点はお考えになったことはありませんか。

○赤羽政府委員 この観光税制を取り上げる際に、率直に申し上げますと、そういう議論が出たことは事実でございます。しかしながら、究極的に申し上げまして、これは現在やっているものを暫時継続することによりまして、全体——何もこれのみならず、ほかの税制措置もそうでございますけれども、本土復帰に伴いますところの激変緩和ということと、一定の期間を限りまして施行せんとしているものでございまして、先生おっしゃいました議論は確かに最初にごさいました、結局、結論的にはいま私の申し上げましたようなことで立法をいたしておるわけでございまして。

○天野(光)委員 もう一つ、金の問題をちょっとお聞きしておきたいと思うんですが、日本が現在の日本の金の価格で払い下げをするわけですが、沖繩は国際価格で払い下げをすることになるようです。そうしますと、一オンスで相当の違いがあるわけですが、これに対する対策はどういう形で考えておるんでしょうか。

○林(大)政府委員 ただいま御指摘のとおり、現在、沖繩の金加工業者は、国際自由金市場から国際価格で金地金を購入しておりますけれども、復帰後になりますと本土の制度が適用になります、したがって、一グラム約六百六十円という値段で購入することになります。ただ、そういったしますと、現在まで安い価格で購入いたしておりました沖繩の業者が経営的に非常に苦しくなるといふことも考えられるわけでございまして、ただいま関税局長から御説明いたしましたのと同じような趣旨で、復帰後五年間に限って特に国際価格で売り払いを行なう、そしてこの間に技術の向上あるいは経営の合理化を推進して、そうして沖繩におきまます金加工業の維持振興につとめてまいりたいというふうに考えております。

○天野(光)委員 それで、時間がなくなってきたから、詰めて申し上げますが、地金を払い下げるいわゆる地金商でもいいでしょうか、それはどういう業態のもので、一体どのぐらいの業者を予定しておりますか。

○林(大)政府委員 沖繩の業者でございますが、最近になりましたいろいろな業者が出てまいりました。これは復帰前の状況を考えまして、従来金加工をあまりやらなかったようなものも金加工に取りかかるといふようなものも若干あります。ようございまして、その点は従来の実績その他を勘案いたしまして、今回の特例措置、恩恵措置が乱に流れないように十分に配慮してまいり所存でございます。

○天野(光)委員 たいへんいま沖繩では金を買って入れているそうです。これは復帰が確定だということ前提条件でしようから、これは法律行為では違反でありませぬから差しつかえはありませんから、政府が地金商に渡す金の、おそらく当分の間は何倍かあるいは何十倍ぐらいかの金が沖繩にはらんすと思うのですが、その金の持ち出しについては、要するに、本土のほうに持っていく場合に、おいては何ら制限はないわけですね。

○林(大)政府委員 ただいまの御質問は、沖繩復帰後におきまして、沖繩とそれから日本の現在の内地との間の金の持ち込みという問題かと存じますが、その点につきましては一切何らの制限はないわけでございます。

○天野(光)委員 無制限だということになりますね。そこで、そうしますと、五割、五〇%もうかるわけですね、現在の地金の価格からいくと。日本の現在の価格と国際価格との差は二百一、三十円あるわけですから、国際価格で四百五、六十円か七十円ですか。六十円ぐらいでしょうか。そうしますと、大体五〇%近くそのままだけでもうかるということになるのですが、それはもうけてもよろしい、これは加工しなくてもそれでもうけてもいいという前提に立ってこの仕事を進めておいでですか。

○林(大)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、特に安い価格で払い下げをいたします金の量を、従来の実績を考えまして十分に合理的な量に制限するつもりでございますし、また、安い

価格で払い下げました金が確実に加工されるように措置をとってまいりたいというふうに考えております。それによりまして、乱に流れることを防止したいというふうに考えております。

○天野(光)委員 こまかいことまでお聞きしてあれですが、そうしますと、加工業者に金を売り渡してやるわけだから、これは絶対一〇〇%加工しなければならぬ、こういう前提条件に立ってこの始末をされる、その加工を必ずできるという見通しは十二分につけるだけの手続等はできておるのですか。

○林(大)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、従来からその金の加工をいたしておりました業者は、組合などをつくっております、信用のおける業者でございまして、具体的にいかなる措置をとりましてそのような実効性を確保するかという点につきましては、現在、細目を検討中でございます。

○天野(光)委員 その払い下げをする年間の量は大体どれぐらいですか。もうすでに予定はできているだろうと思っておりますから……。

○林(大)政府委員 従来の実績でございますと、一九七〇年におきまして一・四トンでございます。この一・四トンという実績を勘案いたしまして、乱に流れないように量は十分に規制してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、御参考までに申し上げますと、本土で金加工業者が装身具等に使っております金の地金は、同じく一九七〇年におきまして約二十六トン、したがって、沖繩におきまますその量は約五%に当たるわけでございます。

○天野(光)委員 いずれにしろ、内地の業者も手を回しましていま沖繩でどんな金を買ひ占めていっているというふうな話も承知いたしております。端境期でありますから、そういうことの起きることも当然であろうかと思いますが、暫定措置を講ずることによって私の一番心配しておったことは、いわゆる沖繩を受け入れる、前に申し上げましたように、あたたかい気持ちで、できるだけ沖繩の住

民の期待に沿うような形で沖繩を受け入れたいというの、もうこの委員会から本会議通してみて、終始一貫その議論に尽くしているわけですね。沖繩の現住民の利益はどうするかということに尽くしていると思えます。ところが、そのために内地に及ぼす影響をも十二分に考慮の上であらうと思えますが、これはいま金の、いわゆる物品税だけの問題を、時間がございませぬから、話をしたわけでありまして、その他も数多くあるわけでありまして。

幸い総理がお見えになりましたので、今度の措置をとられたので、本土のほうでそのために反動を受けて影響をこうむる国民が数多くできるような場合には善処する、先ほど大蔵大臣からの答弁があったんですが、総理としてもその考え方には同じだと思っておりますが、いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 大蔵大臣からお答えした、特に私が異を唱えるようなことはございませぬ。内閣は意見一致しておりますので、どうぞ御安心なすってください。

○天野(光)委員 実は総理がこれぐらい早く来られたら、少し基本的な問題をお聞きしたかったんですが、私の質問時間中どうしてものつびきならぬという理事会のお話し合いで、総理の質問はだめだというもので、いま一分では、とてもこれはどうにもなりませんし、非常に残念であります、いざれ他の機会に問題は討議することにしたします。

私の質問は終わります。

○床次委員長 土井たか子君。

○土井委員 沖繩の復帰に伴う問題はいろいろ山積みでございますが、きょう私はこれから水道問題だけに限ってひとつ質問させていただきます。と思います。私たちは、一日として水なくして生きることができません。沖繩も同様であります。この夏、実は沖繩に現地調査に参りましたとき、水飢饉にあえいでいる状況というのをまのあたりにいたしまして、これはもう一日もなおざりにする

ことができない問題だということを再確認してまいりました。特に、御承知のとおり、沖繩は全島統合上水道、これは米陸軍水道局がそれについての管理権を一手に掌握しているわけですが、そのもとにある水道公社、さらにそのもとにある市町村の水道局、そういう一連の組織からいまして、やはり水問題は一にも二にも軍事基地優先ということが、現地の調査の結果、いろいろな場面具体的に明るみに出てまいりました。

たとえば、三十六時間断水ということ、一般の家庭ではあえていえるそのときに、基地の横を通りますと、兵隊の家族がまっ昼間芝生に水を打っている風景や、満々と水をたたえたプールに子供が喜々として遊んでいる風景を目の前にいたしまして、ずいぶんこの軍事基地優先、基地中心の水道行政ということに対してふんまんやる方ない思いをしたわけです。

そこで、きょうは、その水道問題について、特にこの沖繩の県民の立場からすると、これこそ復帰後どうなるのかということは、何としても生活を考えました場合にまず心配の一番大きな問題ではなからうかと思えます。

たいへん不本意ながら、一時間と限られた時間でございまして、いまから私が質問申し上げますことににつきまして、各事務官の方でなく、御出席の担当の各大臣から、はつきりと、しかも責任を持ったお答えをお願いすることをあらかじめ申し上げておいて、質問に入りたいと思えます。

まず具体的な問題からお伺いをいたしますが、福地川ダム建設についての問題なんです。

山中総務長官、この福地川ダム建設について、このたびのこの復帰に伴う特別措置に関する法案の中身では、どういうふうに取り扱っておりますか。

○山中国務大臣 沖繩振興開発特別措置法案の附則第五条「この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム」これは福地川ダムのことであります。「の存する河川について、当該ダムの建設を行なう河川の部」として建設大臣が

指定する区間は、第七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により指定された区間とする。」二項、三項等、いずれもそれに関する規定でございまして。

○土井委員 総務長官、それだけでございましてか。――それだけでございましてか。

○山中国務大臣 それだけであるかと言われますと、復帰に伴う特別措置に関する法律案の、法人の権利義務の承継の琉球水道公社の第三十六條、このところ「水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるものを除き、この法律の施行の時に於いて沖繩県が承継する。」これは、「多目的ダムとなるものとする。」と、先ほどの振興開発特別措置法の附則第五条の第二項で書いてございまして、さらに第三項で、このダムの建設の費用は国が支弁する、こうなっております。沖繩の水の根源である水源福地川ダム、将来は本島北部の開発されるダムも含んでのことでありまして、国が十分の十の支弁を行なうということの意味しておりますので、しいてはかあるかと言われれば、その点だろうと思えます。

○土井委員 つまり、これは、復帰後は福地川ダムについては国の直轄事業とするということになるわけではございましてか。

そこで、いま長官の言われましたこの三十六條の条文に従って実は政令があるはずなんです。政令の中身についてはどういうことになっておりますでしょうか。

○山中国務大臣 これはすでにお手元に出してあります三十六條関係として、「法第三十六條に規定する政令で定めるものは、河川法（明治二十九年法律第七十一号）が準用される福地川において建設しているダムに係る財産その他の権利及び義務とする。」、そういうつもりでおります。

○土井委員 先ほど長官は、この福地川ダムについては多目的ダムとして国が直轄事業で行なうという御趣旨の御答弁をなさいました。それでございませぬ。多目的ダムとして行なう場合には、根拠になる法は、御承知のとおり、特定多目的ダ

ム法でございまして。この特定多目的ダム法のこの法文を見てまいりますと、これは現行河川法に従ってその特例を認めている法律であるというところが、その第一条でも明らかなわけではございまして、旧法ということになってまいりますと、この点ひっかかりはしませんか。つまり、この政令案要綱の中身を見ました場合に、いま長官お読みになったとおりなんです。そこに書いてございまして、福地川については「河川法（明治二十九年法律第七十一号）が準用される福地川において」と書いてございまして。したがって、多目的ダムとして国が直轄事業をここに行なう場合には、この明治二十九年法律第七十一号の河川法というところで行なえるはずはないのです。これは旧法でございまして。これは旧法でしょう。

それじゃお伺いしますけれども、そもそもこの政令というのは、復帰後問題にされる政令でございまして、沖繩が本土に復帰する、つまり返還協定が発効すると同時に、やはり本土にあるところの現行法というのに従って問題は考えられていくはずなんです。いままで沖繩において適用あるいは準用されてきた旧法令というのは、その瞬間やはり本土に現在適用しておる現行法に従って考え直されなければならない。いかがでございませうか。その点からしてもこの政令の中身というものはおかしいと思うのですが、おかしいとお考えになりますか。

○山中国務大臣 私はおかしくないのですが、それはやはり川を特定しなければなりませんから、この沖繩にも現在施行されておる河川法である、俗にいう旧河川法ですか、それによって福地川が指定されておりますので、その川をこのところでは指定するわけでありまして、その川を指定して、その上に振興開発特別措置法附則第五条で、特定多目的ダムとなるものとするということでもって受けているわけでありまして。

○土井委員 そうしますと、現在本土で適用いたしております特定多目的ダム法という法律をぶちこわすわけですか。これは現行法からしますと、旧

法に従ってできるはずはないのです。法文の中で明らかに書いてあるのは「この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法（昭和三十三年法律第六十七号）の特例を定めるとともに、」云々と書いてあるわけでありまして、これは現行河川法によらなければできない多目的ダム工事であるはずなんです。その点はこの政令から考えるとおかしいということに私はなると思っております。それ、もう一度御答弁をお願いいたします。

○山中国務大臣 私はやはりおかしくないのです。福地川というものを現在の琉球の河川法で指定しておりますので、それをそのまま政令で受けて、そして先ほどから申し上げております振興開発特別措置法案の附則第五条の第二項で、「特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。」という、みなし規定と申しますか、そういうふうな、本土でいう特定多目的ダムとなるものとするを書いてありますから、それでもっておかしくはないと思っております。

○土井委員 そういふふうにおっしゃられても、現にこの政令と多目的ダム法の関係から考えますと、どうしてもこれは合点がいく問題じゃないです。政令で法律をぶちこわすというのは、法秩序に対する破壊以外の何ものでもない。法体系からすると、政令というものは、法律に基づいて考えられる政令であらねばならないと思えます。いかがでございませうか。

○山中国務大臣 何も悪いことをしようとしてい

るわけじゃないのですから、こちらでお許しを願って、答弁は建設省の担当局長にお願いしたいと思えます。

○川崎政府委員 先生も御承知のように、沖繩振興開発特別措置法の附則の第五条の二項に、この福地川ダムにつきましては、指定をいたしますと、七条六項の規定により特定多目的ダム法が適用されるダムとなると、こういう規定を設けております。これに従いまして、この福地川ダムは多目的ダムの扱いをするわけではございませぬ。

○土井委員 これはやはり法秩序体系というのはい貫していなければ困ると思うのです。いまおっしゃられることに對して、やはり筋を通していただきたいと思うのです。そういうことからしますと、このつくられた政令案要綱の中の、特にいまの沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案の三十六条を受けてつくられている政令案については、もう一度つくり直しをお願いしなければならぬように私は思います。河川法についても、旧法によるということにはならざるを得ないわけですが、すなおに読んで、したがって、これは多目的ダムをこのあと施工するということがなっていないと、やはりこの政令の中身を再吟味して、私は、ミスプリであるのじやなからうかと、何べんも目を疑って読んでみたのですが、どうもこれは前後左右から考えて納得できない。間違っているところのじやないでしようか。もう一度その点はつきりと念を押して、この政令については特につくり直す必要があるのじやないかということを再度申し上げたいと思うのです。

○川崎政府委員 政令との関係につきましては、特に矛盾した点はございません。
○土井委員 どういうわけで矛盾していないというふうにお考えなんですか、その点はつきりおっしゃっていただきたいと思うのです。いまのようにならぬという理由をおっしゃらなければ、ちょっとこれは私には聞けない答弁だと思えますから、その点はつきりさせていただきますかと思えます。
○川崎政府委員 沖縄には現在旧河川法に基づく準用河川がございますが、こういったものにつきましても、河川法に規定する二級河川とみなすというものをこの政令で定めておるわけでございます。

○土井委員 そういうふうはその政令で読めますか。これはそういうふうには読めないと思うのです。す。復帰後においても福地川ダムについては河川法は旧法どおりというふうにはしか、これは率直に読んだ場合に、読めないじやございませんか。いまおっしゃったような論法はどこから出てまいりますか。

○川崎政府委員 現在沖縄には旧河川法が生きておるわけでございます。したがって、この河川法から復帰後の新河川法を適用する場合の経過的な措置として、ただいま申し上げましたように、準用河川を二級河川とするということを政令で定めたわけでございます。
○土井委員 政令でお定めになった、その明記の政令がどこにございますか。この政令をそういうふうには読めとおっしゃるわけですか。それとも、別にそういう政令が特定されているということではないですか。沖縄においては旧河川法に従って福地川についても管理、運営がなされているというのには私も存じております。しかし、だからこそ先ほど申し上げたのは、復帰後、沖縄返還協定が発効したその瞬間に、いままで沖縄において適用あるいは準用されてきた旧法令というものは、本土における現行法令において考えられなければならないということになるのでしようということを上げた。いまおっしゃったように考えるのなら、別にそういうことを明記した政令がなければならぬはずなんです。いまこの政令でそういうふうには読めとおっしゃるけれども、どうも私には無理なように思えます。いかがでございますか。

○林(信)政府委員 お答えいたします。
先ほど河川局長が申し上げましたように、沖縄におきましては明治の河川法がまだに適用になっております。本土におきましては、昭和三十九年でしたか、新河川法ができました。復帰の際には、旧河川法がそのまま準用で適用されておるわけでございますが、沖縄で適用されております旧河川法から本土の新河川法への引き継ぎの経過措置、これは建設省が御担当になっておられまして、その政令案要綱にもあると思えますが、特別措置法の百五十六条に基づく政令で経過措置を書く、それで沖縄の旧河川法による準用河川は新河川法の二級河川とみなすというように案にたしか

なっていると思えます。それを前提にいたしましたので、ただいまの福地川、そこで河川法が準用される福地川と申し上げるのには、沖縄に適用になっております旧河川法、その河川法が準用されている福地川、それでそれはどうなるかと申し上げますと、いま申し上げましたように、別の政令で新河川法の二級河川になる、こういう経過措置を考えておるわけでございます。

○土井委員 別の政令でいまおっしゃいましたのは、お答えのとおり、特別措置法の百五十六条に基づく政令ということになるだろうと思えますが、その必要であるはずの政令は現に考えられておりますか。ございますか、いかがでございますか。

○林(信)政府委員 お答えいたします。
これはほかの政令も同様でございますが、百五十六条に基づきます政令は、それぞれ主務省で目下準備中でございます。復帰のときまでには必ずできるということでございます。

○土井委員 まだないわけでございますね。今日ただいままだないわけでございますね。今日しかも、なおかつ申し上げたいことは、福地川ダムについて国が直轄事業としてこれをとり行なうということに従って、いろいろな査定、いろいろなそれに対する工事の予定、計画などがいま現に進行中なはずなんです。法が存在しないので、現にそれはできることですか。そういう根拠なくして、そういう工事に對しての計画なり準備なりを進めてよいものでしょうか、いかがでございますか。

○山中国務大臣 これは、政令というものは法律が通ってから閣議決定をもつてきめていくわけですから、政令で出し得る限りのものは国会の冒頭に皆さまでお手元に届けますと、私は前から沖特等で発言しておりましたので、それで、内容のあらかたの御理解のできる、あるいはまた、沖縄県民から見ても政令の内容はこういうものだということのなるべく数多く出したわけでありまして、し

かしながら、そのこまかな引き継ぎのみなし規定その他の線で全部がここにそろうておるとは私も思っておりませんが、それは支障なく行なえるように、閣議決定等を行なつてきめていくわけでありまして、そこで、現在、福地ダムは復帰までにアメリカ側がそのまますべて完成させるという約束でやっておりますけれども、しかし、もし完成しなかつたらというように、あとの維持管理というふうなことを含めて準備にかかるとは、これは話し合いの上で当然であることであって、政令がないからできないというものではないと思っております。

○土井委員 ただしかし、どういうふうなダムとしてこれを建設するかということについては、先ほど来おっしゃったとおり、多目的ダムとして行なうということでございますから、多目的ダムとして工事をするということになってまいりますと、現在、本土にございます現行法である特定多目的ダム法を無視して行なえるはずはないわけですね。ですから、そことの関係からいいますと、やはり現在政令が不備であるということだけにはひとつはつきりとお認めいただいて、そしてこの政令については早急にやはり整備をなさる必要があるだろうと思うのです。特にやはりこの表現を見ますと、これは間違、ミスプリだろうと思つて、きょうは実はあけ足とりみたいなことを言っているわけじや決してない。これはやはり法秩序体系から考えてゆゆしい問題、特にこれは水資源開発、ダムについての事業ということになりますと、今後沖縄の水事情についてはかがえのない問題ですから、ひとつお聞かせいただきたいという気持ちで私先ほどから質問しているわけですから、この政令については、今後間違のないように、はつきり現在ある多目的ダム法に従つて整備をなさるよう、ひとつはつきりここで確答をしておいていただきたいと思うのです。

○山中国務大臣 政令案については、それぞれの各所管省庁でやられておりますから、この部分については建設省で現に出しております政令の点に

なっていると思えます。それを前提にいたしましたので、ただいまの福地川、そこで河川法が準用される福地川と申し上げるのには、沖縄に適用になっております旧河川法、その河川法が準用されている福地川、それでそれはどうなるかと申し上げますと、いま申し上げましたように、別の政令で新河川法の二級河川になる、こういう経過措置を考えておるわけでございます。

ついても書いたわけでありました。したがって、その関係省でこれから御要望のとおりに進ぶように努力をいたさせます。

○土井委員 少なくとも、復興については本土並みというのが最低限度の、これはやはり考えなければならぬ基本線でございますから、本土並み本土並みといわれる以上は、本土にあるところの現行法秩序体系というふうなものを無視してお考えにならないように、特に、現在の本土から考えて、この点が沖繩の場合には数段見劣りがするとか、沖繩の場合にはこの点がおそろかになつていくというふうなことのままで復興のいろいろな手続というものが進むということについては、これは黙視できない問題だと私は思いますから、ひとつ重々この点を申し上げておきたいと思ひます。

それからさらにこの福地川ダムの用地の問題ですが、見てまいりますと、国有地以外にも村有地、私有地がございますね。この村有地のような場合についても、今度の特別措置法によつて用地を収用なさるのかどうか、この点ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○西村国務大臣 福地川ダムの用地につきましては、内地とだいぶ違つておまして、つまり貯水池になる部分、これは全部借地でございますが、のみならず、集水の面積も全部借地でやつております。したがって、これをいよいよ引き継ぐことになりましたならば、内地は、貯水、つまり埋没の面積だけはいつち買収しておるのでございまして、そういう違いがあるののでございまして、少なくとも埋没の面積だけはこれは買収しなければならぬと思つております。面積等もそれぞれ明瞭にわかつております。その集水面積の大部分は国有地でございます。あとは村有地、私有地、こういうふうになつております。

○土井委員 面積の点において大部分が国有地とはいひながら、村有地もあり私有地もあるといふこの現実は無視できないことだと思ひますね。その場合に、村有地、私有地については、やはり財産権の保障ということに十分な配慮をす

るといふのが、私は原則だと思ひます。したがって、いまして、その点からすると、いま本土にあります現行法では、土地収用に對しては、御承知のとおり土地収用法がございします。それから、それ以外に公共用地の取得に關する特別措置法という法律もございします。そういう法律をこの水道用地については適用しない、ことさらにこのたびの公用地に對しての暫定使用に關する法ということをやつていこうという理由は那邊にあるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○西村国務大臣 この面積は、いわゆる布令によつたものではございせん。布令二十号によつてあるいは収用する、あるいは強制的に契約をしたといふものではありせんので、アメリカの民政府のほうで、水道公社が民間と契約をして一々やつておるのでございします。したがって、その契約を十年間の契約でやつておますから、そのまゝ國が引き継げるのではないかと、いろいろ考へておりました。ただし、借地料その他は非常に安いのでございまして、もしその借地料その他の変更があれば、あらためてこれは契約し直すことにもなりましようけれども、法的にいいますと、強制でやつたものじやございせんから、私はそのまゝ繼承ができるのではないかと、かように思つておりました。

○土井委員 ちよつと私の質問をいたしておりました中身が、いまの御答弁では御理解いただけでないのではないかと申すので、

私のお伺ひしたいのは、公營企業の水道用地といふことでございしますね、福地川ダムの用地につきましても、また福地川ダム以外の用地についても、いわゆる水道用地について、公營企業の水道用地を軍用地と同じような強制収用の対象になぜしたのかという理由が聞きたいといふことなんです。つまり、このたびの沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律ではそういう趣旨になつておりますから、したがって、これについては、いま本土にございします土地収用法あるいは先ほど申し上げたように公共用地の取得に關する特

別措置法という法律を適用しないで、ことさらにこのたびのこの暫定使用に關する法律でやろうとする理由は何の辺にあるかといふことをお伺ひしておるわけですか。

○西村国務大臣 それはすべて一括してやつたのございまして、特にこれについておることになつておりますけれども、入れてもさしつかへはない、こ

ういふふうに考えられますが……

○土井委員 その一括が私は実はおかしいと思ひます。一括に對しては一喝をしなければいけないと思ひますが、この水道を米軍が使用して

いたがために軍用地と同じように取り扱ふといふのは、これはおかしいのじやございせんか。水道は水道なんです。軍用地は軍用地なんです。軍用地内にあつて、軍用地の一部となつてアメリカ軍が使用していたといふことだけで、一括して水道も軍用地もみんな同じだといふふうにお考えになるのは、おかしいと思ひます。

ね。市民生活から見れば、水道なくして生活は成り立たないです。したがって、沖繩県民から見れば、この水道の用地について、いまの暫定措置で五年間という期間強制収用されるというこ

とに對しては、おかしいと考えるのはあたりまえだと私は思ひます。軍事基地じやないのですから、これは、軍事基地についても私たちはおかしいと思つておりますけれども、事、県民にとつてはかけがえのない水道の用地にこつち法律が適用されるといふことはおかしいといふのはあたりまえだと私は思ひますが、いかがでござい

ますか。

○西村国務大臣 誤解しておりました。福地ダム自身のことをいっておるかと思ひましたが、水道の問題も含んでおります。水道の問題を含めまして、全部この契約によつたものじやなしに、布令によつたものもあるからでございまして、ダムそれ自身かと思つておりましたが、水道のパイプラインの通る箇所、そういうところは、この中にやつぱり入れなければいけないのであり

ます。

○土井委員 なぜ入れなければならぬかという理由を、したがって先ほどからお伺ひしているのです。私は、質問の中で、福地川ダムも同様だけれども、いわゆるこの水道用地といふのは公用地に当たりますねといふ前置きをしておいて質問をしたわけですから、福地川ダムについてのみをお尋ねしているわけじやないのです、そのところをはき違ひをなさいますようひとつお考えいただいて御答弁を賜りたいと思ひます。

○林(信)政府委員 水道公社の財産の承継でございしますが、先ほど御指摘になりました特別措置法の三十六条、これにまあ一応当たるわけでございますが、そのうち、「政令で定めるものを除き」、「沖繩県が承継する」と、こうございまして、その沖繩県の承継して行ないます水道事業、それにつきましても暫定使用法が適用になります。が、「政令で定めるものを除き」と、除きましたものは、協定によりまして國に帰属するといふこととございします。したがって、新たな土地に關する権利の取得を復歸後にする場合には、当然土地収用法でまいるということになると思ひます。

○土井委員 新たな土地について聞いておるわけじやないのです。新たな土地について聞いておるわけじやない。それは復歸後いまだ予想がたい事情として起こるであろう問題でありますから、いまもうすでに想定される問題についてはお尋ねしてあるわけ、具体的に現存している問題を根拠にお尋ねしているわけですから、そのところは

はどうもすりかへようと思ひます、いまの御答弁は、はつきりと答えていただきたいと思ひます。現実にはやはり着目していただかなければ、そして、この復歸後においてどういふふうな取り扱ひをなされるかといふ問題について聞いて

いるわけ、復歸後の問題じやないのです。もう一度答弁をお願いいたします。

○林(信)政府委員 お答えいたします。特別措置法の三十六条にございしますように、「協定第六條第一項の規定により政府に移転し」と、

その財産の内容に入っておる権利義務、これは政府に移転することです。復旧前に契約によりまして権利を取得する、その権利は、当然ここにいう権利義務、財産の中に入っているというふうに考えます。

○土井委員 どうもさっぱり要領を得ないですね。いまここで尋ねているのは——もう一度繰り返して申します。とても時間がむだに私はなると思いますが、大事な点ですから、もう一度繰り返して申しますが、水道用地を軍用地と同じように取り扱って、公用地等の暫定使用に関する法律を適用してやろうとする根拠はどこにあるかというところをお尋ねしているのです。

○斎藤國務大臣 御承知のように、琉球水道公社が布令によって土地を使用、占有を現にいたしております。それが復旧の際に引き続いて使用がでるということにいたしておきませんと、事前にあるいは契約等によって、琉球水道公社が経営になった場合に賃貸をいたしますというところが全部済まばいいのですが、もし残った場合、その部分が使えないということになりますと、復旧の日からそこは水道用地として使えないというところは、これは市民に対する水道供給として非常に支障を来します。そういう意味で、この暫定使用の中に入れておるわけでございます。

○土井委員 水道用地は軍用地じゃないんです。したがって、あれだけ水に困っている県民からしますと、水道用地として必要だ、どうだろうと話を進めたら必ずそれに対しては協力をするということ、あらかじめ考えられてよいんじゃないでしょうか。そういうことに対する御努力をどういうふうにいまだでなさいました。これは、便宜の措置として、基地と一括してこれに対して暫定措置でやっていたらいいじゃないかという安易なものの考え方があったんじゃないかと私は思うのです。何だか政治姿勢としては、県民の立場からすると納得できる問題と納得できない問題というものをここんら一体としちゃって、便宜

的にこれを取り扱うことばかりに先走ったというような感じがしてはいたが、県民からしますと、水道用地が必要だといわれたら、それに対していやですと絶対言わないと私は思うのです。できる限りの協力をするであらう。私は向こうの水事情について調査を進めれば進めるほど、実感として私は思います。それに對してだけの努力を私に求めたか。やはり財産権の保障ということに對してもなおざりにされては困る。しかし私は、水道問題について、沖縄現地でどうしても必要なだけの水がなければまたあれだけ困るのだというところは、はだに感じて戦後ずうっと沖縄県民の方々はわかっていて、そういうことに対しては、話し合いを進めようというところをおやりにすれば、必ずそれに対する反応はあると思うのです。御努力はいろいろあったんですか。

○斎藤國務大臣 現に琉球水道公社と県が協力をいたしまして地主と交渉を進めております。したがって、おそろくほとんど全部復旧時にはこの法律を適用しなくて済むであろうかとも思いますが、万一、地主の居どころがわからない、あるいはまた、中には——があるというふうなことになる場合に非常に困るのではないかと、この法律の中にいれておるわけでありまして、ただ、これは運用地として一本の法律にしたか、こういうことになりまして、これは現に使用をされているものが臨時といえどもそれが使用できなくなるというのでは困るというその事柄が一緒でございますので、あるいは道路や、あるいは電気や、それらの施設の用地も同様にこの法律の中にまとめておるというわけでございます。

〔床次委員長退席、金丸(信)委員長代理着席〕
○土井委員 いまの御答弁の中には、一部表現の中に不穏当な部分がございます。さらに、おっしゃっていることはまことにそれは当を得た御答弁とは思われないんです。すうにかえ答弁ということに私はなると思うのです。異質なものをききんと異質なものとしてわきまを法的措置を講ずる

というところは、最低限やはり考えなければならぬ問題じゃないかという問題提起をしながら私は質問させていただいているわけなんです。軍事基地と、それからいまの水道用地は異質じゃございせんか。同じようにこれをお考えになっていらっしゃるのなら、あるいはこれに對しては相変わらず水道行政は軍事優先で進められるのじゃないかというふうな憶測を持っても、私はふしぎじゃないと思うのです。軍事基地を中心に、軍事優先で相変わらず取水についても、送水についても、浄水についても、配水についてもその管理運営がなされるのじゃないかという心配を持って私は何のふしぎはないと思うのです。その点について、心配を持たせない、不安を氷解することのために、いまここで軍事基地と水道用地というものをききばり、実は水道用地についてはこういうふうな配慮して、こういうふうなやうにいくんだよということがあつてしかるべきだったんじゃないかと私は思うのです。いかがですか。

○斎藤國務大臣 先ほどの私のことばの中に不適当なものがあったといたしますれば、取り消しをいたします。

この電気とか水道とか道路とか、ひとしく公共の用に供している土地でございます。それを軍用地と同じ公共用地の中に含めたのは適当であるかないか、これはいろいろ御批判の余地もございましょう。ただ、公用のために使われている土地を、引き続き使用するという面においては一つである、こういう意味で一本の法律にまとめた次第でございます。他に何の意図もございせん。

○土井委員 沖縄にはいまだで特殊事情がございまして。本土と違つてからこそ、いろいろな法的措置の上でも配慮が必要だと思つております。ただ、その配慮をする場合に、その特殊事情というもの、基本的人権とかあるいは生活の安定とか、平和に對しての保障とかいふふうな裏づけにおいてやはり考えられなければならないのじゃないでしょうか。そういうことになつてきますと、

いまこの問題、軍事基地と水道用地というのはまさしく違つてから、それを一緒に取り扱うというのはおかしいと私が再三再四繰り返して言うのは、実は現在本土にある土地収用法あるいは公共用地の取得に関する特別措置法等々について、これをまず水道用地については適用しようという配慮がなかったのかあつたのか、その辺ひとつ伺いたいと思うからでございます。ことさらに法律をこの復旧にこそ寄せてつくつて、これを水道用地についても適用するという姿勢、これはやはり沖縄の特殊事情というものを考えれば考えるほど、今後基地優先であつたらぬかぬのだ、むしろ、水の問題については民間優先であつて、民間に對して迷惑をかけない、十分に潤うだけの水道というものを考えていかなければならぬというところが基本的姿勢になければ困るわけですから、その点からすると、この用地の問題について、どうももう一つ、私は、この取り扱ひ方というものが違つてはいないかと思うのです。いかがでございますか。

○斎藤國務大臣 本土にございます土地収用法等は、これから新たに土地を使用あるいは占有しようという場合の法律でございます。沖縄では現に使用されているものを、その使用するに至つた権原が違つておりますから、それを引き続いて使用するためには、こういう立法をいたす以外に道はないのでございます。ただそれを、軍用地に供している土地の使用と同じ一本の法律にまとめたのはどうであるかという、これは立法技術の問題といひますか、もしそうでなければ、あるいは水道あるいは道路あるいは電気というように、二本も三本もの法律になるわけでありまして、それを一本にまとめたというわけでありまして、おかしなものと一緒にしたのではないかと御意見にございましては、いろいろと御意見のあるところであらうと思つて、われわれといたしましては、引き続き使用するという意味においては同じであるから、みんな一緒にこゝへまとめようということになつたわけでございます。

○土井委員 引き続き使用されるおっしゃいますけれども、それならお伺いしましょう。

水道公社の性格は、復帰前と復帰後と相変わらず同じ性格なんですか。同じ水道行政の機構の中における水道公社なんですか。その点いかがでございますか。

○斎藤国務大臣 復帰後は、本土における水道と同じ法律的な性格と相なります。現在は、御承知のように別個のものでありまして、アメリカの布令によってできている水道公社でございます。それが復帰後は、異營の水道ということに相なるわけでございます。

○土井委員 水道公社の性格がそのようにがらりと変わるわけでございますか。そうしますと、水道用地についても相変わらず契約は引き続き行なわれる、承継されていくのだ、新たにこれは契約するわけじゃない、先ほどから何べんも何べんも御答弁の中に出てまいりましたけれども、これはやはり新たな性格を持った水道公社のもので水道用地というのあり得るんじゃないですか。

したがって、用地についての契約は、従前どおり、新たに結び直さなくてもできる問題とは私は思わない。やはりこれについては新たに契約し直すというところで出発しなければいけないんじゃないでしょうか。水道公社そのものの性格ががらりと違ってくるのですから。したがって、水道公社によって、これは問題にされる水道用地につきましても、いま申し上げた限りにおいては私は違ってくると思うのです。いかがでございますか。

○斎藤国務大臣 契約をし直すのが筋でございます。したがって、沖繩が復帰をしたならば、そのときに水道公社と契約をしていたものが県の水道公社と契約をいたしますことに、事前にずつとやっておるわけでありまして。しかしながら、中に、その手続のできなかつたものがあつた場合、その場合には、いままでの水道公社と契約をしてきたものは、今度は県と契約をしたもの、こういうふうになすといふことでございます。

○土井委員 そういふふうに違うわけですね。したがって、本土の場合には新設されるから、沖繩の場合には従前どおりに継承されるからというふうな理由において、本土にある土地収用法が適用されるという意味はないとか、あるいはこの公共用地の取得に関する特別措置法をここに用いる意味はないと、にべもなくその点に対して切り捨ててごめんみたいになつて言ひ切られることは、私はちよつと当たらないと思うのです。そういう配慮があつてしかるべきだと思うのですけれども、どうもその点の配慮がないというところは、片や、考えてみると、相変わらず軍事優先で水の問題だつて進むのではなからうかという憶測を持たれても、これに対する御答弁が、おそらく私は確とした御答弁が御用意できないだらうと思うのです。

私は、いまから、したがって、この民間と基地との関係についても、やはり水でひつかかるところは多分にあるように思いますから、時間ももう刻々と過ぎてまいりますので、先を急ぐようになりまされども、いま水道施設用地はすべて返還される、完全に返還されるということが確約できるかどうか。特にいまここでお伺いしたいのは、基地内の水道用地、水道施設は、基地から除外されて沖繩県の所有になるのかどうか、この点についてまずちよつとお伺いしておきます。

○斎藤国務大臣 琉球水道公社に復帰前に統合されるものはすべて県の水道公社になり、契約主体は県ということになります。

○土井委員 そうすると、いまある基地内の水道施設用地は、すべて漏れなく水道公社に吸収されるということが前提にならないと、いまのようなお答えについて納得ができないはずで、いかがですか。

○斎藤国務大臣 ほとんど大部分は水道公社に統合されますが、中には、されないで米軍基地に残る、あるいは他に残るといふものがございます。これは大蔵省から御答弁をさせていただきます。

○小幡政府委員 現在全島統合上水道のうち、復帰までにほとんど水道公社に移転されますが、例外といたしまして、もっぱら軍が専用で使うもの、たとえばキャンプ桑江にございます浄水場、それからあとタンクが二カ所ばかりございまして、それが、これはいずれも小地域にございまして、軍だけが使う。そういうものは除きまして、あとは全部復帰までに公社に引き継がれますから、公社から日本国政府に移転される。

それからもう一つ、基地の内外の問題でございますが、日本国政府に引き継がれますそういつた公社の施設のうち、たまたま現在基地内にありますもの、これは復帰後は施設、区域の範囲から除外する、そういうことを予定しております。もつとも、送水管のように地中をばつておりますようなもの、こういうものは、施設、区域の中を通つております場合には、これは合同委員会等を通じて、共同使用といったような措置を検討するということになると思ひます。

○土井委員 いままたま申しましたキャンプ桑江、それはもちろんあとに残るわけですが、それ以外にも、私の調べた限りでも、読谷村のロー・ポイント、これはナイキ、ミサイル基地用の水資源及び施設といふふうにいわれております。それからさらに、知念キャンプのコンポジションにございましてこの水源は、かなりのわき水があるといふふうにいわれているのですが、これもまた残されたままになる。ひとつそういう点について、できる限り点検をしていただいた結果を資料にして提出していただきたいと思ひます。いかがですか。提出をお願いいたします。

○小幡政府委員 ただいまおっしゃいましたロー・ポイントにある水源、あるいは知念村にありまして、これは現在全島統合上水道に入つておられますので、軍が単独にその地域だけで保有しているわけでございますので、こういうものは復帰後も軍の施設として残るかと思ひますが、その資料につきましては、私どもはうでできるだけ調べまして、資料を集めまして提出したいと思ひます。

○土井委員 その資料については、全島統合上水道に入つていふ分と、入つていない分との区分け、全島統合上水道の中で、今度水道公社のほうに吸収される分と、あとに残る分との区分け、その点を明確にして、ひとつ資料をお願いしたいと思います。お願いします。

それから最後に、その料金の問題、これは時間のかげんがありますから、いっぱい言ひたいことがあるんですが、料金の問題はぜひとも聞いておきたいことがございまして、ひとつ質問させていだきたいと思ひますが、現在水道料金では軍と民間との間で差がございまして、どれぐらいの差かというものは、これはもう資料としてもあちこち出ておりますから、公明正大なんです。大体民間では卸値でトン当たり二十円八十八銭、米軍では十二円二十銭ということになっております。これからの水道料金については、どういう基準で、どういう手続において、軍に売る水道料金、民間に売る水道料金というものが決定されるのか。給水契約は、どのような手続が予定されているのか。法律でなされるのか、条例でなされるのか、契約でなされるのか、軍の一般的な要求でなされるのか、その点ひとつはつきり聞かせていただきたいと思ひます。

○井川政府委員 合意議事録の第六条に関する部分に明記されておりますが、これは全く地位協定に基づいていゆる内地の本土並みでございまして、地位協定の規定に従つて「現在享受している条件と同じような条件のみ、公益事業及び公共の役務を利用する権利を与えられる」と。その地位協定の規定は、第七条に書いてございまして、が、「合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することとができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする」と。そして、現在内地で行なわれておりますのは、市町村が供給しております水道

は、契約に基づきまして米軍に対して一般並みの
お金で契約いたしております。

○土井委員 その辺は、沖繩県民の立場からしま
すと、昨今ちょうどこの復興問題が具体的になり
つつある途次、ことしになってから、米軍のほう
の料金が据え置きで、民間のほうに對して一方的
に上り上げるといふ水道公社の予定がございまし
て、県民が猛烈にこれに反対をして、何とか十一
月にそうならないままに今日に及んだといういき
さつもございます。したがって、どうして、どうし
ても料金の問題については軍事優先で進められてきた
ということ、つまり、民間からの料金が、軍事開
係について、特に軍用基地において行なわれる水
道料金の穴埋めに使われたというような感想を
持っているという実態もございまして、この問
題をよほどしっかりとやっていたら、現
地での不安というものを解消することにならない
と思うのです。

そこで特に聞いておきたいのは、いま四つある
ダムの、最初に申し上げた福地川ダムが完成され
ますと、そのうちにだいたい沖繩本島の水の事情も
変わってまいります。ずいぶんそれで水量も変
わってまいりますし、家庭で使うところの用水も
事情がよくなるということが予定されております
が、この福地川ダム建設費の減価償却、それから
パイプラインなんかを布設する場合の減価償却費
は、将来の水道料金のコストに組み入れられるか
どうか、この点についてはっきりお答えをしてお
いていただきたいのです。

○斎藤國務大臣 福地川ダムの建設費の減価償却
は、市民に売ります水道料金の減価償却の中には
入れません。これは全部国費でいたしますから、
したがって、沖繩の市民に供給しております水
道が今日よりも上がらないように、国として施
策を今後十分講じてまいりたいと考えています。
○土井委員 そうしますと、いまのお答えからす
れば、国の直轄事業として完成をして後、県に移
管する場合についても、原水については無料とい
うことの確証をはっきりここで私はいたいた

思っているわけですね。

○斎藤國務大臣 原水は無料とまでいくか、いき
ません。ただダムの建設費の減価償却を含まな
いといいたしても、そのほかのいろいろな維持
管理費等もございまして、それは若干は水
道のほうから支払う。福地川ダムから供給され
る水は全部無料で水道公社に供給するというわけ
にはまいらないと思ひますが、しかし、先ほどお述
べになりましたような建設費の減価償却を含ませ
るものでないということだけは申し上げておきた
いと思ひます。

○土井委員 先ごろからしばしば問題になってお
りますガリオア、エロアの積み立て金でダム建設
費がまかなわれているという実態もございませ
ん。そういうことからいいますと、これも将来の水
道料の中には含まれないというふうに考えていいわ
けでございませぬ。

○斎藤國務大臣 それも同様に含まれません。

○土井委員 これが将来の水道料金に及ぼす影響
は非常に大きいということを考えなければならま
せんから、ひとつこの席で申し上げたいのは、ど
うか政府と水道公社との間でこの問題について確
約をはっきり取りかわしていただきたいと思ひ
ます。具体的に、いかがですか。ただ、口約束とい
うことになりまして、責任をもつてこの場ではお
答えになるかもしれませんが、常々政治の
場所におきましては事情変更の原則というものが
まかり通ります。ずいぶんがっかりさせられる
ということが山ほどございまして、ひとつこの
問題については、確約をしていただきた以上は、
やはり政府と水道公社との間ではっきりした取り
きめを具体的にしておいていただきたいと思ひ
ます。いかがでございますか。

○斎藤國務大臣 沖繩県がこうありたいという希
望につきましましては、政府としては、沖繩の希望ど
おりにいたしたいと思ひます。未来永劫沖繩の水
道は料金を上げませんというのを沖繩県と政府
と取りかわすというわけにはまいらないと思ひま
すが、その点は御信頼をいただきたいと存じま

す。

○土井委員 そういふことじゃないんです。いま
ここで申し上げているのは福地川ダムにまつわる
問題でありまして、未来永劫にどうのこうのとい
う水道料金について問題にしているわけじゃあり
ませんから、その点は常識的にひとつお考えいた
だいて、とびな御答弁をなさらないように願
ひしたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 福地川ダムからの取水によつて
料金が上がる、上げなければならぬような提供
のしかたはないというところは確約をいたしま
す。いま総務長官もおられますし、総理もおられ
る前でございます。

○土井委員 それを具体的に何らかの文書にして
取りかわすという御予定はございせんか。それ
はぜひしていただきたいことだと私は思ひます。

○斎藤國務大臣 ちょっとどこで文書を取りかわ
すのか、私も思ひつきませんが、この席で申
し上げましたことは、これは全く公の場で、しか
も、この委員会において申し上げたことでござい
ますので、契約を取りかわしたと同様にお考えを
いただきたいと存じます。

○土井委員 残念ながら時間が来てしまいました
ので……。あとこれは工業用水の問題などもそ
ろ出てまいっております。最近ガルフ、エッソ
なんかを相手取って、水道公社が、実に民間の水
道料金よりもはるかに下回る安い水道料金で水を
売って契約をすでに結んでおるといふ事実がござい
ます。特にこの協定について国会で盛んに論議さ
れておるまづ最中に、大急ぎで、卑近なことばを
使いますと、どさくさまぎれにと言つていいと思
うのですけれども、契約を取りかわしたというふ
うないきさつがあったらいたしますので、基地優
先が今度は工場優先、産業優先ということ、民
間にそのしわ寄せがひつかかるということだけ
は、これは何とかして沖繩の場合食いとめなけれ
ば、あとで後手後手にやつても、これは十分な対
策が講じられない問題だと思ひますから、こうい
うことなんかも考えあわせまして、工業用水の問

題、基地に売る水の料金の問題、民間に売る水の
問題、その中で何よりもまず先に考えなければなら
ないのはやはり民間優先であつて、しかも民間
についても、料金の上で民間にしわ寄せを持つて
いけない、料金のつり上げはやらぬように最大
限の努力をこころいうふうに扱う。それはいろいろ
補助の問題もございまして、ただ、水道につ
いては、御承知のとおり補助制度がございませ
ん。したがって、予算補助ということにな
ると思ひますけれども、思い切つた予算補助をこ
の沖繩の水道事業についてはお考えいただくとい
うことをこの席で申し上げて、そして私の質問を
終わりたいと思ひますが、最後に、総理大臣、わ
ざわざこの席にいらつしやるわけですから、い
ま、これからの沖繩の水道行政については民間優
先で、とにかく沖繩の県民の水道を確保するため
にどういふふうによつていくかという基本的姿勢
というのをひとつお示しいただいて、私は終わ
りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私も一時間土井君と政府委
員との質疑応答を静かに聞いておりました。ただ
いま言われることは、水道の本来の使命である民
間、しかもそれを地域住民のその利益のために使
え、軍事優先、これはもちろんよくないし、また
大企業優先も困る、これは一般地域住民のために
十分その効用を発揮しろ、そういうような水道の
あり方、そういうような運営をしろ、こういう御
注意であつたと思つております。私もそういう考
え方でございますから、ともども沖繩の住民のみ
なさん方のしあわせになられるように水道を十分
運営してまいりたい、かように思ひます。

○土井委員 それでは終わります。

○金丸(信)委員長代理 桑名義治君。

○桑名委員 沖繩が返還になりますと、当然なが
ら沖繩県になるわけでございまして、そこで一番大
事なことは、県の独自性、いわゆる地方自治の確
立ということが一番大事なことになる、私はこう
いうふうに考えるわけでございまして、沖繩の開
発を進めるにあたりましては、各委員会のとき

に、補助率の引き上げということは当然のことであるということである。いろいろと論議が進められているわけでございますし、また、そのような答弁があつておるわけでございます。

そこで、今後の沖縄の将来を考えたときは、何としても地方税源の充実や交付税等の自主財源を強化をしまして、そして単独事業を拡大していくことが、沖縄の自治の育成あるいは住民生活の向上の面から見ても最も重要なことだ、こういうふうには私は考えるわけでございますが、この点についての総理としての御意見をまず伺つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 地方自治を達成さす、そのために事業の配分もさることですが、その裏づけをなす財源確保、これが大事なことで、かように考えております。そういう意味で、自治を達成する、そういう意味の財源確保について、これはあくまで、実際の地方自治予算の編成等にあたりまして、中央で協力すべき点は十分協力する、そういうたてまえで取り組むたい、かように考えております。

〔金丸(信)委員長代理退席、床次委員長着席〕
○桑名委員 たえば制度上の自主性を尊重するといふ形態をとつたといひましたし、いわゆる財政構造といふものが、補助金を中心にした財政構造になっていきますと、政府はどのようにしても自治体を予算面からコントロールすることができ、そういうことも考えられるわけでございますし、そういうことがあつては、ほんとうの意味のいわゆる自治といふものが達成をされない、このように心配をするわけでございます。

いまも総理からお話がありましたように、沖縄の自主性あるいは自治の確立について今後適当な処置をとるといふようなお話でございますが、そういう御答弁ならば、総理は財政に対してはどのような具体的な指示を与えておられるか、あるいは今後与えようとお考えになつていらっしゃる

か、その点についてしつこいようではございますが、再度御答弁を願ひたいと思ひます。

○山田国務大臣 地方財政は自治省でありますけれども、沖縄県、市町村の復帰後の財源の充実、また財政上からの自主性の確保ということについては、総理に指示されて、私はそれを実行に移しておるわけでありまして、ただいまのような考え方をもちつて予算編成その他にも臨みたいと考えておるわけでありまして。

○桑名委員 そこで、基本的な大きなワケをお聞きしたわけでございますが、次に、財政構造の問題について少しお尋ねをしておきたいと思ひます。

七二年の四月一日返還をめぐりして復帰の準備が進められておるわけでございますけれども、新しい沖縄県あるいは市町村が出現するわけでございます。政府としては、その前提となる沖縄の県あるいは市町村の財政規模あるいはまた財政構造のあり方といふものを当然考えた上で準備を進められておると思ひますけれども、来年度の沖縄の財政規模及び構造を明らかにしていただきたいと思ひます。何となれば、四月一日の復帰ということとが実現をいたしましたときには、これはそれに向かつてのそれぞれ県あるいは市町村の予算編成がございまして、その予算編成の場におきまして、いわゆる本土の、いま政府が考えている財政構造の詰めがなければ、あるいはまた財政規模の詰めがなければ、これは予算を編成するわけにいきません。そういう意味で、この財政規模及び構造を明らかにしていただきたいと思ひます。

○渡海国務大臣 来年度の問題は、経済情勢の見通しあるいは補助率、負担金、たとえば十分の十の補助を相当多く沖縄、北方対策庁のほうで要求していただいておりますが、それらが十分の十のままでありますと、財政規模からは十分の十でございますから、それによつて、見通しはまた確たるものではございませんが、私たちは、地方の類似県を上回る七、八百億を県において予定いたしております。また、市町村におきまして五百億

程度のもので考えております。

○桑名委員 いまの自治大臣のお話を聞いておりますと、依然として沖縄の県及び市町村は、言うならば、いわゆる補助金財政といひますか、そういうふうな構造から脱皮できないような感觸を受けるわけでございますけれども、その点はどうでございますか。

○渡海国務大臣 財政規模の条件につきまして、いまの補助率の問題を言ひましたから、そういうふうにお聞き取りになつたと思ひますが、補助金行政でなくして、高率補助を用ひなければならぬことは当然でございますが、同時に、沖縄の財源におきまして、一般財源になるところの地方税が多くを期待できませんので、本土の府県にありまるところの交付税、これにかゝる沖縄の臨時特別交付金といったようなものを創設いたしました。一般財源として十分な措置をもち、実質的に行政の運営が行なわれるような沖縄県をつくりたい、このように考えております。

○桑名委員 では、まずこの問題を歳入と歳出の面から多少お尋ねをしておきたいと思ひます。まず歳入の面でございますが、本土の類似県の歳入に占める一般財源の割合はどのようになつておりますか。

○鎌田政府委員 お答え申し上げます。都道府県と市町村に分けて申し上げます。大体沖縄県と人口なりあるいは産業構造、こういうものがほぼ類似しておると見られますところの島根県、徳島県、高知県、佐賀県及び宮崎県の五県、これをいわゆる類似県と申しておるわけでございますが、まずこれとの比較で申し上げますと、歳入の中で地方税の占める割合が、四十五年度決算でございますが、一三・三％、交付税の占める割合が三三・四％、おもなものはそういうところでございます。なお、国庫支出金が三三・七％、こういう構造でございます。また、同じくこれらの県におきまして市町村の歳入構造におきましては、地方税が一九・五％、それから交付税が三〇・六％、国、県支出金が三三・九％、こ

う状況でございます。

○桑名委員 沖縄の場合は、四十七年度はどのようなことになるわけでございますか。

○鎌田政府委員 沖縄県並びに市町村につきましては、特に県のほうでございますが、ただいま大臣が御答弁申し上げましたように、来年度の――たとえば現在琉球政府に一万八千人の職員がおりますわけでありまして、これが国と県とにどういふふうに分かれていくのか、あるいはまた、沖縄県に對しまする国の補助負担金、こういうものがどういふ形になりますか、あるいはまた、私どもは、交付税に上回る措置をいたしまして臨時特別交付金、こういったものを考えておるわけでございますが、そういったものが今後の予算編成の過程でどういふ経過をたどるか、こういった幾つもの前提条件がございまして、現在の沖縄県並びに市町村、これらの財源構造から申しますと、税の占める割合といふものは、琉球政府の場合でございますと、県政相当分を幾つもの前提を置いて分離して、私ども検討いたしておるわけでございます。自主財源の占めておる割合といふものは、内地の県に比しましてかなり低いものがございまして。

○桑名委員 私のお尋ねしているのは、沖縄の場合の分は、四十七年度はどういうふうなことになるのかといふことをお聞きしておるわけでございます。したがいて、これは本土に復帰したときのそれに合わせなければならぬ、その合わせたときのいわゆる歳入はどのようになるかといふことでございます。

○鎌田政府委員 ちょっと御答弁が足りなかつたようでございますが、そういうことで、私ども非常に不確定な要素の中で積み上げをいたしました。大体現在の補助負担金のかさ上げと申しますか、特例措置といふものがそのまゝ行なわれ、あるいはまた臨時特別交付金、こういったものが入つてまいるといふことを前提にいたしました場合の財政規模を、沖縄県の場合にかなり幅がございまして、七百億から八百億、市町村の場合に五

百億から六百億、これはかなり流動的な数字といふふうに御理解いただきたいわけでございますが、その中で、肝心の県税、市町村税につきましては、最高五年の臨時特例の措置をとっておりまして、大体沖繩県税といたしまして入りますものが六十億、それから市町村税として入りますものが五十六億、七億、こういったオーダーの数字ではないでしょうか。そうでございますから、そのほかの一般財源といたしましては、私どもの考えておりますのは、県、市町村合わせまして六百三十億の臨時特例交付金、それから百六十億の起債、こういったもので財政をまかなっていかざるを得ないのではないだろうか、こういうことで予算要求をいたしておる段階でございます。

○桑名委員 そこで次に、歳出の面についてお尋ねをするわけでございますが、一般行政費における国庫補助を伴わない事業の割合はどのくらいになっているのか、これは本土の類似県と沖繩とを比較してお知らせを願いたいと思ひます。

○鎌田政府委員 先ほど申し上げました本土類似県五県の平均で申し上げますと、県の場合で、普通建設事業費の歳出に占めます割合が三四・八%、その中で、たゞいま御指摘になりました補助負担金を伴わないものの占めます割合は八・二%でございます。また、市町村の場合におきましては、同じく普通建設事業費全体の占めます割合は三四・三%、それに対して、補助を伴わない事業の占めます割合は一六・五%、こういう割合でございます。

沖繩県の場合、たゞいま私どもの手元の資料では、琉球政府一本でございますので、その中から県政相当分を引っぱり出して、したがしまして、これはかなり流動的な数字だとお受け取りいただきたいわけでございますが、一九七〇年度の決算額におきましては、県政相当分というものの推計におきましては、普通建設事業費の占めます割合が一八・二%、先ほど申し上げました類似県は三四・八%、それから補助を伴いませんところの単独事業の占めます割合が二・一%、類似県は先

ど申し上げました八・二%、それから市町村でございますが、市町村につきましては、同じく普通建設事業の占めます割合が三・一%、単独事業の占めます割合が一六・六%、類似県の場合でございますと、それがそれぞれ三四・三、一六・五でございますので、市町村の場合には単独事業の占める割合というものは、比重といたしましてはほぼ接近いたしております。ただ、額は、実績で申しますと、沖繩の市町村の場合が二十八億、類似五県の場合が六十二億、こういう数字で、非常な隔絶があるというところでございます。

○桑名委員 次に、投資的経費における単独事業の割合をいまのようなことでお話し願ひたいと思ひます。

○鎌田政府委員 たゞいま申し上げましたのが投資的経費の中の単独事業の割合でございます。

○桑名委員 いまのは、行政経費における国庫補助を伴わないものを私は最初お聞きして、それから今度は、投資的経費における単独事業分ということでお聞きしているわけですね。

○鎌田政府委員 実は行政経費の中で補助を伴いませんものの調べは私ここに持ち合わせておりないわけでございますが、もう少し時間をかけていただきたと思うのです。いま申し上げましたのは、投資的経費の割合でございます。

○桑原委員 そこで、予算編成の段階でいろいろと詰めるつもりではないか、こういうふうに思うわけでございますが、四月一日の復帰というのを目途としておるならば、沖繩の県、市町村は二月から三月ごろまでには予算編成を終了しなければならぬわけでございます。したがしまして、予算編成にあたって、その財政の規模ないしは財政構造というものが明らかにしなければ次への新しい出発ができない、こういうふうに考えるわけでございます。

そこで、私は次の問題に移るわけでございますが、まず交付税の取り扱いについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

過去二十六年間にわたって異民族の施政権下に

あった沖繩におきましては、すべての面において大きな本土との格差が生じております。これはもちろん社会資本の立ちおくれ、あるいは学校施設に例をとってみしても相当な立ちおくれを来たところとては事実であります。さらに、この本土格差というものは、もとより本土に見られない沖繩特有の特殊財政需要というものもあるわけでございますが、今後開発を進めて本土並みとするためにはばく大な資金が要することは、言をまたないわけでございます。そこで、沖繩復帰に伴って琉球政府の解体とともに新しい沖繩の誕生という大きな変革を遂げる中において、その開発を進めるにあたっては、国の補助事業のみでは対応できない不測の事態が当然起こることとは考えられるわけでございます。そこで、このような事態に対応するためには、沖繩県の県あるいは市町村の、先ほど申し上げましたような自主財源というものを十分に確保することが、新しく出発する沖繩の将来にとって最も重要なことだ、こういうふうに考えるわけでございます。

そこで、自治大臣としては、自治の尊重ということから見まして、沖繩の事業が国庫補助の下請にならないような自主財源を強化していく考えである、こういうふうに私たちは思っておりますわけでございます。具体的にはどういう処置をとっていくことが最良であるとお考えか、そのお考えを述べていただきたいと思います。

○渡海国務大臣 沖繩の自主的な地方運営をやっていたいただきますために、沖繩が本土と比べて非常に行政水準が低くおられる、これを一日も早く本土と格差を縮めなければならぬ、また、沖繩のおくれております振興のために、いろいろな振興計画を立てて事業を進めていかなければならぬ、それと同時に、沖繩の特殊事情によりまして、本土と違う財政需要がある、これらの三点につきまして十分な自主財源を与えていかなければならぬ、このためには、内地の交付税制度によることなく、一般自主財源を交付税よりも非常に手厚い、交付税にかわるべきものを交付すべきで

はないか、こう考えまして、本土に復帰する以上、交付税制度の中に入ることは当然でございますが、復帰直後というものは、たゞいまのような実情がございしますものでありますから、本土の交付税にまざるどころの手厚い別途の措置として、沖繩臨時特例交付金と申しますか、そういった制度を新しく設けて、特別に自主財源を与えることによってそれらの財政需要をまかなっていく、こういうような方向で目下国庫当局に予算を要求し、交渉を重ねておるような状態でございます。

○桑名委員 時間がございせんので、どんどん次々と進んでいきたいと思ひますが、沖繩の特別交付金の扱いにつきまして先日からいろいろと論議が重ねられておるわけでございますが、総務長官と自治大臣の考え方が多少食い違つておるよう

に考えられるわけでございます。

そこで、自治省と総務府との相違点をまず明らかにしていただきた。自治省はこう考えておる、総務府としてはこう考えておる、これを自治大臣から御答弁願ひたい。

○渡海国務大臣 沖繩に自主財源を与えなければならぬ、本土と比べて手厚い財源を与えなければならぬという考え方については、山中総務長官と私と何ら意見を異にするものではございせん。ただ、その方法といたしまして、山中総務長官は、本土の交付税そのまゝを一応交付税として、それ以上につけてくることと財政需要はまた別に積み立てて要求したらどうか、こういう案でございます。

私のほうは、交付税制度というものは、御承知のとおり、むずかしい係数の上に成り立っております。沖繩の行政が二十六年間行政分離されておりましたので、本土の交付税制度をそのまま使った場合、いろいろな係数、補正係数等を行なわなければならぬのでございしますが、その統計が、机の上の統計がそのまま沖繩に実情としてあらわれてくるものではないと思ひます。したがって、交付税制度というものをこの際にして、そうして沖繩に必要な本土の交付税より以上の措置の特例

一時的な景気の停滞とかいうような原因でこの率を動かすということとは非常に問題が多いものでございまして、これはひとりそれだけで済むわけではなくて、国と地方の事務の配分とかいろいろな問題を考慮されてきている一つの率でございまして、これを私は軽々しく動かすべきではないというふうに考えています。

それと同時に、先ほどのお話でございますが、全国の地方団体には財政力の弱いところがあり、強いところがあり、これを調整して、そして行政水準をそろえていくという目的のためにこの交付

税制度があるのでございますから、したがって沖縄県とそう違わない財政力の地方団体も内地にはまだ相当ある状態でございますので、そこに新たに沖縄が入ってくるということは、いわゆる沖縄がこれから本土並みになって、そして本土と同じ行政水準をそろえていくことに私どもが骨を折るべきものでございますので、そういう趣旨からいいましたら、本土並みのこの制度の中に沖縄を入れるということがやはり筋でありまして、沖縄に入られたら他の地方団体が損するだらうというような考えとか、あるいは沖縄だけは別個な制度をここでとろうというようなことは、この際、沖縄が復帰して全国の本土並みにみんな一緒になろうというときでございますので、ことさらにここにそういう制度をしくということは私はあまり賛成いたしません。そして沖縄についてのいろいろな財政支出のしかたは、必要なら特別交付

税制度もございますし、また、基準財政需要の見方についてもいろいろ調整する方法はあるのでございまして、私は、制度はこの際ぜひ一緒にしたい、だきたいというふうに希望いたします。

○桑名委員　もう一点だけ、時間が超過いたしました。が、山中総務長官にお尋ねしておきたいのですが、総務長官のいわゆる本土と同じ交付税の算

定をした場合、これは沖繩は大体どの程度のお金額になるか。さらに、沖繩の特殊事情に関する金額をどの程度見積もられているか。それともう一つ、この特殊事情に関するこの予算を対策庁の予

算として計上するか、あるいは沖繩県にそのまま交付するか、この三点について伺っておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは現在の交付税の算定方式、態容補正等を適用した場合でいくと、自治省からの答弁のほうが正確だと思ひますので、自治省から補足説明をしてもいいと思いますが、私がいままで連絡をとっておりまして、三百六十億から四百億くらいであろうというところで、いままで議論をいたしておいたわけでありまして、ちょっと話中でありましたので、第二点は何だったでしょうか。

○桑名委員 沖繩の特殊事情に関するいわゆる金額ですね。

○山中国務大臣 それは自治省と私のほうとが特別に変わるわけではありませんが、それを積み上げたものが自治省の要求しておる額であるということでもあります。

○桑名委員 もう一点、この特殊事情に対する別ワケの予算は、はたして対策庁に交付するの、あるいは沖繩県に交付するの、

○山中国務大臣 これはもちろん沖繩県に行くわけですが、それは当然自治省として予算措置をするであらうと思ひますし、場合によって、自治省は交付税だけであるということになりました場合には、これは財源当局と相談の上で沖繩県に行くのでありますけれども、どこに組むかという問題でありましたならば、必要があるならば沖繩県発庁に組むということもあり得ると思ひますが、いまのところは考えておりません。

○渡海国務大臣 総務長官並びに財政の水田大蔵大臣が答へになられました地方交付税制度というものは、御承知のとおり、非常にやっかいな計数の上に成り立っておりますので、いま一般にはじき出した本土並みの交付税法をそのまま利用して、その上に特殊事情積み重ねといいますが、一般財源としてその特殊事情も入れた財源を沖繩に交付税として渡せるような補正係数を出すべきが当然でないか、これが交付税として渡す

場合の原則でございますが、そういった補正係数の積み重ねというものが非常に困難でございますから、一応私たちは、沖繩に必要なものは積み上げてやるという姿勢で計算をしてみたい、このように申しておるのが私たちの、もちろん、ことしの財政事情にもよりますが、そういった交付税そのものの有するところの技術的な面からも、本土と非常に行政の異なっております沖繩の姿を考えたならば、そのほうが実際に適した措置でないかと考えております。

いま総務長官から、特別な事情として、もし交付税の中でやって、その上積み重ねたものを開発庁から渡すべきか自省から渡すべきかということでございますが、これは一般財源として渡すのでございまして、特殊事情といえども必ずそれはひもつきになつてはならないのでございまして、その意味からいいますと、自治省から一般財源として、そのようになりまして、仮定いたしましたも、渡すのが当然でないか、このように考えております。また、これはひもつきの財源でなくして、その財源そのものをどこで使われるか、これは沖繩県の自主的な判断で使われるべきであつて、一般財源としてあくまでもそれだけの額は確保せなければならぬ、このように考えております。

○桑名委員 時間がありませんので、最後に、私の要望を申し上げて質問を終わりたいと思ひます。

いま総務長官の話の中で、特殊財政事情の金額については事情によつては対策庁にというお話がございましたけれども、そうなつてきますと、これはあくまでもひもつき財源ということで、いわゆる自治と非常にそぐわない、こういうことも考えられますので、そういうことが絶対にないような配慮をまず願つておきたいと思ひます。

それから自治省の六百三十億のいわゆる現在の積算でございまして、その約半分の三百億、これは一般行政事務に全部費やす、ほとんど投資的経費がない、三百三十億の中に一応の投資

的経費が見られるわけでございますけれども、これも振興開発その他の建設事業の実施に伴う百三十億のみの投資的経費が含まれている、こういうふうな考えられるわけでございますが、これとてそれぞれ負担分を考えると、これは決して十分な金額ではございません。そういったことをよく勘案をいたしまして、今後の沖繩県あるいは沖繩の市町村がほんとうに自主財源を持つて自主的にそれぞれの地域開発ができますように十二分の配慮をお願いしたいと思います。

以上をもつて終わります。

○床次委員長 吉田之久君。

○吉田(之)委員 初めに総理にお伺ひいたします。

きょう午前の連合審査でわが党の和田耕作君も触れておりましたが、問題は、返還の日取りでございます。そのとき外務大臣は、四月一日か七月一日、できるだけ早い時期を願つて、しかし、まだ明確には言えないというふうなお話でございました。日本とアメリカのいずれも会計年度にこだわつての——こだわつてというところは少しおかしいかもしれませんが、なるべくそれに合はせたいという配慮から、主張がこうなつてきているのだからと私も思ひます。

そこで、四月一日か七月一日か、なるべく早い時期に、この二者択一しかあり得ないのかどうか。よしんば四月一日にどうしてもできないとしても、七月一日までの間のいつかの日に返還がされるという可能性はありやなしやということをお伺ひいたします。

○佐藤内閣総理大臣 これは外務大臣からお答えいたしましたように、まだきまつておりませんが、私どもの気持ちとしては、また取り組み方としては、できるだけ早い時期と、かように考えておるのでございまして、できるだけ早い時期、これは四月一日、これが最初に考えられるそのときだ、かように思つております。まだその途中において——おそくとも七月、その途中においての時期が考えられるかどうか、ただいま急いで準備

をして、最中でございまして、ただいまの程度に御了承いただきたいと思ひます。

○吉田(之)委員 いま四月一日が一番できるだけ早い時期であることは間違ひありません。しかし、二者択一であるとするならば、七月一日の場合には一番おそい時期になります。したがつて、われわれは、いろいろと外交技術上むづかしい諸点もあろうかと思ひますけれども、できるだけ四月一日、よしんば多少おくれても可及的すみやかにということをするすべての国民が願つて、思ふのであります。われわれは、問題はやはり日本とアメリカのこうなれば力関係なのではないか、だとするならば、いつ返還されるか、それがそのまゝ総理の力のバロメーターではないかというふう

に思つておるの、でございます。近くニクソンにもお会いになられるはずでございます、ひとつ一刻も早く返還の実現を見られるように最大の努力を払われなければならないと思ふ次第でございます。

さらに、和田耕作君も述べられましたけれども、問題は、沖繩の自衛隊に対する異常なまでの拒絶反応でございます。私も那覇の平良市長と一緒に会合いたしましたのでありますけれども、そのときになるほどと思つたことがあります。それは明治以来今日の日本の沖繩に対してとつてきた防衛の歴史であります。言うならば、日本は、師団はおろか連隊さえも沖繩には置いてくれなかつたではないか。そしていよいよ戦いが終息に近づいて、アメリカが沖繩に上陸しようとしたことが察知された昭和十九年になって、初めて牛島司令官を長とする数個の師団がやつてきたにすぎない。それはもはや昔の軍隊の力を持つてゐるものではなかつた。上陸してくるや、一応の戦いはあつたけれども、もう南に敗退していった。沖繩住民も戦いが逃げた。洞窟に入つて、沖繩県民に対して、そこは軍隊が入るからといふことで追い出した例さえある。こういういわしむ数々の日本の旧軍隊に対するそうした印象といふもの、そういうものが憎悪の感情と

なつてきておる。その軍隊の影がまといつてい
ると見られる今日の自衛隊に対する拒絶反応、こ
の辺をよく理解しないと、沖繩の心はわからない
と思うのです。その辺の御認識はいかがでござい
ますか。

○佐藤内閣総理大臣 けさほど和田君にお答え
したとおりでございます。私も、ただいまのよう
な拒絶反応と申しますか、あるいは自衛隊に対
しての恐怖といえますか、また戦争に巻き込まれ
るのじゃないか、戦争に襲われる、そういうよう
な危機感を持つておること、これは承知してあり
ます。いずれにいたしましても、自衛隊は地域住
民の理解なくしてはその職責を果たすことはでき
ませんから、十分に理解を求めるようなそういう
処置をとる考えでございます。

○吉田(之)委員 総理も御承知のとおり、沖繩の
気持ちというのはそういうところから出発してお
ります。だから私は、今日の日本の領土内におい
ていば最も厭戦的な思いになっている地域、そ
れが沖繩であるということを認識して、しかも四
分の一世紀にわたる長い期間異民族の支配を受け
てきた、だからもうこの機会にほんとうに沖繩
を平和な島にしてくれというのは、沖繩県民のす
べての心情であろうと思ひます。アジアにおける
最大のアメリカの基地がある沖繩、この基地をい
かに縮小していくか。同時に、自衛隊は国土防衛
に当たる任務を持つておりますので、国の領土で
あるいづれの部分に対してもその役割りを果たさ
なければなりませんけれども、百分の一の自衛隊
ならば私もはがまんできるかもしれない、しか
し、いま予定されているかくも膨大な自衛隊がな
ぜ沖繩に配置されなければならないのかという問
題に対しては、われわれはいへんこの辺で考え
直してみなければ、後日大きな問題を残してい
くのではないかと、沖繩県民の心をねじ曲げるこ
とになりはしないかという感じがするわけであり
ます。その点についてさらに御見解をお伺いたし
たいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 けさほど和田君からその
点にも触れられました。そして和田君は、沖繩
が本土に復帰すればわが国の自衛の範囲になる、
国土防衛、そういうところは当然自衛隊がやるべ
きだ、そのことはわかる、だからアメリカの兵隊に
全部をまかすという、それがまかせきりだ、こ
ういふことについては沖繩でも問題があるのだ、そ
れかといつて、米軍にかわる自衛隊、これは全部
かわるといふのはこれまた拒絶反応が強いのだ、
こういうように私は何ったように思ひます。した
が、いまして、この米軍基地の縮小、整理等につ
いては本会議の決議もありますから、これは当然わ
れわれが努力しなければならぬし、また、そう
いふ意味において沖繩同胞の深い理解を求めなけ
ればいかぬと思ひます。また、残存する米軍にし
ても、これがいわゆる安保条約のワタ内その行
動がとどまる、こういうことでございまして、い
ままでとはよほど性格も変わる。また、自衛隊そ
のものは、いわゆる防衛、これが任務でございま
すし、また地域住民の災害防除等にも協力する、
民生の安定に寄与する、これが本来の仕事でござ
いますから、そういう意味で私はその規模が大き
いとか小さいとかいろいろ議論はあるだろうが、こ
れが十分納得がいくと、いまのような拒絶反応その
ものではないだろうと思ひます。私は、何よりも、
わが国に返ってくる、そして私もが本土同様
にやはりその防衛の役目、その仕事は引き受けな
ければならぬ、かように思つておりますし、そ
ういふ意味からも、本来米軍にも早く帰つていた
だく、本土並みの状態にする。いまの基地の密度
の非常に高いこと、これなどはがまんのできない
ことだろうと思ひますので、そういうことをあ
わせて、どちらがよいかというような選択ではご
ざいませぬけれども、ただいま申し上げるような
気持ちで、この米軍にかわるものというものもあ
る程度考えざるを得ないのではなからうか、そこ
らに十分の理解を求めることが必要だ、かように
申し上げるのです。

○吉田(之)委員 この問題はやがて予定されてい
る党首会議のポイントの一つでもあるというふう
に総理は午前中にお述べになりました。私はニク
ソン会談の重要なポイントの一つでもあると思ひ
ます。したがって、今日までの沖繩の歴史的な背
景と申しますか、そういう歴史的な事実、それを
よくアメリカにも認識させることによって基地の
縮小が達成できると思ひますし、またそれに見
合つて、自衛隊の配備もきつめてすなおな小規模
なものに移行でき得るのだからと思ひますので、
どうかそういう点につきましてひとつ大いにアメ
リカに説明を續けていただかなければならぬだ
らうと思ひます。

次に、この基地の縮小の問題がそのまゝこれか
らの沖繩の復興の問題に結びついてくると思ひま
す。いろいろと沖繩の開発について、あるいは都
市計画について、政府は構想をお持ちのようで
ございませぬけれども、沖繩の面積の約四分の一が基
地である、こういう状態で、都市計画が進むは
ずはございませぬ。したがって、これは表裏一体
の問題であります。私は、沖繩の開発計画につ
いて、あるいは都市計画について一つの計画を立て
られるならば、それと同じように基地の縮小計
画というものが具体的に立たなければ、まさに絵
にかいたものに終わつてしまふと思ひますのでござ
います。こういう基地の縮小計画、相手方もあるこ
とではございませぬけれども、いかに強力にこ
の計画を押し進めていくか、その諸準備、プラン
をそろそろ政府は用意されなければならぬと思ひ
ますのでございませぬ。そうした点について、現時点に
おいてどのような構想を練らうとしておられるの
か、お聞かせをいたしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いわゆるニクソン大統領の
グアム・ドクトリン、またその後の一連の外交政
策、これなどは緊張緩和の方向に非常に動いてお
ると思ひます。私はこういう事情がたまたまの基
地の縮小、整理に非常に役立つのではないだろう
かと思ひますし、また同時に、最近の戦術が新しい
方向にまた変わりつつもあるようございませぬか

ら、そういうような点をもあわせ考えると、ただ
いまの国際、アジアの情勢、これは平和の方向に
取り組み得るいい時期ではないだろうか、かよう
に私は考えます。そういう点でニクソン大統領が
どういふように事態を判断するか、また、韓国等
における考え方も十分伺つてみる必要があるだろ
う、かように思つておるのでございませぬ。

○吉田(之)委員 この間の国会決議以来、総理の
御答弁を聞いておりましたが、非常に基地縮小等
に対する姿勢がはつきりしてきたというふうな感
じを私も受け取つております。しかし、問題は
は、外柔内剛ではなくて、外剛内柔でなければな
らない。アメリカに対して、諸外国に対していか
に強く国民の現状というものを、沖繩の心というも
のを説明していくかということによつてのみ問題
が解決すると思ひます。そういう姿勢を
より堅持していただくと同時に、日本は日本なり
に、沖繩における基地縮小のいろいろな計画、ス
ケジュールをそろそろ日本独自のものと持つて
当然の時期にきておると思ひますのでございませ
ぬ。そういう点の作業を進めていただきたいと思ひ
ます。

それから、まず当初四千億程度の各省からの要
求が出されておるようございませぬ。これが四千
億で落ちつくのか、あるいは三千億程度になるの
かは、今後の推移を見なければ何とも言えませぬ
けれども、しかし、そういう当初の措置のあとで
くるものは何か。先ほども大蔵大臣の御答弁を聞
いておりましたけれども、七百億程度、平時にな
つた沖繩に対して国から措置される交付金とい
うものは、ほぼその程度のものと目されるのでは
ないか。結局、一時沖繩が非常にあたまの痛む
もの、しかしまた冷えてしまふ、これは経済的にも
非常に危険なことでありまして、沖繩が経済的
にかぜをひいてしまふのではないだろうかという
ふうな気がわれわれはするものでございませぬ。要は、
完全に日本の本土と同等のレベルまで沖繩がレベ
ルアップする時期を、息の長い計画で見届けてい
かなければならぬ。これでもう完全に本土と同

じ力を持った沖繩だということに、初めて本土と同じ交付金が交付される沖繩になると思うのであります。この辺の考え方が現在の政府の計画ではないわば非常におどろきのようでありまして、何か短期的な感じがいたすのであります。心配される点でございまして、その点、総務長官もお戻りになりましたけれども、重ねてこの問題だけ総理からお答えいただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 沖繩が祖国復帰前にたまたまのようないろいろの議論がされます。私も沖繩は視察した程度であり、あるいは屋良行政府主席と面会したり、あるいは立法院の方々といろいろ話をかわしたりいたしますが、しかし、やはり身になじまない点もあります。やはり何となく現地の祖国に復帰する、そのことが何よりもまず第一の事業のように思っております。これなくしては、今後のいわゆる事業計画というようなものも一つのものとて絵にかくことはできません。実際問題としてたしてどうだろうかというような点がどうも反省せざるを得ないのであります。ことに長期計画が必要だ、かように考えたり、たまたま海洋博を計画するということにいたしましたけれども、これまた実情にはたして合うだろうか、われわれも心配せざるを得ないものに幾つものぶつかような状態でありまして、であります。現状においてもできるだけ沖繩の実情を把握することにとめまわすが、それにつとめた後に、いま言えることは、本土の諸地域と比べまして沖繩は相当おくれおと申します。恵まれていないという、しかもそれが占領下において、異国の施政権下においてそういう状態がもし出されたとする、心情的に心から同情したり、気持ちの上では私どもも何とかしてあげたい、かように思いますが、それだけでは事足りるわけではなないのでありまして、実際問題と取り組む姿勢としてはいまの状態では不十分だ、かように思っています。それがしばしば言われますように、新全国総合開発計画、これも改定をするが、同時に、沖繩の振興計画においては、沖繩の知事の意

見を取り入れて、そしてそのもとにおいて中央がいろいろこれに協力を惜しまないのだ、そういうことをいままでも何度も繰り返して申しました。しかし、何だかそれがいかにも空虚なことであるかのような、あるいは時期を失するかのよう、皆さんからおしかりを受けたのでございまして、そういう点もございまして、私は、何となくも実情を把握することにおいて一そう正確にいかんで、そして前進をする、こういう体制でなければならぬ、かように思っています。

先ほど冒頭の問題についてもお話がありました。基地の整理等の、外国軍隊の整理、これは私どもももちろんなすべき事柄だ、かように思っておりますが、それなら、やはり自衛力、これをもっと整備する必要があるんじゃないか。しかし、当面する四次防自身がいよいよの批判を受けておる。そういうふうな状況のもとにおいてたまたまのようないろいろな念仏になりまして、かように考えますので、これはやっぱりいままでの体制はそのまま存置する、日米安全保障条約、これはそのまま保存していく、ここにわが国の安全を確保する道があるのだ、かように考えざるを得ない。これだけはつけ加えておきまして誤解のないようにいたしたいと思います。

○吉田(之)委員 日米安保が存在すること、また、自衛隊が国を守るために存置されていること、百も承知でおるわれわれではありますけれども、しかし、沖繩が形の変った新しい基地にやがてなり、なるのではないだろうか、こういう印象がいま国民の中に強く流れておりますので、そういう誤解を与えないように、また、事実全くそうではなかったという信頼を勝ちとるために、総理にこれから一そうの努力を払っていただかなければならぬと思うのでございます。

次に、具体的な質問に入らせていただきます。まず、これは国家公安委員長と総務長官のほうからお答えいただければと思うのでございます。現在沖繩は自動車は右側通行であります。三年後に左側通行に切りかえようということが提案

の中に盛り込んであります。三年という時限を限られた、あるいは三年が適当であろうと考えられた理由は何であるかということからお聞きします。

○中村国務大臣 通行区分を変えます際には、いろいろ諸準備がまず要するというところでございまして、交通安全の設備を完全に整えるということ、あるいは車両等の出入り口等をやはり変えるというふうな、そういう諸設備、さらに交通の一方の教育といえますが、沖繩県民に新しい交通区分になじんでもらうような準備的な手段等がかなり必要でございまして、そういうことを踏まえまして、沖繩関係の交通関係に携わっておる人たちの意見を徴するとか、あるいは関係各省庁と相談をいたしました結果、まあ三年間ぐらいあれば大体の準備は整うのではないかとこの結論に達しましたので、三年という期限をとったわけでございまして。

○吉田(之)委員 私は、この左側通行、右側通行の問題でもやはりたいへん気になりますのが基地の存在であります。膨大な基地です。一体、現在の沖繩に県民の保有する自動車台数が幾らあつて、それからアメリカ軍が動かしている自動車は幾らあつて、あるいはアメリカの商社、民間が持ち合わせている自動車はどのくらいであるか。この辺をお答えいただきたいと思います。

○中村国務大臣 昭和四十五年十二月末の現在で、琉球政府陸運課の調べによりますと、民間の登録自動車台数は十一万四千百十二台となつております。

それから米軍関係の車両でございますが、大体の見当は五万台近くあると見られております。米軍自動車の台数ははつきりいたしません。琉球政府に登録または届け出のなされております外国自動車台数は、大体次のとおりでございまして。

乗り合いバスが二十台、貨物自動車五百八十七台、乗用自動車二千七百三十三台、特殊用途車が九十七台、特殊車が四十八台、小型二輪車、軽二輪車が百七十七台、合計二千九百三十二台と、なお、米軍関係車両五万台のうち、民間米軍関係の使用車両

の台数が約二万五、六千台、こういうふうに調査はなつておるのであります。

○吉田(之)委員 いま聞きまして、いまさらながら驚いた数字でありました。アメリカの軍並に民間の自動車の数が非常に多い。ほぼ一対一の割合になります。これは膨大なアメリカ人が運転する自動車をかかえている沖繩において、左側通行に切りかえることが安全であらうかどうか。しかも相手は軍隊でありまして、絶えず移動をいたしております。しかも基地が随所にあります。沖繩が日本に返ってきたから、沖繩にあるアメリカの基地も、基地の中で左側通行しろということが命じ得るのかどうか。本土のほうではどうなっているのか、その辺のところをお聞かせいたしたいと思います。

○中村国務大臣 三年後沖繩の通行区分が変わりました場合には、基地内の自動車等もあるいはその他の通行区分も沖繩の区分の方法に合わせてくれるというふうな大話がついておるようでございます。

○吉田(之)委員 私は、もしもその辺が皆さん方に自信があるならば、もっと早い時期に左側通行に切りかえるべきではないか。先ほど総理からいろいろ御答弁がありましたけれども、自衛隊も派遣しなければならぬようになります。本土から行った自衛隊が三年間右側通行をやる、そうしてまた左側通行に切りかえる、そういうややこしいことを何べんかやるよりも、むしろ、三年のところを、できるものならば一年でもあるいは一年半でも後に左側通行に切りかえるべきではないか。どうして三年というものを想定されたのか、どうも私もはたふに落ちないのであります。三年たてばアメリカがほとんど帰って来るだろうという見通しならばまことにけっこうでございまして、われわれはぜひこうなればそうしていただければならないのではないかと申すわけであります。運輸大臣も来ていただいております。恐縮でございまして、こういう交通、運輸行政の一環として大いにひとつ皆さま方が横の連絡を取り合い

ながら検討を深めていただきたいと思います。次回でございませう。

次に、自治大臣にお伺いいたします。総務長官にも御答弁いただきたいと思いますが、琉球政府の職員を返還の日から直ちに国家公務員と県庁職員とに分離しなければなりません。これはたいへんむずかしい作業であると思ひます。自治省は、なるべく身軽に発足したい、それから行政管理局のほうは、できるだけ地方自治体に委譲したいというような考え方を基本的に持っておられるはずであります。しかも琉球政府の職員は全部で一万八千人であります。他の類似府県と比べましたら非常に膨大な数字でございませう。各省がその人たちを引き取る人数を行管と協議し始めていますのかどうか。あるいは国の置くべき機関の組織をすでに決定しておられるのかどうか。あるいはそういうものがすでにでき上がったものとして、その振り分けを一体だれに依頼するのか。時間がございませんで、かためて申し上げますが、一体そのときにトラブルは起こらないだろうか。あるいはその給与をどうするのか。関係各省庁からそれぞれお答えをいただきたいと思います。次回でございませう。

○渡海閣内大臣 琉球政府の職員を国、県あるいは市町村に振り分けることについての問題でございませうが、これは復帰に伴いまして、琉球政府が行なっております事業が、国で行なわれるべき事業であるか、あるいは県で行なうべき事業であるかということにかんがみまして、合理的に判断をしてきていきたいと思います。それについて職員も配分していきなさい。いま多数の公務員があつて、それを身軽になつてというお話もございましたが、これはあくまでも現在琉球政府が行なっております事務そのもののあり方について配分していくべきものである、こう考へておりました、この点につきましては、臨時特例措置法の中の政令として、予算編成のときに定数等が決定されまして、関係各省の間の打ち合わせが完了するものと考えております。その点におきまして、沖縄の場合、あるいは

は沖縄の特殊事情によるもの、あるいは復帰に伴います事務の問題、あるいは特別な振興開発事業に要する問題等で、他の類似県と比べまして少しばかりの人員は多くなつてゐることは、これは当然あり得ることであらう、こう考へますが、それらのものに對しましては十分財政措置を考へて、この必要な人件費を積み出すことができまふよう配分してまいりたい、このように考へております。

○中村閣内大臣 沖縄の公務員は、吉田議員が仰せられるように、一万八千八百人ぐらいたつていますが、十一人でございませうか。そういう基本的な数字は本土の県に比べると多いのが実情でございませうが、現在沖縄が置かれております特殊事情、あるいは今度返つてきまふようなことになつて、いろいろ沖縄の実情を踏まえて、できるだけ国と県と、県内にある地方自治体等に、地元の意向を十分くみ入れて配分してまいりたい。その間、行政管理局はなるべく公務員の数を少なくしたいというの、これは基本的な考へでございませうが、あるいは自治省はまた自治省で、自治省を通して受け取る数字をできるだけ少なくしたいという考へ方もあるいはあるかもしれませうけれども、沖縄の置かれております特殊事情、それから今日までのいろいろの実情等を考へますときに、われわれとしてはそういう気持ちを一切捨てて、沖縄の公務員の方等の意思を十分尊重しまして、円満に配置して、そしてそれぞれの立場で沖縄の繁栄に力を尽くしていただくことのできるよう考へてまいりたい、各省庁で相談しておる段階でございませう。

○山田閣内大臣 現在、琉球政府の公務員を国家公務員に引き取りまふ際に、特殊な事情として、本土のほうに身軽に国家公務員として来てくれるという人の数は非常に少ないと思ひます。したがつて、沖縄の県内において国家公務員の身分として引き継がなければならぬ事情が背景にあると考へますので、それらの点を十分勘案をして、沖縄開発庁の先である総合事務局、そういうところあたりを中心に、現地で国家公務員にか

われるようにという配慮を重点的に行なつてまいりたいと思ひます。

また、給与については、これはもう基本的な既得権の問題でありますから、これを本土の相当年度の公務員とみなした場合に受けるべき当然の待遇というものに對して置かえてまいりますが、しかし、沖縄においては、現行制度の中で、初任給が幾分本土より高いということから、三十歳ぐらゐまでの若年の公務員諸君の給与が、本土の相当年度の諸君と當てはめた場合に、高うございませうので、それらの点は、当分の間は手当てを給することによつて実質の所得が低下を来たさないように配慮をいたしております。

○床次委員長 吉田君、予定の時間を過ぎましたから……

○吉田(之)委員 時間がなくなりましたので質問を終わりますが、最後に一言、総理に要望をいたしておきます。

核抜き本土並みと申しますけれども、すべてが本土並みでなければならぬというわけではございませう。本土並みであつてはならない点があります。それは、公害と交通災害、過疎過密であります。新しい国土を沖縄にこれからほんとうにわれわれが建設するということの意味では、こうしたあしき本土並みにしないということとをひとつ十分に御決意いただかなければならぬと思ひますので、このことを強く申し添へまして、私の質問を終わらしていただきます。

○床次委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 私は、大蔵関係の、特に当面きわめて重要だと思はれる数点について、関係大臣に、また総理にお伺いしたいと思ひます。

沖縄返還にあつて、いわゆる復帰不安というものがあることは、御承知のとおりであります。その中でも特に円とドルの交換の問題、沖縄がいやおうなしにドル経済の中で生活せざるを得なかつたこの四分の一世紀をこえる期間、しかも何らの

責任なくしてこの最近のいわゆるドル防衛措置、こういうものによつて、ドルの減価というものによつてたいへん被害を受けるだらう、これが、まあ円とドルとの関係において、どういふ国際通貨調整が行なわれるかは別といたしましても、少なくとも相当大幅なものになりそうだと、ことがいわれておりますから、そうしますと、たとえば沖縄の労働者の賃金というふうなもの、とたんに、たとえば一五%、変動幅を含めて円高になつたといへば、それだけ給料が減つたと同じような結果にもなりかねないわけでありまして、この問題については沖縄県民全体に非常な大変動を及ぼす性格のものであることは、御承知のとおりなんです。すでに屋良主席も建議書の中で、いささかたりといへどもこの円・ドル交換の問題について沖縄県民に損害を与えないようにということとを言つておられるし、また沖縄県民の願いも、全く全県民一致してそういうところにあると思ひます。すでに政府は、十月八日の閣議決定の線に沿つて、十月九日、現金の確認、また通貨性資金、預金というものの確認の確證を行なつたわけでありませうが、それでもこの円・ドル交換の問題というものは終わつた、こういうこととございませうか。まだいろいろの問題が残つておるわけでありませう。その十月九日以降の稼得したる所得分、増加した資産分、こういうものについて一体どうするんだ、こういう問題が非常に最大の関心事になつてゐる。したがつて、あの閣議決定、十月九日に現地に於いて実施したあの措置以外のものは一切やらないのか、考慮の余地があるのか、これは方法についてはいろいろあるだらうけれども、まずその点をお伺いしたいと思ひます。

○水田閣内大臣 得承知のとおり、この通貨の交換、しかも旧平価における交換ということは非常にむずかしい問題でございませうので、いろいろ研究したあげく、あつた措置をとつて、そして交付金を支給するということをきめた次第でございませうので、もうあれをもってこの交換の措置を終わつた、それ以上のことはしないというのがた

てまえてございます。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣、まあきわめて明快に、あれ以上の措置は何にもしないんだ、こういうことでありますが、それではやはり沖縄県民の不安、それから損害というのに対して、本土政府がほんとうに誠意を持った施策を行なったというにはならない。沖縄県民に大きな不安を、また不満を残す問題であらうと思うわけなんです、もう絶対にいかなる有効な方法があっても円・ドル交換の問題についてはやらない、こういうことでございましょうか。いかがですか。

○水田国務大臣 御承知のように、もし一ドル三百六十円で交換するというようなことをはつきり発表するということでは、御承知のことな問題が起るだらうというところは、御承知のことだと思います。したがって、ほかに方法がない、一定時点において現在持っておる沖縄県民の現金所有を調査し、そうして預金と同時に負債の高を調べる、そうしてその時点における保証を完全にするというようにすることによって、それ以後のいろいろな変化に対してはもうこの保証の措置はとらないという御了解を得た上での措置であるというふうには私どもは考えておりますので、これ以上の措置は、実際問題としてほとんどとることは不可能だろうと思います。

○広瀬(秀)委員 たとえば本土—沖縄間の貿易取引上の、これは建議書に書いてあることでありますが、為替差損、第二に、学生とかあるいは本土に長期療養、病院に入院しておるといふような沖縄の県民がおります。こういう人たちに對する生活資金の送金あるいは為替差損、こういうような問題などについても、前にたしか十億、物価問題を含めて出されたと思うのでありますが、これらの問題等についても何ら措置をしないというふうなことではございませんか。これは山中総務長官。

われわれは差損とは言っておりませんが、相当額に對する支払い基金を琉球政府が設けることによつて、それに対処したものが十億円であり、學生に對処したものが一億円であります。しかしながら、その金額では、その後変動相場場の幅、ずいぶん積算の基礎が違つてまいつておりますし、また、現地の公共事業の発注すら困難になつたという事情等を考えますと、基礎資材全般に広げなければなりませんので、四百四十品目ということにいたしました。それを復帰まで続けようということでは、大蔵と内々の合意をいたしておるわけでありまして、ただ、日本の円が変動相場制を復帰までずっと続けていくのか、あるいは途中で、国際環境の中で、日本もその一員としての日本の円であるならば、切り上げという措置をとらざるを得ないことになるのか、そこらの見通しが判然といたしませんので、さしあたり、いま講じようとしておりますものは十二月末ぐらいまでこれが泳げる、あと払いをしまひますから、大体出した十億も五億くらいは消化しておると思ひますが、なお、學生送金は三ヶ月に一回の精算払いという方式をとっておりますので、さしあたりは一億でいけるわけでありまして、一応十二月末ぐらいまでに必要とする金額を追加したいということでは、いま内々の準備をいたしておるところであります。

なお、長期療養者等につきましては、当初実態もつかみにくく、その措置についても、琉球との間にあまり話が進展しない段階で断行いたしましたので、これはさらに新たなケースとして追加する要素の一つになると考えます。

○広瀬(秀)委員 ただいまの山中総務長官のお答えは、前に措置をした十億の中身、こういうふうなものについては、その後の事情の変動というふうなこともあるので、この措置については、これはストレートのいわゆる円・ドル交換、一ドル三百六十円で交換をするという問題との関係ではないけれども、そういう措置はやられるということを確認を得たわけでありまして、それ

らの点についてのきこまかい配慮というものは引き続き——そういう措置ならば、この一ドル三百六十円というところが頭にはあるけれども、基本にはあるけれども、そういう措置は何ら外国人の投機を促すわけでもないし、県民にとってまさにこれは温情ある措置であるというように考えますので、その問題についてはさらに引き続き措置をいたしたい、このことをもう一べん確認をいたしまして、次の質問に移ります。

○山中国務大臣 もちろん復帰時まで続けるつもりであります。しかしながら、外人企業が直接受注するもの、あるいはまた、米国の軍隊その他が直接買入るもの、こういうものは、琉球政府と合意の上、除外をいたしたものでありまして、沖縄県民の生活がこれ以上不安動揺してもらいたくありませんし、させてはなりませんので、その措置をとつていくつもりでございます。

○広瀬(秀)委員 沖縄の賃金、これは琉球政府に働く公務員あるいは市町村に働く公務員、さらに民間産業に働く労働者、いずれもかなり本土よりは低い水準にあるわけでありまして、公務員ベースでも大体十何%かは低くなつてゐる。そこへ持つてきて、また民間賃金でも、労働者の賃金を見ても、かなり低い。六〇%ないし七〇%そこそこというように、民間賃金のほうが本土との格差は大きいのであります。たとえば、民間産業では総体で一九六九年度で七六%、七〇年度で七八%、七%、こういうようなことであります。また、公務員関係では、大体八〇%から、高いのにならと九〇%、あるいは特定のごく少数のものは一〇%というふうなものの中にはあるわけでありまして、それでも総体的に見れば一〇%をこえる差があるわけでありまして、市町村の場合を相互に比較してみても、七二%から八七%くらいのところでありまして、相当低いところにある。こういうことであります。この賃金を復帰時に、おいてどういふようにドルから円の給与額、賃金というものに換算をするのか。この問題も、やはり円・ドル交換の問題では非常に大きな問題にな

ると思つてありますが、その点についての方針はどういうことになつておりますか。これはもう当然三百六十円ということ、少なくとも為替の問題についてはこれは何ら投機の対象になるわけでもありませんし、当然の権利として三百六十円レートで換算をして復帰後の賃金が決定される。これはまあ政府の力の範囲の及ぶのは公務員関係だと思つてありますが、その方針によつておそれなく民間もこれに追従するだらう、こういうことになると思ひますが、その方針についてただしておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは交換比率については特別措置法に定めておりまして、復帰の前日における「外国為替の売買相場」の動向を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定めることになつております。債権債務等についても当然それに準拠するわけでありまして、先ほど私が申しましたとおり、公務員給与については、本土の相当号俸に匹敵する処遇についてそれを移しかえていくわけでありまして、本人の実質の、この交換比率によつてマイナスになるという面は出てこない。もし若年層で沖縄において換算したほうが高い、現給が高いというものは、手当を支給するということとを先ほど申しましたので、一ドル三百六十円ということでは、たとえば復帰前に切り上げてもあります。一体その三百六十円というものと、本土もその制度のもとになる、たとえば一五%切り上げた場合の本土の円は一体どうなるのかという問題等もあつたので、やはりこの基本的な方針に従つて大蔵大臣が内閣の承認を得て定める比率ということになると思ひます。

○広瀬(秀)委員 どうもその辺のところはつきりしません。なるほど、その円の切り上げの場合に本土でもそういうことになるのだということでありまして、いまだドル圏なんですね、そして給与額もドルで表示されているんですね、それをどういふように換算をするのか、そして賃金を決定するの、かというところは、やはり一つの重大な関心事だらうと思つていますが、いかがでございま

すか。

○山中国務大臣 それは本人の受けるべき、本土公務員ならばどういふ号俸に相当するかという経歴がはっきりわかっておりますから、その号俸で受けるべき俸給を当然受ける、こういうことではありません。

○広瀬秀委員 その際、たとえば具体的な私の疑問を言いますと、本土では三万六千円だった、沖縄で百ドルという同じ公務員がいた、そういう場合に、三百六十円ベースで合せておいたわけですね、齊合しておいたわけですか。ところが、今度は三百二十円になった、あるいは三百三十円になったという場合に、三万三千円ということになった、また本土と格差が開くじゃありませんか。本土の場合は円が切り上がり、ドルが下がったということでも、やはり三万六千円は三万六千円であるということには変わりない。しかし、本土との対比においてそういうことになるじゃないでしょうか。こういうことでどんだまたその面での格差が開くというように、この点なんですか、いかがでございますか。

○山中国務大臣 これは本土の本人の相当する号俸の円を、公務員としての給与を受けるわけでありまして、たとえば琉球政府の職員であった者が国家公務員となって同じ沖縄現地で総合事務局につとめたとき、そうしたら、やはり本土から行った公務員と受けるべき待遇は変わらないわけでありまして、その点は、したがってそれなら一ドル三百六十円じゃないかと言われると、それはつまりということでありまして、そういう意味において、本人が受けるべき待遇というものは、本土公務員と同じ俸給を受けるということになるわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、本土の行政職(一)なら(一)なら(二)の何号俸にあたる格づけをします、こういうことでやるから、その点の心配はないんだということですね。この通貨交換の問題と、賃金の換算、評価がえの問題というものは、

実質的にはこの格差が開くようなそういう心配などというものはこれはあり得ないんだ、こういうように理解していいんですね。

○山中国務大臣 一ドル三百六十円ということでありまして、そういうふうにはならないということでありまして。しかし、本人が本土の国家公務員であつて沖縄において国家公務員であつたならばという号俸は、相当の待遇としての相当する号俸は受ける、ということでありまして、それは一ドル三百六十円とは関係はないということでありまして。

○広瀬(秀)委員 時間が限られておりますから、この問題について総理大臣にお伺いをいたしますが、先ほど水田大蔵大臣は、この一ドル三百六十円という形において措置する分は、十月八日の閣議決定のことだけである、こういうことを言われたわけでありまして、その後の資産増加、所得の増加で新たに稼働した、増加した現金なりあるいは預金なり、こういうものについて、やはり復帰時点までの間にかかりのものがあつたということが予想されるし、その分はこの新しい通貨調整後のレートでやるのだということになります、これはやはり沖縄県民にとつてはたいへん損害になる、こういうこともあつたわけでありまして、これについては当面むずかしい、いろいろ投機を誘発するとか、あるいははかばか込みの為替差益を得ようという不正なものがあつたというふうなことで、いろいろ技術的にはむずかしい問題がある。しかし、気持ちとして何らかの、たとえば沖縄政府に対して一定の交付金をさらに新たに同じような考えで出していくというふうなことで、その配分はたとえば沖縄政府にまかしていくというふうな、そういう措置などを含めて、何らかややり検討をし配慮を加えていく、こういうお気持ちはありませんか。この点についてひとつ総理大臣に、気持ちだけ聞かしていただきます。

○山中国務大臣 総理の御答弁が、こういう微妙な問題になりますと、影響が非常に大ききうございますから、一応私から答弁をいたしますが、それは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

○山中国務大臣 これは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

○山中国務大臣 これは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

○山中国務大臣 これは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

きておる中で、復帰だ、その一週間以内に通貨を交換する、それで円経済に移行するということになると、かなりの混乱もあるのじゃないか、こういうふうなことから、復帰前にも復帰後に若干の特例を認めて、外為管理法などにもかかわらずドルの受け取りというふうなことも例外的に認められるわけでありまして、復帰前に対米折衝を行なつて、円・ドル併用で流通する、というふうな時期を二カ月なり三カ月なり持つたら、なお円滑に復帰時点における沖縄の経済というものが回転していくのではないかと、こういうふうに思つておられますが、この点は全く考えられないことか、あるいはそういうことはほんとうに検討されておるのか、この辺のところをはつきりさしていただきたいと思つておられます。

○水田国務大臣 いまのところ別にそういうことは考えておりません。

○山中国務大臣 これは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

○山中国務大臣 これは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

○山中国務大臣 これは変動相場制に本土政府が移行せざるを得なくなった際に、先ほど申し上げた沖縄の特殊な環境というもののから沖縄県民が犠牲になるおそれありということでも断行したわけでありまして、けれども、しかしながら、復帰前の技術的な解決である円・ドル交換というものは、施政権下の布令第十四号というものによつてこれは外交交渉を要するし、そうしたら秘密も漏れるし、あるいは外交交渉してもむずかしいということから、最終的に通貨に對する措置として踏み切つたものでありまして、したがって、わかりやすく言えば、あのチェックいたしました時点において一万ドル持つていた方が、復帰の日には、かりに極端に言つて、一ドルしか持つてなくても、その方は一万ドルの復帰時点における三百六十円と、そのときにおけるたとえ切り上げが一五%になつておれば一五%、一五%ならば一五%というものを與へらるるわけでありまして、したがって、その後の増減はもうすでに終つたものとして見ておられますから、関係なしに、なくなつていく人も逆にもらえるのだということ、終つたということ措置しておるわけでありまして。

気持ちで話をしておられる、いずれにも軍配なかなあがねておられるのが私の立場でありまして、こういう点を十分伺いまして、その上、広瀬君御自身の意見をまじえての御尋ねでもありますから、それらの点をも勘案しながら、十分沖縄の発足にあたって将来の見通しが明るいように、私も十分くふりしてみたい、かように思います。この機会に、どうすると、ずばりと云えないことだけまことに残念でございますが、御了承願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 総理の善処を、私の意見も取り入れてということもございましたから、そのように結果が出るようにこれは期待をし、また総理にげたをお預けして、この質問を終わりたいと思います。

次に、税制関係に移りたいと思います、時間がございせんので。

国民所得に対する税負担率を見ますと、本土の場合には一八・六％、一七・九％、一八・三％、一八・八％、一九・七％、一八・七％、大体その辺のところをずっと推移しているわけですが、これに対応する琉球では、琉球政府税及び市町村税を合わせた税負担率、本土の場合も府県税等地方税を合わせたものでありますが、一三・六％あるいは二・五％、二・一％、こういうようなかなりの税負担の差があるわけでありまして、このように税負担に差があるというところは一体どういふところから来ているのか、まずこの点について大蔵大臣と自治大臣に所見を伺いたいと思います。

○水田国務大臣 いま一八％というようにことを言われておりましたが、これは東京とか大阪とか非常に所得の高いところが入った平均の数値でございますが、沖縄県に大体類似している県といわれております幾つかの県を見ますと、たとえば沖縄が負担率が一三％、宮崎県が一四％、佐賀県がやはり一四％台、島根県が一五％、鳥取県が一五％、鹿児島県が一四％というふうな、全国の各地方団体を見ますと、一人当たりの県民所得が少な

いという県は、やはり負担率が非常に全国平均より低くなっておるということでございますので、したがって、沖縄の税負担率が低いということとは、結局所得が低いということが一番大きい原因だろうと思います。

○広瀬(秀)委員 類似県との比較をしてみれば一、二％の開きだ、あるいは三％ぐらいの開きだということになるわけですが、本土に復帰をするというふうなことになるならば、この租税負担率というふうなものやがては同一に、類似規模の県並みぐらには当然ならなければならぬだろう、このように考えるわけですか。

二番目に、沖縄の徴税費と徴収率、本土では収納歩合といっておりますが、政府税の場合に一体徴税費と徴収率はどのくらいになりますか。

○中橋政府委員 沖縄におきましますところの徴税費でございますけれども、これもいろいろ正確な数字ではございせんが、最近年度におきまします、百円当たり三円九十二銭程度になっております。それに対応いたしまして、本土におきましますところの国税の徴税費でございますが、百円当たり四十六銭程度になっております。あるいはまた、地方税をながめてみますと、三円九十二銭程度になっております。大体、税目についていろいろ徴税費のかり方と違ふものでございまして、税制の違うところでは若干こういった差異が出るを得ないと思ひます。

○渡海国務大臣 国税並びにいまのは府県税としての琉球政府税の比較であつたと思ひますが、市町村税でなごみますと、沖縄におきましては徴税費が一三・七％、本土においては大体市町村税の徴税費が五・四％、また徴収率は、本土におきましては市町村税は九六・五％になっておりますが、沖縄におきましては八二・四％というふうな、徴税費は高く、徴収率は低いという姿が出ております。

○広瀬(秀)委員 特に徴税費もかなり差がありまして、沖縄のほうがかなり高い数値を示しております。特に市町村税のごときは三・七％、百円の徴収に對して十三円七十銭もかかつておる、こういうことであります。いま自治大臣から御答弁がありましたように、本土の府県の場合には二円六十五銭、市町村の場合でも五円三十五銭、この五円三十五銭と十三円七十銭、これを比較しますと、倍以上の差があるわけですね。しかも一方において、徴収率、収納歩合、こういうふうなものもかなりの差があります。本土の場合は、国税をとつてみましても大体九六％ぐらいの徴収率、収納歩合になっている。沖縄の市町村の場合は八二・四％にしかたつていない。こういう差が一体どういふところから出たのか。このことは、今後の税制を考える上において非常に重要な問題点であらう。なぜこういうふうな徴収率が低いのか。私はいまこのことによつて徴税強化をやれというふうなことを要求しておるのではないのであります。このようないふ実態が出てくる背景といふものは一体何なのだ、そういうところに本土側で十分施策を弾力的に、また、きめこまかくやつていかなければならぬ。また、振興開発といふような問題も、そういうところに焦点を合わせてやつていかなければならぬ。もちろん、そういう中に沖縄の心という問題がやはり浮き彫りにされておるのではないかと。異民族支配である、こういうものに対する納税を義務として納めるのだという点については、やはり本土国民との間に差があるのではないかと、また、あつてしかるべき条件下に置かれてきたのだ、そういう気持ちから質問をしていくわけでありまして、こういうものについて、今後これを本土並みにしていくための施策といふものについてどういふお考えをお持ちなのか。この点お伺いしたい。

○渡海国務大臣 どのような原因で徴税費が高いのかという問題、これはなかなかむずかしい問題でございますが、本土におきましても、国税に比べて県税、県税に比べて市町村税の徴税費が高い、こういう問題は、課税単位がそれだけ少ない、また地域が狭いといふふうな問題で起きているおのじやないか、このように考えております。その本土の市町村に比べて沖縄はさらに高いのじやないかということもございせんが、あるいは地域が狭い、なお本土以上にそういう条件があるということと、また経済水準が低いといふふうなこと、特に申告納税制度の徹底といったような制度の完備が行なわれていないところに起つておるのじやないかと思ひます。いずれにいたしまして、広瀬委員御指摘のように、そのよつて来たる本土に一日も早く近づかうような、徴税能力が上がるように指導してまいりたい、このように考えております。

○広瀬(秀)委員 いま自治大臣からせうかくの御答弁がありましたが、私はそういう点もあるだろうと思ひますが、ただそれだけではない。沖縄の税制が、特に地方税の場合に低所得層にまで及んでいふという問題、これが非常に重要な点ではないかと思ひます。所得税、住民税の負担といふようなものについて階層別に若干見てみまして、今度復帰をしまして、まず年収二千ドル以下といふようなところは、復帰によつて税が高くなるというところはいわれておるわけでありまして、中堅層ではやや低くなることになり、また二千五百ドルをはこえる階層あたりからでは高くなつていく。本土とかなり違ふ面があるわけでありまして、この沖縄の低所得のところまで及んでいふという問題などもあつただろうと思ひます。そこで、このようにいふ点、今後の税制を本土並み税制にしていく上において十分注意をしていただくたいと思ひます。

次に、個別の問題で二、三御質問をいたしたいと思ひますが、国税相当琉球政府税、それから県税相当の琉球政府税、この還付について、本土との間に国税通則法または地方税法の規定を適用するよう定められておるわけでありまして、沖縄法令による還付加算額といふものが一日当たり〇・〇四、年率で一四・六％、本土ではちょうどその半分の〇・〇二、年率七・三％、こういうことになつておるわけでありまして、この還付の際

に、住民税の場合に、前年所得に対して課税するた
てまえがとられておるわけでありまして、四十七
年度の税額は沖繩法令によつて行なわれるわけ
ですが、その際、沖繩所得税に相続税、贈与税が一
時所得というように含まれていく、そういう
ことで、地方税を道府県民税、市町村民税の課税
標準をきめる際に、これをやはり除外をして課税
標準をきめていく、こういうように思ふわけであ
るべきであらう、こういうように思ふわけであ
りますが、この点は屋良主席の建議書にもその旨
出しておるわけでありまして、これに対する経過措
置を十分考へていただきたいと思ふし、先ほど申
し上げました還付の場合も本土並みということで
やられると、その加算金が少ないということ、
還付を受ける人が損害を受けるということ、
あわせてこの二つの問題について御所見を伺い
たいと思ひます。経過措置を特別にやるべきであ
る……。

○渡海国務大臣 四十七年度の住民税の基本とな
る所得の額についてでございますが、沖繩法令に
よりますと、相続税等が入つておることは事実で
ございます。この分は、広瀬委員御指摘のとおり
、四十七年度におきましては排除して計算さし
ていただくように特例措置できめさせていただきます
たいと思ひます。

なお、還付の件でございますが、復帰の日まで
に還付の事実が発生しておりますものにつきまし
ては、沖繩の還付率によりまして還付させていただきます
たい。しかし、復帰以後は、これはむしろ国
税とあわせての問題にならうと思ひますが、私に
対するお尋ねでございますから、これは延滞利
子等との関係もございまして、やはり本土の法
令に従つて措置させていただきたい、このように
考へております。

○広瀬(秀)委員 こまかい問題はかなりまだある
のですが、税制における最後の問題として、自動
車重量税の適用の問題ですが、これは十二月一日
から本土では施行され、現在徴収されておるわけ
であります。これを特別措置法によつて一年間延

期をする、来年の十二月一日からにする、こうい
うことになっておるわけですが、ここに非常に大
きい問題がやはり私はあるだろうと思ふのです。
道路の整備状況などについても、これは一々数字
をあげませんが、舗装率においても改良率におい
ても、軍道路だけはすばらしいものではあるが、
いわゆる都道府県道とか市町村道というものは
非常にそういう面で大きな格差がある。こういう
中で、この問題についても、自動車重量税の徴収
というものは、ある程度この格差を、少なくとも
日本の類似県並みぐらいに追いついたあたりのと
ころで適用をしていくぐらいの配慮があつてしか
るべきではないか。そのためには三年なり五年な
りぐらいはたな上げしてもいいのじゃないか。こ
れは非常に問題があつて、前国会においてようや
く国会を通過した自動車重量税でありますから、
このぐらいの配慮があつてしかるべきではないの
か。したがつて、来年から実施ということ、少
なくとも三年ぐらいは実施を延期していく、この
程度の配慮をすべきではなかつたかと思ふので
すが、いかがでございますか。

○中橋政府委員 仰せのように、自動車重量税は
ことしの十二月から本土においても施行になつた
わけでございます。それで、沖繩についていつか
ら施行するかどうかは従来も検討いたしまし
た。その際に考えましたことは、広瀬委員御指摘
のとおり、やはり沖繩につきまして道路整備が緊
急に必要であるということに着目したわけござ
います。自動車重量税を納付していただく、ある
いはその四分の一が地方団体に交付されるとい
うことによりまして、むしろ沖繩におきましてこ
の道路整備を促進したいという気持ちから、この
際、部分の負担をしていただいてその方向に持つ
てまいりたいというふうにしたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 これはここで論議をしておつて
もなかなかいい返事をしないだろうと思ひますの
で、もう時間がありませんので、最後に、専売公
社の総裁もお見えになっておりますので、たばこ
の関係について若干質問をして、終わりたいと思

うのです。

この特別措置法には、たばこの問題について、
現在琉球たばこ、オリエンタルたばこ、沖繩たば
こ三社あつて、大体十四億本の生産をやつてお
るわけですが、これについて、廃業する場合に交
付金を出す、こういうことになっておるだけ
で、中身がきわめてあいまいなんです、専売公
社に移行した後に、専売法に基づく工場を
沖繩に設置するということは大体方針がきまつ
たようでありまして、それに間違いはないかど
うか。そこに吸収される人数は一体幾らなのか。
さらに、専売法を実施するための機関をどうい
うのを置いて、どのぐらいの人員の規模でやつて
いくか。また、廃業をする現在三社で六百十五人、
最近幾らか減つて六百一人ともいわれております
が、いずれにしても、その人たちの全部吸収する
わけにはいかない。そういう場合のこの従業員に
ついての取り扱い、私の意見としては、少なく
とも、本土においては、塩業整備のために塩業会社
がイオン交換樹脂製造法に移る際にこれを整備
をする、こういうところで実施をしたようなあれ
とは同じような従業員対策、こういうようなもの
を考へてもらいたいと思ふわけでありまして、
それらの点について、総裁と大蔵大臣両方からお
答えをいただきたいと思ふわけでありまして。

○北島説明員 お答え申し上げます。

御案内のとおり、たばこは沖繩には製造たばこ
の会社三社ございまして、この三社とも、復帰
の時点までに廃業したい、何ぶんの助成金が得ら
れるならば廃業したい、こう申し出ておりますの
で、それに従ひまして今回の法案ができては、
たばこは廃業しますが、この廃業にあたりましては、
たばこはたばこに要求しております業者に対する
交付金の中には、業者のたばこに属してございま
す使用人の方々がたばこになる場合の退職手当の
積み増しの分がまた入つてございます。この基準
は、各会社が退職手当を出しますほか、塩業整備
におきまして公社として目下実施いたしております
ように、国家公務員の整理退職の場合の基準に

プラス六カ月分の給与を加算する、こういった内
容でたばこはたばこに要求いたしております。

今後の製造工場の問題といたしましては、製造
工場からいいますと三社が新しくつくる企業に行
きたいという方もございまして、そういう方
方に対しては、たばこはたばこのような退職手当の
優遇の措置を講じます、なお専売公社で働きた
いという方に対しては、まず第一に地元への機
関を私どもも予定をいたしておりますが、これはた
だいま人数がどのくらいになりますか、はつきり
推算いたしておりますが、昔は数十人おつたよ
うであります。その後、現在仕事があつておりま
すから、それよりも多少多いのではないかと、こ
う思ひますが、それと、製造工場をいたしまして
は、大体百五十人程度の製造工場を現在のところ
予定いたしております。それから、本土に就
職を希望したいという方に対しては、できる
だけ本土でお迎えする、こういった考へておるわ
けでございます。

○広瀬(秀)委員 総裁、いま私の質問に対して
いろいろお答えがあつたわけですが、特になら
生産の面をちょっと聞かなかつたもので、この
の葉たばこ生産の問題についての基本的な考へ方
をこの際はつきりさせておいていただきたいと思
ふのです。現地の耕作者が非常に不安になつてお
りますので、そのことを伺つて、また、監理官か
ら何か発言があるようでありまして、また、監理官の
答弁をいただいて、終わりたいと思ひます。

○北島説明員 当面の措置といたしましては、四
十七年度産葉はもうすでに廃止いたしております
で、この分につきましては、本年と同様、契約裁
培という方向でやるつもりでございます。大体面
積も本年どおり四百ヘクタール程度という予定で
ございまして、沖繩の葉たばこにつきましては、
多少のくせもございまして、調理も十分ではご
ざいまして、私どももいたしましてでもできるだけ
これを育成してまいりたい、こういうふうに考へ
ておる次第でございます。

○福岡政府委員 先ほど御質問のありましたたばこ製造三社の従業員対策につきましては、大蔵省といたしましてでもできるだけの努力を払いたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 時間がだいぶ過ぎたようですから、これで終わります。

○床次委員 次に、法務大臣の都合がありますので、松尾正吉君にお願いいたします。

○松尾(正)委員 沖縄復帰を前にしまして、いろいろ問題点がございまして。私は、まことにじみな点でありますけれども、復帰にあたっての非常に大事な点、すなわち、沖縄の企業のみよやかな育成振興という面と、それから国民生活の基礎ともいえる住宅の問題、二点にしばって伺いたいと思っております。

まず最初に山中総務長官に伺いたのですが、沖縄の振興開発に欠かすことのできない一つとして、沖縄の中小、特に零細企業、これらの育成、合理化ということがあげられると思う。ところが、実情は、御承知のとおり、非常に規模が小さい、資本力がない、金利の負担力がない、これらのむずかしい問題があげられておるわけです。復帰にあたっての建議書の中にも、特にこの育成のために、沖縄企業振興のための特段の育成措置をとってほしい、こういうことが述べられておりますけれども、これはもうきわめてもつとも必要である、こういうふうな考えです。

そこで、この育成のために、いわゆる政策金融の強化、これは当然であります、それから民間金融対策によって資本力を強化してあげるといふ点等が非常に重要であると思うのですけれども、政府は、これらの企業の早期育成という問題に対して、政策金融面、これでは公庫法等があげられておりますが、さらに民間金融活用面で、特に金利という面でもういふふうに取り組んでいこうとするのか、まず最初に長官から伺いたいと思っております。

○山中国務大臣 民間金融機関の金利の問題は大蔵省から答弁をしております。

○松尾(正)委員 あなたの考え方でいいんです、民間金融についての考え方を。

○山中国務大臣 一応大蔵省から答弁してもらってから申し上げます。

そこで、政策金融としては、中小企業資金を開発金融公庫から出しますが、その場合において、本土の標準金利が八分二厘でありますものを、沖縄では七分三厘に下げ、特利のものとしては、本土では七分七厘と七分五厘のものがございまして、それを七分に沖縄では下げる。なお、貸し付け期間、それから沖縄では現在貸し付け限度が二千八百八十万円の邦貨換算の限度であります、本土に帰りますと、中小企業であっても、五千万円のものないし一億ないし五億のもの、そういうワケも拡大をいたしますので、金融面からは手当てができるかと存じておる次第でございます。

○近藤政府委員 沖縄の金利が本土に比べて割り高でございまして、これらにつきましては、ただいま沖縄の金融検査庁におきまして、極力この金利の低下をはかるよう指導をいたしておるようでございしますが、今後、本土の機関に比して規模が小さい点、あるいは経営効率の悪い点、そういうような点の強化につきまして引き続き指導が行なわれ、あるいは、復帰後は本土の金融行政の一端としてそのような指導が行なわれてまいるといふことが最も必要であるというふうに考えております。

○松尾(正)委員 いまそれぞれ答弁をいただいたのですが、具体的に長官に伺いますと、今度の予算要求においては、いわゆる本土の開銀あるいは金融公庫法等に基づき、むしろ沖縄のいままでの政策金融に基づいたいわゆる金利の安いほうをとって、これによって手を打っていきいたい、こういうことですね。

そうしますと、具体的に伺いますが、まず産業開発資金の関係では、沖縄では運搬船に対する特会法ですか、これによると非常に低利で行なわれておる。現在わが国の開銀の基準金利八・二%をさらに大幅に引き下げてというのですけれども、

産業開発の場合に最低は何%、それから最高でどういうものについては何%という、具体的なものはまだございせんせんですか。

○山中国務大臣 産業開発資金としては、現在運搬船特会が五%であることはお話しのとおりでありますので、本土でそれに対応するものとして見るとすれば六・五%でありますけれども、それは沖縄の現行金利を採用して五%にしておる次第であります。

なお、貸し付け期間等は、これは沖縄では二年据え置き、十年から十五年というものになっておりますが、今回の公庫法では、なお、その二年のものもありまして、二年ないし五年、償還は十年ないし二十年というもので、融資比率については、沖縄では一律七〇%でございしますが、本土のほうでは三〇%から五〇%となっておりまして、本土の五〇%のものも残りますが、五〇%、七〇%ないし八〇%のものも設定するようにいたしておる次第でございます。

最高の金利は七・五%となります。

○松尾(正)委員 どういうものですか。

○山中国務大臣 沖縄に新しく立地いたします企業、たとえばアルミ等が、一般設備資金として七・五%で、先ほどアルミのことをちょっと申しましたが、アルミは五%ということになります。

○松尾(正)委員 もう一点、中小企業関係で確認しておきたいのですが、中小企業の基準金利、それから特利、これは何%にして、どういうものの特利を生かすか、こういう点についてお答えいただけますか。

○山中国務大臣 事務当局から……。

○岡田(純)政府委員 特別貸し付けの代表的なものとして、近代化促進貸し付けでまいりますと七分でございまして、十年、それから近促法の特定業種になりますと、六分五厘で十年というところになっております。代表的なものを申し上げます。

○松尾(正)委員 中小企業との関係は、冒頭に申し上げましたように、非常に資金力、それから担保力等が弱いために、今後の沖縄の開発にとっては重要な課題になってくると思う。特に、この点については金利面が非常に重要な問題になると思っておりますので、いま時間の関係でその他は省きますけれども、これは極力低金利で、しかも長期に、沖縄がすみやかな企業の合理化が得られるように、こういう方向で進めていただきたいというところを特にここで要望しておきたいと思っております。

それから、銀行局長から、民間金融についての金利の問題がございました。私が承知しているところでは、民間金融については、四十五年の下半期の貸し出し金利が、平均して沖縄の場合には八・四九%、それから本土の場合には地方銀行の平均が七・九一%、こういうふうになっておりますが、最近の状況もこれと同じでありますのかどうかという点と、それから、これについては極力指導をして本土並みにしていきたいという要旨の答弁がございましたが、むしろ私は、希望的なものではなくして、現在すみやかな復興には、当然補助金も必要ですけれども、自力で何とか立てていこうという、民間金融機関を活用する、この金利については、むしろ本土よりも低いあり方、確かに銀行局長がさっき述べられましたように、向こうの金融機関の資金力等が非常に小さいという点はわかりました。けれども、向こうの銀行の規模が小さいから金利が高くてやむを得ないのだというのでなくして、これは何らかの方法を講じて、とにかく低金利で沖縄の企業のみよやかな振興をはかる、こういう意味で、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○近藤政府委員 数字につきましては、ただいま松尾委員のお述べになりました数字が一新新しい数字でございまして、そのとおりでございまして、それから、今後の方針につきましては、まず規模の小さいという点につきましては、沖縄の金融機関の間で自発的に合併の機運なども一部にございまして、すでにその実現を見たものもございまして、

第一類第二号(附属の二) 沖縄及び北方問題に関する特別委員会内閣委員会 第一号(その一) 昭和四十六年十一月七日 地方行政委員会大蔵委員会連合審査会議録

す。それから、金融検査庁におきまして、体質の強化のための具体的な手段等につきまして、私どもにもときおり相談もございまして、具体的な体質強化のための諸手段を講じておるようでございます。なお、本土と沖繩との金融市場が一体化しました場合に、本土の金利水準の影響がかなり強く出てまいるかと思っております。それらのことをまじ、現在の努力が、一そう強く続けられますことによりまして、一段と沖繩の金利水準が下がるということを期待したいと存じております。

○松尾(正)委員 いま山中総務長官、それから銀行局長から、民間金融並びに政策金融についての答弁をいただいたのですが、大蔵大臣、要求があった場合に、いま長官の答弁のとおり金利については大蔵省では何のくちばしもしはきません、それから民間金融については極力努力をするというところでありますけれども、大蔵大臣として、いまの民間金融金利については、すみやかに本土並みないし本土以下に引き下げていくという考えを持っておられると思うのですけれども、大臣からこの二点についてお答えいただきたい。

○水田国務大臣 金利の引き下げは、相当強力な行政指導が伴わなければならないと思っております。極力その面で引き下げを促進するよりほかには、ほかがないと存じております。

○松尾(正)委員 総務長官から出たものについては、政策金融については、もう要求どおり通すかどうかという点について大臣の考え方を伺ったのです。

○水田国務大臣 これは十分相談いたします。

○松尾(正)委員 これは総理大臣にもお答えいただきたいと思つたのですけれども、総務長官の答弁だけ聞きますと、あのままの低金利で政策金融がそのまま行なわれる、こういう感じに受けられる。ところが、大蔵大臣は、先ほど広瀬委員に対する答弁を聞いておつたのですけれども、どうも沖繩には冷たいなという感じが受けられない答弁。これは、予算要求があつて、すでに沖繩で、

沖繩の政策金融で本土よりも大体一〇程度安く金融を行なっているわけでありまして、いま円高で頭が痛い、財政が非常に来年度苦しいというのはいくわかりますけれども、しかし、円高で頭を痛めている大蔵大臣が、わずか沖繩の中小企業等の開発のための政策金融です。これに対する金利を、総務長官はこうやってもう実現したいのだと言っているのに、相談しなければいけないような、そんなことで、ほんとうに沖繩の企業をすみやかに育成したい、こういう考え方があつたのかどうか、いまの答弁じゃ疑わざるを得ないので、けれども、はつきりひとつ、そのくらいのもは認めるんだというお答えをちょうだいしたいと思つてます。

○水田国務大臣 沖繩の問題につきましては、そういう金融の要求についても、あるいは他の予算の問題についても、いま関係省の説明を聞いて、全般的にこの問題の検討をやっている最中でございます。この予算編成の過程において十分関係省の意見を聞きながら私どもは措置をとりたいと思つておられますが、まだ結論が出ておりませんので、いま申し上げなかつた次第でございます。

○松尾(正)委員 私は、この沖繩返還にあつて連合審査が行なわれるということについての意義がいまのようなところにあると思つております。総務長官は、とにかく沖繩返還にあつては、国民のために、それから企業の振興、育成等にはこうありたいと述べているのに、大蔵大臣としては、各省と相談しなければできないというふうなことで、非常にこれは——総理大臣はさつき、閣内はもう統一しているんだと言つたのですけれども、隣におるのですから——そして、いま聞いたのは、中小企業の金利と、それから産業開発の金利と、二つしか聞いていない。隣で耳打ちすればできるんじゃないですか。もう一回答弁してください。非常に政府の熱意はわかるのです。それで、建議書の中にもうたつておられます。とにかく、沖繩復帰にあつては、百万民の心である、こう

してつづられたあの建議書、これは大蔵大臣もごらんになったと思う。「県民の中にある不満、不安、疑惑、意見、要求」これらにどうか十分に謙虚に耳を傾けて、これをくみ取ってもらいたい——ごらんになったと思うのです。いま、核の問題も基地の問題も、これは重要な問題です。これはおろそかにできない問題であります。しかし、私は、沖繩県民一人一人あるいは零細中小企業一人一人にすれば、今後復帰になったときに、一番大きくドルのショックを受けて、そして何とか二十数年のあの苦難に耐えてきた、ここで復帰して何とか応援してもらつて一刻も早く立ち上がりたい、こう願つているこの沖繩県民の心になつたならば、わずかな政策金融——ごく一部だと思つてます。これに対して、山中総務長官は、要求を、はつきりいまこの場で、これだけの低金利はもう政府としてはやるんだ、こう言つておられる。それに対して、財政を担当する大蔵大臣が、なおかつ相談しなければいけないなということでは、これは連合審査という意義からいっても、私は納得できませんし、これで大蔵大臣がだめだったら、最後に、にこにこしておられますけれども、総理大臣に腹を伺いたいと思つてますが、大蔵大臣はどうですか。総理大臣にかつて答えてもらいますか。

○水田国務大臣 いや、私はやらなと言つておるわけじゃございませんで、いま沖繩については全般的な予算の査定をやつておるときでございますので、それは一つの問題でございますが、いま済んでいるところを見ますと、隣におる総務長官の言うことは聞き過ぎるくらい聞き過ぎて、いま査定が進んでおるときでございますので、したがって、この金融の問題につきましても、すでに、本土公庫の条件や従来の沖繩における政策金融機関の融資条件を参考にしながら適切なものにするというふうな、政府のこの復帰についての決定もございまして、むしろこの線に沿つた措置はとりたいと思つてますが、何ぶん沖繩の問題は項目がたくさんございまして、これからこの問

題には私ども取りかかる、関係省の説明もこれから一つ一つ聞くという段階でございますので、この線に沿つて善処したいと思つてます。

○松尾(正)委員 まあこの線に沿つて進めたいということですから、あと関係議員が詰めることにします。

それから一つ、沖繩の民間金融の問題でおるのかにできない、模合という、本土でいいますと頼母子講の問題があります。これの実態が、私はどこへ聞いてもまだつかめないのですが、私どもで視察をしてきた報告によりますと、これが非常に広範に行なわれておる。したがって、いま経済変動期でありますし、もし一たび何かあつた場合にこれがパンクしたときには、一番影響を受けるのは、いわゆる庶民、身近な金融をたよりにしておつた庶民が影響を受けるわけでありまして、これについては、もちろん届け出その他の義務等もありません、自由金融ですから。したがって、このまま置いて何かあつたときに庶民が被害を受けられないような措置をとるために、何らかの指導なり規制なり方法を考へていないかどうか。これは、大蔵大臣ではあまりいい答弁がありませんから、山中総務長官……。

○山中総務大臣 沖繩のことですか。

○松尾(正)委員 ええ、沖繩の模合です。

○山中総務大臣 本土のほうでは、何もこれは規制いたしておりません。しかし、相互銀行法とか、そういうものに触れるような行為は禁止をして、おるわけでありまして、沖繩においては、一定の制限のもとに、一九五五年、これを届け出なければならぬというふうな規制を一応いたしておるんですが、そのことが示しますように、沖繩における模合というものは若干特色がございまして、頼母子みたいなやり方をすることは、これは同じでありますけれども、その規模とか、あるいは生活費、家屋建築費あるいは学費、そういうところまではいいんですが、事業資金等もそれから調達している分野が、沖繩においては、ことに中小零細企業等には多いようであります。

そういうのを見ますと、沖繩は、ある意味においていいことですが、門中制度という非常に血族血縁関係の縦の系列がはつきりしておるところでもありますし、それだけの助け合い運動みたいなものが行なわれておることが、たとえば軍労務者等が退職をして、退職手当ももちろん支給しますが、再就職のあっせんをしようと思っても、なかなか来ない。ところが、どういうわけだろうと思って調べてみると、この助け合い運動の模範のほうで何とかやっているというような例もありました。そこで、この沖繩における……

○松尾(正)委員 簡単にやってく下さい。もう時間がなくなってしまう。

○山中国務大臣 沖繩には特殊な事情がございます。

○松尾(正)委員 何ですか。

○山中国務大臣 沖繩の模範は、本土の頼母子と同じ仕組みであります。特殊なものとして見なければならぬ特徴を持っております。

○松尾(正)委員 ですから、これによる被害を防止する予防措置として、今後復帰を前にして、復帰と同時にでもけつこうですが、予防措置のための行政指導なり規制の必要はないのかということをお願いいたします。

○山中国務大臣 これは一九五五年の政府法によつて一応の規制はされておりますが、本土法では規制をいたしておりません。やはり模範的なものというのには、お互いが信頼し合った仲間同士が確認を合してかけたり落としたりするわけですから、それを落としてとんずらをきめ込むなどというのは初めから入れないはずでありますので、それを復帰前に本土政府が干渉した規制というのはむしろかきかろう。琉球政府の現在の規制のもとでも、そう極端な被害があったというようなことは聞いておりません。

○松尾(正)委員 この問題はこれでやめますが、届け出は規制はありますけれども、いままで三件しか届け出がない。何かあったときに非常に大きな影響が、個人でなく企業その他にまで影響する

わけです。それをおもひにかつておるのですが、いまのところは規制の意思はない、こういうことで、様子を見ていたいただきたいのですけれども、これは単に措置がないのだということだけでなしに、十分ひつと留意して見てもらいたいと思っております。

それから、もう時間がなくなつてしまひまして、最後に、県民生活の一番基礎になります住宅問題ですね、この住宅問題について少し結めたいと思つたのですけれども、沖繩では、現在、三カ年計画で住宅建設を考えております。ところが、本土に第二期五カ年計画、この住宅建設計画が立てられておるわけでありまして、当然、この三カ年計画による分は、復帰と同時に本土の建設五カ年計画に包含してこれが改定されるべきである、こういうふうな思ひのようですが、建設大臣、この点はどうか。

○西村国務大臣 沖繩におきましても非常に住宅難でございます。御参考のために申し上げますと、四十五年度の国勢調査で住宅難の調査をいたしました。全国平均よりもたいへん悪いのであります。現状はどうであつたかといひますと、三カ年をとりましますと、いままで公営住宅は平均して四百戸、それから公庫の金融でやるのが年に千九百、まあ合計して、公的で二千三百ぐらいしかやつていないわけでありまして、したがひまして、四十七年度から初めてやるわけでございますが、四十七年度は、私のほうでは、まあ最後まで詰めていませうが、公営が千戸、金融でもって五千五百戸ぐらゐやうたいと思つております。

御案内のように、向こうでは三カ年計画、こちらは第二次五カ年計画でございますが、来年からやると、五カ年計画のあと四カ年でございまして、したがひまして、この四カ年の間に幾ばくの公営及び金融及び民間を期待するかというところで、その数字を第二次の五カ年計画に——あと四年でございまして、四年の間に組み入れて、そうして閣議の決定に持っていきたい、かように私はいま考へておるところでございます。さしあたりは、

来年の要求はいまいたしておりますけれども、四カ年の計画は、まだこれから大蔵省と詰めるわけでございます。

○松尾(正)委員 そうすると、この本土計画を改定するといふのでなしに、その中へ組み入れるといふことは、包含してやりたいという意味でありますか。

○西村国務大臣 本土計画を改定するということにならうかと思つております。

○床次委員長 松尾君に申し上げますが、関連質問の申し出がありますから、時間を考慮してひとつお願いします。

○松尾(正)委員 改定するといふ方針のようでありますけれども、そうすると、住宅公団の場合に、公団法第一条による大都市云々ということになつておりますけれども、那覇はこの公団法によつて対象に加えるのかどうか、その点はどうか。

○西村国務大臣 まあ公団、公営、金融と、こういうふうに分かれておりますが、公団は考へておりません。公営と金融でいきたい、かようにいま考へておるわけでございます。

○松尾(正)委員 そうしますと、背景については大臣から答弁されたように、沖繩の住宅についてはほとんど問題にならないような面が相当多いわけです。いわゆる環境を悪化しているような状態が、すでに住宅の三カ年計画にも指摘されていいます。こういう状態では、おそろしく市町村単位の開発というのには困難でありますから、したがって、不良住宅街の発生等の環境悪化を防止して、いよいよ新しい都市をつくるべくいたすためには、どうして住宅地区改良法ないし都市再開発法等の活用が必要であらうと思ひます。沖繩には現在これらの法律はありませぬけれども、沖繩の住宅計画を本土法に合併した場合に、この住宅地区改良法、都市再開発法の適用についてはどういふお考えでありますか。

○多治見政府委員 御指摘の二法につきましては、復帰後できるだけ適用の方向に持っていきたいということを検討いたしております。

○松尾(正)委員 それでは終わります。

○床次委員長 岡本富夫君から関連質疑の申し出があります。この際、これを許します。岡本富夫君。

○岡本委員 昨日、大蔵大臣が、沖繩問題より大事なところがあるということでお席がなかった。そのために、委員長にお許しを得まして、きょうは関連の質問を、大蔵委員の立場からさせていただきます。

そこで、沖繩開港公庫、この構想については、商工中金を除いた政府三機関あるいはその他あらゆる金融機関を吸収し、統合しておる。なお、沖繩開港金融公社あるいは大衆金融公庫を合併したものでありますから、そこで考えられますことは、力の弱い中小企業者、この人たちが特に金融を受けるときに、手続について、あるいはいろいろなものについて非常にないないのではないか。したがって、先ほど話がありましたように、金融の一番便法として模範なんかはやつておるわけですが、そこで親切に窓口で教えてあげる、そして手続についても親切に指導する、こういうふうでなければならぬと私は思ふのです。たとえば方言ぐらゐ覚えておる。チャービラという、こういうぐらゐは覚えておかなければいけません。チャービラというの、ごめんくださいということですが、こういうことぐらゐ覚えておつて、そして親切に接待ができるようにしなければならぬ。これが一点。

それからもう一点は、われわれがいままで国内においても中小企業向けの年末融資あるいは予算をやらかしきいて大蔵から出してもらひますけれども、結局これがあと実行金額になりますと、非常に押えられてしまつて、零細企業あるいは中小企業にいかない、こういう状態はたくさんつかんでおるわけですが、今後沖繩についても特に配慮をして、あたたかく沖繩を迎えようというのですから、そういう配慮をするかどうか、これをひとつ大蔵大臣からとくとはつきり答へていただきたい。

○水田国務大臣 いま内地において政府関係の中小企業金融機関に対しておこなうような措置、これは沖縄のこの公庫に対して同じような措置をとってこの中小企業に対する対策をするということ、これは本土も沖縄も区別すべきではございませんので、本土と同一方向の指導、援助その他をこれは強力に行なうつもりであります。さつき最初に言われましたようなこの手続その他の問題につきましては、おそろくふなれでございましょう。したがって、これを親切にいろいろ指導するということも、この機関が発足しましたら、十分に、一つの部署を設けてこういうことをするということもくふうしなければならぬだろうと考えております。

○岡本委員 この問題につきましては、この沖縄開発公庫においては一括の資金になりますから、どうしても融通がきくわけですね。そうすると、力の弱い中小企業、声の小さいところには非常に資金が回ってこないじゃないかというような心配もあるわけですね。ですから、貸し付け資金とその予算と、それから実行金額ということとを絶えずひとつ検討をして、中小企業、零細企業に回っているかどうかということも検討していただきたい。

次には、もう一つ、自由貿易構想について、大蔵大臣の所見を伺っておきたいのですけれども、これからまだ検討するんだという先ほども、答弁がいろいろありましたけれども、私は、たくさんこうして法案を出された限りは、政令事項について、いろいろな考え方についても、復帰を早くいったら来年の四月か七月というようにことを言っておるわけですから、それから考えるようにであって、これはその間において非常に沖縄の人たちが不安に思うし、非常にその間に困ると思うのです。ですから、大体自由貿易構想については、那覇港の一角につくるのか、あるいはまた、その中の中身として、構想としては、たとえばグアム島においては米本土向けのみやげものをつくっておる。現在はシチズン時計を組み立てて米本土に送ったり、あるいはまた、繊維製品、つり

具、こういうものを観光みやげに渡しておる。あるいはまた、パナマのロン、それから台湾の高雄においては、加工輸出地区をつくって、また別に工業団地なんかをつくって、そしてまた輸出品ののみをつくっておる。こういうようないろんなケースがあるわけですから、さつきいろいろ沖縄の自由貿易構想についてはどういふことを考えておるのか、また住民感情はどうなのか、また土地はどの辺につくるのか、これはなぜかと申しますと、私が特に聞くのは、いま本土からたくさん観光客が行きますけれども、沖縄はそこでみやげものを買ってこれる。こういう大きな魅力があるというものが現代の姿でありますから、自由貿易港というのは、沖縄の経済に対して非常に大きなファクターを持つてはいないか。ですから、これについての構想をお聞かせ願いたい。

○山中国務大臣 この自由貿易地域は、御承知のように現在ございまして。したがって、これを復帰後ただ残すだけでは、沖縄の立地条件を生かし、そうして沖縄の特殊な条件として発展させていくというように、ちよと規模が小さ過ぎますので、当初は一応相談として、やはり港と一体でなければなりませんので、安謝港の向背地といえますが、浦添市の地先、この軍用地先を開放してもらうように弁務官にも話をしまして進めておったのでありますが、浦添市の市長さんが賛成されないと、いろいろなことがございまして、そこで振り出しへ戻っておりますが、要するに、四十七年度予算ではその調査をしようということにしておるわけでありまして。したがって、いま一応の地元の要望としては、中部の市町村が要望しておられる、沖縄の本島の東海岸に一カ所港が必要である、それには泡瀬が適地であるというように、ことを要望しておられます。したがって、これは地元も賛成をしておられるわけでありまして、また季節風等のことを考えますと、東海岸にも一つの大きな港が必要であらうということも考えられますから、念頭には泡瀬地区ということを描いておりますが、しからばどういふ埋め立てなり港

湾設計なりするかという問題が、事業に着手するのには少く計画作成が要りますので、それらの時間を見込んで、来年度は調査費ということで考えておるわけでありまして。

○床次委員長 岡本君、関連質疑でありますから、簡潔にお願いします。

○岡本委員 この問題は、幸い——幸いかどうか知りませんが、来年復帰した場合、それから調査をして、それからつくっておくということでは、これはほんとうに沖縄の経済の問題についてはおそくなくとも思っております。先ほど申しましたように、いま本土から行っておるの、この観光客の魅力、これなんですからね。だから、そんなのききなことをやっておったのでは話にならぬ。長官、あつちこつちで相当アドバンスを上げておるわけですからね。やはり早くやっていかなければならぬと思うのです。この中に保税工場をつくるかと、そういう構想もやはり含まれるのであらうと私は思うのですが、これについて、大蔵大臣、あなたのほうではどういふ構想を持っておるか、あるいはまた、推進するについてはどうするか。

それからまた、貿易の問題ですから、一つ聞いておきたいことは、あなた、十カ国の蔵相会議に行かれていろいろ交渉されたわけですが、大抵年内に平価調整ができるような感觸なのか、この点と、時間がありませんから、二点についてあなたから承って終わりたいと思っております。

○水田国務大臣 保税工場につきましては、もうすでに制度が内地においては整備をしておりますので、同様に沖縄におきましてもこれをつくるつもりでございます。

十カ国の蔵相会議では、いままでなかなか通貨調整の本格的な話し合いに入れませんでしたが、ようやく各国とも早期の解決をすべきであるという方向に一致いたしました。いままで態度をはっきりさせなかつた国も、ようやくここで通貨調整に入る基本的な態度をはっきりしたというように、ことから、急速に今度の会議では話が進みまし

ので、私は、よくすれば年内解決の見込みもあるというふうに考えますが、しかし、御承知のように、各国ともいろいろ利益を持っておる問題でございまして、いよいよ最後に、各国がお互いにごれだけの負担をするかというような問題になりますと、なおなかなかむずかしい問題がございまして、これが一日二日の会議で最終的な解決ができるかどうか、私はここにはまだ自信はございませんが、しかし、軌道に乗った以上、かりに年内解決ができなくても、来春一月中にはおそろく解決するだろうというように見通しをいまつけてきているところでございますので、その方向に沿っていま努力しているところでございます。

○青柳委員 私は、協定第五項第三項の裁判権の引き継ぎの問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

言うまでもありませんが、国家主権の最も重要なあらわれとしての裁判権の行使という点に關連して、沖縄に対する日本の裁判権はいま及んでいない、そして、そこではアメリカ合衆国が裁判権を持っておる、こういう状態に置かれておるわけでありまして。協定第五項第三項によりまして、この協定の効力が発生したその瞬間において係属している刑事事件、あるいは手続をするならば当然係属するであらうところの刑事事件を日本の裁判所が引き継ぐ、そして引き継いで手続をして裁判をする、そういう趣旨でございます。このことは、本来日本が主権国家として固有の権限として持っているところの裁判権の行使ということとはどう規定を設けるに立つか。少なくともこの五項三項のあるところの民政府裁判所あるいは琉球政府裁判所、こういうものが扱っている事件の裁判権を日本国が引き継いでいくという、いわば外国の裁判権を譲り受けてこれを行使するといったような印象があるわけでありまして。しかもその事件というのは、協定の効力発生前に、沖縄の法令、つまりアメリカ合衆国の施政権下に効力を有していると

ころの布令、布告その他の法令違反の罪のさばきをする、そういう事件である。だから、日本の裁判所が扱うこのような事件というものは、布令、布告を適用する立場でこれをやらなければならないことになるわけでございます。本来、わが国の法律を使わないでわが国の裁判所が裁判をするというふうなことは、これは憲法からいってもあり得べからざることであります。また、その内容が、軍政府が出した布告あるいは民政府が出した布令というふうなものを有効として使うわけでございますから、全く屈辱的なものではないかというふうにも考えますが、この点について総理大臣はどうお考えになりますか。

○福田内務大臣 私からお答え申し上げます。

これはどこまでも経過規定であります。つまり、三権がわが国に引き継がれる、その経過的措置をどうするかという規定でありまして、返還の効力の発生する前に生じた犯罪事件、これは犯罪の手續が進んでおるわけでありまして、それを白紙に戻すということになったら一体どういふ事態になるか、そういうことを考えますと、それまでにとられてきた措置を尊重し、これを継続をするというところが、治安というか、そういう上から見まして妥当である、こういうふうにも考えまして、この措置でありまして、どこまでも経過的な措置である、こういうふうにも御理解願います。

もし、青柳さんのおっしゃるようなお考えでありますと、刑が確定したもの、これは執行権がわが国にあるわけですが、その執行権までこれはまた新しく出直さなければならぬか、こういうことになる。これも非常に大きな治安上の問題になってくるだろう、こういうふうにも思います。そういうようなことから、とにかく引き継ぎ前後の沖繩の治安といえますか、社会情勢、秩序を守る、こういう見地から、まことに常識的な経過措置をとったというのが、この五条三項、四項の規定でございます。

○青柳委員 沖繩が日本の不可分の領土であり、そこに居住している住民がわれわれと同じ同胞で

あるということから、法体系が別であるということについての認識が忘れられているのではなからうか。終戦後、連合国が日本を占領管理しておったときの占領法規、これに基づく裁判というものもありました。いわゆる占領軍裁判、そういうものは講和発効とともにその効力を失って、わが国はその刑の執行を行なうとか、あるいは占領軍裁判を引き継ぐというふうなことはなかったものであります。何らそこに混乱はなかったわけでございます。

本来、占領軍が行なっているところの司法権というふうなものを、独立主権の国家が引き継ぐというふうなことはおかしいわけでございます。だから、奄美大島返還の場合にも、民事事件の場合は別でございませうけれども、御承知のとおり、刑事裁判権に関しては、その引き継ぎもしなければ、すでに琉球関係の裁判所が行なった裁判の効果を引き継いで執行するというふうなこともなかった。あくまでも日本の主権国家として適用できる国内法を適用して再び起訴するという事案はあったわけでありまして、これに対して被告人側から、これは二重の裁判であるとか、いろいろの抗弁が出たわけでありませうけれども、最高裁判所は、これはいわずに外国の裁判所の扱った判決であって、二重の裁判にはならない、まさにそのとおりであると私どもは思うわけでありませう。奄美の場合にはなかったことを、今度は沖繩の場合にはするんだというの、何かいま大臣のお話では、スムーズにやるための、混乱を巻き起こさせないためのものかというように聞こえるわけでありませうけれども、それは私も違つた考えを持っておりませうので、あとから申し上げませうけれども、法務大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、この適用される法律は、沖繩の法律なのか、それとも日本の法律なのか、日本の裁判所が裁判をするのに、外国の法律を使うということは、これは憲法三十一條の違反であることとは明白でございます。だから、この点についてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○前尾内務大臣 この引き継ぎによつて、新たに日本の憲法に従つていくわけでありませうが、その以前の、要するに、すべてやり直しをやらなかつたのは、さきに外務大臣が申しましたように、沖繩の場合には、非常に長い間外国の統治下にあつて、しかもまあこれは内容的に言いますと、本土と同じような、犯罪にしましても一体化が行なわれてきたわけでありませう。したがつて、これを引き継がないというふうになりますと、そこで非常な空白が生じるわけですね。さりとて、その後におきます、返還後に行なわれるいろいろな裁判も、犯罪は発生時の法律によるべきであります。そうして、その発生時の法律は、いわゆる憲法の条規に反したものではない。こういうことで、要するに、われわれの選択によつてその法律を使うわけでありませうが、しかし、ただいまお話のような、布令の中には、引き継がない、政令によつて引き継がないものもあるわけでありませう。したがつて、何らその間にその人権の保護に欠けるところはない、かように考えておるわけでありませう。

○青柳委員 法務大臣のいまの答弁は、引き継いだ日本の裁判所が適用するところの罰則は、一体沖繩の法令、つまり日本の法令ではなくて、アメリカが施政権を持つておつた当時に有効として制定し施行しているものを、何か日本でも使うということをお前提にして言っているようでありませう。それは、いま審議を求められている特別措置法の二十五條第一項の規定によつて、効力を日本の法律として持たせるんだと、こういうふうな考え方のようでございます。したがつて、沖繩の法律ではないんだ。日本の裁判所がそのケースを扱う場合適用する法律は、まさに三十一條の「何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」という憲法の規定にいう「法律」といふのが、この措置法の二十五條の一項なんだと、どうもこういうことを言われようとするんじゃないかと私は先回りして言うわけですが、もしそうだとするならば、これは外国の法律を日本の法律とする

るといふ日本の意思表示といひますか、日本の国会の決定ということになるわけでありませうが、それならそれで効力があると仮定いたしまして、法律ができて施行されるのが、この協定の発効のときでございます。そうしますと、協定発効以前の行為にそれを適用する、これは憲法の三十九條、何人も、実行のときに適法であつた行為については刑事上の責任を問われない、いわゆる不遡及の原則、罪刑法定主義の原則に抵触するのではないか。あとになって日本の法律をつくつて、そして沖繩において行なわれた過去の行為を有罪にするというふうなことは、矛盾するんじゃないか、このように思ひますが、いかがですか。

○前尾内務大臣 沖繩の法律を日本の法律として使うわけではありませうが、しかし、これは先ほど来申し上げておる通りに、条規に反したものでない。さらにまた、犯罪は、その当時適法につくられておるその法律に従ふべきでありまして、その手續につきましては、返還後日本の法律の手續に従つて裁判される、こういうことでございませう。

○青柳委員 私が言うのは、刑事訴訟法みたいな手續法のことを言っているのではなくて、もちろん、日本の裁判所は外国の手續法で裁判するわけにはまいりませう。これも憲法三十一條の要請でございませう。適用する法条が外国の法であつてもならないわけでございます。これは日本の法律でなければ、憲法三十一條にいう「法律」といふのは、あくまでもわれわれが国会で議決しなければならぬものでございませう。だから、それは適法にできると仮定いたしまして、それをさかのぼらせるというのはいささかのことなんだ、三十九條に違反するのではないか、このことを言つておるわけでありませう。明らかにこの点は矛盾をすると思ひます。外国で行なわれた行為であるからかまわないといつたつて、日本の法律でそれを罰するからには、その点は三十九條と抵触すると思ひますが、いかがですか。

○前尾國務大臣 日本の憲法で、その当時沖繩に
おいて行なわれておった法律を日本の法律として
適用するわけでありませう。

○青柳委員 この問題は非常に苦しいような答弁
でございまして……

○辻政府委員 復帰前の行為につきまして、復帰
後日本の裁判所が裁判をするわけでございませう。
で、その場合の適用の実体法は、たゞいま御指
摘のとおりこの特別措置法の二十五条によりま
して、「この法律の施行の際沖繩に適用されてい
た刑罰に関する規定は、政令で定めるものを除
き、この法律の施行前の行為については、なおその
効力を有する。」という規定に基づきまして、復
帰前の沖繩の刑罰法規を復帰後日本の法律として
の効力を持たすわけでございませう。その場合に、
先ほど大臣が答弁なさいましたように、政令で定
める幾つかのものはございませうが、原則的には、
沖繩の法令を復帰後は日本の法令といたしまし
て、復帰前の犯罪について適用するということに
ございませう。

で、この場合に、憲法三十九条の刑罰の不遡及
の原則に反するのではないかと御指摘ござい
ますが、私がたゞいま申しませうのは、この復帰
前の行為については、日本法となつた、しかしな
がら、内容は沖繩の法令でございませう。そうい
しますと、その復帰前の行為につきましては、実
行のときにすでに違法であつたわけでございま
す。憲法三十九条がいつておられますのは、実行の
ときに違法であつた行為について、あとから刑事
上の責任を負ふということが三十九条でござい
ますけれども、これは実行のときにすでに沖繩の
法令におきまして違法の行為であつたわけでござ
います。それを復帰後日本の法令といたしまし
て、復帰後日本の裁判所が裁判をするということ
は、ごうも憲法三十九条に違反しないかと考へて
いるわけでございませう。

○青柳委員 これは、大体この措置法の二十五条
の規定の書き方もおかしんです。「なおその効
力を有する。」いかに日本の法律がここで効力

を消滅しようとするのを日本のこの措置法の二十
五条でストップをかけておく、こういうふうな錯
覚をしたごまかしの議論なんです。あくまでも、
沖繩で復帰の日までに効力を有しておつた法律と
いうのは、日本の国内法でも何でもありません。
これはアメリカ合衆国の施政権下で効力を有して
おつたところの法律なんです。言つてみれば準外
国法、アメリカの法律とは言わなければならない
であらう。その効力を日本の法律で長引かせたとい
つたところで、その長引かせた瞬間に日本の法律とし
て制定したとでも解釈する以外にないわけなん
です。だから、これは過去のものに適用するとい
うことは大体無理なんです。その根本は、外国の
裁判権を特定の事件に関するとは言いながら、
これをいいたいて、それを引き継いでやるなどと
いう主権国家が一体この世の中にあつてよろし
いのか。そういうことは、日本がこのような返還協
定といわれるものを結んだときに端的にあらわ
れているのではないかと。だから私も、そんな
ことをする必要はないんだ。先ほど外務大臣は、
混乱が起るとか、いろいろ不都合なことがある
ように言われました。確かに、もし沖繩が復帰す
ると、いわゆる協定が効力したときにいまだに行
なわれていたところの沖繩の裁判所の裁判手続が
全部無効になる、あるいはすでに言い渡された有
罪の判決が効力を失ふということになれば、これ
は混乱を来すのではないかと。これは、一見
もつともらしく聞こえるわけでありませう。しか
し、それはどういふ観点からわれわれは問題にす
るかと言へば、沖繩に住んでいるわれわれの同
胞、沖繩県民の生命、身体、財産、そういう權益
を不法な犯罪行為から守る、そのためにのみい
れることなんです。アメリカの占領支配とい
いますか、軍政を保護するためにどうも混乱を
招きたくないというふうなのは、私も、屈辱
的であつて、問題外だと思ひます。

そこで、私は、こういうことを一体日本の政府
は考えたことがあるのかどうか、それをお尋ねし
たいと思ひます。

沖繩県民の生命、身体、財産の保護のための措
置をいたしましては、協定五条による裁判引き継
ぎをするのではなくて、そういう屈辱的なことは
するのではなくて、沖繩に適用する日本の刑法の
国外犯に関する規定。これは刑法二条及び三条を
ごらんいただければわかります。これは特定の刑に
限つておりますけれども、私は、沖繩に関する限
り、いま申しました沖繩県民の生命、身体、財
産、これに関連する秩序を維持する上に必要で、
現在沖繩で実施されているような内容の特別立
法を行ないましてこれを実施いたしますならば、
もう現在ただいまでもこの刑罰権というものはわ
が國が持つということができるわけです。沖繩に
ある外国人であれ日本人であれ、できるわけで
ございませう。こういうことをすることは、当然、
主権国家として、まだ沖繩が日本に復帰しない以
前でもできることなんだと思ひますが、この点ど
うお考えになりますか。

○辻政府委員 ただいまの御指摘は、刑法の二
条、三条にあるような国外犯処罰の規定をさらに
新しくこのほかに沖繩に広めて、沖繩で復帰前
に犯された犯罪について適用できるような特別立法
をしてはどうかという御指摘であらうと思ひます。
ございませうが、そういうふうにはいたしません。
これはまさしく、先ほど御指摘のように、憲法三十
九条に違反する疑いがあると思ひますのでござい
ます。これは復帰後、復帰前の行為について日本の
刑罰法令をさかのぼつて適用するということに
ございまして、それこそまさしく三十九条に抵触す
る疑いがあるかと考へるのでございませう。

○青柳委員 私の言つたことを歪曲をいたしまし
て、そしてこれは三十九条に抵触するなどと言
つておられますが、私の言ひは、復帰の時期が迫
つてくる、そういうときに、従来沖繩で行なわれて
おつたところの裁判あるいは言い渡されておつた
裁判が全部無効になるというふうなことである
と、混乱が生じ、そして無法状態が起こるかもし
れないという配慮から、まあ先ほど外務大臣も
おつしやつたような措置として、全く常識的にこ
れができたんだといひますが、それは先ほど言つ
たようないろいろの矛盾を来すのであるから、
しかも政治的に見ても非常に不合理な屈辱的な
ものであるから、そういうことを防ぐのは、いま
言ひましたようは特別立法を即時制定して即時実
施するならば、復帰がいつになるか知りませんけ
れども、それから以後の復帰までの間は、日本の
裁判権は、復帰前にはそこへ及びませんけれど
も、その人間には及んでゐるわけであります。さ
う、日本に復帰したときには、憲法三十九条に違
反する形でこれを取り締まるという必要は決して
ないわけなんです。だから私は、復帰の際の混乱
を防ぐというのにはこうやるべきであるというふ
うに申し上げるわけでございませう。だから、こ
れができないというふうな議論は、私の言うことを
曲解をし歪曲をして、その上に立つて反対をされ
るにすぎないと私は思ひます。

時間がありませんから先へいきますけれども、
この協定の合意議事録の第五条に関する第三項の
裁判権の引き継ぎの対象の中には、米軍人に対す
る犯罪行為の刑罰権、すなわち合衆国軍隊の構
成員の犯罪については日本の裁判権は及ばないとい
うことが規定されておりますが、これは、まさ
すもつて、米軍人によつて非常にひんぱんに起
されてゐる沖繩県民に対する犯罪行為というもの
を放置する結果になる。われわれは、これを直
ちに取締るためにも、いま申しました刑法第二
条の、何人といわず沖繩において行なうところの
犯罪は日本の裁判権に服するべきものである、処
罰できるんだというふうな規定を設けることを
措置としてやるならば、沖繩における目に余る米
軍犯罪というものをいま直ちにセーブすることが
できる。すぐは処罰はできないにいたしまし
ても、少なくとも将来は必ずこれを処罰すること
ができる。まあ軍属、家族はともかくといひまし
ても、軍人に関する限りは絶対に手が出ないとい
つたようないまの沖繩の現状を打開することが

できると思うわけですね。この点を政府はどう考
えておられるか、これもお尋ねしたいと思ひます。
○前尾國務大臣 アメリカの軍人のやります犯罪
は軍事裁判によつて行なわれるわけでありませ
う。また、いろいろ國際的に見ましても、軍事裁判は
引き継がないというのが原則でありまして、した
がつて、もちろん、復讐後におきましては、い
ゆる地位協定によつて引き渡し要求なりという
ことはできませんが、それ以前のものには引き継が
ない、これが私は國際的な慣例だと思ひます。

○青柳委員 われわれは、この引き継ぐ、引き継
がないの問題などは論外だと思つてゐるわけ
です。大体、外國の裁判権を引き継ぐなどという不
見識な話はないわけでありまして、われわれの主
權の發動としてこういう法律をつくつておくなら
ば、時期がくれば、必ずそれを実現することができ
るわけですね。何か、沖繩協定が効力してそして
いゆる復讐した、そうならば、安保条約の第六條に
基づく地位協定が發動して、十七條で日本に裁判
権が出てくるようになるから、まんざらでもない
といったようなことを言おうとしておるようであ
りますけれども、そんなの待ち切れないわけ
です。しかも、そういう時期になるまでの間にどれ
だけ悪いことが続けられるか。やり得たというわ
けで、やりほうだいになつてしまふ。これを防ぐ
のには、いま私が申し上げたようなやり方でき
をさしておくといい、このくらいな主權國家とし
ての權威を示す氣概がなくて、アメリカ合衆國と
沖繩の施政權返還についての交渉などというもの
はできるものではないと思ひます。だから、だか
ら、外務大臣がこの米軍犯罪をどういうふう
におうかということについて、交渉の過程では何
が行なわれたか、それを明らかにしてもらいたい
と思ひます。

○福田國務大臣 その衝に当たりました条約局長
からお答え申し上げます。
○井川政府委員 米軍人の犯罪についてのお尋ね
だと思ひますけれども、米軍人の犯罪が増加して
いる、復讐までに大いにこれを取り締まつてもら

いたいということは、たびたび外務大臣がアメ
リカ側に強く申し入れられてゐるところでございま
す。そして、この協定につきましても、御存じの
とおり、軍法會議というもののについては、私
どもは引き継ぎをいたしませんでした。もともと、
軍人の犯罪を裁判する權能は、軍隊としての屬性
に基づきまして、この場合は米軍が持つてゐるわ
けでございませう。そしてまた、駐留を認める以
上、地位協定の十七條一項(a)にも書いてございま
するが、これは國際法上の普通のことを確認した
ものだと思ひます。また一方、わが國といたしま
しては、外國でなされた米軍人の犯罪に對
しまして裁判権を持つてゐないというところは、こ
れまた當然のこととございまして、これまた地位
協定十七條一項(b)に明記されてゐるところでござ
います。このようにいたしまして、わが國は、今
度のこの協定におきましてそれを引き継がず、し
たがつて、米國の軍事裁判というものが、米國の
軍事裁判として、復讐時までの犯罪については行
なわれるということを確認いたしました。そして、
復讐後の犯罪につきましても、地位協定第十
七條によりまして、原則として、公務、公務外に
分けて、わが國の裁判権が大きくこれに及ぶわけ
でございまして、これによりまして、沖繩におけ
る治安その他の問題は非常に改善されると確信
いたしてゐるわけとございませう。

○青柳委員 これは地位協定云々を持ち出されま
して、この協定が効力を発生して、先ほどの安保
条約六條に基づく米軍の地位に関する協定の十七
條云々というものが發動すれば何とか解決するん
だという、そういう説明のようであります。私が
先ほどから申し上げてゐますのは、アメリカ軍人
軍属すべて何人をも問はず、沖繩において日本人
を殺害したり傷害したり、強姦その他あらゆる犯
罪をしたことを、アメリカ軍当局に要請をして嚴
重に取り締まつてもらうなどという、そういう姿
勢でなくて、われわれ主權國家として、われわれ
の不可分の領土である沖繩において、そういう横
暴なことは許さないぞという意思表示の意味にお

いても、また、それを現実にするためにも、法律
を制定して、刑法第二條の特例を設けておくとい
うことはやるべきではないか。そうすれば、この
協定の効力発生まで待つ必要はないし、繰返し
て申し上げますけれども、待つてゐる間にどんなにや
りほうだいにされるかわかつたものではない。こ
れはもう米滿の事件にしたところで、具志川の事
件にしたところで、その裁判が無罪になつてみた
り、軽く扱われてみたり、もうそういうのは枚挙
にいとまがないわけでありませう。米軍の軍事裁判
などにわれわれは毛筋ほども期待を持つことはで
きないという現状である以上、やはり主權國家と
して當然その立場を明確にする措置をとる氣持
ちはないのか、そうすれば、あらゆる問題が矛盾な
くいくである、こういうことを私は申し上げて
ゐるのですが、重ねてこの点をお尋ねいたします。

○辻政府委員 現在、沖繩に駐留してあります米
國軍人に対しては、いままで日本として新た
に刑罰の実法をつくつて、そして刑罰のその実
体法規が適用できるような立法措置をとるべきで
あるという御趣旨であらうと思ひます。けれども、
これは、これは國外犯適用の条文をつくりまして
も、問題は、そういう当該行為に対して刑事裁判
権を行使できるかどうかという問題でございま
す。これは、外國に駐留する外國軍隊に対して日
本の刑事裁判権を發動する余地はございません。
それで問題は、自國に駐留する外國軍人に対して
刑事裁判権を行使する場合、このスタンダード
と申しますか、基準が、この地位協定に定められ
てゐるところでございまして、外國に駐留する外
國軍隊に對しましては、刑事裁判権を行使する余
地がないわけとございまして、適用の法規をつ
くつてみましても、実効を伴わないということに
なると思ひます。

○床次委員長 青柳君、お約束の時間が過ぎまし
たから、結論をつけて、終つていただきたいの
です。

○青柳委員 いまのようなうてい条理に合わない
い答弁を黙つて聞くわけにはいきませんので、一

言だけ申し上げておきますが、実行できないから
それをやらぬといふのは、あくまでもアメリカ
が沖繩を占領し続けるといふことをあたかもも
う既定の事実のように考へてゐるわけでありませ
う。私は、沖繩が完全に無條件に全面返還という形
で戻つてくる場合、その過去の行為に對しても、憲
法三十九條に違反することなく、沖繩にその当時
において在在するであらうところの米軍人あるい
は軍属に對して適用される可能性を持つてゐる。
だから、絶対にできないんだ。現在にはなるほど施
政権が及んでおりませんから、やむを得ませんけ
れども、必ず將來それはできるんだ、混乱なくで
きるんだ、このことを申し上げてゐるわけであり
ませう。

それだけ申し上げて終つてしまひたいと思ひます。
○床次委員長 これにて本連合審査会は終了いた
しました。

明日は、午前十時から公聴会を開催いたしま
す。
本日は、これにて散會いたします。

午後六時四十九分散會

第二類第二号(附屬の二) 沖繩及び北方問題に関する特別委員会内閣委員会 第一号(その一) 昭和四十六年十二月七日 地方行政委員会大蔵委員会連合審査会 議録

昭和四十六年十二月十四日印刷

昭和四十六年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

(第二類 第二号)(附属の二)

(二一九)(その二)

第六十七回国会 沖繩及び北方問題に関する特別委員会 連合審査会議録 第一号 (その二)

[本号(その二)参照]

沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案
沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 沖繩県(第三条・第六条)

第三章 沖繩県の市町村(第七條・第九條)

第四章 裁判の効力の承認等

第五章 民事関係(第十條・第二十四條)

第六章 琉球政府等の権利義務の承認等(第三十一條・第三十五條)

第七章 法人の権利義務の承認等(第三十六條・第四十八條)

第八章 通商の交換等(第四十九條・第五十二條)

第九章 法令の適用に関する特別措置

第一節 通則(第五十三條・第五十四條)

第二節 総務府関係(第五十五條・第六十二條)

第三節 法務省関係(第六十三條・第六十七條)

第四節 大蔵省関係(第六十八條・第九十三條)

第五節 文部省関係(第九十四條・第九十九條)

第六節 厚生省関係(第一百條・第一百四條)

第七節 農林省関係(第一百五條・第一百八十八條)

第八節 通商産業省関係(第一百九十九條・第二百二十二條)

第九節 運輸省関係(第二百二十三條・第二百二十九條)

第十節 郵政省関係(第三百十條・第三百三十九條)

第十一節 労働省関係(第三百三十七條・第四百六十六條)

第十二節 建設省関係(第四百四十七條・第四百九十九條)

第十三節 自治省関係(第五百十條・第五百五十五條)

第九章 雑則(第五百五十六條・第五百五十七條)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩の復興に伴い、本邦の諸制度の沖繩県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「沖繩」とは、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。

第三条 この法律において「本土」とは、沖繩以外の本邦の地域をいう。

第四条 この法律において「沖繩法令」とは、この法律の施行の際沖繩に適用されていた法令をいう。

第五条 この法律において「本土法令」とは、この法律の施行の際本土に適用されていた法令をいう。

第二章 沖繩県

(沖繩県の地位)

第三条 従前の沖繩県は、当然に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定める県として存続するものとする。

第四条 沖繩県の条例等に関する暫定措置

政令により沖繩県又はその機関に属せられることとなる事務に相当する事務について規定している沖繩法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖繩県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖繩県議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖繩県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖繩県の議会の議員又は知事と選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

第三章 沖繩県の市町村

(市町村の地位)

第七条 沖繩の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

(市町村の条例等に関する経過措置)

第八条 沖繩の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖繩県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

(市町村の機関に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際沖繩の市町村の議会の議員、長、委員会の委員(委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち、沖繩法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖繩法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和四十八年三月三十一日までの間、当該教育区と区域を一にする市町村の教育委員会の委員の職にある者とみなす。

第四章 裁判の効力の承認等

第一節 民事関係

(民事事件等の手続の承認)

第十条 沖繩の人身保護法(千九百六十九年立法第七十七号)、沖繩の電波法(千九百五十五年立法第八十号)、立法院議員選挙法(千九百五十六年立法第一号)、市町村議会議員及び市町村長

第二類第二号(附属の二)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会 連合審査会議録第一号(その二) 昭和四十六年十二月七日

選挙法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政
主権選挙法(千九百六十八年立法第七十五号)又
は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づき衆議
院議員及び参議院議員選挙法(千九百七十年立
法第九十八号)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

に規定する事件を除く)についてされた上告の
提起は、控訴の提起とみなす。

2 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一号)にお
いて準用する場合を含む)を除く)、行政主権選
挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ
き衆議院議員及び参議院議員選挙法(第九十二
条第一項)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

12 琉球政府の簡易裁判所(以下この章において
「旧簡易裁判所」という)の権限に属する事項で
本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべ
きもの(刑事事件に關するものを除く)につい
て旧簡易裁判所において沖繩法令によりした事
件の受理その他の手続は、那覇地方裁判所にお
いて本邦の相当法令によりした事件の受理その
他の手続とみなす。

11 旧高等裁判所において沖繩法令により
した事件の受理その他の手続(分限事件、刑事
事件及び少年の保護事件に關するものを除く)
は、この法律に別段の定めがある場合を除き、
福岡高等裁判所において本邦の相当法令により
した事件の受理その他の手続とみなす。

2 琉球政府の簡易裁判所(以下この章において
「旧簡易裁判所」という)の権限に属する事項で
本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべ
きもの(刑事事件に關するものを除く)につい
て旧簡易裁判所において沖繩法令によりした事
件の受理その他の手続は、那覇地方裁判所にお
いて本邦の相当法令によりした事件の受理その
他の手続とみなす。

10 旧高等裁判所において沖繩法令により
した事件の受理その他の手続(分限事件、刑事
事件及び少年の保護事件に關するものを除く)
は、この法律に別段の定めがある場合を除き、
福岡高等裁判所において本邦の相当法令により
した事件の受理その他の手続とみなす。

3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り
扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属して
いたものについては、裁判所法(昭和二十二年
法律第五十九号)の規定によれば地方裁判所の
権限に属しない事項についても、裁判権を有す
る。

9 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一号)にお
いて準用する場合を含む)を除く)、行政主権選
挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ
き衆議院議員及び参議院議員選挙法(第九十二
条第一項)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

13 琉球政府の家庭裁判所(以下この章に
おいて「旧家庭裁判所」という)において沖繩法
令によりした事件の受理その他の手続(刑事事
件及び少年の保護事件に關するものを除く)
は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令に
よりした事件の受理その他の手続とみなす。

8 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一号)にお
いて準用する場合を含む)を除く)、行政主権選
挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ
き衆議院議員及び参議院議員選挙法(第九十二
条第一項)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

14 旧簡易裁判所において沖繩法令により
した事件の受理その他の手続(刑事事件に關す
るものを除く)は、この法律に別段の定めがあ
る場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管
轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によ
りした事件の受理その他の手続とみなす。

7 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一号)にお
いて準用する場合を含む)を除く)、行政主権選
挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ
き衆議院議員及び参議院議員選挙法(第九十二
条第一項)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

15 第一項及び第四項の規定は琉
球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件につ
いて、第十二条第一項及び第三項並びに第十三
条の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事

6 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一号)にお
いて準用する場合を含む)を除く)、行政主権選
挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ
き衆議院議員及び参議院議員選挙法(第九十二
条第一項)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

16 前項の事件の手続の費用に關し必要な事項
は、最高裁判所規則で定める。
(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類
に關する経過措置)
第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所
(以下この章において「旧裁判所」という)又は
琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章にお
いて「旧裁判所の裁判所」という)にあてて発せら
れた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事
事件及び少年の保護事件に關するものを除く)
で、この法律の施行の際まだ受理されていない
ものは、第十條から前条までの規定に基づいて
事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみな
す。

5 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一号)にお
いて準用する場合を含む)を除く)、行政主権選
挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づ
き衆議院議員及び参議院議員選挙法(第九十二
条第一項)の規定による事件(刑事事件及び
沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

17 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審とし
てした判決(第十條に規定する事件及び刑事事
件に關するものを除く)に対してこの法律の施
行前に発せられた上告状で、この法律の施行の
際まだ受理されていないものは、控訴状とみな
す。

4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判
所に係属している上告事件(刑事事件及び前条

18 旧地方裁判所及び旧家庭裁判所の確定の
裁判(刑事事件及び少年の保護事件に關するも
のを除く)で公の秩序又は善良の風俗に反する
ものは、その効力を有しない。
(民事訴訟法及び非訟事件手続法に關する経過
措置)
第十九条 第十條から第十五條までの規定に基づ
いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用す
るに關する経過措置に關しては、民事訴訟法
等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第

百二十七号)附則第四項、第八項及び第十項、
民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十
九年法律第三十五号)附則第二項、民事訴訟手
続に關する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の
特例等に關する法律(昭和四十五年法律第百
十五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を
改正する法律(昭和四十六年法律第百号)附則第
二項の規定の例による。

2 この法律の施行の際本土の裁判所に係属して
いる事件の沖繩にある当事者の行為に關し民事
訴訟法第百五十九條第一項後段(同法以外の法
令において準用する場合を含む)又は非訟事件
手続法第二十二條後段(同法以外の法令にお
いて準用する場合を含む)に定める期間が現に進
行しているものについては、なお従前の例によ
る。

(破産法及び和議法に關する経過措置)
第二十條 破産法(大正十一年法律第七十二号)又
は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用す
るに關する経過措置に關しては、破産法及び
和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法
律第百七十三号)附則第二項から第七項まで及
び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四
十二年法律第八十八号)附則第六項から第八項
までの規定の例による。

(行政事件訴訟法に關する経過措置)
第二十一條 この法律の施行の際行政事件訴訟特
例法(千九百五十二年立法第四十八号)第五條第
一項の期間が現に進行している処分又は裁決の
取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があ
つたことを知つた日を基準とするものにつ
いては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の
規定の例による。ただし、その期間は、この法
律の施行の日から起算して三月とする。

2 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五
條第三項の期間が現に進行している処分又は裁
決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決
があつた日を基準とするものについては、同条

19 旧地方裁判所及び旧家庭裁判所の確定の
裁判(刑事事件及び少年の保護事件に關するも
のを除く)で公の秩序又は善良の風俗に反する
ものは、その効力を有しない。
(民事訴訟法及び非訟事件手続法に關する経過
措置)
第十九条 第十條から第十五條までの規定に基づ
いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用す
るに關する経過措置に關しては、民事訴訟法
等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第

20 前項の事件の手続の費用に關し必要な事項
は、最高裁判所規則で定める。
(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類
に關する経過措置)
第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所
(以下この章において「旧裁判所」という)又は
琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章にお
いて「旧裁判所の裁判所」という)にあてて発せら
れた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事
事件及び少年の保護事件に關するものを除く)
で、この法律の施行の際まだ受理されていない
ものは、第十條から前条までの規定に基づいて
事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみな
す。

21 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審とし
てした判決(第十條に規定する事件及び刑事事
件に關するものを除く)に対してこの法律の施
行前に発せられた上告状で、この法律の施行の
際まだ受理されていないものは、控訴状とみな
す。

22 旧地方裁判所及び旧家庭裁判所の確定の
裁判(刑事事件及び少年の保護事件に關するも
のを除く)で公の秩序又は善良の風俗に反する
ものは、その効力を有しない。
(民事訴訟法及び非訟事件手続法に關する経過
措置)
第十九条 第十條から第十五條までの規定に基づ
いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用す
るに關する経過措置に關しては、民事訴訟法
等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第

23 旧地方裁判所及び旧家庭裁判所の確定の
裁判(刑事事件及び少年の保護事件に關するも
のを除く)で公の秩序又は善良の風俗に反する
ものは、その効力を有しない。
(民事訴訟法及び非訟事件手続法に關する経過
措置)
第十九条 第十條から第十五條までの規定に基づ
いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用す
るに關する経過措置に關しては、民事訴訟法
等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第

第三項から第五項までの規定の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するに於ける経過措置に關しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一條までの規定の例による。

（民事事件等の不服申立期間に關する特例）

第二十二條 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に對する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

（民事事件の手續の費用に關する経過措置）

第二十三條 旧裁判所に提起された事件（人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く。）の手續の費用については、民事訴訟費用等に關する法律及び刑事訴訟費用等に關する法律施行法（昭和四十六年法律第四十二号）第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

（過料に關する経過措置）

第二十四條 この法律の施行の際沖繩に適用されていた過料又は監置（裁判所又は裁判官が科するものに限る。）に關する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に關する規定に定める過料の額については、第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖繩において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合にあつては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方裁判所がするものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖繩の家事審判法（千九百五十六年立法第八十八号）、沖繩の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の秩序維持に關する立法（千九百六十八年立法第二十六号）又は沖繩の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手續を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事關係

（罰則に關する経過措置）

第二十五條 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定（刑事に關する法令の規定のうち過料又は監置に關するものを含む。以下この項及び第二十七條第一項において同じ。）は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に關する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十六條各号、第二十六條ノ二第一号及び第三号並びに第二十九條第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

3 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七條の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については、この法律の施行の際沖繩

に適用されていた刑罰に關する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二條の例に、第四号の罪は同法第三條の例に、沖繩の刑法第九十七條ノ三第三項の罪は刑法第四條の例に従う。

一 沖繩の刑法第三條

二 沖繩の刑法第三十四條第一項及び同法以外

の法令の規定で秘密漏泄の罪を定めるもの

三 沖繩の刑法第五十五條及び同条から同法

第百五十七條までに記載した文書又は図面に

關する同法第百五十八條

四 沖繩の刑法第六十條に記載した文書に關

する同法第百六十一條

五 沖繩の刑法第六十五條及び第百六十六條

並びにこれらの規定に關する同法第百六十八

條

六 沖繩の刑法第九十七條ノ三第三項並びに

同項に規定する賄賂に關する同法第九十七

條ノ五及び第百九十八條第一項並びに同法以

外の法令の規定で事後取賄及びこれに關する

賄賂の罪並びにこれらの罪の賄賂に關する没

収及び追徴を定めるもの

4 この法律又はこの法律に基づく政令により、

この法律の施行後の行為について、本邦の法令

としての効力を有することとされる沖繩法令の

罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又

は没収は、刑法第九條に定める懲役、禁錮、罰

金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定め

る罰金又は科料の額の換算については、第一項

後段の規定を準用する。

5 輸出及び輸入、出入國その他の行為で、この

法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の適用については、沖繩と本土との關係は変更がなかつたものとみなす。

（裁判権等の分配）

第二十六條 最高裁判所は、旧高等裁判所が裁判権を有していた事項のうち、次に掲げるものについて裁判権を有する。

一 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審としてした判決に對する上告

二 沖繩の刑事訴訟法（千九百五十五年立法第八十五号）に定める非常上告及び特に定める抗告

2 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 旧高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八條第一項及び第六項並びに第三十條において同じ。）に關し裁判権を有していた事項（前項各号に掲げるものを除く。）

二 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有していた事項（沖繩の刑事訴訟法第四百三十八條第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

三 沖繩の刑法第七十七條から第七十九條までの罪に係る訴訟の第一審

3 地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）及び民政府の裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

4 家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について権限を有する。

5 簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（沖繩の刑法第九十五條の罪、同法第二百四十六條の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九條の罪及びその未遂罪並びに長期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（選択刑として罰金が定められているものを除く。）に係る訴訟を除く。）について裁判権を有する。

（手續、執行等の承継）

第二十七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十

二）沖繩及び北方問題に關する特別委員會連合審査會議録第一号（その二） 昭和四十六年十二月七日

三 内閣委員會地方行政委員會大藏委員會

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

二号)その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの(以下この節において「本土の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。)は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法令(以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定に関する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定に関する事項と、沖縄の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2 前項後段の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六條に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百九十五條第二項、第三百九十六條第二項又は第四百十三條第二項に定める即時抗告に関する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百八十五條第二項、第三百八十六條第二項又は第四百十三條第二項に定める異議の申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判(この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるもの以外のもの)についての裁判を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては、この法律の施行の日に中央

更生保護審査会に対してされた審査請求とみなす。

3 沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条に定める事件の処理に関する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八條 旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所(前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所(その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件に係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。))においてした事件の受理その他の手続とし、この法律の施行前に旧裁判所において発せられた刑事に関する訴訟に関する書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、相当裁判所においてたものとみなす。

2 この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならぬ。

3 旧裁判所がした裁判その他の処分(前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるもの)の上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

4 この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典(千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第四百四十四号)第一部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十條に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は料料の上限の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の換算については、第二十五條第一項後段の規定を準用する。

6 この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他の刑事に関する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。

7 民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件(民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

8 この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件については、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六條に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについては、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

9 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

(恩赦)
第二十九條 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。
2 この法律の施行前に沖縄においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)に定める減刑又は大赦若しくは特

赦に相当する効力を有するものとみなす。
(適用除外)
第三十條 この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に關してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの(沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に關してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。)及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に關する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

第五章 琉球政府等の權利義務の承継等
(琉球政府の權利義務の承継)
第三十一條 この法律の施行の際琉球政府が有している權利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

(琉球政府の職員(の承継))
第三十二條 この法律の施行の際琉球政府の一般職に屬する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに屬する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

(琉球政府の決算の処理)
第三十三條 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会の報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府

の財産、公債及び借入金の現在高その他財政に
関する一般の事項について、印刷物の配付その他
他適当な方法で住民に報告しなければならない
い。

（地方教育区の権利義務の承継）

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合
教育区が有している権利及び義務は、別に法律
に定めがある場合を除き、その時においてそれ
ぞれ当該教育区と区域を一にする市町村又は沖
縄県が承継する。

（地方教育区の職員の承継）

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の
職員として在職する者は、当該教育区と区域を
一にする市町村の職員となる。

2 この法律の施行の際連合教育区の教育委員会
に置かれていた教育長及び教育次長並びにその
事務局の常勤の職員として在職する者は、政令
で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区
域内の市町村の職員となる。

第六章 法人の権利義務の承継等

（琉球水道公社）

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項
の規定により政府に移転し、又は政府が引き継
いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務
は、政令で定めるところを除き、この法律の施行
の時において沖縄県が承継する。

（琉球電信電話公社）

第三十七条 この法律の施行の際琉球電信電話公
社法（千九百五十八年立法第八十七号）に基づ
く琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公
社」という。）が有している権利及び義務は、そ
の時において日本電信電話公社（以下この条に
おいて「公社」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際琉球公社の職員である者
は、その時において公社の職員となる。ただ
し、その時において国際電信電話株式会社（勤
務することとなる者については、この限りでな

い。

3 この法律の施行前に琉球政府から琉球公社に
出資された額に相当する額は、日本電信電話公
社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第五
条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の
日に政府から公社に追加して出資されたものとす
る。

4

公社は、この法律の施行の日から起算して九
十日を経過する日までは、第一項の規定により
琉球公社から引き継いだ国際電信電話業務に必
要な設備で日本電信電話公社法第六十八條に規
定するものを、同条の規定にかかわらず、国会
の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲
渡することができる。ただし、あらかじめ郵政
大臣の認可を受けることを要する。

（沖縄放送協会）

第三十八条 この法律の施行の際沖縄の放送法
（千九百六十七年立法第二百二十二号）に基づ
く沖縄放送協会が有している権利及び義務は、そ
の時において日本放送協会が承継する。

2

日本放送協会は、この法律の施行の際におけ
る沖縄放送協会の資産の価額（沖縄放送協会の
会計における当該資産の帳簿価額をいう。）から
負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当
該残額（当該残額がこの法律の施行の際琉球政
府が沖縄放送協会に対し出資している額をこえ
る場合には、当該出資している額）に相当する
額を、この法律の施行の日から起算して一年以
内に、国に納付しなければならない。

（沖縄下水道公社）

第三十九条 この法律の施行の際沖縄下水道公社
法（千九百六十七年立法第六号）に基づき沖
縄下水道公社が有している権利及び義務は、そ
の時において沖縄県が承継する。

（住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人）

第四十条 沖縄の立法により特別の設立行為をも
つて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の
額の二分の一以上に相当する財産を拠出してお

り、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律
第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の
事業を行なうことを目的とする法人で政令で定
めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅
供給公社となる。

（沖縄学校安全会）

第四十一条 この法律の施行の際沖縄学校安全会
法（千九百六十五年立法第十号）に基づき沖縄学
校安全会が有している権利及び義務は、その時
において日本学校安全会が承継する。

（輸出パイナップルかん詰組合）

第四十二条 パイナップル産業振興法（千九百
五十九年立法第八十五号）に基づき輸出パイ
ナップルかん詰組合は、中小企業団体の組織
に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）
に基づき商工組合となる。

2

前項の規定により中小企業団体の組織に関す
る法律に基づき商工組合となつた輸出パイ
ナップルかん詰組合（以下この条において「かん
詰組合」という。）は、この法律の施行の日から
起算して三月を経過する日までに、必要な定款
の変更につき中小企業団体の組織に関する法律
第四十七条第二項において準用する中小企業等
協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第
五十一条第二項の認可の申請をしなければならない。

3

かん詰組合は、前項に規定する期間内に同項
の規定による認可の申請をしなかつた場合又は
当該期間内に当該認可の申請をしたがその認可
を受けることができなかった場合においては、
当該期間の満了の時又は当該認可を受けること
ができなかつたことが確定した時（その時が当該期
間の満了前である場合には、当該期間の満了の時）
において、すでに解散した場合を除いて、
解散する。この場合における解散及び清算につ
いては、中小企業団体の組織に関する法律第四
十七条第三項において準用する中小企業等協同
組合法第六十二条第一項第五号に掲げる事由に

より解散した商工組合の解散及び清算の例によ
る。

4 かん詰組合については、中小企業団体の組織
に関する法律第八條第一項の規定は、第二項の
定款の変更につき同項に規定する認可があるま
では、適用しない。

（各種共済組合）

第四十三条 この法律の施行の際公務員等共済組
合法（千九百六十九年立法第五十四号）に基づ
く公務員等共済組合、市町村議会議員共済会若
しくは市町村関係団体職員共済組合又は公立学
校職員共済組合（千九百六十八年立法第四
十七号）に基づき公立学校職員共済組合が有し
ている権利及び義務は、政令で定めるところに
より、その時において公共企業体職員等共済組
合法（昭和三十一年法律第三十四号）に基づ
く共済組合、国家公務員共済組合法（昭和三十
三年法律第二十八号）に基づき共済組合若しく
は国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等
共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に
基づき共済組合、地方議会議員共済会若しくは
団体共済組合が承継する。

2

この法律の施行の際沖縄の私立学校教職員共
済組合法（千九百七十一年立法第八十三号）第九
十六条において「沖縄私立学校共済組合法」とい
うに基づく私立学校教職員共済組合（同条にお
いて「沖縄私立学校共済組合」という。）が有し
ている権利及び義務は、その時において私立学校教
職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五
号）同条において「私学共済組合法」というに基
づく私立学校教職員共済組合（同条において「私
学共済組合」という。）が承継する。

3

この法律の施行の際沖縄の農林漁業団体職員
共済組合法（千九百六十九年立法第八十七号）第
百六条において「沖縄農林共済組合法」というに
基づく農林漁業団体職員共済組合（同条にお
いて「沖縄農林共済組合」という。）が有してい
る権利及び義務は、その時において農林漁業団

体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号。同条において「農林共済組合法」という。))に基づく農林漁業団体職員共済組合(同条において「農林共済組合」という。))が承認する。

(法人である沖縄の職員団体等)

第四十四条 琉球政府公務員法(千九百五十三年立法第四号)に基づく法人である職員団体のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となる者(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第五項に規定する職員(当該職員とみなされる者を含む。))となる者及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員となる者を除く。が主体となつて組織するものは、国家公務員法に基づく法人である職員団体となる。

2 前項の規定により国家公務員法に基づく法人である職員団体となつたものは、人事院規則で定める日までに、解散したものと及び同法第八十二条の規定により登録されたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十五条 前条の規定は、琉球政府公務員法に基づく法人である職員団体又は沖縄の労働組合法(千九百五十三年立法第四十二号)に基づく法人である労働組合のうち、この法律の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第五項に規定する職員となる者及び地方公務員労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項に規定する職員となる者を除く。がそれぞれ主体となつて組織するもの(沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。))の地位について準用する。この場合において、前条中「国家公務員法に基づく法人」と

あるのは「地方公務員法に基づく法人」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と、「第八十二条の三」とあるのは「第五十三条」と読み替えるものとする。

第四十六条 沖縄の労働組合法に基づく法人である労働組合又は琉球政府公務員法の規定に基づく法人である職員団体のうち、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第三条の労働者が主体となつて組織するものは、同法に基づく法人である労働組合となる。

2 前項の規定により労働組合法に基づく法人である労働組合となつたものは、政令で定める日までに、解散したものと及び同法第十一条第一項又は公共企業体等労働関係法第三条第二項の規定の例により労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会又は公共企業体等労働委員会の証明を受けたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である労働組合の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十七条 沖縄の宗教団体法(昭和十四年法律第七十七号)に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六十六号)に基づく宗教法人となる。

2 前項の規定により宗教法人法に基づく宗教法人となつた者(以下この条において「沖縄宗教法人」という。))は、同法による宗教法人の設立手続の例により、規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならない。この場合における規則の認証の申請は、この法律の施行の日から起算して一年六月以内になければならない。

3 沖縄宗教法人は、前項に規定する期間内に同項の規定による規則の認証の申請をしなかつた場合又は当該期間内に当該規則の申請をしたがその認証を受けることができなかった場合にお

いては、当該期間の満了の時又は当該認証を受けることができないことが確定した時(その時が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時)において、すでに解散したものを除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、宗教法人法第四十三条第二項第四号に掲げる事由により解散した宗教法人の解散及び清算の例による。

4 宗教法人法第十四条、第八十条、第八十一条の二及び第八十二条の規定は第二項の規定による認証に関する決定及びその取消しについて、同法第八十一条(第一項第五号に掲げる事由に係る部分に限る。))の規定は当該認証を受けた沖縄宗教法人が宗教団体でないことが判明したことを事由とする解散命令について、同法第八十七条の規定は当該認証の取消しに関する訴えについて、同法第八十九条の規定は当該認証の申請について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条第四項中「三月」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(その他の沖縄の法人の地位)

第四十八条 第三十六条から前条までに定めるもののほか、沖縄の民法(明治二十九年法律第八十九号)、沖縄の商法(明治三十二年法律第四十八号)、沖縄の有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)その他本土法令に相当する沖縄法令に基づく法人は、それぞれ、民法(明治二十九年法律第八十九号)、商法(明治三十二年法律第四十八号)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)その他当該沖縄法令に相当する本土法令に基づき相当の法人となる。

第七章 通貨の交換等

第四十九条 沖縄県の区域内にある居住者は、政令で定めるところにより、当該区域において保有するアメリカ合衆国通貨を、この法律の施行の日前における外国為替の売買相場を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換

比率により、同日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換しなければならない。

2 政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3 前二項における用語については、次に定めるところによる。

一 「本邦通貨」とは、臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)又は日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)により発行され、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二 「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三 「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

(印紙の交換等)

第五十条 沖縄の収入印紙(印紙をもつてする才入金納付に關する立法(千九百五十二年立法第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。))に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に應じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額(当該請求に係る沖縄の収入印紙が二枚以上である場合には、その合計金額)を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、沖縄県の区域内に所在する郵便局(次項において「沖縄の郵便局」という。))において、収入印紙と交換するものとする。

2 沖縄の失業保険印紙(沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において

同じ。については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の失業保険印紙の金額（当該請求に係る沖縄の失業保険印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙の売りさばきをする沖縄の郵便局において買い戻すものとする。

（切手類の交換等）

第五十一条 沖縄の郵便法（千九百五十三年立法第七十四号）第三十一条の規定により琉球政府行政主席が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票（同立法第三十三条に規定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額（二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。）を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

2 沖縄の切手類については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額の限度において、郵便に関する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区域以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、沖縄

県の区域にあてて差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

（合衆国ドル表示の債権又は債務の切替等）

第五十二条 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承認する合衆国ドル表示の債権又は債務（以下この条において「ドル表示債権債務」という。）は、沖縄の市町村が有しているドル表示債権債務その他国又は地方公共団体と沖縄にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖縄にある者との間又は沖縄にある者と本土にある者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

第八章 法令の適用に関する特別措置

第一節 通則

（沖縄法令による免許等の効力の承認等）

第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分、取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間にあって処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。）で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

2 前項の規定により本土法令の規定による免許、許可等の処分を受けたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益な処分を理由とされている事実で、これに相当する事実が本土法令においてもこれらの不利益な処分の理由とされているものがあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定

の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実と該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

3 別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用については、当該本土法令において欠格事由とされている事実と相当する事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実と該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

4 第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。（沖縄において従事していた業務等の継続）

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。（特別の手当）

第二節 総理府関係

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受ていた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医師及び歯科医師で、一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用を受けるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。（国家公務員災害補償法の適用に関する経過措置）

第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）上の公務とみなして、同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることができる。

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、
 法第百三十九号（附則第五条の規定による外国
 人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き
 沖縄においてその業務に従事している者は、最
 高裁判所の承認を受けて、外国法に関し、弁護
 士法昭和二十四年法律第二百五号）第三条に規
 定する事務を行なうことができる。

選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三十三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

8 この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けなくても、同項に規定する事務を行なうことができる。

(取得時効に関する経過措置)

第六十六条 沖縄群島(北緯二十八度、東経百二十四度四十分を起点とし、北緯二十八度、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百三十三度の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百

二十四度二分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第六十二条第二項に規定する取得時効は、完成しない。

(政府賠償に関する経過措置)

第六十七条 この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たれる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の営造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(千九百五十六年立法第十七号)の規定の例による。この場合においては、琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する国又は公共団体が、賠償の責めに任ずる。

第四節 大蔵省関係

(たばこ製造廃止業者等に対する交付金の交付) 第六十八条 沖縄県の区域におけるたばこ専売事業及び塩専売事業の円滑な実施に資するため、日本専売公社(以下次条までにおいて「公社」という。)は、政令で定める日に沖縄において製造たばこ(たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第一条第三項に規定する製造たばこをいう。次条において同じ。)の製造又は塩の製造若しくは再製(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第三項に規定する再製をいう。)の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者で政令で定める要件を満たすもの(次項において「廃止業者」という。)に対し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受ける損失等を勘案して算定した金額を特別の交付金として交付することができる。

2 廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合には、政令で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

(たばこ専売法に関する特例)

第六十九条 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ専売法第三十条第一項の指定を受け

た製造たばこの小売人(以下この条において「たばこ小売人」という。)は、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、他のたばこ小売人から製造たばこを買い受け、又は他のたばこ小売人に製造たばこを販売することができる。この場合においては、同法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、公社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、たばこ小売人のうち政令で定める者以外の者に製造たばこを売り渡さないものとする。

(塩専売法に関する特例)

第七十条 沖縄県の区域においては、当分の間、塩専売法第二十四条第一項の指定を受けた塩の小売人(以下この条において「塩小売人」という。)は、同法第二十三条第四項及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、他の塩小売人から塩を買い受け、又は他の塩小売人に塩を販売することができる。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、塩小売人が販売する塩については、塩専売法第三十二条及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

(特別会計の経理の特例)

第七十一条 この法律の規定に基づき国が承継することとなる権利及び義務に関する経理を特別会計において行なう場合に必要となる当該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入れ、当該特別会計の積立金の経理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。)については、政令で定めるところによる。

2 沖縄の復興に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する経理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令

で定めるところによる。

(琉球政府税の承継等)

第七十二条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税(沖縄法令の規定により琉球政府が課する税(その滞纳金分を含む。)をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。)に係るものは、その時にいて国が承継する。

一 本邦の国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。)に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「国税相当琉球政府税」という。)

二 本邦の国税、とん税又は特別とん税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「国税相当琉球政府税」という。)

2 国税通則法、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)及び国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の規定(政令で定める規定を除く)のとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 国税相当琉球政府税及び関税相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの琉球政府税に適用される本邦の法令の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。)は、この

法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、本邦の法令としての効力を有する。

(所得税に関する経過措置)

第七十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第一項第三号に規定する居住者に該当することとなつた者(以下第七十五条までにおいて「沖縄居住者」という。)の当該居住者としての所得税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、昭和四十七年四月一日以後に生ずる所得について適用する。

2 布令適用者(琉球所得税(千九百五十二年琉球列島米国民政府布令第四百四号)第二条イに規定する外国人に該当する者をいう。以下この節において同じ。)である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 所得税法第十条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年一月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第二項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

4 所得税法第九十二条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分の所得税については、沖縄の所得税法(千九百五十二年立法第四十四号)第二十八条の規定は、法律としての効力を有する。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、所得税法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第六十五条に規定する非居住者に該当することとなつた者(次条及び第七十五条において「沖縄非居住者」という。)の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税について準用する。

6 所得税法第四編第一章から第六章までの規定

は、沖縄県の区域におけるこれらの規定に規定する支払については、この法律の施行の日(布令適用者に対する当該支払については、昭和四十七年七月一日)以後に当該支払をすべき場合について適用する。

第七十四条 前条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第二章第一節の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する利子所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子所得については、沖縄の租税特別措置法(千九百五十四年立法第三十七号)第二条から第二条の四までの規定は、法律としての効力を有する。

3 租税特別措置法第二章第一節の二の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する配当所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該配当所得について適用する。

第七十五条 第七十三条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条及び第三条の規定の適用について準用する。

(法人税に関する経過措置)
第七十六条 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下次条までにおいて同じ。)のうち、同法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第三号に規定する内国法人に該当することとなつたもの(以下次条までにおいて「沖縄法人」という。)の当該内国法人としての法人税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある

場合を除き、沖縄法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人(沖縄の法人税法(千九百五十二年立法第二十一号)第二十六条第一項に規定する普通法人をいう。)又は協同組合等(同立法第十一号第七項に規定する法人をいう。)で、同日の前の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際本土及び沖縄以外の地域に本店又は主たる事務所を有する法人(以下次条までにおいて「外国法人」という。)の沖縄源泉所得(法人税法第三十八条に規定する国内源泉所得のうちその源泉が沖縄県の区域内にあるもの及びこの法律の施行の日において法人税法が沖縄に施行されていたものとした場合に同条に規定する国内源泉所得に該当することとなるもの)のうちその源泉が沖縄にあつたものをいう。に係る所得に対する法人税については、同法の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外国法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

第七十七条 前条の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る租税特別措置法第三章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法人が沖縄法人から受ける法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額については、この法

律の施行の日から起算して二月を経過した日以後に受ける当該配当等の額について適用する。

3 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用し、これらの法人が同日以前に行なつた沖縄の租税特別措置法第二十八条から第三十一条までの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(相続税等に関する経過措置)
第七十八条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法の施行地に住所を有する者に該当することとなつた者(以下次条までにおいて「沖縄居住者」という。)の同法第一条第一号又は第一条の二第一号の規定に該当する者としての相続税又は贈与税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した財産について適用する。

2 布令適用者である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

第七十九条 前条の規定は、沖縄居住者又は同条

第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置
法第四章並びに災害被害者に対する租税の減
免、徴収猶予等に関する法律第四条及び第六
条の規定の適用について準用する。

(内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生
活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税
負担を調整するため、次の各号に掲げる国税に
ついては、政令で当該各号に掲げる措置を定め
ることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類(酒税法
(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規
定する酒類をいう。以下次条までにおいて同
じ。)の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒
税法(千九百五十二年立法第十一号)の規定に
よる免許を受けてこの法律の施行の日前から
引き続いて酒類を製造していたものとして政
令で定めるところによりその製造場の所在地
の所轄税務署長の指定を受けた製造場におい
て製造された酒類で、同日から起算して五年
以内、当該区域内にある酒類の製造場から
移出されるもの(政令で定めるものを除く。)

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算
して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖
類(砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八
号)第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水を
いう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場
又は保税地域(関税法第二十九条に規定する
保税地域をいう。以下第八十二条までにおい
て同じ。)から移出され又は引き取られる砂糖
類(政令で定めるものを除く。)に係る砂糖消
費税の免除に関する措置

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行
の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域
内にある揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法
律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発
油(同法第六条の規定により揮発油とみなさ
れるものを含む。)をいう。)の製造場又は保税
地域(政令で定めるものを除く。)に係る揮発油
税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 石油ガス税 この法律の施行の日から起算
して四年以内に、沖縄県の区域内にある石油
ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)第二
条第四号に規定する石油ガスの充てん場又は
保税地域から移出され又は引き取られる課税
石油ガス(同法第三条に規定する課税石油ガ
スをいう。同法第六条第二項の規定により課
税石油ガスとみなされるものを除く。)を政令で
定めるものを除く。)に係る石油ガス税の軽減
に関する措置

五 物品税 沖縄県の区域内にある製造場のう
ち、当該製造場がこの法律の施行の日前から
引き続いて物品税法(昭和三十七年法律第四
十八号)別表に掲げる第二種の物品で政令で
定めるものを製造していたものとして政令で
定めるところによりその製造場の所在地の所
轄税務署長の指定を受けた製造場において製
造された当該物品で、同日から起算して五年
以内、当該製造場から移出されるもの(政
令で定めるものを除く。)に係る物品税の免除
に関する措置

六 入場税 沖縄県の区域内にある入場税法
(昭和二十九年法律第九十六号)第二条第一
項に規定する入場場等への入場に係る同条第三
項に規定する入場料金のうち、この法律の施
行の日から起算して五年以内に徴収される入
場料金で政令で定める金額以下のものに係る
入場税の軽減に関する措置

七 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定
を受ける自動車等その使用の本拠が当該区域内
にあるものについては、同法の規定は、昭和四
十七年十一月三十日まで適用しない。

八 沖繩県の区域において自動車重量税法(昭和
四十六年法律第八十九号)第二条第一項に規定
する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定
を受ける自動車等その使用の本拠が当該区域内
にあるものについては、同法の規定は、昭和四
十七年十一月三十日まで適用しない。

九 沖繩県の区域にある酒場、料理店その他こ
れらに類する施設のうち、主として外国為替及
び外国貿易管理法第六條第一項第六号に規定す
る非居住者又は当該区域に入城するその他の旅
客に酒類を提供する施設として政令で定めると
ころにより沖繩県知事の指定を受けた施設の経
営者が、当該施設において客の飲用に供する目
的のウイスキー類(酒税法第三条第九号に規定
する酒類をいう。政令で定めるところにより、
大蔵大臣の定める数量の範囲内において沖繩県
知事が行なう割当てを受けた数量の範囲内のも
のに限る。)をこの法律の施行の日から起算して
五年以内に保税地域から引き取る場合には、政
令で定めるところにより、当該引取りに係る酒
税を軽減する。

十 税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用
を受ける課税物品(酒類、砂糖類、揮発油又は
物品税法第一条に規定する物品をいう。以下第
八十二条までにおいて同じ。)の製造者又は当該
課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に
対し、政令で定めるところにより、当該課税物
品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を
表示すべきことを命ずることができる。

十一 前項の命令を受けた者は、同項の課税物品を
その製造場から移出し又は保税地域から引き取
る時までに、当該課税物品又は当該課税物品の
容器若しくは包装の見やすい箇所に同項の表示
をしなければならない。

十二 第一項第一号又は第五号の指定を受けよう
とする者は、当該製造場に係る製造設備の能力そ
の他の政令で定める事項につき、政令で定める
ところにより、当該製造場の所在地の所轄税務
署長の確認を受けなければならない。

十三 第一項第一号又は第五号の指定を受けた者
は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるも
のを変更しようとする場合には、政令で定める
ところにより、同項の税務署長の承認を受けな
ければならない。

十四 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定
を受けた者が前項の確認を受けないで同項の確
認に係る事項を変更した場合においては、その指定を
取り消すことができる。

十五 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の
罰金又は科料に処する。

十六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務又は財産に関して前項の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して同項の罰金刑を科する。

十七 第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税
(酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又
は物品税をいう。以下この節において同じ。)の
軽減又は免除を受けた課税物品(当該免除を受
けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の
砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下
この項において「菓子等」という。)を含む。)を沖
縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移
出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合に
は、その積み込みをした者を当該課税物品(当該菓
子等を積み込む場合には、これに含まれてい
るし、その重量に相当する重量の政令で定める砂
糖。以下この項において同じ。)の製造者とし、当
該積み込みの場所を当該課税物品の製造場とみな
し、その積み込みの時に当該課税物品をその製造
場から移出したものとみなして、内国消費税に
関する法令の規定を適用する。この場合におい
て、当該課税物品に課せられるべき内国消費税の
額は、同条第一項の規定により軽減され又は免
除された内国消費税に相当する金額(当該課税
物品が次条の規定の適用を受けたものである場
合には、当該金額から同条の規定により課され
た、又は課されるべき内国消費税に相当する金
額を控除した金額)とする。

十八 前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税
地域から引き取った者が、当該酒類を同項の用
途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合に

は、その者を酒類製造者と、同項の施設を当該酒類の製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減された酒税に相当する金額とする。

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十條第一項、揮発油税法第十條第一項、地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)第七條第一項又は物品税法第二十九條第二項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時まで、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品(第八十五条に規定する指定物品をいう。)で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において

て、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 当該指定物品にあつては、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に関する法令(この法律を除く。)の規定により計算した関税及び内国消費税の額の合計額からこれらの法令に相当する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額を控除した金額に相当する金額

二 当該課税物品にあつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

(関税等に関する特例)

第八十三条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの(次条において「沖縄の関税率」という。)に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二 沖縄県の区域において主として小規模企業者により営まれていた製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの(政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行なり割当てを受けた

当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限り。)

2 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 第一項第二号の主務大臣の行なり割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわせることができる。

4 関税定率法(明治四十四年法律第五十四号)第十三條第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十條の二第二項及び第三項の規定は第一項第二号又は第二項の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「用途(政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む。)」以外と、「特定の用途に供することを要件とし税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額の差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替へるものとする。

第八十四条 その輸入につき課される関税の税率が沖縄の関税率に比し著しく高くなる物品のうち、ランチョンミットその他の政令で定める物品で沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるものについては、税関長の承認を受けた卸売業者(次項において「承認卸売業者」という。)によりこの法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入される

ものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合においては、その承認を取り消すことができる。

3 関税定率法第二十條の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「特定の用途に供することを要件とし税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額の差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替へるものとする。

第八十五条 沖縄県の区域から出域する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税に関する法令(次条において「本邦の関税法等」という。)の規定により課される税の額がこれらの法令に相当する沖縄法令(次条において「沖縄の関税関係法令等」という。)の規定により課されるものとした場合の税の額に比し著しく高くなるもの(以下この項において「指定物品」という。)を輸入に係るウイスキーその他の政令で定めるものを(以下この項において「指定物品」という。)を販売する小売業者で税関長の承認を受けたもの(以下この条において「承認小売業者」という。))が、政令で定める方法により指定物品を当該区域において販売した場合において、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該指定物品がこれを購入した者(政令で定める者に限り。))により携帯して当該区域以外の本邦の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは、当該承認小売業者に対し、政令で定めるところにより、当該指定物品(政令で定める数量又は金額の範囲内のものに限り。))について納付された、又は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す。

2 前条第二項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替へるものとする。

第八十六条 この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課税された、又は課税されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課税されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課税されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額を控除した金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第八十七条 偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第一百条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第四項において準用する関税法第三十三条第六項の規定に違反した者
二 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税法第二十条の二第二項の規定に違反した者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金を科する。

6 関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯罪事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯罪事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（関税に関する経過措置等についての政令への委任）

第八十八条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、関税関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めて、沖縄法令の規定に相当する本土法令の規定がない場合における当該特例の暫定的適用に関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる関税に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給）

第八十九条 国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに対し、その転業又は転職の円滑化等に資するため、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一 税関貨物取扱人法（千九百五十六年立法第一

六十号）第十二条の規定により税関貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税関貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その営む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税関貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、職を余儀なくされることとなるもの
2 廃止業者が前項の給付金の支給を受けた場合には、第六十八条第二項に規定する政令で定めるところに準じて、政令で定めるところにより、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国所有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国所有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 沖縄県の区域内に所在する国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

3 渡することができる。

沖繩県の区域内に所在する国有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められていた財産で、国が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人（これらの者の一般承継人を含む。）に引き継ぎ使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

（金地金の売却の特例）

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める日前から引き続き沖縄県の区域内において貴金属製品製造業を営んでいる者に対し、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なり割当てを受けた数量の範囲内のものに限り。）の時価より低い価格で売り払うことができる。

（外国投資家に係る株式の所有の認可等）

第九十二条 この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条第一項第三号に規定する技術援助契約でその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年をこえるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）との間において締結している同項第一号に規定する外国投資家（以下この条において「外国投資家」という。）及びその相手方は、当該技術援助契約を同日以後六月をこえる間継続しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 この法律の施行の際沖繩法人(沖繩法令により設立された法人をいう。以下この条において同じ。)の株式若しくは持分(外資に関する法律第三條第一項第四号に規定する持分をいう。次項において同じ。)、沖繩法人の発行した社債又は沖繩居住者に対する貸付金債権(この法律の施行の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以上であるものその他当該社債又は貸付金債権の取得が外国為替及び外国貿易管理法に基づく命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされるものを除く。)を所有している外国投資家は、当該株式若しくは持分、社債又は貸付金債権をこの法律の施行の日以後六月をこえる間引き続いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができ、この場合において、前項の規定による認可(株式又は持分の所有に係るものに限り)の申請をした外国投資家が当該申請の時において当該株式又は持分の所有により沖繩法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖繩法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

4 外資に関する法律第十四條第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十三條 前條第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

2 外資に関する法律第二十九條の規定は、前項の違反行為について準用する。

第五節 文部省関係

(沖繩の学校その他の教育機関に関する経過措置)

第九十四條 この法律の施行の際沖繩の学校教育法(千九百五十八年立法第三号)の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による学校又は各種学校となるものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他教育機関(沖繩法令の規定による琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。)は、それぞれ沖繩県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

(沖繩の学校の卒業者の卒業資格等)

第九十五條 沖繩の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を卒業し、又はこれらの学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

2 昭和二十一年一月二十九日から沖繩の学校教育法の施行の日(前日までの間に沖繩に存在した学校で学校教育法第一條に規定する学校における教育に相当する教育を行つたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(私学共済組合法に関する特例等)

第九十六條 沖繩私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者と、その者の沖繩私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

2 前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者とみなされた者につき、沖繩私学共済組合法附則第十八項の規定により沖繩私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間(沖繩私学共済組合の成立の際まで引き続いて

期間に限る)は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖繩私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができ、

5 前項に定めるもののほか、沖繩私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、

6 沖繩私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給付に關する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に關する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に關する事項

(著作権法に関する経過措置)

第九十七條 最初に沖繩において発行される著作物(最初に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖繩において発行されたものを含む。次項において同じ。)でこの法律の施行の際沖繩の著作権法

(明治三十二年法律第三十九号)による著作権の全部が消滅しているもの(この法律の施行の際著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)による保護を受けているものを除く。)については、著作権法中著作権に関する規定は、適用しない。

2 最初に沖繩において発行される著作物でこの法律の施行の際沖繩の著作権法による著作権の一部が消滅しているもの(この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。)については、著作権法中その消滅した権利に相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 著作権法の施行前に最初に沖繩において発行された沖繩の著作物の著作物である実演又はレコードでこの法律の施行の際沖繩の著作権法による著作権が存するもの(この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。)については、著作権法第七條及び第八條並びに同法附則第二條第三項及び第五項の規定にかかわらず、同法中著作権隣接権に関する規定(同法第九十五條及び第九十七條の規定を含む、同法第一百條の規定を除く。)を適用する。

4 前項に規定する実演又はレコードに係る著作権隣接権の存続期間は、沖繩の著作権法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間(その期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までの間)とする。

第九十八條 この法律の施行前に沖繩の著作権法第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権を侵害する行為によつて沖繩で作成され、又は沖繩に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時において国内で作成されたものたる著作物若しくは著作権者人格権又は著作権、出版権若しくは著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布す

る行為は、著作権法第百十三条第一項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

2 この法律の施行前に沖縄の著作権法による著作権又は出版権を侵害することなく沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演、レコード又は放送に係る音若しくは映像の複製物（この法律の施行の際著作権法による保護を受けている著作物、実演、レコード又は放送に係るものに限る。）を沖縄県の区域以外の本邦の地域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたものとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

3 この法律の施行前に本土で作成され、又は本土に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物（この法律の施行の際沖縄の著作権法による保護を受けており、かつ、この法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなる著作物、実演又はレコードに係るものに限る。）を沖縄県の区域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたものとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

する。

第九十九条 この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する著作物でこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについては、同法第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

2 著作権法第二十九条に規定する映画の著作物で前項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属については、なお沖縄の著作権法の規定の例による。

3 著作権法の規定は、写真の著作物で第一項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属について沖縄の著作権法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

4 二人以上の者が共同して創作し、かつ、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができる著作物で、第一項に規定する著作物に該当するものについては、沖縄の著作権法第十三条第一項及び第三項の規定は、法律としての効力を有する。

5 前項に規定する著作物は、著作権法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

6 第四項の規定は、この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する実演又はレコードでこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについて準用する。

第六章 厚生省関係

（介輔）

第九十条 介輔（この法律の施行の際沖縄法令による介輔である者をいう。以下この条において同じ。）は、医師法昭和二十三年法律第二百一（第十七条の規定にかかわらず、医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、第三項において準

用する同法第七条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際沖縄法令により認められた地域（前項の規定により沖縄県知事が指定した地域を除く。）においてその業務を行なつてい

域とみなして、同項の規定を適用する。
3 介輔については、医師法第七條（第三項後段及び第四項を除く）、第十九條から第二十四條の二まで、第三十二條及び第三十三條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第七條第二項	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第三項	免許を取り消し	沖縄県知事
第七條第四項	取消処分	業務を禁止し
第七條第五項	再免許を与へる	禁止処分
第七條第六項	再免許を与へる	その禁止処分を取り消す
第七條第七項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
第七條第八項	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	職員
第七條第九項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十二條第一号	第七條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第七條第二項
第三十三條	第二十條から第二十二條まで又は第二十四條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第二十條から第二十二條まで若しくは第二十四條

4 刑法第百三十四條第一項、第百六十條及び第百二十四條の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。

5 介輔が行なう業務に関して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九條の規定を適用する場合においては、同法第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは、「介輔」とし、同項

6 介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行なう場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七條第一項及び第二項中「医師及び歯科医

師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十三条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十條中「医師」とあり、同法第六十九條第一項第四号、第二項及び第三項中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

7 医療法第五条及び第七十二条から第七十四条

まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十二条第一号	第六十九條第一項から第三項まで、若しくは第六項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第三項まで若しくは第六項
第七十三条第一項	第五條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において準用する第五條第二項
第七十四条第一号	第八條から第十二條まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第三項まで若しくは第六項

8 沖縄法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

9 第六項に規定する場所については、医療法第三條第一項の規定にかかわらず、介輔診療所又はこれに類する名称を附けることができる。

10 政令で定める法律の規定(当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。)の適用については、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場所は、診療所とみなす。

(歯科介輔)
第一百二條 歯科介輔(この法律の施行の際沖縄法令による歯科介輔である者をいう。以下この条

において同じ。)は、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)第十七條の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項において準用する同法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 歯科介輔については、歯科医師法第七條(第三項後段及び第四項を除く。)、第十九條から第二十三條の二まで、第三十條及び第三十一條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第七條第二項	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第三項	免許を取り消し	沖縄県知事
第七條第五項	再免許を与える	業務を禁止し
第七條第七項	厚生大臣又は都道府県知事	禁止処分
第三十條第一号	厚生大臣	その禁止処分を取り消す
第三十一條	、第二十條、第二十一條又は第二十三條	沖縄県知事

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替へるものとする。

3 前項の規定により免許を受けた准看護婦は、沖縄県の区域以外の本邦の地域においては、保健婦助産婦看護婦法第六條に規定する業をしてはならない。ただし、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

4 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一條の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二條第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。)」とする。

4 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一條の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二條第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。)」とする。

5 この法律の施行の際同法第四十九號附則第十三條第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同法第二項の規定

5 この法律の施行の際同法第四十九號附則第十三條第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同法第二項の規定

により准看護婦試験を受け、これに合格したことに
により同立法による准看護婦となつてゐる者は、
第二項の規定により免許を受けた准看護婦とみなす。

6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 立法第四十九号附則第十二条第一項の規定により届出をした者は、昭和四十九年二月二十四日まで、保健婦助産婦看護婦法第三十二条の規定にかかわらず、沖縄県の区域において、同法第六条に規定する業をすることが出来る。

ただし、次項において準用する同法第十四条第二項又は第四項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

8 前項に規定する者については、保健婦助産婦看護婦法第十四条第二項、第四項及び第五項（後段を除く）、第十五条第二項から第五項まで、第三十七條並びに第四十四条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
第十四条第四項	都道府県知事	沖縄県知事
第十四条第五項	取消処分 再免許を与える	禁止処分 その禁止処分を取り消す
第十五条第二項、第三項及び第五項	都道府県知事	沖縄県知事
第四十四条第二項	第三十五条から第三十八条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第三十七條

（社会福祉事業法等に関する特例）

第百三条 昭和四十九年三月三十一日までの間に
おいては、沖縄県の区域内の市及びその長は、
社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五
号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四
号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四
号）、老人福祉法（昭和二十八年法律第三十三
号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二
百八十三号）及び精神障害者福祉法（昭和二十五
年法律第三十七号）の規定の適用については、
それぞれ町村及び町村長とみなす。

2

社会福祉事業法第十三条第七項及び第八項の
規定は、前項の規定により町村とみなされた市
がこの法律の施行の日において福祉に関する事
務所を設置する場合の当該設置については、適
用しない。

（厚生年金保険法等に関する特例等）

第百四条 沖縄の厚生年金保険法（千九百六十八
年立法第三十六号）による被保険者であつた
期間（昭和四十五年一月一日以後の期間に限る
ものとし、同立法による脱退手当金の計算の基
礎となつた期間を除く）は、当該被保険者の種

別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年
金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による
被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法
による第三種被保険者であつた期間（この法律
の施行の際同立法による年金たる保険給付を受
ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算
の基礎となる期間を除く）は、船員保険法（昭
和十四年法律第七十三号）による老齢、廃疾、脱
退又は死亡に関する保険給付（葬祭料を除く）
については、同法第七十七条の規定による被保
険者であつた期間とみなす。

2 沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第百
三十七号）による被保険者であつた期間（昭和四
十五年四月一日以後の期間に限る）、保険料納
付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民
年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による
被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は
保険料免除期間とみなす。

3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
の規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利は、政令で定めるとこ
ろにより、厚生年金保険法又は国民年金法の相
当規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による被保険者であつた者その他政令で定める
者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民
年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老
齢年金の額その他これらの法律に規定する事項
については、これらの法律、厚生年金保険法及び
船員保険法（昭和二十九年法律第七十七号）
及び通算年金通則法（昭和三十六年法律第八
十一号）の規定にかかわらず、政令で特別の定
めをすることが出来る。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による次に掲げる事項については、なお従前の
例による。
一 この法律の施行の日前に生じた被保険者の

資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の
変更に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報
酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の
年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は
同日においてまだ支給してない一時金たる
保険給付若しくは一時金たる給付に関する事
項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に保
険料に関する事項

第七節 農林省関係

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措
置）

第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等
に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第
十一条において準用する公職選挙法（昭和二十
五年法律第百号）第十一条第一項の規定の適用
については、それぞれ、同項第二号、第三号又は
第四号に掲げる者とみなす。

一 沖縄法令の規定（第二十五条第一項の規定
によりなおその効力を有することとされる沖
縄法令の規定を含む。以下この条において同
じ。）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその
執行を終るまでの者

二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に
処せられその執行を受けることがなくなるま
での者（刑の執行猶予中の者を除く。）

三 選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁
錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の
者

（農林共済組合法に関する特例等）

第百六条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期
間又は任意継続組合員であつた期間は、農林共
済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合
員であつた期間とみなす。

2 沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員と
なつた者につき沖縄農林共済組合法附則第五条

の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間(昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。)のうちその成立の際まで引き流している期間は、農林共済組合法(第二十一条を除く。)の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができ。

5 前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

6 沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給付に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

(農業者年金基金法に関する特例)

第七百七条 沖縄県の区域内に住所を有する者に係

る農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第二十三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、当該区域における農業経営の現況を考慮して政令で定める要件に該当する者は、同号に掲げる者に該当する者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖縄県の区域内に住所を有する者に係る農業者年金基金法による経営移譲の要件、この法律の施行前に沖縄の区域内に住所を有していた者に係る農業者年金基金法による経営移譲年金等の受給資格期間及びその額その他これらの者に係る同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

(小作地所有制限に関する特例)

第九百八条 沖縄県の区域内にある小作地については、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六條第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

2 沖縄県の区域内にある小作地についての農地法第六條第一項の規定の適用については、同項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域(その隣接市町村の区域内の地域で市町村長が政令で定めるところにより沖縄県知事の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。)」とする。

3 沖縄県の区域内に住所を有する者がその住所の属する市町村の区域以外の沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所が、その区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日以前までに行なわれた市町村の分立によりその区域を縮小した市町村として農林大臣の指定するもののその縮小の直前の区域内にある場合には、農地法第六條第一項の規定の適用については、その所有者の住所の属する市町村の区域内にある小作地とみなす。

4 沖縄県の区域内にある小作地のうち、昭和十

九年七月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に他の市町村に住所を移転した個人(この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の属する市町村の区域内にない個人及びこれに準ずる個人で政令で定めるものに限るものとし、昭和二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転した個人にあつては、その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。)若しくはその一般承継人(この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。)若しくはこれら(世帯員(農地法第二條第六項に規定する世帯員をいう。)である者がこの法律の施行前からの引き続きその移転前の住所の属する市町村の区域内に所有している小作地(農地法第七條第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地を除く。)であつて、その面積の合計が一ヘクタール(農地法第六條第一項第二号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積)をこえないもの(農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。)又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の所有者から承継した一般承継人(その承継の時以後の住所がその小作地のある市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるところに限り、)がその承継後引き続き所有している小作地(農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。)は、農地法第六條第一項第一号の規定にかかわらず、所有することができ。

5 農地法第九十條第一項の規定は前項の場合に、同条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

6 この法律の施行後、沖縄県の区域内の市町村につき、農業委員会等に関する法律の規定によ

り最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙により農業委員会が成立する日までは、第四項の規定の適用については、同項中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

(種苗の登録名称使用に関する特例)

第九百九条 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からのこの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)第七條の規定による登録を受け又は当該登録の出願をして種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をしている者は、この法律の施行後(この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしていない場合に於ては、その出願に係る当該登録の後)も、農産種苗法第十條第一項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができ。その者の一般承継人についても、同様とする。

(食糧管理法に関する特例等)

第九百十條 沖縄県の区域においては、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三條、第四條ノ二及び第八條ノ二から第八條ノ六までの規定並びに同法第九條第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の間、適用しない。

第九百十一條 政府は、当分の間、予算の範囲内において、沖縄県の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合で、政令で定めるところにより、沖縄産米穀でこの法律の施行の日の属する年以後の年産のものをその生産者から一定価格を下らない価格で買入れ、かつ、その買入れに係る沖縄産米穀を売り渡す業務を行なうものに對し、政令で定めるところにより、その業務の実施によつて生ずる損失の補てんに充てるための交付金を交付することができ。

2 前項の一定価格は、この法律の施行の日の属する年以後の政令で定める一定年間に生産され

る米穀については、政令で定めるところにより、稲作振興法（千九百六十五年立法第五十七号）第十五条第二項の規定に基づき定められた沖縄産米穀の買入基準価格でこの法律の施行の際適用されているものに相当する額を基準とし、この法律の施行後における米穀の本土買入価格（食糧管理法第三条第二項の規定により定められる米穀の買入れの価格をいう。以下この項において同じ。）の変化の状況を参酌して、当該一定年間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格に相当するものとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基準として、それぞれ農林大臣が定める。

第百十二条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、販用米穀として売り渡す場合にあつては、米穀の管理及び価格安定に関する立法（千九百六十五年立法第五十八号）第九条第一項第二号の消費者価格の最高限でこの法律の施行の際適用されているものに相当する額からその売渡しに係る米穀を沖縄県の区域において販売するに要する標準的な費用の額を控除して得た額を、加工又は製造の原材料用米穀として売り渡す場合にあつては、沖縄において米穀の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入れた米穀の買入価格（その者が輸入した米穀については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額をそれぞれ基準とし、この法律の施行

後における米穀の本土売渡価格（食糧管理法第四条第二項の規定により定められる米穀の売渡しの価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が米穀の本土売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第百十三条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条第三項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、沖縄において麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額を基準とし、この法律の施行後における麦の本土標準売渡価格（同項の規定により定められる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条第三項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麦の本土標準売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第百十四条 沖縄県の区域内にある米穀の売買取引については、米穀の販売の業務を営む者は、この法律の施行後政令で定める期間内は、当該区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しの価格及びその売渡しに係る米穀を当該区域において販売するに要する標準的な費用の額を参酌して農林大臣が定める価格をこえる価格により、契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領してはならない。ただし、当該区域をその地区の全部又は一部とする農業協同組合が沖縄産米穀をその生産者から買入れる場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第百十五条 農林大臣は、第百十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、米穀の生産者又は米穀若しくは麦の販売、加工、製造、運送若しくは保管を業とする者に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百十六条 第百十四条の規定に違反して契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金を科する。

（森林国営保険法の適用延期）
第百十七条 沖縄県の区域内にある森林については、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（海産物調整委員会委員の選挙権等に関する経過措置）
第百十八条 第百五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。

第八節 通商産業省関係
（特許法に関する特例）
第百十九条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄にある物には、及ばない。ただし、特許出願後に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内にある場合に限る。

2 この法律の施行前に沖縄において特許出願に係る発明の実施である事業又はその事業の準備がなされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第七十九条中「現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしていない」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしていない者は、その実施又は準備をしていない」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

3 前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において昭和四十六年六月十六日（第百二十一条及び第百二十二条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の

日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていいたもの(以下この項において「発明実施者」という)は、その実施をしていいた発明及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法第九百六十一(一)年立法第七十六号の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき(発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く)は、この限りでない。

4 前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

5 特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。

(実用新案法に関する特例)

第四百二十条 前条の規定は、実用新案法(昭和十四年法律第二百三十三号)を沖縄に適用する場合に準用する。

(意匠法に関する特例)

第二百一十一条 この法律の施行前に沖縄において意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業又はその事業の準備がなされていた場合には、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十九条中「現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいる者又はその事業の準備をしていいる者は、その実施又は準備をしていいる」とあるのは、「沖縄においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいた者又はその事業の準備をしていいた者は、その実施又は

準備をしていいた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権についての通常実施権は、この法律の施行の日以後に発生したものとみなす。

2 前項の規定により通常実施権を有する者以外のものであつて、沖縄において基準日以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいたもの(以下この項において「意匠実施者」という)は、その実施をしていいた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしており、かつ、意匠実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき(意匠実施者が当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得した者である場合を除く)は、この限りでない。

3 前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、意匠法による通常実施権とみなす。

4 第四百九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

(商標法に関する特例)

第二百二十二条 この法律の施行前に沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用がなされていた場合には、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第三十二条第一項中「日本国内」とあるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するもの」として需要者の間に広く認識されている」とあるのは「沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するもの」として需要者の間に広く認識されている」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 この法律の施行前から沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていいた者であつて、その使用をしていいた結果この法律の施行の際沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの(前項の規定により商標の使用をする権利を有する者及び基準日後において、かつ、他人の商標登録出願後にその商品についてその商標の使用を開始した者を除く)は、次の各号の一に該当する場合を除き、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者について同様とする。

一 その商標の使用を開始する以前から当該商標登録出願に係る商標又はこれに類似する商標が他人の業務に係る当該商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品を表示するものとして沖縄において需要者の間に広く認識されていたとき。

二 不正競争の目的をもつてその商標の使用をしていいたとき。

当該商標権者又は専用使用権者は、前二項の

規定により商標の使用をする権利を有する者に對し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域において当該商品について当該商標の使用をする場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、この法律の施行前にした防護標章登録出願に係る防護標章登録に基づく権利について準用する。

第九節 運輸省関係
(自動車検査に関する特例)

第二百二十三条 沖縄県の区域内に使用の本拠を有する道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)以下この節において「車両法」という。第十三条第一項に規定する登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者が同法第六十二条の規定による継続検査を受ける場合において次項の規定による指定検査人検査合格証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する提示があり、かつ、同法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するものとみなす。

2 この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法(千九百五十四年立法第四十五号)以下この節において「沖縄車両法」という。第五十四条の規定による指定を受けている検査人(以下この節において「指定検査人」という)は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間、前項に規定する自動車について指定検査人検査合格証を交付することができる。

指定検査人は、運輸省令で定めるところにより当該自動車車両法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認められるときでなければ、指定検査人検査合格証を交付してはならない。

3 当該商標権者又は専用使用権者は、前二項の

規定により商標の使用をする権利を有する者に對し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域において当該商品について当該商標の使用をする場合は、この限りでない。

4 指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格標準を交付しなければならない。

5 指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附さなければならない。

6 指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を収受する場合においては、車両法第二百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。

7 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第九條第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「道路運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合」とあるのは、「沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律第二百三十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があつた場合」と読み替へるものとする。

8 指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車は、運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格標準を表示しているときは、車両法第五十八条第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

第百二十四条 指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を備えなければならない。

2 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務については、沖縄車両法第七十二条及び第七十三条の規定の例による。

3 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九條第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又

は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した指定検査人であつて同条の規定による処分がなされていらないものに對しても、同様とする。

4 車両法第三十三條の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

第百二十五条 車両法第九條の規定は、指定検査人の業務に関する報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への立入りについて準用する。

2 車両法第二百二條の規定は、第二百三十三條第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二條の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。

3 指定検査人の遵守すべき事項並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

4 前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第九條第三項及び第一項において準用する同法第九條の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

5 指定検査人及び指定検査人の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第百二十六条 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標準を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標準を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百二十三條第三項の規定に違反した者

二 指定検査人検査合格証を交付してはならない場合に指定検査人検査合格標準を交付した者

三 第百二十四條第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の交付の停止の処分違反した者

4 指定検査人検査合格標準を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第百二十三條第六項の規定に違反した者

二 前条第一項において準用する車両法第九條第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 前条第一項において準用する車両法第九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し虚偽の陳述をした者

6 指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に關し、第三項又は前項の規定違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。

（沖縄の自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置）

第百二十七条 沖縄の自動車損害賠償保障法（千九百六十二年立法第九十一号。以下この節において「沖縄自賠法」という。）で定める自動車損害賠償責任保険の契約（自賠法第二條第一項に規定する自動車（第六項を除く）以下この節において「自動車」という。）に係るものに限る。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この節において「沖縄責任保険契約」という。）のうち対人損害（自動車の運行により他人

の生命又は身体が害された場合において生じた損害）については、被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この節において同じ。）のてん補に關する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に關する損害賠償については、自賠法の規定（第十六條の二、第十九條の二、第三章第五節及び第八十二條の二の規定を除く。）の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に關する損害賠償については、なお従前の例による。

2 沖縄責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、基準日（この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日（その日の前日までに保険契約者が被保険者に対し自賠法第十三條第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日）をいう。以下この項において同じ。）以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が被保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、当該約定した保険金額とする。

3 沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三條の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六條第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二條第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえる損害をてん補する。

4 自賠法第七十三條、第七十六條第一項及び第

七十七条の規定は前項の規定による損害のてん補について、同法第七十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替へるものとする。

5 沖縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害(自動車等の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この条において同じ)の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けることあるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

6 前項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車で自賠法第二条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき損害の範囲について準用する。

7 沖縄責任保険契約の被保険者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

8 前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

第百二十八条 この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄

自賠法第五条の規定の適用を受けていなかったものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約(沖縄責任保険契約を除く)であつてこの法律の施行の際締結されているもの(以下この条において「沖縄任意保険契約」という。)により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたときは、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとする。

2 前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料のうち同項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されることに伴ひ減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3 沖縄任意保険契約(その保険者が自賠法第六條に規定する保険会社であるものに限り)で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの(次項において「上乗せ保険契約」という。)の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害以外の損害のてん補をも目的とするときはこれを対人損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

4 前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

(琉球政府の海難審判庁がした判決及びこれに対する訴え等に関する経過措置)
第百二十九条 沖縄の海難審判法(千九百六十二年立法第六十二号)の規定により琉球政府の海

難審判庁がした判決は、当該判決に係る海技従事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定による海技従事者の免許又は水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又はこれに係る業務に関し、海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)の相当規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした判決とみなす。ただし、当該判決に対しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができない。

2 前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる判決に対しては、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法の規定による訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかわらず、訴えを提起することができる。

3 前項の訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日とし、不変期間とする。

4 第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる判決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。

5 前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において判決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海

難審判法の規定により審判を行なわなければならない。当該審判に係る事件についての判決に対する訴えに係る裁判において更にその判決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8 第六項の規定による審判に係る判決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る判決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件(琉球政府の海難審判庁が判決をしたものを除く)について適用があるものとする。

第十節 郵政省関係
(公衆電気通信法に関する特例)
第百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社法に基づき琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く)の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)別表の規定にかかわらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは、一加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までに行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料 金 種 別		料 金 額
一 単独電話に係るもの	一 加入電話ごとに	三万円
	二 共同電話に係るもの	
イ その電話機(公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。ロにおいて同じ)の数が二個である場合	一 加入電話ごとに	二万円
	二 加入電話ごとに	

ロ その電話機の数が三個以上である場合
三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）

一 加入電話ごとに 一 万円
一 加入電話ごとに 三 万円

（電波法に関する特例）

第百三十一條 琉球諸島及び大東諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定第八條に規定するヴォイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法（昭和二十五年法律第百三十一號）の規定にかかわらず、同條（同條に基づく取極を含む。）の定めるところによる。

第百三十二條 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帶する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつていたものは、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帶する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帶する業務を行なつていた場合には、その者は、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帶する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免

許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4 この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆國政府が開設している無線局又は琉球列島高等弁務官の免許を受けて琉球政府、琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米國民政府布令第百二十九號）に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八號）に基づく琉球水道公社若しくは航空通信の事業を営むアメリカ合衆國法人が開設している無線局に設置されている無線設備をこの法律の施行後引き続き使用して無線局を開設する者（国その他の政令で定める者に限る。）は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第二項の規定により読み替へられる同法第四條第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた承認又は免許の有効期間は、同法第十三條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

5 前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日、郵政大臣が指定するものとする。
6 第一項及び第二項の場合においては、電波法第四條の二の規定の例により、当該英語による放送又は日本語による放送について放送事項の内容その他電波及び放送の規律に關する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附することができ。

第百三十三條 前條第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内、電波法第十四條第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同條第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、通信の除去その他特に必要があるとき、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。
3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四條第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。
4 この法律の施行の際設置されている無線設備で前條第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5 この法律の施行の際前條第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九條の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。
6 前條第一項から第四項までの規定により郵政

大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同條第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したものとみなして、同法第七十六條第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第百三十四條 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十條の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日、放送法（昭和二十五年法律第百三十二號）第三十二條第一項本文の規定により日本放送協會と契約を締結したものとみなす。
第百三十五條 沖縄県の区域において日本放送協會が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協會の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第百三十六條 郵政大臣は、第百三十二條第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があるとき、その者に對し、必要な勧告をし、又は資料の提出を求めることができる。

第十一節 労働省関係（労働条件に関する経過措置）

第百三十七條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（千九百五十二年立法第四十四號）第八條の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同法第二十二條第一項の規定の例により、解雇手当を請求することができる。
第百三十八條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十條の規定又は琉球人被用者に対する

労働基準及び労働関係法(千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第十六号。以下この節において「布令第十六号」という。)第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

第百三十九条 この法律の施行の際布令第十六号の適用を受けている被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条b項の規定の例により、有給病欠休暇を請求することができる。

第百四十条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八條の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるときは、沖縄の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第百四十一条 第百三十七條から前条までの規定は、労働基準法第十三條の規定の適用については、同法の規定とみなす。

(労働者災害補償保険法に関する経過措置等)
第百四十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。)の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。)、附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。)、附則第三条の規定及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五

号)第十八條の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法(千九百六十三年立法第七十八号)の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

第百四十三条 労働者災害補償(千九百六十一年高等弁務官布令第四十二号。次項において「布令第四十二号」という。)の規定(第二章第四條及び第六條から第八條まで、第三章第一條、第四章第二十條、第五章第三條から第五條まで、第六章並びに第七章第五條及び第八條の規定を除く。)は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律としての効力を有する。

2 前項に規定する災害補償のうち、布令第四十二号に定める支給事由がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災被用者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三條までの規定及び昭和四十五年改正法附則第三條の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

(失業保険に関する経過措置)
第百四十四条 沖縄の失業保険法(千九百五十八年立法第五号。以下この条において「沖縄失業法」という。)の規定による被保険者(以下この条において「沖縄失業法被保険者」という。)であつた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号。以下この条において「失業法」という。)に規定する被保険者(次項において「失業法被保険者」という。)となつたものに関する失業法の規定の適用については、沖縄失業法の規定による被保険者期間

(この法律の施行の日前に沖縄失業法に規定する受給資格者(以下この項及び第三項において「沖縄失業法受給資格者」という。)となつた者(第四項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失業法受給資格者となつたこととなる者を含む。))については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く。)は、失業法の規定による被保険者期間とみなす。

2 この法律の施行の日(同日後に失業法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日)前一年の期間内に沖縄失業法被保険者であつたことがある者が失業法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後においてこの法律の施行の日以後に離職した場合における同法第二十條の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際沖縄失業法受給資格者である者(次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失業法受給資格者であることとなる者を含む。)は、失業法に規定する受給資格者とみなす。

4 この法律の施行の際沖縄失業法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失業法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有しているとした場合においては同法第十七條の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同法の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に沖縄失業法第三條第二項に規定する離職があつたものとみなす。

5 沖縄失業法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する失業法第三十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

6 この法律の施行の日の属する月の翌月以後に失業した失業法に規定する日雇労働被保険者で

あつて、当該失業の日の属する月の前二箇間にもつぱら沖縄における適用事業(この法律の施行の日の属する月の前二箇月については、沖縄失業法被保険者を雇用する事業主の事業をい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四條の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。)に雇用されたものに関する失業法第三十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(軍関係離職者に関する経過措置)
第百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法(千九百六十九年立法第四十七号。以下この条において「軍関係離職者法」という。)第二条に規定する軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号。以下この条において「駐留軍関係離職者法」という。)第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖縄軍関係離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者である者として、同法第十條から第十三條まで及び第十八條から第二十條までの規定を適用する。

(緊急失業対策法の効力等に関する経過措置)
第百四十六条 この法律の施行の日に沖縄県の区域に居住する失業者であつて、同日前二箇間に十日以上沖縄の緊急失業対策法(千九百五十六年立法第二十四号)の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずるものは、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十條第二項の

規定の適用については、公共職業安定所長が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七條第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終つた者とみなす。

第十二節 建設省関係

（土地区画整理に関する経過措置）

第百四十七條 この法律の施行の際沖繩の土地区画整理法施行法（千九百六十九年立法第七十六号）第九條の規定による改正前の沖繩の都市計画法（千九百五十三年立法第三十四号）第十三條の規定により現に土地区画整理を施行している土地区画整理組合及びその施行する土地区画整理並びに同立法第十四條の規定により現に市町村が施行している土地区画整理については、この法律に別段の定めがある場合を除き、沖繩の土地区画整理法施行法第二條から第六條までの規定は、法律としての効力を有する。この場合において、沖繩の土地区画整理法施行法第三條第三項中「同法」とあるのは「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）」と、同第五項中「新法第十四條」とあるのは「土地区画整理法第十四條」と、「新法」とあるのは「同法」と、「新法第七條」とあるのは「同法第七條」と、同第六項中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、「行政主席」とあるのは「沖繩県知事」と、同第七項中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、第二十一條第四項とあるのは「第二十一條第六項」と、同第八項中「新法第二十一條第二項」とあるのは「土地区画整理法第二十一條第三項」と、同立法第四條第二項中「前項」とあるのは「沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して五年以内、前項」と、「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同第三項中「新法第三條第三項」とあるのは「土地区画整理法第三條第三項」と、「新法」とあるのは「同法」と、「規則」とあるのは「命令」と。

と、同立法第五條及び第六條の見出し中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同条中「新法第百三十條」とあるのは「土地区画整理法第百二十八條」とする。

2 この法律の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で市町村が現に施行しているものは、その日において、廃止されるものとする。

3 沖繩の土地区画整理法施行法第三條第一項に規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する旧組合に関する規定の失効前又は沖繩の土地区画整理法施行法第四條第一項に規定する土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する市町村施行に関する規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定の失効後も、なお従前の例による。これらの規定の失効前にした行為に対する沖繩の土地区画整理法施行法第九條の規定による改正前の沖繩の都市計画法第十三條第二項において準用する沖繩の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七條の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

4 第一項の土地区画整理について、沖繩の土地区画整理法施行法第九條の規定による改正前の沖繩の都市計画法第十三條第二項において準用する沖繩の旧耕地整理法第三十條第四項の規定による換地処分が告示があつた場合において、当該告示を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三條第四項の規定による換地処分の公告とみなして、同法第七條第三項の規定を適用する。

5 この法律の施行後沖繩の土地区画整理法施行法第四條第一項の規定により市町村が施行する土地区画整理が第二項の規定により廃止された場合において、当該市町村の徴収すべき清算金でまだ徴収されていないものがあるときは、当該徴収すべき清算金は、地方自治法第二百三十

一條の第三項に規定する歳入とする。

（違反建築物等の取扱い）

第百四十八條 この法律の施行の際沖繩に存する建築物若しくはその敷地又は沖繩において建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が沖繩の建築基準法（千九百五十二年立法第六十五号）若しくはこれに基づく規則の規定に違反しており、又はこれらの規定に違反している部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三條第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築基準法第六十六條又は第八十八條第一項に規定する工作物について準用する。

（地代家賃統制令の適用除外）

第百四十九條 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）は、沖繩県の区域には、適用しない。

第十三節 自治省関係

（沖繩の合併市町村等に関する財政援助その他の措置）

第百五十條 国は、沖繩の市町村でこの法律の施行の際沖繩の市町村合併促進法（千九百五十六年立法第八十四号）第二條第二項の合併市町村であるものに対し、政令で定める期間内に限り、同立法第十三條、第十五條及び第二十五條から第二十五條の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、沖繩県の区域内の市町村が政令で定める日までの間において市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二條第一項の市町村の合併をし又はしようとする場合には、同条第二項の合併市町村及び市町村の合併をしようとする市町村に対し、政令で定める期間内に限り、沖繩の市町村合併促進法第十三

條、第十五條、第二十三條及び第二十五條から第二十五條の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（沖繩県の職員等の給与に関する経過措置）

第百五十一條 沖繩県及び沖繩県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、この法律の規定により当該地方公共団体の職員となる者の受けるべき給料の額が当該地方公共団体の職員となる者の受けていた従前の給料の額に達しないこととなる場合その他の場合で政令で定める場合においては、当分の間、政令で定める基準に従ひ政令で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

2 沖繩県及び沖繩県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

3 地方自治法第二百四條第三項の規定は、前二項に規定する特別の手当について適用する。

（沖繩県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）

第百五十二條 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」と、「同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六條及び第八條」とあるのは「同法」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。

一 琉球政府の職員で第三十二條の規定により沖繩県又は沖繩県の区域内の市町村の職員となるもの

二 琉球政府の職員のうち、この法律の施行前

に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時に於いて地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

(公職選挙法に関する経過措置)

第百五十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九条及び第十條に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一 次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く)その執行が終るまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「沖縄選挙犯罪」という)のうち公職選挙法第二百五十二条第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれらの罪につき刑に処せられた者 それぞれ、同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

2 前項第三号に掲げる者については、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二条第四項の規定の例により、同号に規定する期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

3 第一項第三号に掲げる者について、この法律の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告とみなす。

(琉球政府税の承継等)

第百五十四条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「県税相当琉球政府税」という)に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2 地方税法の規定で政令で定めるものは、県税相当琉球政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という)に係る徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則取締その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中事業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に関する規定とみなす。

3 県税相当琉球政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの税に適用される

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む)は、本邦の法令としての効力を有する。

(地方税法に関する経過措置)

第百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という)について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の住民税に関する部分を適用する場合に、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税(清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分に分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づき法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

2 沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の事業税の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分に分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

なす。

3 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める率を地方税法に規定する税率として、これらの税を課するものとする。

一 昭和四十七年度から昭和五十年までの各年度分の自動車税、沖縄法令の規定による自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和五十一年度(バス以外の自動車にあつては、昭和四十九年度)において地方税法第百四十七条第一項各号に規定する税率となるように政令で定める率

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における軽油の引取り等に対して課する軽油引取税 沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

三 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る所得割 沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参酌して政令で定める率

四 昭和四十七年度分の固定資産税 沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参酌して政令で定める率

五 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税 沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百四十四条第一項各号に規定する税率となるように政令で定める率

六 この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日までの間において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、当該期間において

て使用した電気又はガスとして政令で定める料金に係るもの。基礎となる率を百分の一とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十三年度において地方税法第四百九十条に規定する税率となるように政令で定める率。

4 沖縄県は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の個人の道府県民税に限り、個人の道府県民税の納税義務者のうち均等割のみの納税義務を有する者に対しては、均等割の額を免除するものとする。

5 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の固定資産税に限り、その免税点の額は、沖縄法令の規定による固定資産税の免税点の額を参酌して政令で定める額とする。

6 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十七年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

7 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車に対しては、軽自動車税を課さないものとする。

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合における地方税法第四百六十四条及び第四百六十七条第二項の規定の適用については、当分の間、同法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは「製造たばこ（小売人が他の小売人に売り渡す製造たばこについて、自治省令で定めるところにより公社が小売人に売り渡す製造たばこをみなす。以下同じ。）」と、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者

に製造たばこを売り渡す小売人の営業所」と、同条第三項中「本数」とあるのは「本数として自治省令で定めるところにより算定した数値」と、同法第四百六十七条第二項中「小売人の営業所」とあるのは「小売人（直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人とする。）の営業所」とする。

9 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、沖縄の電気事業法（千九百五十二年立法第三十九号）第七十一条に規定する準電気事業者で電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者とみなされるものが供給する電気（供給時間に制限のあるものに限り。）に対しては、電気ガス税を課さないものとする。

10 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の地方税については、地方税法第三百四十九条の四、第三百四十九条の五、第三百八十九条、第五章第二節、附則第十七条から第三十条まで及び附則第三十四条から第三十六条まで並びに政令で定める規定は、適用しない。

11 前各項に定めるもののほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び課税所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額等の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的調整をなし、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができ、

第九章 雑則

（政令への委任）

第二百五十六条 この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的調整等に関する措置その他沖縄の復興に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができ

る。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3 前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準ずる規定を設ける場合に当該経過措置の罰則に定める罰よりも重くない範囲内において罰則を設ける等、沖縄の復興に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、罰則を設けることができる。

（最高裁判所規則等への委任）

第二百五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理由

沖縄の復興に伴い、沖縄県及び沖縄県の市町村の発足に際し必要とされる措置並びに従前の裁判、行政処分等の効力及び琉球政府の権利義務の承継に関する措置を講ずる等、住民の生活の安定

に配慮しつつ、従前の沖縄の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行を図るため、本邦の法令の適用等に関し所要の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案

法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第十九条）
- 第二章 法務省関係（第二十条―第三十条）
- 第三章 外務省関係（第三十一条―第三十四条）
- 第四章 大蔵省関係（第三十五条―第四十四条）
- 第五章 文部省関係（第四十五条―第四十八条）
- 第六章 厚生省関係（第四十九条―第五十九条）
- 第七章 農林省関係（第六十条―第六十九条）
- 第八章 通商産業省関係（第七十条―第七十一条）
- 第九章 運輸省関係（第七十二条―第八十一条）
- 第十章 郵政省関係（第八十二条―第九十六条）
- 第十一章 労働省関係（第九十七条―第一百零三条）
- 第十二章 自治省関係（第一百零四条―第一百零九条）
- 第十三章 雑則（第一百十条）

附則

第一章 総則府関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正）

第一条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」又は「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）」を「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第二条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項に改め、同項を同条第二項とする。」第十五条中「及び沖縄事務局長」を削る。

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長がした処分又は手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事がした処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長に対してされている手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

(公衆電気通信法の一部改正に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。
七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五号の二第二項
(警察法の一部改正)
第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表九州管区警察局の項中「鹿児島県を」鹿児島県、沖縄県に改める。

(出入国管理令の一部改正に伴う道路交通法の一部改正)
第六条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二の次に次の一条を加える。
第三十条の三 前条に定めるもののほか、当分の間、行政管理局に、地方支分部局として、沖縄行政監察事務所を置く。

2 沖縄行政監察事務所は、行政監察局の事務を分掌する。

3 行政管理局長官は、前項の事務のほか、沖縄行政監察事務所内に、第二号第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政管理局の所掌する事務を分掌させることができる。

4 沖縄行政監察事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

5 沖縄行政監察事務所の内務組織は、長官が定める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)
第八条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中、「退職手当、死亡賜金」を削る。
第二条第三号中「将来その事務を引き継ぐ機関」を「これからその事務を引き継いだ機関」に、「所屬する」とを「所屬していた」に改める。
第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第四項を削る。
第六條の二第四項を削る。
第七條を次のように改める。

第七條 削除
第八条第一項中「第四条から第五条まで又は前条を」第四条から第四条の三まで」に改め、同条第三項中「第四条の二第一項又は第五条第一項」を「又は第四条の二第一項」に、「共済組合又は国家公務員等退職手当法」又は「共済組合法」に、「官署の職員の共済組合又は退職手当」を「又は官署の職員の共済組合」に改める。

第十条第二項中「第四条から第七条まで」を「第四条から第四条の三まで、第六条及び第六條の二」に改め、「退職手当及び死亡賜金」を削る。

第十三条第一項中「及び死亡賜金」を削り、「退職手当」を「及び退職手当」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番を削る。
第九条 前条の規定による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下この条において「改正前の法」という。)附則第五項の年金、恩給又は退職手当等で、昭和四十七年三月三十一日以前に支払を受けるべきであったものについては、なお改正前の法附則第五項及び第六項の規定の例による。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球諸島民政府職員であつた者に係るものに関し、その勤続期間を計算するについては、なお改正前の法第八條第三項の規定の例による。

(南方同胞援護会法の廃止)
第十条 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第百六十号)は、廃止する。

第十一条 南方同胞援護会法は、前条の規定の施行の時に於いて解散するものとし、その財産に関する権利及び義務は、その時に於いて、政令で定めるところにより、沖縄県の区域に関する公益を目的とする法人等が承継する。

2 南方同胞援護会の解散の日を前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、沖縄開発庁長官が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により南方同胞援護会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止)
第十二条 沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭和三十六年法律第四十五号)は、廃止する。

(宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律の廃止)
第十三条 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の廃止)
第十四条 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、廃止する。

(沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止)

第十五条 沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭和四十三年法律第七十号)は、廃止する。

(沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の廃止)

第十六条 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号。次条において「旧法」という。)は、廃止する。

第十七条 旧法の規定に基づき本邦の免許資格(旧法第二条第四号に規定する本邦の免許資格をいう。)を有する者で、この法律の施行の際当該免許資格に係る免許(これに類する処分を含む。)又は登録を受けているものは、前条の規定による旧法の廃止にかかわらず、当該免許資格を失わない。

2 前項に定めるもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律の廃止)

第十八条 沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第八十一号)は、廃止する。

(南方同胞援護会法の廃止に伴う沖繩開発庁設置法の一部改正)

第十九条 沖繩開発庁設置法(昭和四十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)及び」を削る。

第二章 法務省関係

(検察庁法の一部改正)

第二十条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一

号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖繩に適用されていた法令(以下「沖繩法令」という。)の規定による検察官、裁判官又は弁護士に就任したときは、その在職の年数のうち沖繩法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖繩法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。

2 沖繩法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖繩法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

3 沖繩法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖繩法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 沖繩法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務

員の職にあつた者とみなす。

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正)

別表第二表宮崎地方裁判所の項の次に次のように加える。

別表第三表宮崎家庭裁判所の項の次に次のように加える。

別表第四表高千穂簡易裁判所の項の次に次のように加える。

別表第五表福岡高等裁判所の項中

別表第五表福岡高等裁判所の項中

別表第五表福岡高等裁判所の項中

高千穂 宮崎県の内
西臼杵郡

高千穂		那 覇		那 覇	
宮崎県の内		那 覇市		那 覇市	
西臼杵郡		那 覇市		那 覇市	
沖繩県の内		那 覇市		那 覇市	
島尻郡の内		那 覇市		那 覇市	
豊見城村		那 覇市		那 覇市	
佐敷村		那 覇市		那 覇市	
知念村		那 覇市		那 覇市	
玉城村		那 覇市		那 覇市	
具志川村		那 覇市		那 覇市	
糸満町		那 覇市		那 覇市	
栗		那 覇市		那 覇市	
座		那 覇市		那 覇市	
間味村		那 覇市		那 覇市	
南大東村		那 覇市		那 覇市	
北大東村		那 覇市		那 覇市	
西原村		那 覇市		那 覇市	
沖繩県の内		那 覇市		那 覇市	
コザ市		那 覇市		那 覇市	
石川市		那 覇市		那 覇市	
宜野湾市		那 覇市		那 覇市	
具志川市		那 覇市		那 覇市	
中頭郡の内		那 覇市		那 覇市	
美里村		那 覇市		那 覇市	
与那城村		那 覇市		那 覇市	
勝連村		那 覇市		那 覇市	
北谷村		那 覇市		那 覇市	
嘉手納村		那 覇市		那 覇市	
読		那 覇市		那 覇市	
谷村		那 覇市		那 覇市	
中城村		那 覇市		那 覇市	
北中城村		那 覇市		那 覇市	
沖繩県の内		那 覇市		那 覇市	
名護市		那 覇市		那 覇市	
国頭郡		那 覇市		那 覇市	
島尻郡の内		那 覇市		那 覇市	
伊是名村		那 覇市		那 覇市	
伊平屋村		那 覇市		那 覇市	

に改める。

平良	沖縄県の内 平良市 宮古郡
石垣	沖縄県の内 石垣市 八重山郡

(法務省設置法の一部改正)

第二十二條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表三福岡法務局の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

那覇地方法務局	那覇市	沖縄県
別表四宮崎法務局の項の次に次のように加える。		
沖縄刑務所	那覇市	
別表五人吉農芸学院の項の次に次のように加える。		
沖縄少年院	コザ市	
沖縄女子学園	コザ市	
別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。		
那覇少年鑑別所	那覇市	
別表七福岡矯正管区の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改める。		
別表九宮崎保護観察所の項の次に次のように加える。		
那覇保護観察所	那覇市	那覇地方裁判所の管轄区域
別表十一鹿児島入国管理事務所の項の次に次のように加える。		
那覇入国管理事務所	那覇市	沖縄県
別表十二鹿児島入国管理事務所那覇出張所の項の次に次のように加える。		
那覇入国管理事務所那覇出張所	那覇市	
那覇入国管理事務所那覇空港出張所	那覇市	
那覇入国管理事務所名護出張所	名護市	
那覇入国管理事務所平良出張所	平良市	
那覇入国管理事務所石垣出張所	石垣市	

(刑事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三條 刑事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令(以下この条において「沖縄法令」という。)の規定による裁判官、検察官又は弁護士に就いたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、裁判所法第四十一条の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二条及び第四十四条の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所法第四十一条第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4 沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

第五条第二項中「及び第三条の二」を「から第三条の三まで」に改める。

(沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第二十四條 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」を削る。

(国際海上物品運送法の一部改正)

第二十五條 国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十六條 この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船積港又は陸揚港が国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令(昭和三十三年政令第三百五十号)で定められていた地域にあるものについては、前条の規定による改正後の国際海上物品運送法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第二十七條 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の改正規定を次のように改める。

題名中「戸籍、恩給等」を「恩給」に改める。

第一条を削る。

第二条の見出し及び条名を削り、第一項に項

番号を附する。

(出入国管理令の一部改正)

第二十八條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 削除

(外国人登録法の一部改正)

第二十九條 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第三十條 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一宮崎地方公安調査事務所の項の次に次のように加える。

宮崎地方公安調査事務所	那覇市	沖縄県
沖繩地方公安調査事務所		
別表第二九州公安調査局の項中	宮崎地方公安調査事務所	

を
に改める。

第三章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第三十一條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

(旅券法の特例に関する法律の廃止)

第三十二條 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第三百三十七号)は、廃止する。

第三十三條 旧旅券法の特例に関する法律第三條

第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なもの、旅券法第五條又は第十條の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

第二類第二号(附屬の二)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会

昭和四十六年十二月七日

この場合において、旅券法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第五号)による改正前の旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された数次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2 旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止)

第三十四條 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)は、廃止する。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「税関」を「税関等」に改める。

第四條第二十二号中及び「国税局」を、「国税局及び沖繩国税事務所」に改める。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖繩地区税関を置く。

「第二款 税関」を「第二款 税関等」に改める。

第二十三條中「税関」の下に「及び沖繩地区税関」を加える。

第二十四條に次の一項を加える。

2 沖繩地区税関は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

第二十五條に次の一項を加える。

3 沖繩地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十五條の二中「税関」の下に「又は沖繩地区税関」を加える。

「税関長」の下に「又は沖繩地区税関長」を加える。

第二十六條中「税関」の下に「又は沖繩地区税関」を加える。

第四十二條第二項中「国税局」の下に「及び沖繩国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖繩国税事務所を置く。

第四十三條に次の一項を加える。

2 沖繩国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

第四十四條に次の一項を加える。

4 沖繩国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十六條第一項中「国税局」の下に「又は沖繩国税事務所」を加える。

第四十七條第一項中「国税局」の下に「又は沖繩国税事務所」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖繩地区税関、沖繩地区税関長、沖繩国税事務所又は沖繩国税事務所長を含むものとする。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十六條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「許可のあつた日」の下に「(沖繩県の区域内に住所を有する組合員である者にあつては、そのたばこの耕作者でなくなつた日)」を加える。

区税関を、「税関長」の下に「又は沖繩地区税関長」を加える。

第二十六條中「税関」の下に「又は沖繩地区税関」を加える。

第四十二條第二項中「国税局」の下に「及び沖繩国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖繩国税事務所を置く。

第四十三條に次の一項を加える。

2 沖繩国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

第四十四條に次の一項を加える。

4 沖繩国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十六條第一項中「国税局」の下に「又は沖繩国税事務所」を加える。

第四十七條第一項中「国税局」の下に「又は沖繩国税事務所」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖繩地区税関、沖繩地区税関長、沖繩国税事務所又は沖繩国税事務所長を含むものとする。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十六條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「許可のあつた日」の下に「(沖繩県の区域内に住所を有する組合員である者にあつては、そのたばこの耕作者でなくなつた日)」を加える。

(沖繩における産業の振興開発等に資するため琉球政府に対する米穀の充減しについての特別措置に関する法律の廃止に伴う食糧管理特別

会計法の一部改正)

第三十七條 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う失業保険特別会計法の一部改正)

第三十八條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條を削る。

(沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う船員保険特別会計法の一部改正)

第三十九條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第四十條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「沖繩その他」を「特別の事情により旅費の調整を要するものとして」に改める。

第四十一條 前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に発行する旅行から適用し、同日前に発行した旅行については、なお従前の例による。

(特別調達資金設置令の一部改正)

第四十二條 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「五十億円」を「九十億円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四十三條 国家公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条―第五十一条の三)」を「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条―第五十一条の三) 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等(第五十一条―第五十一条の三)」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第五十一条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百号)をいう。

二 沖縄の共済法 公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第百五十四号。以下「公務員等共済法」という。)、公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第百五十五号。以下「公務員等施行法」という。)、公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第百四十七号。以下「公立学校職員共済法」という。)、及び公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十八年立法第百四十八号。以下「公立学校職員共済法」という。をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づき公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員(公務員退職年金法(千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。))の規定の適用を受ける者を含む。をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の施行の日(以下「特別措置法の施行日」という。))の前

日に沖縄の組合員であつた者(政令で定める者を除く。で、特別措置法の施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五 退職料 増加退職料又は退職料等。それぞれ地方の施行法第二条第一項第十二号又は第十四号に規定する退職料、増加退職料又は退職料等をいう。

六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員(これらの職員のうち政令で定める者を除く。をいう。

七 沖縄更新組合員 年金法の施行の日の前に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

(特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱)

第五十一条の五 沖縄の組合員であつた者のうち国家公務員に相当する者として大蔵大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により組合又は連合会が支給する。

2 前項に規定する者のうち公務員等共済法第六十六条第二項又は公立学校職員共済法第六十七条第二項の退職一時金の支給を受けた者(政令で定める者を除く。その他これに準ずるものとして政令で定める者(前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。))については、政令で定めるところにより、組合又は連合会が新法の規定による通算退職年金を支給する。

(恩給等の受給権の取扱)

第五十一条の六 復帰更新組合員で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けるべきであつたものを除く。又は退職年金条例(元沖縄県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十八号)を含む。以下この項において同じ。))の規定により遺族として受ける退職料等及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた退職料等で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給、増加退職料、傷病年金又は傷病年金を受ける権利

二 特別措置法の施行日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行つた者に対して、これを消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限り。)

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退職料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(取扱)

第五十一条の七 復帰更新組合員に係る旧法等又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行つた者に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による廃疾年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行つた者に対して当該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号又は第四号の期間に該当しないものとみなす。

(沖縄の組合員であつた長期組合員等の取扱)

第五十一条の八 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する長期給付については、別段の定めがあるものを除き、その者が沖縄の組合員であつた間、長期組合員であつたものと、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する

規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 沖縄の組合員であつた長期組合員（沖縄の組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条及び第二十七条中「施行日」とあるのは「沖縄の共済法の施行の日」と、第二十八条中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とする。

3 琉球政府等の職員であつた長期組合員は、琉球政府等の職員であつた間、職員であつたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第二十一条第四号に規定する退職年金条例（本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。次項及び第六項において同じ。）の適用を受ける者その他政令で定める者であつた琉球政府等の職員は、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

4 沖縄更新組合員である琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が沖縄更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定公務員等施行法第七條（同法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の

相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十一条第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組合員となつた日（沖縄更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組合員であつた期間のうち、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組合員期間とし、施行日以後の組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組合員であつた期間とする。

6 第五十一条の二第五項又は第六項の規定は、琉球政府等の職員であつた長期組合員で第二号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間若しくは沖縄の組合員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは沖縄の組合員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十一条の六第二項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金若しくは廃疾年金又はこれらに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき前条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の申出をした者のこれらの申出をした給付を除く。）

（副看守長等であつた監視等の取扱い）

第五十一条の九 琉球政府（これにその事務を引き継がれた機関その他の機関で政令で定めるものを含む。）の副看守長、看守部長又は看守（以下「副看守長等」という。）であつた復帰更新組合員で特別措置法の施行日以後に監視等となつたものが退職した場合において、副看守長等であつた間、監視等であつたものとみなして新法及びこの法律の規定を適用する。としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する復帰更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十一条の十 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に關する経過措置その他長期給付に關する必要な経過措置等は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十四条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の七及び第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の七及び第四十一条の八 削除

第五章 文部省關係

第五節 文部省關係

（日本育英会法の一部改正）

第四十五条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ二を削る。

第四十六条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十号）の施行の日以後

大学（国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所を含む。）若しくは大学院又は高等専門学校

において学資の貸与を受けた者（同法の施行の際大学（国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学しその在学期間中に学資の貸与を受けた者を含む。）が、修業後この法律の施行の日の前日までの間において、沖縄における日本育英会法第六條ノ四第二項に規定する教育又は研究の職に相當する職にあつたときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国立学校設置法の一部改正）

第四十七条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表鹿児島大学の項の次に次のように加える。

琉球大学	沖繩県	法文学部 教育学部 理工学部 保健学部 農学部
琉球大学短期大学部	沖繩県	琉球大学

第三条の三第二項の表長崎大学商短期大学の項の次に次のように加える。

第四十八条 この法律の施行の際沖縄の法令の規定による琉球大学又は琉球大学短期大学部に在学する者は、それぞれ前条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項の表又は第三条の三第二項の表に規定する琉球大学又は琉球大学短期大学の学生となる。

第六章 厚生省關係

（厚生省設置法の一部改正）

第四十九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表及び第三十五条の表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖繩県」に改める。

第二章第三節第二款中第三十六条を第三十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所)

第三十六条 九州地区麻薬取締官事務所の所掌事務のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、那覇市に九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所を置く。その内部組織は、厚生省令で定める。

(医師法の一部改正)

第五十条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「沖縄地域、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をい。」にある病院又はを削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第五十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第五十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条中「都道府県知事その他政令で定める者」又は都道府県知事に改める。

附則第四十項を削り、附則第四十一項を附則第四十項とし、附則第四十二項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第四十八項中「第四十六項」を「第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十九項を附則第四十八項とし、附則第五十項を附則第四十九項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)

号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四項から第二十六項までを削る。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第五十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十三條第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十六条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第五十七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十八条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十九条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「その他政令で定める者」を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第六十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

2 第十三条、第三十四条及び前項に規定するもののほか、当分の間、本省の附属機関として、那覇植物防疫事務所を置く。

第二十二條の五第三項を次のように改める。

農林大臣は、熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、所要の地に熱帯農業研究センターの支所を設けることができる。

第二十二條の五第四項中「及び沖縄支所」を削り、「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織を加える。

第二十二條の六を削る。

第二十三條第二項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表欄肥料飼料検査所の項中「鹿児島県の下に、沖縄県」を加える。

第二十七條の見出しを「植物防疫所等」に改め、同条の次に次の一項を加える。

支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十九条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「その他政令で定める者」を削る。

第七章 農林省関係

(農林省設置法の一部改正)

第六十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

2 第十三条、第三十四条及び前項に規定するもののほか、当分の間、本省の附属機関として、那覇植物防疫事務所を置く。

第二十二條の五第三項を次のように改める。

農林大臣は、熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、所要の地に熱帯農業研究センターの支所を設けることができる。

第二十二條の五第四項中「及び沖縄支所」を削り、「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織を加える。

第二十二條の六を削る。

第二十三條第二項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表欄肥料飼料検査所の項中「鹿児島県の下に、沖縄県」を加える。

第二十七條の見出しを「植物防疫所等」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十七條の二 那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事項を行なう機関とする。

2 那覇植物防疫事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、那覇植物防疫事務所について準用する。この場合において、同条第三項中「支所又は出張所」とあり、同条第四項中「支所及び出張所」とあるのは、「出張所」と読み替えるものとする。

第六十八條第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表欄本管林局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 当分の間、他の法令において「植物防疫所」又は「植物防疫所長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものとする。

(植物防疫法の一部改正)

第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の五」に改める。

第二章中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二条中「防止し、優良な種苗を保全する」を「防止する」に改める。

第十三条の見出しを「(種苗の検査)」に改める。

第十五条第二項中「国内植物検疫」を「第十三条第一項又は第二項の検査について」に改める。

第三章第十六条の次に次の四項を加える。

(植物等の移動の制限)

第十六条の二 省令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして省令で定めるもの及びその容器包装は、省令で定める場合を除き、省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行な

ら検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六條の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない、ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七條第四項の規定を、前項ただし書の場合には同條第二項及び第三項の規定を準用する。

(船舶等への積み込み等の禁止)

第十六條の四 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は前條第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶若しくは航空機にこれらの物品の積み込み若しくは積み込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることが出来る。

(廃棄処分)

第十六條の五 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することが出来る。

第三十六條第一項中「又は第十四條」を、「第

十四條、第十六條の四又は第十六條の五」に改める。

第三十九條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、又は第十三條第四項を、「第十三條第四項、第十六條の二第二項又は第十六條の三第一項」に改め、同條第二号中「第七條第三項」の下に「(第十六條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「第八條第七項」の下に「又は第十六條の四」を加え、同條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六條の五の規定による命令に違反し、又は同條の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二條 前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第二項及び第十六條の三第二項において準用する同法第七條第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の省令を定めるために開くことができる。

(農地法の一部改正)

第六十三條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。

別表農地法農地の項の次に次のように加える。

沖繩県 一・〇ヘクタール

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第六十四條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表家畜の種類欄中「牛」の下に、「水牛」を加える。

(沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法の一部改正)

第六十五條 沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第二項中「本邦に輸入した者」を「沖繩から輸入した者」に、「沖繩産糖で本邦に輸入されたものを」を「沖繩産糖に改める。

第七項中「をいい、本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八號)第六條第一項第一号に規定する本邦を削る。

(沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法の廃止)

第六十六條 沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法は、廃止する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十七條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政令で定める沖繩産糖のものを除く。」を削る。

附則第二條の二を次のように改める。

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特例)

第二條の二 第十條第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるもの算定については、同條第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは、当該年度の前年度における国内産糖(沖繩産糖(沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第四十二號)第七項に規定する沖繩産糖をいう。以下この項において同じ。))を含む。以下この項において同じ。))として、輸入に係る砂糖」とあるのは「輸入に係る砂糖(沖繩産糖を除き、本邦以外の地域から沖繩に輸入された砂糖を含む。))とする。

附則第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 昭和四十七年九月三十日までの間は、沖繩産糖の糖価安定事業法による買入れ

等に関する特別措置法第七項に規定する沖繩産糖については、第十九條第一項の規定は、適用しない。

第六十八條 砂糖の価格安定等に関する法律第十條第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるものの算定については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)

第六十九條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖繩県にあつては、十五メートル)」を加える。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第七十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

目次中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部等」に改める。

第二十八條第四項中「二以上の通商産業局」の下に「(沖繩総合事務局を含む。以下この項及び第三十三條第四項において同じ。))」を加える。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等

第三十二條の見出し中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部等」に改め、同條第三項中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」に改め、同項を同條第四項とし、同條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

第三十三條第三項中「又は鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部又は那覇鉱山保安監督事務所

所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 那覇、釧山保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び釧山保安監督部」を、「釧山保安監督部及び那覇、釧山保安監督事務所」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、他の法令において「釧山保安監督部」又は「釧山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那覇、釧山保安監督事務所又は那覇、釧山保安監督事務所長を含むものとする。

第三十七条第二項の表中「村上海員学校」を「村上海員学校 村上市」に改める。

第五十五条の三の表中「鹿兒島県」を「鹿兒島県 沖繩県」に改める。

第七十七條に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、気象庁の地方機関として、当分の間、沖繩気象台を置く。

第七十八條の見出しを「(管区気象台等)」に改め、同条中「管区気象台」を「管区気象台等(管区気象台及び沖繩気象台をいう。以下同じ。)」に改める。

第七十九條第三項から第五項までの規定中「管区気象台」を「管区気象台等」に改め、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 沖繩気象台は、那覇市に置く。

第八十一条第三項中「管区気象台」を「管区気象台等」に改める。

第七十三條 この法律の施行の際琉球政府の海員学校に在学する者は、その入学の時から沖繩海員学校の相当課程に在学していたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖繩海員学校の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(商工會議所法の一部改正)

第七十一条 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第二項中「五十人以上」を「五十一人以上」に改める。

第七十五條第一項中「百人以内」を「二百人以上」に改める。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第七十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

(海上運送法の一部改正)

第七十四条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附屬の島をいう。以下同じ。)」を削る。

(船舶職員法の一部改正)

第七十五條 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ。)」を削る。

(労働組合法の一部改正)

第七十六條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第七十九條の二第二項ただし書中「海運局」として「各海運局の管轄区域を管轄区域として及び当分の間沖繩県の区域を管轄区域として」に、「海運局」を「船員地方労働委員会」に改める。

第七十七條 この法律の施行の際沖繩の労働組合法(千九百五十二年立法第四十二号)第十九條第二項の船員労働委員会の委員である者は、沖繩

県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会(次項及び第三項において「沖繩船員地方労働委員会」という。)の委員となるものとし、その任期の満了の日は、同条第二十二項において準用する同条第七項の規定に基づき任命が行なわれた日から起算して同条第二十二項において準用する同条第十一項に規定する期間を経過する日とする。

2 沖繩船員地方労働委員会についての前条の規定による改正後の労働組合法第十九條第二十二項の規定の適用に關しては、前項に規定する委員の任期の満了の日までは、同条第二十二項中「各五人」とあるのは「各五人沖繩県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会にあつては各三人」と、「第二十五條」とあるのは「前項中公益委員の数が五人」とあるのは「公益委員の数が五人又は三人」と、第二十五條とする。

3 前二項に定めるもののほか、沖繩船員地方労働委員会の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第七十八條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「海上保安管区」を「海上保安管区」に改める。

第十二條の二第二項中「管区海上保安本部」の下に「(第十一管区海上保安本部を除く。)」を加える。

別表熊本、宮崎県及び鹿兒島県の区域並びにその沿岸水域の項の次に次のように加える。

沖繩県の区域及び第十一海上保安管区に属する沿岸水域 那覇市 第十一海上保安本部

(海難審判法の一部改正)

第七十九條 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の二項を加える。

は、その事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、沖繩県の区域内に、支部を設けることができる。

前項の支部の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、運輸省令で定める。

第九條の二に次の一項を加える。

前条第三項の支部に支部長を置き、海難審判官の中から、高等海難審判官が、これを補する。

第十三條の二第一項中「長」の下に「(第九條の二第四項の支部長を含む。以下同じ。)」を加える。

(運輸省設置法の一部改正に伴う気象業務法の一部改正)

第八十條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第一項中「管区気象台長」の下に「沖繩気象台長」を加え、同条第二項中「管区気象台長」の下に「又は沖繩気象台長」を加える。

(南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の廃止)

第八十一條 南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律(昭和三十三年法律第四十七号)は、廃止する。

第十章 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第八十二條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「地方郵政局」の下に「及び沖繩郵政管理事務所」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分掌する」を「分掌し、沖繩郵政管理事務所は第六條第一項第十号の二から第十号の六まで及び第十二号の二から第十二号の四まで並びに第八條から第十條の二までに掲げる事務の一部を分掌する」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

第十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「地方電波監理局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び地方電波監理局」を、地方電波監理局及び沖縄郵政管理事務所」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十條の二第十号」を「第十條の二第一項第十号」に、「前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 沖縄郵政管理事務所は、那覇市に置く。

5 沖縄郵政管理事務所の管轄区域は、沖縄県とする。

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「地方電波監理局長」の下に「若しくは沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(公衆電氣通信法の一部改正)
第八十三条 公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。
(公社及び公社が行なうことができる公衆電氣通信業務の範囲)
第五条の二 公衆電氣通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電氣通信業務以外のものである。

2 公衆電氣通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電氣通信業務とする。

第十条を次のように改める。

第十条 会社は、前条の規定により公社に国際電氣通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項で郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

きも、同様とする。

第十一条の前の見出しを「(国際電氣通信業務に関する契約)に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第六十九条第一項中「公社又は」を削る。

第七十四条第一項中「若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは變更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

第八八条中「公社又は」を削る。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便法の一部改正)
第八十四条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理事務所」に改める。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易郵便局法の一部改正)
第八十五条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「地方郵政監理局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正)
第八十六条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「地方財政局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

(郵便為替法の一部改正)
第八十七条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

過措置は、政令で定める。

(沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止)
第八十九条 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律(昭和四十四年法律第五十三号)は、廃止する。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正)
第九十条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正)
第九十一条 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九十四条 この法律の施行の日から起算して五年間は、前条の規定による改正後の放送法第十五条第一項中「十二人」とあるのは「十三人」と、同法第二十七条第二項中「九人以上」とあるのは「十人以上」と、同法別表中

「六 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」とあるのは「七 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県」とあるのは「八 北海道 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」とあるのは「九 北海道 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の放送法第十六条第二項の規定により新たに任命されることとなる日本放送協会

の経営委員会の委員については、同条第三項の規定を準用する。

(沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律の廃止)
第九十五条 沖縄におけるテレビジョン放送に必

十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正)
第九十二条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四百四條の三中「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(放送法の一部改正)
第九十三条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第一号イ中「五百三十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

別表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

と読み替えるものとする。

要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律(昭和四十三年法律第二十四号)は、廃止する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第九十六条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條の四の次に次の五條を加える。

附則第二十六條の四の次に次の五條を加える。

附則第二十六條の四の次に次の五條を加える。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日前に給付事由等が生じた給付の取扱

第二十六条の五 沖繩の共済法(公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第五十四号。以下「公務員等共済法」といふ。及び公務員等共済組合の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第五十五号。以下「公務員等施行法」といふ。以下同じ。))の規定の適用を受ける者であつたものうち職員に相当する者として主務大臣が定めるもの

係る沖繩の共済法の規定による長期給付であつて、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号。以下「特別措置法」といふ。))の施行の日(以下「特別措置法の施行日」といふ。))前に給付事由が生じたもの及び同日前に給付の原因である事故が発生し、同日以後にその給付事由が生じたものについては、附則第二十六条の八に規定する場合及び政令で定める場合を除き、なお従前の例により組合が支給する。

(復帰更新組合員に係る恩給等の受給権の取扱い)
第二十六条の六 復帰更新組合員(特別措置法の施行日の前に公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組合員(政令で定める者に限る。))であつた者で、沖繩の復帰に伴う特別措置法の施行日に組合員となり、以後退職することなく引き続き組合員であるものをいう。以下同じ。で特別措置法の施行日の前に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。又は沖繩の退職年金条例(公務員等施行法第二十一条第一項

第四号に規定する退職年金条例(恩給に相当する給付に関する本土の地方公共団体の条例を除く。))をいう。以下同じ。の規定による恩給に相当する給付(その者が沖繩の退職年金条例の規定により遺族として受ける恩給に相当する給付及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給に相当する給付で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給若しくは恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又はこれらの給付に相当する沖繩の退職年金条例の規定による給付を受ける権利

二 普通恩給である軍人恩給以外の普通恩給を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に規定庁に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限るものとし、前項の規定によりみなされた退職に係るものを除く。)

三 普通恩給である軍人恩給を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に規定庁に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限る。)

四 普通恩給に相当する沖繩の退職年金条例の規定による給付を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なう者に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限る。)

3 前項各号に掲げる権利に係る恩給その他の給付は、その者が復帰更新組合員である間も、支給する。
4 第二項第二号から第四号までに掲げる権利を有する者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの権利の基礎とな

つて期間中は、附則第五条第一項第一号の期間に該当しないものとする。
(復帰更新組合員に係る旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第二十六条の七 復帰更新組合員に係る旧法又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令(以下「旧法等」といふ。))の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、旧法等の規定による退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なう旨を申し出たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者に係る退職年金は、その者が復帰更新組合員である間も、支給する。
3 復帰更新組合員に係る旧法等の規定による廃疾年金は、この法律の規定による廃疾年金とみなして、第五十五条第三項から第七項までの規定を適用する。

4 復帰更新組合員に係る旧法等の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なう者に対して当該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を有する者が復帰更新組合員である間も、当該廃疾年金を支給する。
5 第一項ただし書若しくは前項の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつて期間のうち附則第五条第一項第二号又は第三号の期間中は、組合員期間に算入しないものとする。

(復帰更新組合員に対する長期給付に関する規定の適用等)
第二十六条の八 復帰更新組合員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が沖繩の組合員(公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組合員(同立法第五十七条第一項の規定により公務員等共済組合の組合員であつたものとみなされた者及び公務員退職年金法(千九百六十五年立法第五号。以下「年金法」といふ。))の規定の適用を受ける者であつたものを含む。))をいう。以下同じ。であつた間、組合員であつたものと、沖繩の共済法及び年金法の規定による給付(同項の規定により公務員等共済法の規定による給付とみなされた給付を含む。))は、この法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、この法律の規定を適用する。

2 復帰更新組合員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が琉球政府等職員(公務員等共済法第二十一条第一号に規定する職員及び公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四十七号)第二十一条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員をいう。以下同じ。))であつた間、職員であつたものとみなして、附則の規定を適用する。この場合において、琉球政府等職員で、沖繩の退職年金条例の規定の適用を受ける者であつたもの又は政令で定める者であつたものは、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖繩の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該沖繩の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

3 復帰更新組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者を更新組合員とみなして、附則の規定を適用する。

4

復帰更新組合員で第一号に掲げる給付を受けた附則第五号第一項第一号の期間若しくは年金法の施行の日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同条第一項第一号から第三号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。ただし、普通恩給若しくはこれに相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利で附則第二十六号の六第二項第二号から第四号までに掲げるもの又は旧法等の規定による退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利で前条第一項ただし書若しくは同条第四項の規定による申出に係るものを有する復帰更新組合員に対し退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合は、この限りでない。

一 普通恩給又はこれに相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付
二 旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

5

前項本文に規定する復帰更新組合員又は当該復帰更新組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。）（沖縄の復帰に伴う経過措置等の政令への委任）

第二十六号の九 附則第二十六号の五から前条

までに定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める沖縄の組合員であつた者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。

第十一章 労働関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働省設置法の一部改正）
第九十七号 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十号第一項第五号の二を削る。

第十八条第一項中「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）
第九十八号 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険労務士法の一部改正）
第九十九号 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十号の二を第二十号とし、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十号の五を第二十号の四とする。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う炭鉱職者臨時措置法の一部改正）
第一百条 炭鉱職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七項を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う港湾労働法の一部改正）
第一百一条 港湾労働法（昭和四十年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第五十九号第四項を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止）
第一百二条 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）は、廃止する。

第一百三条 前条の規定による沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）については、政令で必要な規定を設けることができる。

第十二章 自治関係

（地方行政連絡協議会法の一部改正）
第一百四号 地方行政連絡協議会法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表九州地方行政連絡協議会法中の「及び鹿児島県」と、鹿児島県及び沖縄県に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第一百五号 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一号・第百三十二号）」を「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一号・第百三十二号）」とし、「第十一章 琉球政府等の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十三号・第百三十四号）」を「第十一章 琉球政府等の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十三号・第百三十四号）」と改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第一百五号 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一号・第百三十二号）」を「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一号・第百三十二号）」とし、「第十一章 琉球政府等の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十三号・第百三十四号）」を「第十一章 琉球政府等の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十三号・第百三十四号）」と改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第一百五号 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第一百五号 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第三百三十二号の二 この章、第十三号及び第十三章の二において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七号）をいう。

二 沖縄の共済法 特別措置法の施行の日前に沖縄県の区域に施行されていた新法の規定による長期給付に相当する給付に関する沖縄法令をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づき公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の規定によりその施行の日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。

2 復帰更新組合員に対して新法の長期給付に関する規定を適用する場合における必要な経過措置等については、この章に定めるところによる。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱）
第三百三十二号の三 沖縄の共済法の適用を受けていた者のうち地方公務員に相当するものとして自治大臣の定めるものに係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組合が支給する。

2 前項に規定する者のうち沖縄の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者その他これに準ずるものとして政令で定める者（同項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。）については、政令で定めるところにより、同項の組合が新法の規定による通算退職年金を支給する。

3 特別措置法の施行の日の前日に沖繩の立法院議員であつた者及び沖繩の中央教育委員会の委員であつた者は、沖繩の共済法の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、沖繩の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対して、沖繩の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

(恩給等の受給権の取扱い)

第三百三十二條の四 復歸更新組合員で特別措置法の施行の日の前日に恩給に關する法令の適用を受けていたものは、これらの法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復歸更新組合員に係る恩給に關する法令又は退職年金条例（元沖繩県官吏恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に關する特別措置法（千九百六十八年立法第七十八号）を含む。）の規定による恩給又は退職料等を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利はこの限りでない。

一 增加恩給、增加退

二 特別措置法の施行の日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して、これを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。）

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退團料を受ける権利の基礎となつた期間は、第十七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

なす。

(国の旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第三百三十二條の五 復歸更新組合員に係る國の旧法等又は共済法の退職年金を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

2 復歸更新組合員に係る国の旧法等若しくは
共済法の廃疾年金又は共済法の通算退職年金
は、その者が復歸更新組合員である間、その
支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受
ける権利を有する者が特別措置法の施行の日
から六十日を経過する日以前に当該権利の決
定を行なつた者に対して当該廃疾年金を受け
る旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(沖繩の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第三百三十二條の六 沖繩の組合員であつた復讐更新組合員に対する長期給付について新法及びこの法律の規定を適用する場合には、政令で特別の定めをする場合を除き、沖繩の共済法の規定による給付は、新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなす。

（沖繩の組合員であつた期間等の組合員期間への算入）

第百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日前の期間のうち沖繩の組合員で

あつた期間（沖繩の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他の政令で定める期間を含む。）は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱ひの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入する。

（地方公共団体の長に相当する者等に対する長期給付の特例）

第三百三十二条の八 琉球政府の行政主席若しくは沖縄の市町村長又は琉球政府の警部補、巡査部長若しくは巡査であつた復帰更新組合員に對し、第六十六条から第八十五条まで又はは第八十八条から第百五条までの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる期間は、当該各号に掲げる期間に算入する。

一 琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長であつた期間として政令で定める期間 地方公共団体の長であつた期間

二 琉球政府その他政令で定める機関の警部補、巡査部長又は巡査であつた期間 警察職員であつた期間

(政令への委任)
第百三十二条の九 この章に定めるもののほ

か、復歸更新組合員その他政令で定める者に
係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に
関する経過措置その他長期給付に関する必要
な経過措置等は、第二章から前章までの規定

の例に準じ、政令で定める。

第十三章に次の一条を加える。

(沖繩の立法院議員であつた者等の取扱ひ)
第百四十二条の三 沖繩の共済法の規定に基づ

く市町村議會議員共済会（以下この条において「沖繩の共済会」といふ。）の會員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖繩の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議會議員共済会又は町村議會議員共済会が支給する。

2 沖繩の立法院議員又は沖繩の共済会の会員であつた共済会の会員に対し新法の共済給付金に關する規定を適用する場合においては、沖繩の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議會議員共済会の会員であつた期間と、沖繩の共済会の会員であつた期間（当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む）は市議會議員共済会又は町村議會議員共済会の会員であつた期間とみなす。

同文

3 前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に關して必要な事項その他新法の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第十三章の二 第四百四十三條の二十三を第四百四十三條の二十四とし、同條の前に次の一條を加える。

(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)

第四百四十三条の二十三 特別措置法の施行の日
の前日に沖繩の共済法の規定に基づく市町村
関係団体職員共済組合（以下この条において
「沖繩の団体共済組合」という。）の組合員であ
つた者で特別措置法の施行の日に団体共済組
合員となり、引き続き団体共済組合員であ
るものの特別措置法の施行の日前の沖繩の団
体共済組合の組合員であつた期間（沖繩の共
済法の規定により当該期間に算入された期間
を含む。）は、団体共済更新組合員の団体職員
としての在職期間の団体共済組合員期間へ
の算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところ
により、団体共済組合員期間に算入する。

(公職選挙法の一部改正)

第百六条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百六十六人」を「四百七十
一人」に改め、同条第二項中「二百五十人」を「二

百五十二人」に、「百五十人」を「百五十二人」に改める。

附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿児島県の選挙区及び議員数の項の次に次のように加える。

沖繩県 五人

別表第二に次のように加える。

沖繩県 二人

(沖繩住民の国政参加特別措置法の廃止)

第七百七条 沖繩住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第七百八条 この法律の施行の際旧沖繩住民の国政参加特別措置法第三條の規定により衆議院議員又は参議院議員とされていた者は、第六百六条の規定による改正後の公職選挙法の規定により沖繩県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院議員又は参議院議員とみなす。この場合において、これらの者の任期は、同条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十六條及び第二百五十七條の規定にかかわらず、これらの者のこの法律の施行の日の前日における衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一部改正に伴う消防法の一部改正)

第七百九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「管区気象台長」の下に「沖繩気象台長」を加える。

第十三章 雑則

(政令への委任)

第七百十條 この法律に定めるもののほか、この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十條、第十一條及び第十九條の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二條及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六條の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理由

沖繩の復興に伴い、関係法令の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

目次

第一章 総則(第一條、第二條)

第二章 振興開発計画及び振興開発事業(第三條、第十條)

第三章 産業振興のための特別措置(第十一條、第二十二條)

第四章 自由貿易地域(第二十三條、第二十八條)

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成(第二十九條、第三十條)

第二節 沖繩電力株式会社(第三十一條、第三十七條)

第六章 職業の安定のための特別措置(第三十八條、第四十七條)

第七章 その他の特別措置(第四十八條、第五十一條)

第八章 沖繩振興開発審議会(第五十二條、第五十三條)

第九章 雑則(第五十四條、第五十六條)

第十章 罰則(第五十七條、第六十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、沖繩の復興に伴い、沖繩の特殊事情にかんがみ、総合的な沖繩振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖繩の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「沖繩」とは、沖繩県の区域をいう。

2 この法律において「離島」とは、沖繩にある島のうち、沖繩島以外の島で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和二十八法律第五十四号)第二條各号に掲げる者(政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人)並びに企業組合及び協業組合をいう。

第二節 振興開発計画及び振興開発事業(振興開発計画の内容)

第三條 沖繩振興開発計画(以下「振興開発計画」という)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土地(公有水面を含む)の利用に関する事項
- 二 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項
- 三 中小企業の振興に関する事項
- 四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 五 水資源及び電力その他のエネルギー資源の

開発に関する事項

六 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

七 職業の安定に関する事項

八 教育及び文化の振興に関する事項

九 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

十 観光の開発に関する事項

十一 離島の振興に関する事項

十二 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

十三 前各号に定めるもののほか、沖繩の振興開発に必要事項

2 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)

第四條 沖繩県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖繩振興開発審議会の議を経ることに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

3 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖繩県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、振興開発計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第五條 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず

ず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に對する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に對する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 沖縄における農地及び産業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第六十九号)第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に對して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5 国は、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に關する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業(同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。)と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

(沖縄の道路に係る特例)

第六条 振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の施設又は改築で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は道路法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により建設大臣がその新設又は改築を行なう道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

(沖縄の河川に係る特例)

第七條 振興開発計画に基づいて行なう二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第十条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行なう場合において

は、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条第一項中「河川法第九條第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七條第一項」と、同法第八条中「河川法第六十條第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七條第五項」と、「同法第六十條第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七條第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替へて、同法を適用する。

7 建設大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。

8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九條の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

9 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(沖縄の港湾に係る特例)

第八條 振興開発計画に基づいて行なう港湾工事(港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。)で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定したものは、同法

第五十二條第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3 第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(公用に供するため国が必要とするものを除く。)については、港湾管理者が負担した費用の額に相當する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならぬ。

7 港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。)は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならぬ。

9 第五項及び港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者

が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港務管理者が」とあるのは、「港務管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替へるものとする。

10 この条における「港務工事」、「港務管理者」、「水域施設」、「外かく施設」、「けい留施設」、「臨港交通施設」、「港務施設用地」、「港務施設」及び「航行補助施設」の意義は、港務法第二条に定めるところによる。

(国有財産の譲与等)

第九條 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者(以下この条において「関係地方公共団体等」という。)が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に關するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(地方債についての配慮)

第十條 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第三章 産業振興のための特別措置

(工業開発地区の指定)

第十一條 沖繩開発庁長官は、沖繩県知事の申請に基づき、沖繩振興開発審議会の議を経ることに、関係行政機関の長に協議して、工業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件を

そなえている地区を工業開発地区として指定することができる。

2 沖繩開発庁長官は、前項の指定をするにあつては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律(昭和三十三年法律第二十四号)第二条の規定による工場立地の調査等工業の開発に関する国の調査がされているときは、その調査の結果を参酌しなければならぬ。

3 沖繩県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

4 沖繩開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 沖繩開発庁長官は、沖繩県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、沖繩開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖繩県知事の意見をきき、かつ、沖繩振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により沖繩開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)

第十二條 個人がその有する工業開発地区内の農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。)を工場用地の用に供するため譲渡した場合に、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第十三條 工業開発地区以外にあり、事業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第十四條 工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者があつた場合には、当該新設又は増設に伴ひ新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産

税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(特定事業所の認定等)

第十六條 関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖繩の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものを設置する者に対し、沖繩開発庁長官に協議して、当該事業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができ

2 関係行政機関の長は、前項の認定を受けた事業所(以下「特定事業所」という。)が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、沖繩開発庁長官に協議して、その認定を取り消すことができる。

3 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4 この法律の施行の際沖繩以外の本邦の地域に本店又は主たる事務所を有する内国法人が、特定事業所を有する法人で工業開発地区内に本店又は主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該法人に係る第一項の認定後五年以内に取得した場合には、政令で定めるところにより、当該法人を租税特別措置法第五十五條第二項に規定する新開発地域内に本店又は主たる事務所を有する法人とみなして、同条の規定を適用することができる。

(施設の整備等)

第十七條 国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用

地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対し、その就業に必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(中小企業の業種別の振興)

第十九条 関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下第二十一条までにおいて「指定業種」という。)に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2 中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七條第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化

審議会」と読み替へるものとする。

3 前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項の勧告又は報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

第二十条 指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人(以下この条において「商工組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する事業を行なうものについて、同法第十七条第三項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替へるものとする。

(課税の特例等)

第二十一条 次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者となし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第二号に掲げるもの(企業組合を除く。)及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。)については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者となし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十一条までの規定を適用する。

(資金の確保等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、事業者が行なう工業開発地区内の製造の事業の用に供する施設の整備並びに中小企業及び農林漁業の振興

のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 自由貿易地域

(自由貿易地域の指定)

第二十三条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

(自由貿易地域内における事業の認定)

第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しななければならない。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件その他同項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定保税地域等)

第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建築物その他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

るものとする。

可とするものとする。

(自由貿易地域投資損失準備金)

第二十六條 内国法人は、第二十四條第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合に、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

(準用)

第二十七條 第十四條及び第十五條の規定は、自由貿易地域について準用する。

(特別の法人の設置)

第二十八條 国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地の造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2 前項の特別の法人に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成

(資金の確保等)

第二十九條 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ。)の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十條 第十四條の規定は、電気事業者(電気事業法第二條第六項に規定する電気事業者をいう。)が電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節 沖縄電力株式会社

(会社の目的)

第三十一條 沖縄電力株式会社は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第三十二條 沖縄電力株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第三十三條 会社以外の者は、その商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役)

第三十四條 会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

2 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(政府所有の株式の後配)

第三十五條 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に對し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に對し年百分の十の割合に配当した後、なお配当することができる利益金があるときは、政府の所有する株式に對して年百分の十の割合に達するまで政府の所有する株式に對する配当にあてなければならない。

(準用)

第三十六條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十五條第五項、第二十九條から第三十三條まで、第三十五條及び第三十五條の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同法第三十一條中「所有権及び賃借権」とあるのは「譲り渡し、又は所有権」と、同法第三十五條の三中「第十四條第二項及び第二十二條第一項」とあるのは「及び第十四條第二項」と読み替へるものとする。

(協議)

第三十七條 通商産業大臣は、第三十四條第二項又は前条において準用する電源開発促進法第三十二條(会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。)若しくは第三十三條の認可をしようとするときは、沖縄開発庁長官に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、前条において準用する電源開発促進法第十五條第五項、第三十條、第三十一條、第三十二條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)又は第三十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章 職業の安定のための特別措置

(職業の安定のための計画の作成等)

第三十八條 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(振興開発計画に基づく事業等への就労)

第三十九條 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他

の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とその他の失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(転業等のための資金の確保等)

第四十條 国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復帰若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退、縮小等に伴い転業を余儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第四十一條 公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 次のいずれかに該当する者であること。

イ 沖繩の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖繩に適用されることとなつたため、従前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は従前の沖繩と本邦との間の輸出若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ 沖繩の復帰に伴い、沖繩において適用されてきた輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したことその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖繩にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の消滅その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日までは、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

2 手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日(その日がこの法律の施行の日以前であるときは、この法律の施行の日(前日))の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、その効力を失ふ。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設が行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

(就職促進手当の支給)

第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、就職促進手当を支給する。

(雇用促進事業団による援護業務)

第四十四条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、沖繩の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練(手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を含む。)を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移動する手帳所持者に対して移動資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自己支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖繩の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

五 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

六 沖繩の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

七 沖繩の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

八 沖繩の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

九 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、沖繩の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十條及び第三十七條第一項(同法第十九條の二第一項並びに第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

この場合において、同法第三十七條第一項(同法第二十條第一項に係る部分に限る。)中「大蔵大臣」とあるのは、「沖繩開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法

第四十條第三号の規定の適用については、同法第十九條に規定する業務とみなす。

(譲渡等の禁止)

第四十五条 第四十三條の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十六条 租税その他の公課は、第四十三條の就職促進手当、第四十四條第一項第一号の手当、同項第二号の移動資金又は同項第三号の自営支度金(同項第十号の規定に基づいて再就職する沖繩の失業者に対して支給する給付金であつて、自己支度金に相当するものを含む。)を標準として、課することができない。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外)

第四十七条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十一條及び第二十二條の規定は、沖繩については、適用しない。

第七章 その他の特別措置

(市町村における基幹道路の整備)

第四十八条 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条及び第二十三條の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖繩開発庁長官が関係行政機関の長に協議して指定した地域内の基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港間連道(以下この条において「市町村道等」という。)の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうもの

のうちに、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖繩開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖繩県が行なうことができる。

2 前項の市町村道等の指定は、沖繩県知事が、関係市町村長との協議がととのつた場合において提出する申請に基づいて行なうものとする。

3 沖繩県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつて、その権限を行なうものとする。この場合において、沖繩県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、沖繩県知事が行なう。

4 第一項の規定により沖繩県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖繩県が負担する。

5 前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道路の新設又は改築とみなす。

(無医地区における医療の確保)

第四十九条 沖繩県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健婦の配置
 - 五 公的医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 沖繩県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び沖繩県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 沖繩県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖繩県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

(交通の確保)

第五十条 国の行政機関の長は、沖繩県の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営営し、又は自家用自動車と共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づき免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十一条 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖繩県が、離島の地域及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖繩開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は新炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖繩県」と、「事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置」とあるのは「これらの措置」と読み替えるものとする。

第八章 沖繩振興開発審議会

(沖繩振興開発審議会の設置及び権限)

第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖繩の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖繩開発庁に沖繩振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沖繩の振興開発に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第五十三条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十五人以上で組織する。

- 一 関係行政機関の職員 十三人以上
- 二 沖繩県知事
- 三 沖繩県議会議長
- 四 沖繩県の市町村長を代表する者 二人
- 五 沖繩県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

六 学識経験のある者 六人以上

2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

(土地の利用についての配慮)

第五十四条 国及び地方公共団体は、沖繩において土地(公有水面を含む。)をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

(他の法律の適用除外)

第五十五条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第百二十六号)、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)は、沖繩については、適用しない。

2 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)中府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖繩については、適用しない。

(政令への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第五十七条 第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第七十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八条 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。

第五十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十条 第三十六条において準用する電源開発促進法第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条又は第三十三条の規定に違反したとき。

二 第三十六条において準用する電源開発促進法第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条 第三十三条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。)の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八条から第六十二条まで、次条、附則第八條、附則第十條及び附則第十九條の規定は、公布の日から施行する。(琉球政府行政主席への通知)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球

振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの

第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳

昭和五十七年三月三十一日以前に開始された第四十四條第一項に規定する雇用促進事業団の業務(当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。)

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

第四條 昭和四十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したもののについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

第五條 この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム(政令で定める施設又は工作物を含む。)の存する河川について、当

政府行政主席に通知しなければならない。(この法律の失効)

第三條 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第五條から第八條まで、第四十八條及び第四十九條

第七條第六項

第四十一條第二項及び第三項、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條並びに第四十七條第一項

第四十四條

該ダムの建設を行なう河川の部分として建設大臣が指定する区間は、第七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、同條第一項の規定により指定された区間とする。

2 前項のダムは、同項の指定があつた時において第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 第一項のダムの建設に要する政令で定める費用は、第七條第五項及び特定多目的ダム法第七條第一項の規定にかかわらず、国が支弁するものとする。

(労働省設置法の一部改正)

第六條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)」を、「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第 号)」に改め、同條第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十の三 沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に關する計画を作成すること。

第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 沖縄振興開発特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に關すること。

第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(職業訓練に關する部分を除く。)」及び「沖縄振興開発特別措置法(第六章(職業訓練に關する部分を除く。))の規定に限る。」に改め、同條第二項中及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(第二十二條の規定に限る。)」を、「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(第二十二條の規定に限る。)」及び「沖縄振興開発特別措置法(第三十九條の規定に限る。)」に改める。

(国土総合開発法の一部改正)

第七條 国土総合開発法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「又は首都圏整備計画」を、「首都圏整備計画又は沖縄振興開発計画」に、「又は首都圏整備委員会」を、「首都圏整備委員会又は沖縄開発庁長官」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法の一部を次のように改正する。附則第九條の次に次の一條を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 沖繩電力株式会社が行なう電気供給業に対する事業税の標準税率については、沖繩県の区域にこの法律が施行されることとなる日以後五年以内に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十二第二項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の〇・五」と、当該二年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・〇」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

4 道府県は、沖繩電力株式会社が沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第

号)附則第十九条第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合において、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(企業合理化促進法の二部改正)

第九条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は漁港法」を、「漁港法又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)」に改め、同条第四項中「又は漁港法」を、「漁港法又は沖繩振興開発特別措置法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を、「日本自動車ターミナル株式会社及び沖繩電力株式会社」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十一条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)」

第十条第一項を、「交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第六条第五項」に改める。

(特定港灣施設整備特別措置法の一部改正)

第十二条 特定港灣施設整備特別措置法(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項を」、「北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八条第一項」に改める。

第四條第一項中「北海道」の下に「及び沖繩県」を加え、同条第二項中「又は北海道開発のためにする港灣工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項を」、「北海道開発のためにする港灣工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興開発特別措置法第八条第三項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条第一項」の下に「(沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七条第六項の規定により適用する場合を含む)」を加える。

(治水特別会計法の一部改正)

第十四条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條を」、「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七条第五項(同条第九項において準用する場合を含む)」に改める。

第五條第一項第二号中「又は第六十三條第一項を」、「若しくは第六十三條第一項又は沖繩振興開発特別措置法第七条第五項」に改める。

(港灣整備特別会計法の一部改正)

第十五条 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項を」、「北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八条第四項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の次に次の一号を加える。

(都市計画法の一部改正)

第二十五 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第四十一條、第四十三條及び第四十四條の規定に限る。

(都市計画法の一部改正)

第十七條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖繩振興開発計画」を加える。

(農業振興地域の整備に關する法律の一部改正)

第十八條 農業振興地域の整備に關する法律の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖繩振興開発計画」を加える。

(公社の設立等)

第十九條 通商産業大臣は、設立委員を命じ、公社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、設立委員を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、公社の設立に際し、公社に対して協定第六條第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

6 前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、公社の設立に際し発行する株式の總数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府から株式の申込みがあつたときは、琉球政府に対して株式を割り当てるものとする。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十七條、第六百八十一條、第六百八十五條及び第六百八十七條第一項(設立の廃止の決議に係る場合に限る)の規定は、公社の設立については適用せず、同法第七十七條第三項の規定は、第五

- 項の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。
- 10 設立委員は、この法律の施行の日の前日まで、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。
- 11 第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時になされるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。
- 12 協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。
- 13 会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
- 14 前各項に規定するもののほか、会社の設立に關し必要な事項は、政令で定める。
- 15 会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三十一条の許可を受けなければならない。
- 16 前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。
- 17 第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。
一 第三十三条の規定の施行の際その商号中に
- 沖繩電力株式会社という文字を使用している者 同条の規定の施行の日から起算して六月間
- 二 この法律の施行の際沖繩においてその商号中に沖繩電力株式会社という文字を使用している者 この法律の施行の日から起算して六月間
- 18 沖繩開発庁設置法(昭和四十六年法律第一号)の施行の日前における第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「沖繩開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替へるものとする。
- 19 会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。
- 一 会社の設立
- 二 第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転
- 20 政府は、沖繩における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業の区分	事業の区分	事業の区分
農業試験研究施設	農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第二条第三号に規定する試験研究施設の設置	国庫の負担又は補助の割合の範囲
土地改良	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業で国が行なうもの	十分の十以内
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第一条第一項に規定する家畜保健衛生所の設置	十分の十以内

林業施設	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業	十分の十以内
漁港	漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る)の修築事業	十分の十以内
道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の十以内
港湾	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地(同条第八項に規定する避難港にあつては、水域施設又は外かく施設に限る)の建設又は改良の工事	十分の十以内
空港	空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事	十分の十以内
公営住宅	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅の建設工事	十分の七・五以内
住宅地区改良	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅の建設(当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む)	十分の七・五以内
水道	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設	三分の二以内
し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
都市公園	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の用地の取得及び同条第二項に規定する公園施設の新設又は改築	十分の五以内
下水道	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三 条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入 又は設置	三分の二以内
伝染病院等	伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十七条第一 項に規定する施設の整備	十分の七・五以内
保健所	保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条に規定する 保健所の整備	十分の七・五以内
精神病院	精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第六条及び 第六条の二に規定する精神病院(精神病院以外の病院に 設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
結核療養所	結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十七条第 一号及び第五十九条に規定する結核療養所の整備	十分の七・五以内
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規 定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
身体障害者更 生施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第 五条第一項に規定する身体障害者更生施設設置の設置	三分の二以内
生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條 第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内
婦人相談所等	売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)第三十四條第 一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六條に規定す る婦人保護施設の整備	三分の二以内
精神薄弱者援 護施設	精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八 条第一項に規定する精神薄弱者援護施設の整備	三分の二以内
老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第十四條第 一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内
義務教育施設 等	義務教育諸学校施設整備法(昭和三十三年法律第 八十一号)第二条第二項に規定する建物、義務教育費国 庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第三条に規定す る教材、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法 律第一百五十二号)第二条第一項及び第六條に規定する小 学部及び中学部に係る建物及び教材、産業教育振興法 (昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する公	十分の九以内

高等学校教育 施設等	公立高等学校危険建築物対策促進臨時措置法(昭和二十八 年法律第二百四十八号)第二条第二項に規定する建物、 産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校(盲学 校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に 係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法 第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のため の設備の整備	十分の七・五以内
砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂 防工事	十分の十以内
海岸	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は 改良	十分の十以内
地すべり防止 施設	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条 第四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の十以内

理由

沖縄の復興に伴い、沖縄の特殊事情にかんが
み、住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上
に資するため、総合的な沖縄振興開発計画を策定
し、及びこれに基づく事業を推進するとともに、
産業振興のための特別措置等を講ずる必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法
律案
沖縄における公用地等の暫定使用に関する
法律
(趣旨等)

第一条 この法律は、沖縄(硫黄島及び伊平屋
島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸
島を含む。)をいう。以下同じ。)の復興に伴い、

沖縄における公用地等のための土地又は工作物に關する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であつても、当該土地又は工作物の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用する事となるより努めるものとする。

(土地又は工作物の暫定使用)

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日(その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日)以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定(以下この項において「地位協定」という。)の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物

ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊に供するもの

の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立(千九百五十八年高等弁務官布告第八号)に基づく琉球水道公社が水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設の用に供している土地(当該施設に關する工事の用に供している土地を含む。)で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの(当該施設に關する工事の用に供する土地を含む。) 沖縄県

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立(千九百五十四年琉球列島米國民政府布告第二百二十九号)に基づく琉球電力公社が電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百号)により設立される沖縄電力株式会社

四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国

五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地

ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供するもの

六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識に相當する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国

七 この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体

2 前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣

三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣

四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣

五 前項第五号に掲げる土地 運輸大臣

六 前項第六号に掲げる土地 海上保安庁長官

七 前項第七号に掲げる土地 建設大臣

3 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかなる関係人(この法律の施行の日に当該土地又は工作物に關して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

(土地又は工作物の使用に伴う損失の補償)

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下同じ。)に係る分を当該年度においてしななければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日(この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価格(土地又は土地に關する所有権以外の権利に對する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に關する所有権以外の権利に對する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格)によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当事とは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(原状回復の義務)

第四條 第二條第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

理由

沖縄の復興に伴い、当分の間、沖縄における人事院の業務計画の実施を分掌する人事院沖縄事務所を那覇市に設置する必要がある旨人事院から申し出があつた。これが、この案件を提出する理由である。

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 沖縄総合開発計画等(第四條—第七條)
- 第三章 沖縄の開発に関する行政機関等(第八條—第十四條)

附則

第一章 総則

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二條第二項及び次項の規定は、公布の日から施行する。(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理由

沖縄の復興に伴い、沖縄における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法第十三條第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件

国家公務員法第十三條第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定により、当分の間、人事院沖縄事務所を那覇市に置くことについて、国会の承認を求めめる。

第二類第二号(附屬の二)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会連合審査会議録第一号(その二) 内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会

昭和四十六年十二月七日

らない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、沖縄における地方公共団体の自主性をそとわず、地方自治の本旨に則りその独立性が確保されるように、特に配慮がなされなければならない。

第二章 沖縄総合開発計画等

(沖縄総合開発計画)

第四條 国は、第二條に規定する平和開発の基本方針に従い、沖縄の総合的な開発に関する計画(以下この章において「沖縄総合開発計画」という。)を策定するものとする。

2 沖縄総合開発計画は、基本計画及び年度計画とする。

3 基本計画は、次に掲げる事項につき定めるものとする。

一 アメリカ合衆国軍隊の基地跡地その他の土地(公有水面を含む。)の農畜産用地、住宅用地、工業用地等としての平和的利用に関する事項

二 水資源及び電力資源の開発並びに道路、港湾等の交通施設、通信施設、農用地、工業用地その他の産業基盤の整備に関する事項

三 さとうきび、パイナップル、牛、豚等生産条件が沖縄に適する農畜産物の生産の振興、流通機構の整備及び価格の安定に関する事項

四 遠洋漁業の基地の整備及び沿岸漁業の育成に関する事項

五 農畜産加工工業、水産加工工業、木材加工工業、電子機器製造業等の製造加工工業の育成及びこれらの製造加工工業による生産物の輸出の増進に関する事項

六 中小企業の事業の共同化、設備の改善等の中小企業の近代化に関する事項

七 自然景観、史跡等の観光資源の保護、海中公園の整備等の観光資源の開発及び観光客のための宿泊施設等の旅行関係施設の整備に関する事項

八 心身障害者、児童、老人等のための社会福祉施設の整備、病院、診療所等の医療施設の整備及び医師、看護婦等の確保に関する事項

九 住宅、水道、下水道、公園、緑地等の生活基盤の整備に関する事項

十 学校教育施設の整備、へき地教育の振興及び社会教育活動を行なうための文化センター等の社会教育施設の整備に関する事項

十一 離職者の沖縄開発に関する各種事業への就労のための職業訓練の充実及び職業紹介の推進に関する事項

十二 公害の発生の防止等の環境の保全に関する事項

十三 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

十四 前各号に定めるもののほか、沖縄の開発に關し必要な事項

4 年度計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業についての計画とする。

5 沖縄総合開発計画は、沖縄の離島の開発についても十分の考慮が払われたものでなければならない。

6 沖縄総合開発計画は、沖縄の地理的自然的条件の特殊性をいかして東南アジア諸国との経済的文化的交流を図るよう配慮されたものでなければならない。

第五條 沖縄県は、関係市町村の意見をきいて沖縄総合開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の沖縄総合開発計画の案に基づき、沖縄開発審議会の議を経て沖縄総合開発計画を定め、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により沖縄総合開発計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。(水道事業等の県営)

第六條 国は、沖縄における水道事業及び電気事

業については、沖縄県が経営することを建前として行なわれるよう必要な措置を講ずるものとする。

(亜熱帯農業に関する調査研究機関の設立)

第七条 国は、沖縄における農業の発展に資するとともに東南アジア諸国における農業の振興開発に寄与するための亜熱帯農業に関する調査研究を行なう機関を沖縄に設けるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 沖縄の開発に関する行政機関等(沖縄開発庁)

第八条 沖縄の開発に関する施策を総合的かつ積極的に推進するため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置するものとする。

(沖縄開発金融公庫)

第九条 沖縄の開発に必要な資金の融通を円滑にするための金融機関として、別に法律で定めるところにより、沖縄開発金融公庫を設置するものとする。

(沖縄開発審議会)

第十条 総理府に、附屬機関として、沖縄開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十一条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、

第十二条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員 十三人以内
- 二 沖縄県知事
- 三 沖縄県議会議長
- 四 沖縄県内の市町村の長を代表する者 六人

五 沖縄県内の市町村の議会の議長を代表する者 六人

六 学識経験のある者 六人以内

2 委員は、非常勤とする。

第十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十四条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、わが国が沖縄に対し立法、行政及び司法上のすべての権力を行使することができるとする日として政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

沖縄開発審議会	沖縄平和開発基本法(昭和四十六年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
---------	---

理由

外国の軍事的支配の下に抑圧されてきた沖縄をその苦悩から解放し、その住民の福祉の向上と産業の振興を図るため、沖縄の平和開発に関する基本事項を定め、もつて平和で豊かな沖縄の建設に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案

沖縄における雇用の促進に関する特別措置法

法

(目的)

第一条 この法律は、戦後長期にわたり、他国の軍事的支配の下において、自主的で平和的な産業の発展が阻害され、不安定な雇用状態を余儀なくされてきた沖縄の社会的経済的特殊性にかんがみ、沖縄の労働者に対し就職指導の実施、再就職に関する援助その他特別の措置を講ずることにより、その雇用の促進と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「沖縄」とは、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。

(職業の安定のための計画の作成等)

第三条 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事及び沖縄雇用促進審議会の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(沖縄総合開発計画に基づく事業等への就労)

第四条 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事及び沖縄雇用促進審議会の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、沖縄の総合的な開発に関する計画に基づく事業その他の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職業別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものの請負

契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇用し入れなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(転業等のための資金の確保等)
第五条 国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復帰若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退に伴い転業を余儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者手帳の発給)

第六条 公共職業安定所長は、沖縄において、昭和四十四年十一月二十一日以後自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらないで失業するに至つた者であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

- 一 当該失業者に至つた日から一年以上引き続き事業に従事していたこと。
- 二 労働の意思及び能力を有すること。
- 三 当該失業者に至つた日以後新たに安定した職業についたことのないこと。
- 四 当該申請前に手帳の発給を受けたことのないこと。

2 前項の申請は、当該失業者に至つた日(その日がこの法律の施行の前日であるときは、この法律の施行の前日)の翌日から起算して

三月以内にしなければならぬ。ただし、天災その他申請しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

8 前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して三月以内にしなければならぬ。

第七條 公共職業安定所長は、前條の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一 前條第一項（第三号を除く。）の規定に該当する者であつて、当該失業するに至つた日以後同條第二項又は第三項に規定する期間内に新たに安定した職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに失業するに至つたもの

二 前條第一項の規定により手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業についたことによりその手帳が第九條第二項の規定により効力を失つた者であつて、当該職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに失業するに至つた日（その日がこの法律の施行の日以前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年以内にあるもの（手帳の発給の制限）

第八條 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けている者又は認定を受けることができる者は、前二條の規定にかかわらず、手帳の発給を受けることができる。

（手帳の失効）
第九條 手帳は、当該手帳の発給を受けた者に係る第六條第一項第一号の失業するに至つた日

（その日がこの法律の施行の日以前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失う。

2 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき

二 新たに安定した職業についたとき

三 正当な理由がなく、第十一条第一項の就職指導を再度受けず、同條第二項の規定による指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを再度拒んだとき

四 偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき（省令への委任）

第十條 前四條に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（就職指導の実施）

第十一條 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行ふものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他のその者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（就職促進手当の支給）

第十二條 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、政令で定める額の就職促進手当を支給する。

2 前項の就職促進手当の額を定める政令は、その案について、沖縄雇用促進審議会に諮問し、その意見を尊重して、これを制定するものとする。

（就職促進指導官）

第十三條 第十一條第一項の就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第九条の二第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（雇用促進事業団による援護業務）

第十四條 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九條に規定する業務のほか、沖縄の失業者の再就職を促進し、その生活の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練（手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行ふこと

四 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること

五 手帳所持者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること

六 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること

七 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと

八 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと

九 前各号に附帯する業務を行なうこと

十 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九條の二及び第三十七條第一項の規定の適用については、同法第十九條第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三條及び第三十九條の規定の適用については、同法第十九條の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十二條及び第三十七條第一項（同法第十九條の二第一項並びに第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

この場合において、同法第三十七條第一項（同法第二十條第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十條第三号の規定の適用については、同法第十九條に規定する業務とみなす。

（雇用促進事業団が支給する給付金の額の決定基準）

第十五條 前條第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の額は、政令で定める基準に従ひ定めなければならない。

2 第十二條第二項の規定は、前項の政令について準用する。

（沖縄雇用促進審議会）

第十六條 労働省に、沖縄雇用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣

の諮問に依りて、沖縄の労働者の雇用の促進に
関する重要事項を調査審議し、及びこれらに
し必要と認める事項を労働大臣に建議するこ
とができる。

3 審議会は、労働者を代表する者(以下「労働者
委員」という。)及び公益を代表する者(以下「使
用者委員」という。)及び公益を代表する者(以下「使
用者委員」という。)各五人をもつて組織する。

4 労働者委員は、労働組合が政令で定めるところ
により推薦した者について、使用者委員は、
使用者の団体が政令で定めるところにより推薦
した者について、公益委員は、労働者委員及び
使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命す
る。

5 労働者委員のうち二人以上は、沖縄の労働者
でなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必
要な事項は、政令で定める。

(議決等の禁止)

第十七条 第十二条第一項の就職促進手当又は第
十四条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団
が支給する給付金の支給を受けることとなつた
者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保
に供し、又は差し押さへることができない。た
だし、事業主に係る当該権利については、国税滞
納処分(その例による処分を含む。)により差し
押さへる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、第十二条第一項
の就職促進手当、第十四条第一項第一号の手
当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自
営支度金(同項第十号の規定に基づいて再就職
する沖縄の失業者に対して支給する給付金であ
つて、自営支度金に相当するものを含む。)を標
準として、課することができない。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置
法の適用除外)

第十九条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特

別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第三章
の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受ける
ことができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置
法第二十一条及び第二十二條の規定は、沖縄に
ついては、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、わが国が沖縄に対し立法、行政
及び司法上のすべての権力を行使することがで
きることとなる日として政令で定める日から施
行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算し
て十年を経過した日に、その効力を失う。

3 次の表の上欄に掲げる事項については、同表
の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわら
ず、なおその効力を有する。

この法律の失効前に手 帳の発給を受けた者に 係る当該発給を受けた 手帳	第九條から第十一條 まで、第十二條第一 項、第十三條、第十 五條第一項、第十七 條、第十八條及び第 十九條第一項
この法律の失効前に開 始された第十四條第一 項に規定する雇用促進 事業団の業務(当該業 務が終了するまでの間 に行なわれるものに限 る。)	第十四條及び第十五 條第一項

(労働者設置法の一部改正)

4 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二
号)の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は勤労者財産形成
促進法(昭和四十六年法律第九十二号)」を「勤
労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九
十二号)又は沖縄における雇用の促進に関する特
別措置法(昭和四十六年法律第 号)」に改
め、同條第四十一号の二の次に次の一号を加え

る。
四十一の三 沖縄における雇用の促進に關す
る特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の
職業の安定を図るため必要な措置に關する
計画を作成すること。

第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加
える。

七の三 沖縄における雇用の促進に關する特
別措置法の規定に基づいて行なう就職指導
及び就職促進手当の支給に關すること。

第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等の
雇用の促進に關する特別措置法(職業訓練に關
する部分を除く。)」を、中高年齢者等の雇用の
促進に關する特別措置法(職業訓練に關する部
分を除く。及び沖縄における雇用の促進に關す
る特別措置法(職業訓練に關する部分を除く。))
に改め、同條第二項中「及び中高年齢者等の雇
用の促進に關する特別措置法(第二十二條の規
定に限る。)」を、中高年齢者等の雇用の促進に
關する特別措置法(第二十二條の規定に限る。)
及び沖縄における雇用の促進に關する特別措置
法(第四條の規定に限る。))に改める。

第十三條第一項の表中駐留軍関係離職者対策
審議会の項の次に次のように加える。

沖縄雇用促進 労働大臣の諮問に依り、沖
縄の労働者の雇用の促進に
關する重要事項を調査審議
すること。

(社会保険労務士法の一部改正)

5 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八
十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四の次に次の一号を加え
る。

二十の五 沖縄における雇用の促進に關する
特別措置法(昭和四十六年法律第 号)

理由

戦後長期にわたり、他国の軍事的支配の下にお
いて、自主的で平和的な産業の発展が阻害され、

不安定な雇用状態を余儀なくされてきた沖縄の勞
働者の雇用の促進と生活の安定に資するため、就
職指導の実施、再就職に關する援護その他特別の
措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約一千
八百六十億円の見込みである。